

約款番号

E-1

旧東邦生命契約用約款

ジブラルタ生命 コールセンター

0120-981-088 **通話料無料**

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00
(日・祝・12/31~1/3を除く)

2024年3月版[®]



Gibraltar
ジブラルタ生命

目次

■普通保険約款

新定期保険（平成8年4月2日改正）普通保険約款	1
重度慢性疾患保障保険普通保険約款	15
特定疾病保障定期保険（平成8年4月2日改正）普通保険約款	34
ガン倍額医療保障付定期保険普通保険約款	50
新ガン倍額医療保障付定期保険普通保険約款（看護給付不担保特約条項を含む）*	67
※平成6年10月の健康保険制度改正により、看護費用が健康保険の適用対象となっています。このため、看護給付不担保特約を付加することにより、この保険における看護給付の取扱を行なっておりません。	
医療保障付定期保険（平成8年4月2日改正）普通保険約款	88
新医療保障付定期保険普通保険約款	101
5年ごと利差配当付定期保険普通保険約款	117
5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険普通保険約款	131
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款	151

■特約条項・特則

保険金等の支払時期変更特則	168	無配当災害割増特約条項	436
保険契約の失効取消に関する特則（VI）	170	無配当傷害特約条項	445
契約条件の変更に関する特則（個人保険・個人年金保険）	171	無配当災害入院特約条項	456
保険法施行に伴う取扱変更に関する特則（更新用）	184	無配当疾病入院特約条項	464
未経過保険料の取扱に関する特則	189	無配当女性医療特約条項	472
定期保険特約条項（平成8年4月2日改正）	190	無配当成人病入院特約条項	481
家族定期保険特約（妻型）条項（平成8年4月2日改正）	198	無配当手術特約条項	489
家族定期保険特約（子型）条項（平成8年4月2日改正）	206	無配当通院特約条項	498
災害割増特約条項（平成8年4月2日改正）	215	無配当家族傷害特約条項	504
傷害特約条項（平成8年4月2日改正）	225	無配当家族災害入院特約条項	516
災害入院特約条項（平成8年4月2日改正）	237	無配当家族疾病入院特約条項	524
疾病入院特約条項（平成8年4月2日改正）	245	無配当家族手術特約条項	532
女性医療特約条項（平成8年4月2日改正）	254	無配当家族通院特約条項	541
成人病入院特約条項（平成8年4月2日改正）	264	リビング・ニーズ特約条項	547
手術特約条項（平成8年4月2日改正）	272	個人年金保険料税制適格特約条項	554
通院特約条項（平成8年4月2日改正）	281	年金特約条項（平成8年4月2日改正）	556
家族傷害特約条項（平成8年4月2日改正）	287	終身保険移行特約条項	560
家族災害入院特約条項（平成8年4月2日改正）	299	5年ごと利差配当付終身保険移行特約条項	561
家族疾病入院特約条項（平成8年4月2日改正）	307	保険料口座振替特約条項	562
家族手術特約条項（平成8年4月2日改正）	316	集団取扱特約条項	564
家族通院特約条項（平成8年4月2日改正）	325	団体特別取扱特約条項	565
ガン特約条項（平成8年4月2日改正）	331	団体特別取扱特約条項	566
新手術特約条項（平成8年4月2日改正）	338	ガン倍額医療保障付定期保険集団取扱特約条項	567
新災害割増特約条項（平成8年4月2日改正）	348	新ガン倍額医療保障付定期保険集団取扱特約条項	568
ガン保障特約条項	357	医療保障付定期保険集団取扱特約条項	569
新手術保障特約条項	364	新医療保障付定期保険集団取扱特約条項	570
新通院特約条項	373	5年ごと利差配当付定期保険集団取扱特約条項	571
新災害通院特約条項	378	5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱特約条項	572
入院一時給付特約条項	384	給付金の受取人に関する特約条項	573
5年ごと利差配当付定期保険特約条項	390	家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項	574
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約条項	394	自動更新特約条項	575
5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約条項	406	指定代理請求特約条項	576
5年ごと利差配当付家族定期保険特約（妻型）条項	419	特別条件付取扱特約条項	579
5年ごと利差配当付家族定期保険特約（子型）条項	427		

新定期保険(平成8年4月2日改正)普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第2条 保険料の払込

第3条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第4条 保険料の払込方法<経路>

3. 保険契約者の住所の変更

第5条

4. 保険料の前納

第6条

5. 保険契約の復活

第7条

6. 保険金の支払および請求手続

第8条 保険金の支払

第9条 保険金の請求手続

第10条 被保険者の生死不明の場合

第11条 保険金支払の時期および場所

7. 高度障害給付金の支払および請求手続

第12条 高度障害給付金の支払

第13条 高度障害給付金の請求手続

第14条 高度障害給付金支払の時期および場所

第15条 保険契約の消滅

8. 保険料の払込免除および請求手続

第16条 保険料の払込免除

第17条 保険料の払込免除の請求手続

9. 保険金を支払わない場合

第18条

10. 高度障害給付金を支払わない場合

第19条

11. 保険料の払込を免除しない場合

第20条

12. 保険契約の取消、無効および解除

第21条 保険契約の取消および無効

第22条 告知義務違反による解除

第23条 重大事由による解除

13. 保険金の中途増額

第24条

14. 中途解約および保険金の減額

第25条

15. 払戻金

第26条

16. 保険金受取人の指定、変更および保険契約の承継

第27条

17. 保険契約者または保険金受取人の代表者

第28条

18. 年齢の計算および誤りの処理

第29条 年齢の計算

第30条 年齢の誤りの処理

19. 保険契約の更新

第31条

20. 他の保険種類への加入

第32条

21. 社員配当

第33条

22. 保険証券の書換、再交付その他の取扱

第34条

23. 時効

第35条

24. 保険契約の転換

第36条 他の保険契約への転換

25. 管轄裁判所

第37条

26. 保険期間の短縮

第38条 保険期間の短縮

第39条 保険期間を短縮した場合の特約の取扱

27. 払済保険への変更

第40条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

別表3 解約払戻金額例表

別表4 払済保険金額例表

新定期保険(平成8年4月2日改正)普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡したときに保険金を、また、高度障害となったときに高度障害給付金を支払うことを主な内容とし、家族の生活安定をはかる保険であります。

1. 会社の責任開始期

- 第1条** 会社は、保険契約の申込を承諾して、第1回保険料を受け取った時から、保険契約上の責任を負います。
- ② 前項の規定にかかわらず、会社所定の第1回保険料充当金領収証をもって第1回保険料相当額を受け取った後、会社が申込を承諾した場合には、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から保険契約上の責任を負います。この場合には、第1回保険料充当金領収証をもって第1回保険料領収証に代えます。
- ③ 前2項による会社の責任開始の日を、保険契約の契約日とします。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、書面をもって通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾通知に代えることがあります。

2. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第2条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第4条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または高度障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに第16条に規定する保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第3条第5項の規定を準用します。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第3条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。
- ④ 猶予期間中に保険金または高度障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ⑤ 猶予期間中に第16条に規定する保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者はその猶予期間中の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

(保険料の払込方法<経路>)

第4条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 金融機関等の会社の指定した場所に持参して払い込む方法
3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りです。)
4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限り。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第3条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約については、第1項第3号の規定による場合において第3条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

3. 保険契約者の住所の変更

- 第5条** 保険契約者が住所または居所を変更したときには、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。
- ② 保険契約者が前項の通知をしなかったときには、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

4. 保険料の前納

第6条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合

当月分以後の3カ月分、6カ月分、9カ月分または12カ月分の保険料を前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合

(イ) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社が定めた率で割引きます。

(ロ) (イ)の規定により割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約については半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

- ② 会社は、次のいずれかの場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払う場合には保険金受取人に払い戻します。
1. 保険契約が消滅したとき。
 2. 保険料の払込を要しなくなったとき。

5. 保険契約の復活

第7条 第3条第2項の規定によって保険契約が効力を失った後3年以内であれば、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。

- ② 前項により保険契約の復活を請求する場合には、保険契約者は、会社所定の復活申込書に被保険者の健康に異常のないことを証明する会社の指定した医師の診断書を添えて提出して下さい。ただし、保険契約が効力を失った後3カ月以内は、保険契約者および被保険者の誓約書をもって医師の診断書に代えることができます。
- ③ 前項の場合に、会社が保険契約の復活を承諾したときには、会社の指定した日までに、延滞保険料を払い込んで下さい。
- ④ 第1条(会社の責任開始期)、第21条(保険契約の取消および無効)および第22条(告知義務違反による解除)の規定は、保険契約復活の場合に準用します。この場合には、第1条第3項および第22条第4項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

6. 保険金の支払および請求手続

(保険金の支払)

第8条 保険金は、被保険者が、保険期間中に死亡したときに、保険金受取人に支払います。

(保険金の請求手続)

第9条 保険契約者または保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 保険金受取人は、被保険者の死亡したことを知った日から2カ月以内に、次の書類を提出して保険金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差し支えありません。
1. 保険金請求書
 2. 死亡診断書または検案書

3. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 4. 保険金受取人の戸籍抄本
 5. 保険金受取人の印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(被保険者の生死不明の場合)

第10条 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第8条(保険金の支払)の規定を適用して保険金を支払います。

(保険金支払の時期および場所)

第11条 保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、第9条の書類が本社に到達してから5日以内に本社で支払います。

- ② 前項の事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

7. 高度障害給付金の支払および請求手続

(高度障害給付金の支払)

第12条 被保険者が保険契約の責任開始時(復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同様とします。)以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に、別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したときには、会社は、保険金と同額の高度障害給付金を保険契約者に支払います。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後の傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも支払います。

② 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、高度障害給付金を支払います。

③ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されなかった場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金の請求手続)

第13条 被保険者が、前条の高度障害となったときは、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知し、かつ、保険契約者は、その日から2カ月以内に、次の書類を提出して高度障害給付金を請求して下さい。ただし、正当の理由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。

1. 高度障害給付金請求書
 2. 医師の診断書
 3. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 4. 保険契約者の戸籍抄本
 5. 保険契約者の印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ② 会社は前項の書類のほか、会社の指定した医師の診断書その他特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

③ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(高度障害給付金支払の時期および場所)

第14条 第11条(保険金支払の時期および場所)の規定は高度障害給付金支払の場合に準用します。

(保険契約の消滅)

第15条 会社が高度障害給付金を支払ったときは、高度障害となった時から保険契約は消滅します。

8. 保険料の払込免除および請求手続

(保険料の払込免除)

第16条 被保険者が、保険料払込期間中において、保険契約の責任開始時以後に発生した別表1に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表2に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときは、会社は、その身体障害の状態に該当した日の直後に到来する払込期月(払込期月内の初日から契約当日の前日までの間にその身体障害の状態に該当したときは当該払込期月)以後の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後の傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表2に定める、8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときも保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(保険料の払込免除の請求手続)

第17条 被保険者が、前条第1項の規定に該当した場合には、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知し、かつ、保険契約者は、その日から2カ月以内に、次の書類を提出して、保険料の払込の免除を請求して下さい。ただし、正当な事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。

1. 保険料払込免除請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 不慮の事故であることを証する書類
4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
5. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

9. 保険金を支払わない場合

第18条 次の場合には保険金を支払いません。

1. 契約日または復活日から、1年以内に被保険者が自殺したとき。
2. 被保険者が犯罪または死刑の執行によって死亡したとき。
3. 保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
4. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき。
5. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき。

ただし、戦争その他の変乱による死亡の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

10. 高度障害給付金を支払わない場合

第19条 被保険者が、次の各号によって第12条(高度障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、会社は、高度障害給付金を支払いません。

1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為によるとき。
2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。

3. 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害となったとき。ただし、戦争その他の変乱による高度障害の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、高度障害給付金の全額を支払い、またはその全額を削減して支払います。

11. 保険料の払込を免除しない場合

第 20 条 会社は、被保険者が次の各号によって第 16 条(保険料の払込免除)の規定に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 被保険者の犯罪行為によるとき。
 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 7. 地震、噴火または津波によるとき。
 8. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第7号または第8号の事由による身体障害の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込免除を行なうことがあります。

12. 保険契約の取消、無効および解除

(保険契約の取消および無効)

第 21 条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活、復帰または保険金額の増額が行なわれた場合は、会社は保険契約(復帰または保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

- ② 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活、復帰または保険金額を増額した場合は、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第 22 条 会社が、保険契約申込の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 保険契約者または被保険者が前項の告知の際、悪意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 保険金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金もしくは高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または身体障害が解除の原因となった事実によらないことを保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金もしくは高度障害給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 本条の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. 保険契約が契約日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、契約日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により、別表2に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。

(重大事由による解除)

第 23 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(死亡保険金、高度障害給付金および払込を免除される保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. この保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
 4. その他この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは高度障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。

13. 保険金の中途増額

- 第 24 条** 保険契約者は、保険契約の契約日以後または直前の保険金増額日(会社が、保険金の増額を承諾した直後の年の契約応当日とします。)以後もしくは復活日以後2年以上経過した保険契約について、会社の承諾を得て、将来に向かって保険金を増額することができます。ただし、保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているときは、この取扱をしません。
- ② 保険契約者は、保険金を増額する場合には、会社所定の保険金増額申込書を提出して下さい。
- ③ 会社が保険金の増額を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、会社は、保険金増額日から保険契約上の責任を負います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、会社は、第3項に規定する金額を保険金増額日前に受け取った場合には、当該金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から保険金増額日の前日までの間に保険事故が発生したときは、その保険事故が保険金増額日に発生したものとみなして、保険契約上の責任を負います。
- ⑥ 第 12 条(高度障害給付金の支払)、第 18 条(保険金を支払わない場合)、第 19 条(高度障害給付金を支払わない場合)、第 21 条(保険契約の取消および無効)および第 22 条(告知義務違反による解除)の規定は、本条の規定による保険金の増額分について準用します。この場合には、第 18 条第1号および第 22 条第4項の「契約日」は「保険金増額日」と読み替えます。

14. 中途解約および保険金の減額

- 第 25 条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、または保険金を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社所定の金額に満たないときは、この取扱をしません。
- ② 保険金を減額した場合には、減額分だけ保険契約を解約したものと取り扱います。

15. 払戻金

- 第 26 条** 保険契約が解除もしくは解約された場合または効力を失った場合には、会社は、保険料を払い込んだ年月数により、別表3の割合で計算した解約払戻金を保険契約者に支払います。
- ② 第 18 条(保険金を支払わない場合)の規定により保険金を支払わない場合には、会社は、保険料を払い込んだ年月数により計算した責任準備金を保険契約者に払い戻します。ただし、第 18 条第4号(保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき)の場合には払い戻しません。
- ③ 前2項の払戻金を請求する場合には、保険証券を提出して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、提出できなくても差しつかえありません。
- ④ 第 11 条(保険金支払の時期および場所)の規定は、払戻金支払の場合に準用します。

16. 保険金受取人の指定、変更および保険契約の承継

- 第 27 条** 保険契約者は、保険金受取人を指定、変更または会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行なわれていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人)で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。
- ③ 前項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ④ 第1項の場合には、被保険者の同意を表した書面を添えて、これを会社に通知し、保険証券に会社の承認の表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

17. 保険契約者または保険金受取人の代表者

- 第 28 条** 保険契約者または保険金受取人が2人以上あるときには、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないまたはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してなした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

18. 年齢の計算および誤りの処理

(年齢の計算)

第29条 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約日の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(年齢の誤りの処理)

第30条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合には次の方法で処理します。

1. 実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険の保険料表の範囲外であった場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が、保険契約締結の当時はこの保険料表の最低契約年齢に足りなかったが、その事実の発見されたときは、契約年齢に達していた場合には、最低契約年齢になった日に保険契約を締結したものとみなします。また実際の年齢が、この保険の保険料表の最高契約年齢をこえていた場合でも保険種類を変更して契約することのできるときには、その保険種類で保険契約を締結したものとみなし第2号の規定を準用します。
2. 実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険の保険料表の範囲内であった場合には、実際の年齢に基づいて将来の保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料に超過分があればこれを保険契約者に払い戻し、不足分があればこれを領収します。ただし、保険金または高度障害給付金支払の事由発生後は、支払うべき金額を更正します。

19. 保険契約の更新

第31条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取扱はしません。

1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
 2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
 3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。
 4. 保険契約が払済保険に変更されているとき。
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
- ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
- ⑦ 保険契約が更新された場合には、第12条(高度障害給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ⑧ 本条により保険契約が更新された場合には、保険契約者に通知します。
- ⑨ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新後は、変更後の普通保険約款を適用します。

20. 他の保険種類への加入

第32条 被保険者であった者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1カ月以内であれば、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、他の保険種類に加入できます。

21. 社員配当

第33条 会社の定める方法によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、その事業年度末に有効な保険契約に対して、主務官庁の認可を得た方法で計算した社員配当金の割当を行ないます。

- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から所定年数を経過した後に更新および消滅する保険契約に対して社員配当金の割当を行なうことがあります。
- ③ 当該事業年度末の有効契約について割り当てられた社員配当金は、次の事業年度の年単位の契約応当日(以下本条において「契約応当日」といいます。)の前日までの保険料が払込まれていた場合に限り、次の方法のうち、保険契約申込のとき保険契約者が指定した方法で分配します。
1. 保険料相殺の方法
 - (イ) 次の事業年度に始まる保険年度の保険料と相殺します。ただし、保険料が分割して払い込まれる場合は、その分割回数に応じて等分し、保険料払込の都度その保険料と相殺します。
 - (ロ) 社員配当金が、相殺すべき保険料より多くなった場合にはその差額を、保険料の前納その他の理由で次の事業年度に払い込まれるべき保険料のない場合にはその全額を、第2号の方法によって分配します。

- (ハ) 次の保険年度中に保険契約が消滅した場合、相殺されなかった社員配当金があるときは、保険金を支払うべき場合には保険金受取人に、その他の場合には保険契約者に支払います。
2. 利息をつけて貯蓄する方法
- (イ) 次の事業年度の契約応当日から、会社の定めた利率の複利で蓄積します。
- (ロ) 蓄積された社員配当金は保険契約者の請求によっていつでも支払います。
- (ハ) 保険契約が消滅したときは、この蓄積された社員配当金は、保険金を支払うべき場合には保険受取人に、その他の場合には保険契約者に支払います。
3. 払済増加保険の一時払保険料に充当する方法
- (イ) 次の事業年度の契約応当日に、その日から保険期間を1年とする払済増加保険の一時払保険料に充当します。
- (ロ) 払済増加保険金は、保険金を支払うべき場合には保険金受取人に、また高度障害給付金を支払うべき場合には保険契約者に支払います。
- (ハ) 第25条の規定により保険金が減額された場合には、払済増加保険金も同じ割合で減額するものとします。
- (ニ) 第26条の規定によりこの保険契約の払戻金を支払う場合、払済増加保険については、経過月数に応じて会社の定める方法により計算された金額を保険契約者に支払います。
- ④ 前項の分配を行なう前に保険契約が消滅した場合には、割り当てた社員配当金を保険期間が満了したときに限り保険契約者に支払います。
- ⑤ 第2項の規定によって割り当てられた社員配当金は、次のとおり取り扱います。
1. 保険契約が更新される場合には、その更新時に第3項の規定を準用して支払います。
 2. 保険契約が消滅した場合には、保険金または給付金を支払うべきときにはその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

22. 保険証券の書換、再交付その他の取扱

第34条 保険証券の書換、再交付、訂正または表示は、無料で取り扱います。

23. 時効

第35条 保険金、高度障害給付金、払戻金、社員配当金および保険料の払込免除を請求する権利は、支払または免除の事由発生の時から3年間請求がない場合には消滅します。

24. 保険契約の転換

(他の保険契約への転換)

第36条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

25. 管轄裁判所

第37条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

26. 保険期間の短縮

(保険期間の短縮)

第38条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法より、保険期間を短縮することができます。この場合には、会社の定める方法より計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

(保険期間を短縮した場合の特約の取扱)

第39条 この保険契約の保険期間が短縮された場合、この保険契約に付加されている特約も同時に同じ保険期間に短縮されるものとします。

27. 払済保険への変更

第40条 保険契約者は、保険契約について将来の保険料の払込を中止し、保険料払込済の定期保険(以下、「払済保険」といいます。)に変更することができます。

② 払済保険の保険期間は原保険契約と同一とし、払済保険金額は第26条第1項の払戻金により計算した額とします。ただし、この払済保険金額が会社所定の金額に満たないときは、この取扱をしません。

- ③ 保険契約者は、払済保険に変更した後3年間は、会社の承諾を得て責任準備金の差額を払い込んで原保険契約に復帰することができます。この場合増加した保険金については、第1条(会社の責任開始期)、第7条(保険契約の復活)、第21条(保険契約の取消および無効)および第22条(告知義務違反による解除)の規定を準用します。
- ④ 払済保険金額は、別表4に例示します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーージオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

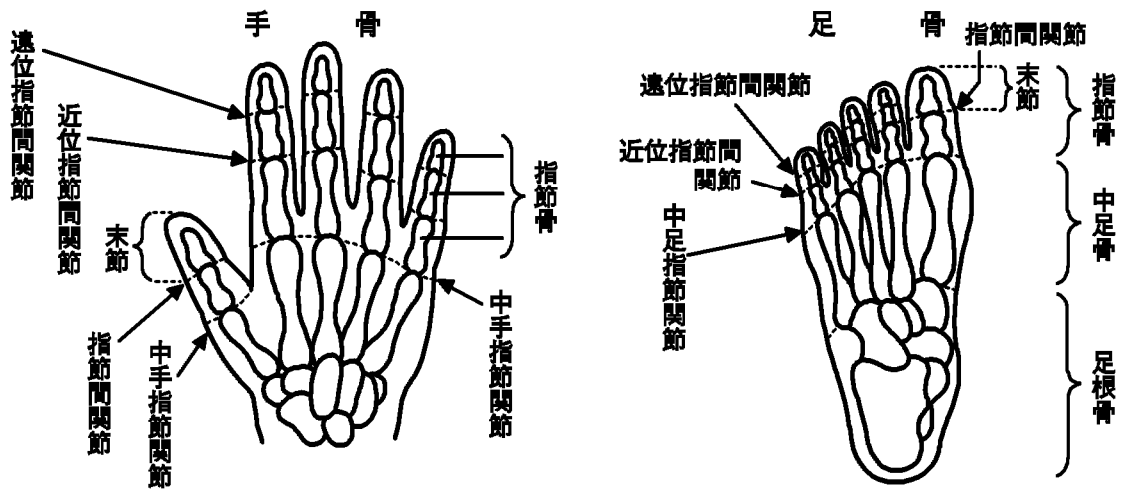
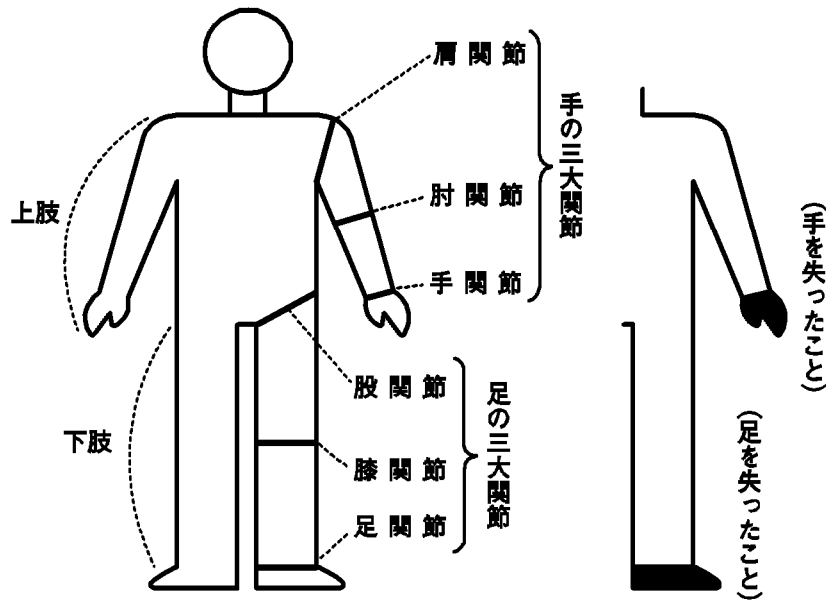
(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表4 払済保険金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での払済保険金額の例示は省略しております。

重度慢性疾患保障保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金、重度慢性疾患給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険料の払込免除

第4条

4. 保険契約の取消および無効

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 重大事由による解除

第9条

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法<経路>

第12条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第13条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

8. 保険料の前納

第14条

9. 保険契約の復活

第15条

10. 社員配当金

第16条

11. 保険契約の解約

第17条

12. 解約払戻金

第18条

13. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第19条

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

第20条 保険金額の増額

第21条 保険金額の減額

第22条 保険料払込方法(回数)の変更

第23条 保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更

第24条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第25条 保険契約者の住所の変更

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第26条 契約年齢の計算

第27条 契約年齢および性別の誤りの処理

16. 保険契約の更新

第28条

17. 請求手続

第29条

18. 時効

第30条

19. 医療技術等の変更に伴う契約内容の変更

第31条

20. 保険契約の転換

第32条 他の保険契約への転換

21. 他の保険種類への加入

第33条

22. 管轄裁判所

第34条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

別表2 シェイエ分類

別表3 心電図等の異常所見

別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

別表5 身体障害表

別表6 対象となる不慮の事故

別表7 解約払戻金額例表

重度慢性疾患保障保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害になられたときに保険金または給付金を支払うほかに、慢性的な疾患を原因として、回復が困難でありかつ継続的な治療が必要となる身体の重度の状態に至った場合に対して給付金を支払うことを主な内容とする保険です。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、書面をもって通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾通知に代えることがあります。

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき。	死亡保険金	保険金額	保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約または保険金額の増額が行なわれた場合の保険契約の増額分については、最後の復活または保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して1年以内の被保険者の自殺 2. 被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 保険契約者の故意

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>2. 被保険者が次のいずれかに該当したとき。ただし、被保険者が医師による治療を受けていることを要します。</p> <p>(1) 初めて医師の診療を受けた日(以下「初診日」といいます。)が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の高血圧症(以下「高血圧症」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、保険期間中に、高血圧症が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の硬化性変化または高血圧性変化において3度または4度に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(2)に定める糖尿病を原因とするものを含めます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、保険期間中に、糖尿病が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 増殖性糖尿病網膜症(新生血管の発生または硝子体出血を伴う網膜症をいいます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき。</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(1)に定める高血圧症を原因とするものを含めます。)に該当したと医師に診断されたとき</p> <p>ハ. 壊疽による所定の状態 下肢に壊疽が生じ、その治療を目的として1足の1足指以上(第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上をいいます。)の切断術を受けたとき。</p> <p>ニ. 継続的なインスリン治療を要する状態 血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によりインスリン治療(妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。)を開始し、その治療が初めてインスリン治療を受けた日から起算して6カ月以上継続したと医師によって診断されたとき。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りです。</p> <p>(3) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、その治療を目的として、保険期間中に医師の指示により永続的に行なう人工透析療法を開始したとき。</p> <p>(4) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1に肝硬変に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限りです。</p> <p>(5) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性膵炎に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限りです。</p>	重度慢性疾患給付金	保険金額	保険契約者	—

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
3. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表5に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。 この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	高度障害給付金	保険金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して死亡保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、別表5および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに高度障害給付金を支払います。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、初診日が責任開始時前である疾病を直接の原因として第1項に定める重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した場合であっても、保険契約の締結時に、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その承諾した範囲内で重度慢性疾患給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- ⑤ 死亡保険金を支払う前に高度障害給付金の請求を受け、高度障害給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払う前に重度慢性疾患給付金の請求を受け、重度慢性疾患給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害給付金を支払いません。
- ⑥ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払った後は、重度慢性疾患給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑦ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑧ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金、重度慢性疾患給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時に保険契約は消滅します。

- ② 会社が重度慢性疾患給付金を支払った場合は、被保険者が重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した時に保険契約は消滅します。

3. 保険料の払込免除

第4条 この保険契約の保険料の払込免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合（以下「払込免除事由」といいます。）	払込を免除する保険料	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した別表6に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、別表5に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表5に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。	払込免除事由に該当した日の直後に到来する第10条第1項に定める払込期月（以下本条において「払込期月」といいます。）以後の保険料。ただし、払込期月内の初日から契約応当日の前日までの間に払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含みます。	次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。
- 地震、噴火または津波
 - 戦争その他の変乱
- ③ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、以後、払込期月内の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ④ 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
- 保険金の減額および増額
 - 保険期間の変更
 - 保険料払込方法(回数)の変更

4. 保険契約の取消および無効

第5条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活または保険金額の増額が行なわれた場合は、会社は保険契約（保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。）を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

- ② 保険契約者が保険金または給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ）を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活または保険金額を増額した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

5. 告知義務

（告知義務）

第6条 保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知して下さい。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知して下さい。

（告知義務違反による解除）

第7条 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、保険金および給付金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第8条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
3. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって別表5に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときまたは重度慢性疾患給付金の支払事由に規定する状態に該当したときは、保険契約を解除することができます。

6. 重大事由による解除

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(死亡保険金、高度障害給付金、重度慢性疾患給付金および保険料の払込を免除される保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類もしくは保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
3. その他この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第10条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第11条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 保険料の払込方法(回数)が月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
2. 保険料の払込方法(回数)が半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
3. 保険料の払込方法(回数)が年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第11条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りです。)
4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第12条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。

- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第12条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を収集します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

- 1. 月払契約の場合
 - 払込期月の翌月初日から末日まで
- 2. 半年払契約または年払契約の場合
 - 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第13条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

8. 保険料の前納

第14条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

- 1. 月払契約の場合
 - 当月分以後の保険料を会社の定める方法により、前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

- 2. 半年払契約または年払契約の場合
 - (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。
 - (2) 前(1)の規定によって割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

9. 保険契約の復活

第15条 保険契約者は、第12条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して3年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
 - 1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
 - 前項に規定する金額を受け取った時
 - 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき。
 - 前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

10. 社員配当金

第16条 会社の定める方法によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、その事業年度末に有効な保険契約に対して、主務官庁の認可を得た方法で計算した社員配当金の割当を行ないます。

- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から所定年数を経過した後に更新および消滅する保険契約に対して社員配当金の割当を行なうことがあります。

- ③ 当該事業年度末の有効契約について割り当てられた社員配当金は、次の事業年度の年単位の契約応当日（以下本条において「契約応当日」といいます。）の前日までの保険料が払い込まれていた場合に限り、次の事業年度の契約応当日から、会社の定めた利率の複利で積み立てます。
- ④ 前項の規定によって積み立てられた社員配当金は次のとおり支払います。
 - 1. 積み立てられた社員配当金は保険契約者の請求によっていつでも支払います。
 - 2. 保険契約が消滅したときは、この積み立てられた社員配当金は、保険金を支払うべき場合には保険金受取人に、その他の場合には保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の分配を行なう前に保険契約が消滅した場合には、割り当てた社員配当金を保険期間が満了したときに限り保険契約者に支払います。
- ⑥ 第2項の規定によって割り当てられた社員配当金は、次のとおり取り扱います。
 - 1. 保険期間が更新される場合には、その更新時に第3項の規定を準用して支払います。
 - 2. 保険契約が消滅した場合には、保険金または給付金を支払うべきときはその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

11. 保険契約の解約

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約払戻金

第18条 解約払戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその保険料を払い込んだ年月数により計算し、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。

- ② 解約払戻金額は、別表7に例示します。

13. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第19条 保険金等の支払金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社で支払います。

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

（保険金額の増額）

第20条 保険契約者は、会社の定める方法により、被保険者の同意を得て、保険金額の増額を請求することができます。

- ② 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合は、保険契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 - 1. 会社が保険金額の増額の請求を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 - 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が保険金額の増額の請求を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時（被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時）

（保険金額の減額）

第21条 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 保険金額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

（保険料払込方法〈回数〉の変更）

第22条 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

（保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更）

第23条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定・変更することができます。

- ② 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行なわれていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。
- ③ 前項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ④ 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ⑤ 第1項および第4項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第 24 条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第 25 条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。

- ② 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第 26 条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第 27 条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

- 1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

16. 保険契約の更新

第 28 条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取扱をしません。

- 1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
- 2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき
- 3. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件をみたくこととなる場合は、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
- ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
- ⑦ 保険契約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)、第4条および第8条(保険契約を解除できない場合)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ⑧ 本条により保険契約が更新された場合には、保険契約者に通知します。
- ⑨ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新後は、変更後の普通保険約款を適用します。
- ⑩ 更新前の保険契約の保険料払込方法<回数>が一時払の場合、保険契約者は、会社の承諾を得て、更新後の保険契約の保険料払込方法<回数>を一時払以外の会社の定める方法に変更することができます。この場合、第7項にかかわらず、第4条の適用に際しては、「責任開始時以後」を「更新日以後」と、「責任開始時前」を「更新日前」と読み替えます。
- ⑪ 第1項第3号により保険契約が更新されないときは、更新の取扱いに準じて、会社が定める他の保険契約を更新時に締結することがあります。

17. 請求手続

第29条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会社 所定 の診 断書	その他の書類
					保 險 契 約 者	受 取 人	被 保 險 者	受 取 人	被 保 險 者	受 取 人		
1	死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	重度慢性疾患給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	(1) 心電図(所定の心臓の状態の場合) (2) 眼底写真(所定の眼の状態の場合) (3) 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	保険料の払込免除	○	○	○					○		○	(1) 不慮の事故であることを証明する書類 (2) 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
5	責任準備金の支払	○	○	○	○							
6	解約払戻金の支払	○	○	○	○							
7	蓄積配当金の支払	○	○		○							
8	保険契約の復活	○										会社所定の告知書
9	保険金額の減額	○	○	○	○							
10	保険金額の増額	○	○	○	○							会社所定の告知書
11	保険金受取人の変更	○	○		○							
12	保険契約者の変更	○	○		○							旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

③ 前項の事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払金を支払わず、保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱います。

④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡保険退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が、2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

18. 時効

第30条 保険金、給付金、払戻金、責任準備金、解約払戻金もしくは社員配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その支払事由または払込免除事由の発生の日から3年間請求がない場合には、時効によって消滅します。

19. 医療技術等の変更に伴う契約内容の変更

第 31 条 この保険の給付にかかわる医療技術等が将来変更されたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。

20. 保険契約の転換

(他の保険契約への転換)

第 32 条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

21. 他の保険種類への加入

第 33 条 被保険者であった者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1カ月以内であれば、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、他の保険種類に加入できます。

22. 管轄裁判所

第 34 条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医師による治療

医師による診断のための検査のみでは「医師による治療」には該当しません。

2. 初めて医師の診療を受けた日

何らの自覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは「医師の診療を受けた」ことには該当しません。

別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の定義

疾病名	疾病の定義
1. 高血圧症	複数回にわたる定期的な検査により、拡張期血圧の上昇が認められた症状であり、かつ、血圧が高いことから血管が常に緊張を強いられることにより、血管の弾力性喪失、肥厚等の動脈硬化を起し、それにより臓器障害の所見(少なくとも眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の高血圧性変化1度の所見)が認められるもの
2. 糖尿病	インスリンの欠乏、あるいはインスリンの作用を阻害する諸因子の過剰、またはインスリン作用の発現機構の異常によるインスリン効果の不足が認められる疾患であり、これにより、糖、蛋白、脂肪の代謝等に広範かつ特徴的な異常が認められるもの
3. 慢性腎不全	機能するネフロン数が徐々に減少し、体液の恒常維持に必要な腎臓の機能が十分に果たせなくなることにより、かつ、概ね下記のような状態に該当するもの (1) 糸球体濾過値(GFR)が低下し、蛋白・窒素代謝老廃物を有効に排泄できなくなり徐々に高窒素血症および水・電解質や酸・塩基平衡の異常が出現する。 (2) エリスロポエチン産生が低下し、腎性貧血が見られる。また、活性化ビタミンDが低下し、腎性骨異常栄養症が生じる。 (3) 管理困難な高血圧症を呈する例も少なくない。 (4) 腎機能の廃絶は全身機能に影響を及ぼし、尿毒症に至る。 (5) 症状や検査成績の推移から、疾患が慢性かつ不可逆性である。 (6) 腎の萎縮や皮質の菲薄化等、画像診断からも慢性腎不全に合致した像が見られる。
4. 肝硬変	形態学的には (1) 少なくともある時期、肝細胞の壊死が存在しなくてはならない。 (2) 確実な所見として、肝実質の結節性再生と小葉構造の改築が存在する。 (3) 肝臓の全領域が冒されることが必要であるが、全ての小葉が冒される必要はない。 を概ね満たすもの。 または、臨床像としては、以下の基本的な病変のいずれかまたはその全ての組み合わせが認められるもの。 (1) 肝細胞障害による肝機能の低下 (2) 門脈圧亢進 (3) 門脈-肝静脈間および門脈-大静脈間の短絡形成
5. 慢性膵炎	組織学的には、膵におけるびまん性、または限局性の炎症の持続あるいは炎症の後遺的变化であり、臨床的には膵炎としての臨床像が6カ月以上持続または継続していると思われる病態

表2 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 高血圧症	高血圧性疾患	I10~I15
2. 糖尿病	糖尿病	E10~E14
3. 慢性腎不全	(1) 高血圧性腎疾患(I12)中の ●腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	(2) 慢性腎不全	N18
4. 肝硬変	(1) アルコール性肝疾患(K70)中の ●アルコール性肝硬変	K70.3
	(2) 肝線維症および肝硬変(K74)中の ●原発性胆汁性肝硬変 ●続発性胆汁性肝硬変 ●胆汁性肝硬変、詳細不明 ●その他および詳細不明の肝硬変	K74.3
		K74.4
		K74.5 K74.6
5. 慢性膵炎	その他の膵疾患(K86)中の ●アルコール性慢性膵炎 ●その他の慢性膵炎	K86.0 K86.1

別表2 シェイエ分類

程度	硬化性変化	高血圧性変化
1度	動脈血柱反射が増強している。軽度の動脈交差現象がみられる。	網膜動脈系に軽度のびまん性狭細化をみるが口径不同は明らかでない。動脈の第2分岐以下では時に高度の狭細化もありうる。

程度	硬化性変化	高血圧性変化
2度	動脈血柱反射の高度増強があり、動静脈交叉現象は中等度となる。	網膜動脈のびまん性狭窄は軽度または高度。これに加えて明白な限局性狭細も加わって、口径不同を示す。
3度	銅線動脈、すなわち血柱反射増強に加え、色調と輝きも変化して銅線状となる。動静脈交叉現象は高度となる。	動脈の狭細と口径不同はさらに著明(高度)となって、糸のようにみえる。網膜面に出血と白斑のいずれか一方あるいは両方が現れる。
4度	血柱の外観は銀線状(銀線動脈)。時には白線状になる。	第3度の所見に加えて、種々な程度の乳頭浮腫がみられる。

別表3 心電図等の異常所見

表1に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上に該当することを要します。この場合、表1に定める心電図等の異常所見のうち、「心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの」については、表2に定める心電図の異常所見のうちのいずれかに該当するものであることを要します。

表1

<ul style="list-style-type: none"> ・胸部X線所見で心胸郭係数60%以上のもの ・心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの ・心電図で、I、II、aVL、aVF、V1～V6誘導のいずれかで、ST-J下降が0.1mV以上あり、ST部が水平または下り坂のもの ・心電図で、I、II、V2～V6誘導のいずれか、あるいはR波が0.5mV以上あればaVL誘導、QRS波が主に上向きであればaVF誘導で、T波が陰性で、-0.5mV以上あるもの、またはT波が陰性もしくは二相性(正一負もしくは負一正)で、陰性相が少なくとも-0.1mVあり、-0.5mVに達しないもの ・心電図で、完全(3度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、部分(2度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、完全左脚ブロック所見のあるもの ・心電図で、記録した拍動数の10%以上の、頻発する心房性、結節性、または心室性期外収縮の所見のあるもの ・心電図で、100回/分以上の心室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心房細動または粗動所見のあるもの ・心電図で、100回/分以上の上室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心室性(心室固有)調律(100回/分まで)の所見のあるもの

表2

<ul style="list-style-type: none"> ・心電図で、I、II、aVL、V2～V6誘導のいずれかで、振幅の比Q/Rが1/3以上で、かつQ波の幅が0.03秒以上あるもの ・心電図で、I、II、V1～V6誘導のいずれかで、Q波の幅が0.04秒以上あるもの ・心電図で、aVL誘導で、Q波の幅が0.04秒以上で、かつR波の高さが0.3mV以上あるもの ・心電図で、III誘導で、Q波の幅が0.05秒以上で、かつaVF誘導で、少なくとも0.1mVのQ波があるもの ・心電図で、aVF誘導で、Q波の幅が0.05秒以上あるもの ・心電図で、V2～V6誘導のいずれかで、胸壁左上寄りの誘導にR波が認められるときのQS型のもの ・心電図で、V1～V4、V1～V5またはV1～V6のすべての誘導でQS型のもの
--

別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変および慢性膵炎の診断基準(方法)は、表1に定めるところによるものとします。この場合、慢性膵炎の具体的な診断基準は、表2に定める日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」の細則によるものとします。

表1 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。 (1) 病理組織学的所見(肝生検)による診断 (2) 「腹部超音波等による画像所見」および「血液検査」による診断
慢性膵炎	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。ただし、次のいずれかの診断基準を満たす場合であっても、膵領域腫瘍およびそれに随伴する病変は除くものとします。 (1) 膵組織像に確診所見があること。 (2) 膵に確実な石灰化像があること。 (3) 膵外分泌に確実な機能障害があること。 (4) 膵管像または膵画像に確診所見があること。 (5) 膵酵素逸脱を伴う上腹部痛・圧痛が6カ月以上持続または継続し、かつ、膵機能・膵管像・膵画像あるいは膵組織像に異常所見があること。

表2 日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」細則

1. 慢性膵炎の病理組織学的診断基準
 - A. 慢性膵炎の病理組織学的特徴

膵小葉内、小葉間あるいは膵管周囲における炎症の持続あるいは反復による不規則な実質の脱落と線維化を特徴とし、炎症性細胞浸潤、膵管系の不規則拡張、小膵管の増生・集簇、膵管上皮の化生、仮性嚢胞、膵石・石灰化、実質壊死、脂肪壊死、膵島の孤立、あるいは脂肪置換を伴う。
 - B. 生検材料における慢性膵炎の病理組織学的診断基準
 - 1) 確診所見
 - (1) 小葉内、小葉間の不規則な線維化に a)~c) のいずれかを伴うもの
 - a) 実質の壊死、脱落
 - b) 実質の壊死、脱落の後遺・続発性変化
 - ① 小葉内膵管の集簇
 - ② 小葉間膵管の不規則拡張・増生・多分岐
 - ③ 仮性嚢胞
 - ④ 膵島の孤立
 - ⑤ 脂肪置換
 - c) 結石を伴う膵管拡張
 - (2) 小葉内、小葉間の線維化に炎症性細胞浸潤を伴うもの
 - (3) 膵管周囲の線維化に実質の壊死、脱落を伴うもの
 - 2) 異常所見
 - (1) 実質の壊死、脱落および炎症性細胞浸潤を伴わない小葉内、小葉間、膵管周囲の線維化
 - (2) 炎症性細胞浸潤
 - (3) 腺房間の浮腫、腺房構造の乱れを伴う実質脱落
 - (4) 実質壊死、脂肪壊死
2. 膵の確実な石灰化像

膵の石灰化像であることを確実に診断するためには、腹部単純X線撮影に加えて CT、US、ERCP を施行することが望ましい。診断にあたっては、血管やリンパ節の石灰化などを除外する必要がある。
3. 膵機能検査による慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見

CCK-PZ、Secretin 刺激を用いた十二指腸液検査(PST)において重炭酸塩濃度の低下に加えて膵酵素量あるいは液量の減少がある。
 - B. 異常所見
 - 1) PST において、重炭酸塩濃度のみの低下、あるいは液量と膵酵素量の減少がある。
 - 2) PFD 試験において、尿中 PABA 排泄率の 70% 以下の低下がある。

注1. PST における正常下限値は、重炭酸塩濃度で M-2SD、膵酵素量および液量で M-SD の値とする。また、液量、膵酵素量および重炭酸塩量の正常上限値はいずれも M+2SD の値とする。

注2. 機能障害を認めた場合、その再現性を確認することが望ましい。

注3. PFD 試験の判定にあたっては、腸管吸収障害、肝機能障害、腎機能障害、残尿および採尿不良による修飾を除外する。
4. ERCP による慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見
 - 1) 主膵管・分枝・微細膵管の不整拡張
 - 2) 膵石
 - 3) 異常所見に(1)(2)のいずれかを伴うもの
 - (1) 主膵管レベルの膵嚢胞
 - (2) 主膵管の閉塞
 - B. 異常所見
 - 1) 分枝・微細膵管のみの不整拡張
 - 2) 分枝レベルの膵嚢胞
 - 3) 主膵管の限局性狭窄
 - 4) 分枝・微細膵管の閉塞または狭窄
 - 5) プラッグまたは非陽性膵石
5. CT による慢性膵炎の診断基準
 - A. 確診所見
 - 1) 膵石灰化
 - 2) 主膵管の拡張と膵嚢胞
 - 3) 主膵管の拡張と膵の萎縮または限局性腫大
 - B. 異常所見
 - 1) 主膵管の拡張
 - 2) 膵嚢胞

注1. 主膵管の拡張とは、CT 上主膵管が確認されるだけでなく、主膵管の明らかな拡張または不整拡張をいう。

注2. 膵の前後径が椎体の横径1/3以下を萎縮、椎体の横径3/4以上を腫大とする。

<p>6. USによる慢性膵炎の診断基準</p> <p>A. 確診所見</p> <p>1) 膵石</p> <p>2) 膵管拡張(3mm以上)に(1)～(3)のいずれかを伴うもの</p> <p>(1) 膵管壁の不整または断続的高エコーレベル像</p> <p>(2) 膵嚢胞に連続する像</p> <p>(3) 膵の萎縮または限局性腫大</p> <p>注 膵石とは膵内の音響陰影を伴う点状または孤状の高エコー像をいう。</p> <p>B. 異常所見</p> <p>1) 膵管拡張(3mm以上)</p> <p>2) 膵嚢胞</p> <p>注 膵の萎縮または限局性腫大は膵の長軸および短軸の2方向の断層像で判定し、膵の前後径が10mm以下を萎縮、膵の前後径が30mm以上を腫大とする。</p>

別表5 身体障害表

身体障害
<p>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</p> <p>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</p> <p>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</p> <p>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</p>
<p>8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの</p> <p>9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</p> <p>10. 1肢に13. から15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に13. から15. までまたは21. から25. までのいずれかの身体障害を生じたもの</p> <p>11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの</p>
<p>12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの</p> <p>13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの</p> <p>14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの</p>
<p>15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの</p> <p>16. 10足指を失ったもの</p> <p>17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの</p>
<p>18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの</p> <p>19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの</p> <p>20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの</p> <p>21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの</p>
<p>22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの</p> <p>23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの</p> <p>24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの</p> <p>25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの</p>

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

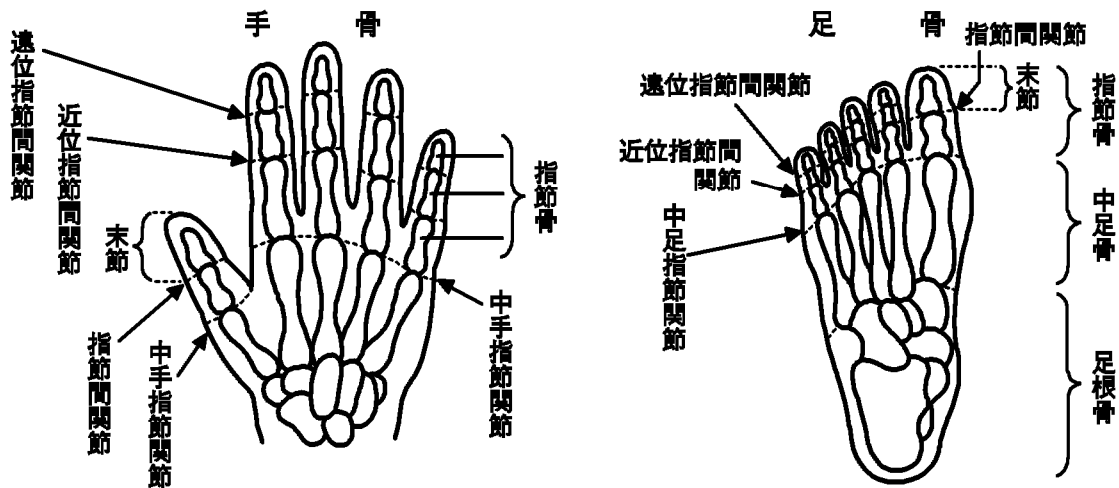
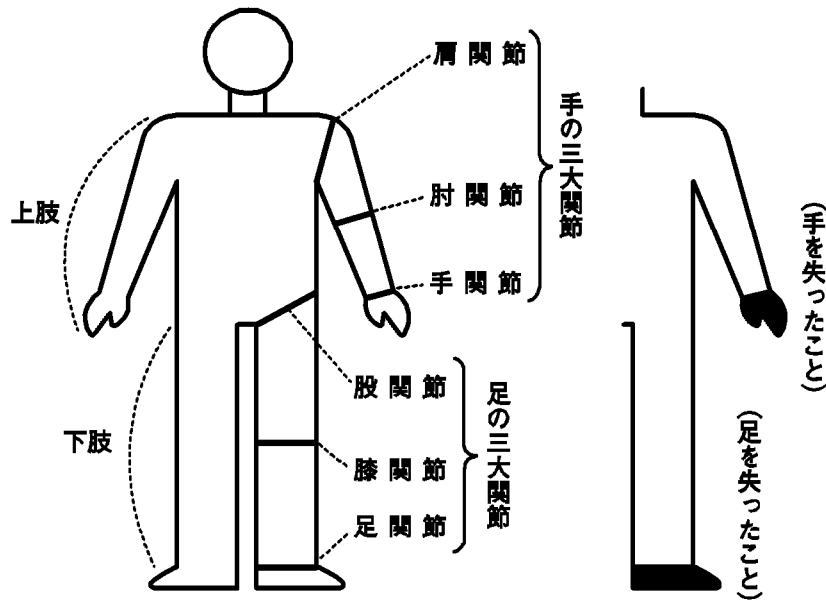
8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表6 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01~V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00~X59)	
・転倒・転落(W00~W19)	

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・生物によらない機械的な力への曝露 (W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露 (W42) ・振動への曝露 (W43)
・生物による機械的な力への曝露 (W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水 (W65～W74)	
・その他の不慮の窒息 (W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引> (W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引> (W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引> (W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露 (X00～X09)	
・熱および高温物質との接触 (X10～X19)	
・有毒動植物との接触 (X20～X29)	
・自然の力への曝露 (X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露 (X30) (日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他)および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表7 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略していません。

特定疾病保障定期保険(平成8年4月2日改正)普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金、特定疾病給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険料の払込免除

第4条

4. 保険契約の取消および無効

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 重大事由による解除

第9条

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法<経路>

第12条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第13条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

8. 保険料の前納

第14条

9. 保険契約の復活

第15条

10. 社員配当金

第16条

11. 保険契約の解約

第17条

12. 解約払戻金

第18条

13. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第19条

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

第20条 保険金額の増額

第21条 保険金額の減額

第22条 保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更

第23条 指定代理請求人の変更指定

第24条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第25条 保険契約者の住所の変更

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第26条 契約年齢の計算

第27条 契約年齢および性別の誤りの処理

16. 保険契約の更新

第28条

17. 請求手続

第29条

18. 時効

第30条

19. 保険契約の転換

第31条 他の保険契約への転換

20. 管轄裁判所

第32条

21. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第33条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

別表4 解約払戻金額例表

別表5 病院または診療所

別表6 公的医療保険制度

別表7 医科診療報酬点数表

特定疾病保障定期保険(平成8年4月2日改正)普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害になられたときに保険金または給付金を支払うほか、被保険者が特定の疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患し、所定の事由に該当されたときに給付金を支払うことを主な内容とします。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、書面をもって通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾通知に代えることがあります。

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき。	死亡保険金	保険金額	保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約もしくは保険金額の増額が行なわれた場合の保険契約の増額分については、最後の復活または保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して1年以内の被保険者の自殺 2. 被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 保険契約者の故意
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り、)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	高度障害給付金	保険金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
3. 被保険者が責任開始時以後、保険期間中に初めて別表3に定める悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)	特定疾病給付金	保険金額	保険契約者	—
4. 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの事由に該当したとき。 (1) 別表3に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等で軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。 (2) 別表3に定める急性心筋梗塞を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき (ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術 (イ) 別表5に定める病院または診療所における手術 (ウ) 別表6に定める公的医療保険制度に基づく別表7に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 (3) 別表3に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって判断されたとき。 (4) 別表3に定める脳卒中を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき (ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術 (イ) 別表5に定める病院または診療所における手術 (ウ) 別表6に定める公的医療保険制度に基づく別表7に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術	特定疾病給付金	保険金額	保険契約者	—

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して死亡保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、高度障害給付金を支払います。
- ④ 特定疾病給付金の受取人である被保険者(給付金の受取人に関する特約が付加されている場合)が特定疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第23条(指定代理請求人の変更指定)の規定により変更指定した次の者(以下、「指定代理請求人」といいます。)が第29条に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特定疾病給付金の受取人の代理人として特定疾病給付金を請求することができます。ただし、特定疾病給付金の受取人が法人である場合を除きます。
1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑤ 前項の規定により、会社が特定疾病給付金を特定疾病給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特定疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑥ 死亡保険金を支払う前に高度障害給付金の請求を受け、高度障害給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払う前に特定疾病給付金の請求を受け、特定疾病給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害給付金を支払いません。
- ⑦ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払った後は、特定疾病給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑧ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。

- ⑨ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金または別表3に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中による特定疾病給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金、特定疾病給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時に保険契約は消滅します。

- ② 会社が特定疾病給付金を支払った場合は、被保険者が特定疾病給付金の支払事由に該当した時に保険契約は消滅します。

3. 保険料の払込免除

第4条 この保険契約の保険料の払込免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合(以下「払込免除事由」といいます。)	払込を免除する保険料	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した別表1に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表2に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による障害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表2に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。	払込免除事由に該当した日の直後に到来する第10条第1項に定める払込期月(以下本条において「払込期月」といいます。)以後の保険料。ただし、払込期月内の初日から契約応当日の前日までの間に払込免除に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含みます。	次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。
- 地震、噴火または津波
 - 戦争その他の変乱
- ③ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、以後、払込期月内の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ④ 更新前の保険料払込期間が保険期間よりも短い保険契約については、本条の規定を適用するときは、「保険料払込期間」は「保険期間」と読み替えます。

4. 保険契約の取消および無効

第5条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活または保険金額の増額が行なわれた場合は、会社は保険契約(保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

- ② 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活または保険金額を増額した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

5. 告知義務

(告知義務)

第6条 保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知して下さい。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知して下さい。

(告知義務違反による解除)

第7条 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、保険金および給付金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をし、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第8条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
3. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって別表2に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときまたは特定疾病給付金の支払事由に規定する状態に該当したときは、保険契約を解除することができます。

6. 重大事由による解除

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(死亡保険金、高度障害給付金、特定疾病給付金および払込を免除される保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類もしくは保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みません。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. その他この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をし、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第10条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第11条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合

- 半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第11条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りです。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第12条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第12条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

- 第13条** 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

8. 保険料の前納

第14条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合
当月分以後の保険料を会社の定める方法により、前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合
(1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。

- (2) 前(1)の規定によって割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

9. 保険契約の復活

- 第15条** 保険契約者は、第12条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して3年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。
- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

10. 社員配当金

- 第16条** 会社の定める方法によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、その事業年度末に有効な保険契約に対して、主務官庁の認可を得た方法で計算した社員配当金の割当を行ないます。
- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から所定年数を経過した後に更新および消滅する保険契約に対して社員配当金の割当を行なうことがあります。
- ③ 当該事業年度末の有効契約について割り当てられた社員配当金は、次の事業年度の年単位の契約応当日(以下本条において「契約応当日」といいます。)の前日までの保険料が払い込まれていた場合に限り、次の事業年度の契約応当日から、会社の定めた利率の複利で積み立てます。
- ④ 前項の規定によって積み立てられた社員配当金は次のとおり支払います。
1. 積み立てられた社員配当金は保険契約者の請求によっていつでも支払います。
 2. 保険契約が消滅したときは、この積み立てられた社員配当金は、保険金を支払うべき場合には保険金受取人に、その他の場合には保険契約者に支払います。
- ⑤ 前項の分配を行なう前に保険契約が消滅した場合には、割り当てた社員配当金を保険期間が満了したときに限り保険契約者に支払います。
- ⑥ 第2項の規定によって割り当てられた社員配当金は、次のとおり取り扱います。
1. 保険期間が更新される場合には、その更新時に第3項の規定を準用して支払います。
 2. 保険契約が消滅した場合には、保険金または給付金を支払うべきときはその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

11. 保険契約の解約

- 第17条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約払戻金

- 第18条** 解約払戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその保険料を払い込んだ年月数により計算し、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。
- ② 解約払戻金額は、別表4に例示します。

13. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

- 第19条** 保険金等の支払金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して5日以内に会社の本社で支払います。

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

(保険金額の増額)

- 第20条** 保険契約者は、会社の定める方法により、被保険者の同意を得て、保険金額の増額を請求することができます。
- ② 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合は、保険契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
1. 会社が保険金額の増額の請求を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。

前項に規定する金額を受け取った時

2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が保険金額の増額の請求を承諾したとき。

前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(保険金額の減額)

第 21 条 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 保険金額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更)

第 22 条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定・変更することができます。

- ② 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行われていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人)で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。
- ③ 前項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ④ 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ⑤ 第1項および第4項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(指定代理請求人の変更指定)

第 23 条 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第 24 条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第 25 条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。

- ② 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第 26 条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第 27 条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

16. 保険契約の更新

第 28 条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取り扱いをしません。

1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件をみたくこととなるときは、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。

- ④ 更新前の保険料払込期間が保険期間より短い場合には、更新後の保険料払込期間は保険期間と同一とします。
- ⑤ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑥ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑦ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
- ⑧ 保険契約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ⑨ 本条により保険契約が更新された場合には、保険契約者に通知します。
- ⑩ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新後は、変更後の普通保険約款を適用します。

17. 請求手続

第29条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類		最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書	会社所定の手術証明書	その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券		受取人	受取人	受取人	受取人					
1 死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2 高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3 特定疾病給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4 保険料の払込免除	○	○	○						○	○		不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
5 責任準備金の支払	○	○	○	○								
6 解約払戻金の支払	○	○	○	○								
7 蓄積配当金の支払	○	○		○								
8 保険契約の復活	○											会社所定の告知書
9 保険金額の減額	○	○	○	○								
10 保険金受取人の変更	○	○		○								
11 保険契約者の変更	○	○		○								旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書
12 特定疾病給付金の指定代理請求	○	○	○						○	○	○	(1) 指定代理請求人の戸籍謄本 (2) 指定代理請求人の住民登録票と印鑑証明書 (3) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
13 指定代理請求人の変更指定	○	○		○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ③ 前項の事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払金を支払わず、保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱います。

- ④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

18. 時効

第30条 保険金、給付金、払戻金、責任準備金、解約払戻金もしくは社員配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その支払事由または払込免除事由の発生の日から3年間請求がない場合には、時効によって消滅します。

19. 保険契約の転換

(他の保険契約への転換)

第31条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約への転換することができます。

20. 管轄裁判所

- 第32条** この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- ② この保険契約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

21. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

- 第33条** 会社は、別表6に定める公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を別表6に定める公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条において「支払事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの保険契約の支払事由を改めます。
 - ③ 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
 - ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。
 1. 第2項の保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
 - ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーージオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

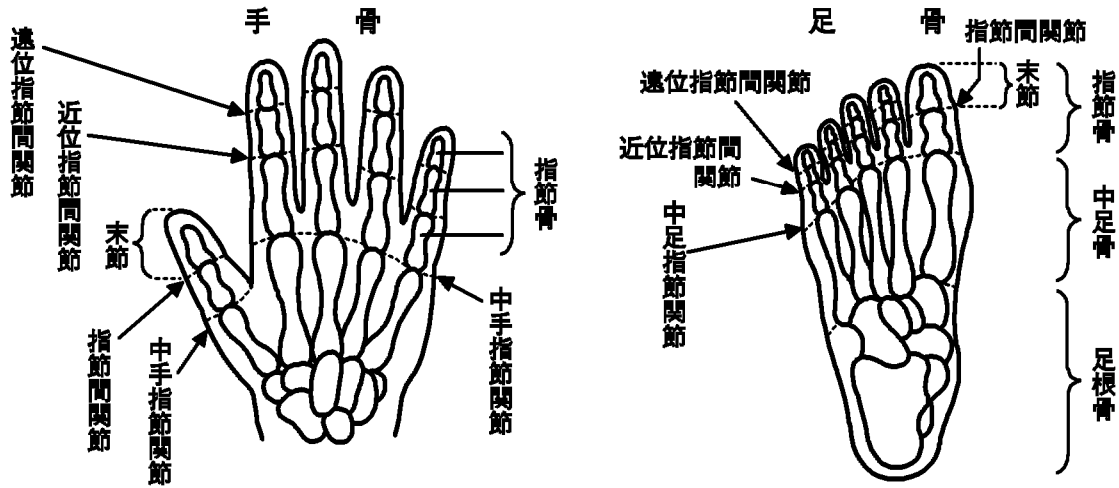
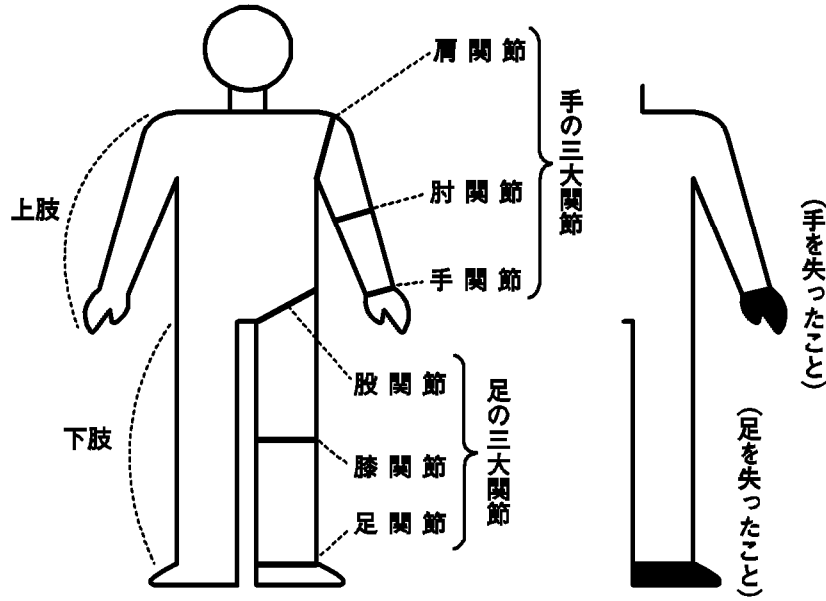
8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

- 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96

分類項目	基本分類コード
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1.において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
 - 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。
- B. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表4 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 1.の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済組合法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

ガン倍額医療保障付定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険契約の取消および無効

第4条

4. 免責による保険契約の解除

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第9条 保険料の払込

第10条 保険料の払込方法<経路>

第11条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第12条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

7. 保険料の前納

第13条

8. 保険契約の復活

第14条

9. 社員配当金

第15条 社員配当金の割当

第16条 社員配当金の分配

10. 保険契約の解約

第17条

11. 解約払戻金

第18条

12. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第19条

13. 契約内容・保険金受取人等の変更

第20条 入院給付金日額の減額

第21条 保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更

第22条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第23条 保険契約者の住所の変更

14. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第24条 契約年齢の計算

第25条 契約年齢および性別の誤りの処理

15. 保険契約の更新

第26条

16. 請求手続

第27条

17. 時効

第28条

18. 管轄裁判所

第29条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 悪性新生物

別表3 給付倍率表

別表4 身体障害表

別表5 解約払戻金額例表

ガン倍額医療保障付定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、ご加入者の医療保障を主たる目的として設計された保険で、給付の内容は次のとおりです。

保険事故	支払事由	保険金・給付金の名称
入院	不慮の事故による傷害を原因とする5日以上入院	災害入院給付金
	ガン以外の疾病による20日以上継続入院	疾病入院給付金
	ガンによる20日以上継続入院	疾病入院給付金 ガン入院給付金
	災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金の入院給付金額は同額とします。	
手術	所定の手術を受けたとき	手術給付金
	手術給付金は、手術の種類に応じて、入院給付金日額の10倍・20倍・40倍とします。	
死亡	ガン以外の原因による死亡	死亡保険金
	ガンによる死亡	死亡保険金 ガン死亡保険金
	死亡保険金およびガン死亡保険金は、それぞれ、入院給付金日額の100倍に相当する金額とします。	
高度障害	ガン以外の原因による高度障害	高度障害給付金
	ガンによる高度障害	高度障害給付金 ガン高度障害給付金
	高度障害給付金およびガン高度障害給付金は、それぞれ、入院給付金日額の100倍に相当する金額とします。	

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、書面をもって通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾通知に代えることがあります。

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>1. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>(1) その入院が責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因とする入院であること。</p> <p>(2) その入院が不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること。</p> <p>(3) その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること。</p> <p>(4) 同一の不慮の事故によるその入院の入院日数が通算して5日以上あること。ただし、同一の不慮の事故の日から起算して180日経過後に開始した入院の入院日数は通算しません。</p> <p>(5) その入院が日本国内にある備考7.に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること。</p>	災害入院給付金	入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>
<p>2. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>(1) その入院が責任開始時以降に発病した疾病(備考6.に定める薬物依存をのぞきます。以下同じ。)を直接の原因として開始した入院であること。</p> <p>(2) その入院が疾病の治療を目的とする入院であること。</p> <p>(3) その入院が20日以上継続した入院であること。</p> <p>(4) その入院が日本国内にある病院における入院であること。</p>	疾病入院給付金	入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>
<p>3. 疾病入院給付金が支払われる場合で、かつ、その支払事由に規定する疾病が別表2に定める悪性新生物(以下「ガン」といいます。)であるとき。</p>	ガン入院給付金(疾病入院給付金とあわせて支払います。)	疾病入院給付金の支払額と同額	保険契約者	—

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>4. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。</p> <p>(1) その手術が次のいずれかに該当する手術であること。</p> <p>(i) 責任開始時以後に発生または発病した次のいずれかを直接の原因とし、その治療を直接の目的とする手術であること。</p> <p>(ア) 不慮の事故による傷害</p> <p>(イ) 疾病</p> <p>(ii) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始時の属する日から起算して1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みません。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること。</p> <p>(2) その手術が別表3の給付倍率表に定めるいずれかの手術(別表3の給付倍率表に定める新生物根治放射線照射は手術とみなします。以下同じ。)であること。</p> <p>(3) その手術が日本国内にある病院における手術であること。</p>	手術給付金	手術1回について、入院給付金日額にその受けた手術に対応する給付倍率を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
<p>5. 被保険者が保険期間中に死亡したとき</p>	死亡保険金	入院給付金日額の100倍相当額	保険金受取人	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 責任開始時の属する日から起算して1年以内の被保険者の自殺 2. 被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 保険契約者の故意
<p>6. 被保険者が責任開始時以後に発病したガンを直接の原因として保険期間中に死亡したとき</p>	ガン死亡保険金(死亡保険金とあわせて支払います。)	死亡保険金支払額と同額	保険金受取人	—
<p>7. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表4に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。</p>	高度障害給付金	入院給付金日額の100倍相当額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
	名称	支払額		
8. 高度障害給付金が支払われる場合で、かつ、その支払事由に規定する疾病がガンであるとき	ガン高度障害給付金（高度障害給付金とあわせて支払います。）	高度障害給付金の支払額と同額	保険契約者	—

② 次の各号のいずれかに該当する入院または手術は、疾病を直接の原因とする入院または手術とみなして本条の規定を適用します。

1. 不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院または手術
2. 不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日を経過した後に開始した入院
3. 異常分娩（分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。）のための入院または手術。

③ 入院給付金および手術給付金の支払限度は次のとおりとします。

1. 災害入院給付金の場合
通算して 700 日分を限度とし、かつ、同一の不慮の事故を直接の原因とする入院について通算して 120 日分を限度とします。
2. 疾病入院給付金の場合
通算して 700 日分を限度とし、かつ、1回の入院について 120 日分を限度とします。
3. 手術給付金の場合
通算して入院給付金日額の 700 倍を限度とします。また、第1項第4号(1)(ii)の規定による手術給付金の支払は1回のみとします。

④ 被保険者が同一の疾病（これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。）を直接の原因として第1項に規定する 20 日以上の継続入院を2回以上した場合は、それぞれの入院をあわせて1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して 180 日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

⑤ 被保険者が2以上の不慮の事故を直接の原因として入院し、災害入院給付金が重複して支払われることとなる場合でも、会社は、その入院期間のうちそれぞれの原因が重複している期間については、災害入院給付金を重複して支払いません。この場合、災害入院給付金が重複して支払われない入院日数は、第3項第1号に規定する同一の不慮の事故を直接の原因とする入院についての支払限度の計算には算入するものとします。

⑥ 被保険者が、疾病を直接の原因として入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、会社は、次のとおり取り扱います。

1. 併発しているそれらの疾病がいずれもガン以外の疾病の場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病によって継続して入院したものとみなします。
2. 併発しているそれらの疾病がガンとガン以外の疾病の場合は、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。

⑦ 災害入院給付金と疾病入院給付金とが重複して支払われることとなる場合でも、会社は、災害入院給付金と疾病入院給付金を重複して支払いません。この場合、重複して支払われないこととなる入院期間については、次のとおり取り扱います。

1. 疾病入院給付金の支払事由に規定する疾病がガン以外のときは、その入院開始の直接の原因に応じて、災害入院給付金または疾病入院給付金を支払います。
2. 疾病入院給付金の支払事由に規定する疾病がガンのときは、疾病入院給付金およびガン入院給付金を支払います。
3. 第1号および第2号の規定により支払われないこととなる災害入院給付金または疾病入院給付金の入院日数は、第3項に規定する入院給付金の支払限度の計算には算入しません。

⑧ 被保険者が転入院した場合に、退院日の翌日から起算して 31 日以内の転入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなします。

⑨ 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金として支払います。

⑩ 第1項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、保険期間中の入院とみなします。

1. 保険期間が満了したとき
2. 高度障害給付金を支払うことによってこの保険契約が消滅したとき

⑪ 会社は、被保険者が時期を同じくして別表3の給付倍率表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、それらの手術のうち最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。

⑫ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払います。

⑬ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。

⑭ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合はこれを払い戻しません。

⑮ 次の各号のいずれかによって入院し、手術を受け、死亡し、または高度障害となった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波（災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金の支払の場合に限ります。）

2. 戦争その他の変乱(災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、死亡保険金および高度障害給付金の支払の場合に限ります。)
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に疾病入院給付金、手術給付金またはガン死亡保険金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
1. その疾病について、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑪ 第2項および前項の規定は、高度障害給付金の場合に準用します。

(高度障害給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害となった時に保険契約は消滅します。

3. 保険契約の取消および無効

- 第4条** 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。
- ② 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

4. 免責による保険契約の解除

- 第5条** 第2条第1項の免責事由に該当したため災害入院給付金、疾病入院給付金または手術給付金が支払われない場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 前項の規定によって会社が保険契約を解除した場合には、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。

5. 告知義務

(告知義務)

第6条 保険契約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

- 第7条** 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、被保険者の死亡、身体障害、入院または手術が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金または給付金を支払います。
- ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第8条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
3. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって次のいずれかに該当したときは、保険契約を解除することができます。
 - (1) 別表4に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態になったとき
 - (2) 第2条に定める入院を開始したときまたは手術を受けたとき

6. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第9条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第10条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ④ 前項の未払込保険料の払込については、第12条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第10条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りま
す。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りま
す。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第11条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第11条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第11条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日までの場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第12条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合に会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険金および給付金を支払いません。

7. 保険料の前納

第13条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合
当月分以後の3カ月分、6カ月分、9カ月分または12カ月分の保険料を前納することができます。この場合には、次表のとおり割り引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合

- (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割り引きます。
 - (2) 前(1)の規定によって割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、保険契約が消滅した場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

8. 保険契約の復活

第14条 保険契約者は、第11条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して6カ月以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
 1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

9. 社員配当金

(社員配当金の割当)

第15条 会社の定める方法によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に有効な保険契約に対して、その事業年度末に主務官庁の認可を得た方法で計算した社員配当金の割当を行ないます。

- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から起算して所定年数を経過した後に消滅する保険契約に対して、社員配当金の割当を行なうことがあります。

(社員配当金の分配)

第16条 前条第1項の規定によって割り当てた社員配当金は、次の方法のうち、保険契約申込のとき保険契約者が指定した方法で分配します。ただし、次の事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限りません。

1. 保険料を相殺する方法
 - (1) 次の事業年度に始まる保険年度の保険料を払い込むときに、次のとおり定められた金額をその保険料と相殺します。
 - (ア) 月払契約の場合
社員配当金を12等分した金額
 - (イ) 半年払契約の場合
社員配当金を2等分した金額
 - (ウ) 年払契約の場合
社員配当金の全額
 - (2) 保険料の前納中のため前(1)の取扱を行なうことができない社員配当金は、会社の定める率の複利で蓄積し、第2号(2)の方法で支払います。
 - (3) 次の事業年度に始まる保険年度中に保険契約が消滅した場合において相殺されなかった社員配当金があるときは、次のとおり支払います。
 - (ア) 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - (イ) その他のときは、保険契約者に支払います。
2. 利息をつけて蓄積する方法
 - (1) 次の事業年度の契約日の年の応当日から会社の定める率の複利で蓄積します。
 - (2) 蓄積された社員配当金は、保険契約者の請求があるときは保険契約者に支払い、保険契約が消滅したときは次のとおり支払います。
 - (ア) 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - (イ) その他のときは、保険契約者に支払います。
- ② 前項の分配を行なう前に保険契約が消滅した場合には、割り当てた社員配当金を次のとおり取り扱います。
 1. 保険期間が満了したときは、保険契約者に支払います。
 2. その他のときは、分配を行わず、社員配当準備金に繰り入れます。
- ③ 前条第2項の規定によって割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。
 1. 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 2. その他のときは、保険契約者に支払います。

10. 保険契約の解約

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

11. 解約払戻金

第18条 解約払戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。

② 解約払戻金額は別表5に例示します。

12. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第19条 保険金等の支払金は、調査のため特に時日を要する場合のほか、請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して5日以内に会社の本社で支払います。

② 前項の調査に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て調査が終わるまで保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱いします。

13. 契約内容・保険金受取人等の変更

(入院給付金日額の減額)

第20条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、会社所定の範囲内で、入院給付金日額を減額することができます。

② 入院給付金日額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更)

第21条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定・変更することができます。

② 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

③ 前2項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第22条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第23条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第24条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第25条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱いします。

1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。

② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

15. 保険契約の更新

第 26 条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに更新しない旨の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日（以下「更新日」といいます。）に、保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は更新されません。

1. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
2. 契約日から更新後の保険契約の保険期間満了の日までの期間が 15 年を超えるとき。
3. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が 70 歳を超えるとき。
- ② 前項第2号および第3号に該当する場合に、会社の定める範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して、保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ④ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、保険料払込の猶予期間中に第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は更新されなかったものとして取り扱います。
- ⑤ 保険契約が更新された場合に、第2条（保険金および給付金の支払）の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- ⑥ 保険契約が更新された場合には、保険契約者に通知します。
- ⑦ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新日以後、変更後の普通保険約款および保険料を適用します。

16. 請求手続

第 27 条 この約款にもとづく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の 請 求 書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
					保 険 契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	災害入院給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	不慮の事故であることを証明する書類
2	疾病入院給付金の支払（ガン入院給付金をあわせて支払うときを含みます。）	○	○	○		○	○	○	○	○	
3	手術給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○		会社所定の手術証明書
4	死亡保険金の支払（ガン死亡保険金をあわせて支払うときを含みます。）	○	○	○		○	○	○	○		
5	高度障害給付金の支払（ガン高度障害給付金をあわせて支払うときを含みます。）	○	○	○		○	○	○	○		
6	責任準備金の支払	○	○	○	○						
7	解約払戻金の支払	○	○	○	○						
8	保険契約の復活	○									会社所定の告知書
9	入院給付金日額の減額	○	○	○	○						
10	保険金受取人の変更	○	○		○						
11	保険契約者の変更	○	○		○						旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書
12	蓄積配当金の支払	○			○						

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の調査を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

- ③ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

17. 時効

第 28 条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金または社員配当金の支払を請求する権利は、その支払事由発生の日から3年間請求がない場合には、時効によって消滅します。

18. 管轄裁判所

- 第 29 条** この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- ② この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係
「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
2. 入院
「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
3. 治療を目的とした入院
美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。
4. 手術
「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。
5. 治療を直接の目的とした手術
美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
6. 薬物依存
「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

7. 病院または診療所
医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。この場合、入院の定義を準用します。)とします。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 悪性新生物

悪性新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した (原発性) 多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物 (D37～D48) 中の	
・真正赤血球増加症 < 多血症 >	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物 (D47) 中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性 (出血性) 血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患 (D70～D77) 中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患 (D76) 中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

別表3 給付倍率表

手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術 (25cm ² 未満は除く。)	20
2. 乳房切断術	20

手術の種類	給付倍率
§ 筋骨の手術(抜釘術は除く。)	
3. 骨移植術	20
4. 骨髓炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	20
5. 穿頭術	20
6. 頭蓋骨観血手術	20
7. 上顎骨・下顎骨観血手術	20
8. 観血的顎関節授動術	20
9. 脊椎・骨盤観血手術	20
10. 鎖骨・胸骨・肋骨観血手術	10
11. 骨盤切断術	20
12. 四肢切断術〔大腿・下腿・上腕・前腕・手(指を除く。）・足(指を除く。)]	20
13. 断端骨形成術〔大腿・下腿・上腕・前腕]	10
14. 切断四肢再接合術(手指・足指を除く。)	20
15. 四肢骨観血手術〔大腿・下腿・上腕・前腕・手(指を除く。）・足(指を除く。)]	10
16. 偽関節手術〔大腿骨・下腿骨・上腕骨・前腕骨・中手骨・中足骨・鎖骨]	10
17. 四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)[切除・離断・形成術・脱臼整復術]	10
18. 腱観血手術(手指・足指を除く。)	10
§ 呼吸器・胸部の手術	
19. 鼻咽腔線維腫摘出術	10
20. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
21. 喉頭切開術・喉頭全摘除術	20
22. 観血的気管・気管支異物除去術	20
23. 気管支瘻閉鎖術	20
24. 肺膿瘍手術	20
25. 肺切除術	20
26. 肺および胸膜剥離縫縮術	20
27. 胸郭形成術	20
28. 縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器の手術	
29. 体内用ペースメーカー埋込術	20
30. 血管形成術(血液透析用シャント形成術を含む。)	20
31. 動脈間バイパス造形術	40
32. 直視下心臓内手術	40
33. 心膜切開・縫合術	20
34. 動脈瘤切除術	40
35. 頸静脈結紮術	20
§ 脾・リンパ節の手術	
36. 脾腎静脈吻合術	20
37. 脾摘除術	20
§ 消化器の手術	
38. 耳下腺腫瘍摘出術	20
39. 食道外切開術	20
40. 観血的食道異物除去術	20
41. 食道入口部腫瘍摘出術	20
42. 食道離断術	40
43. 腹膜炎手術	20
44. 横隔膜下膿瘍切開術	20
45. 腹膜後腫瘍摘出術	20
46. 胃切開術(胃瘻術を含む。)	20
47. 胃切除術	40
48. 胃腸吻合術	20
49. 腸および腸間膜切除術	20
50. 腸閉塞手術	20
51. 腸および腸間膜切開縫合・剥離・固定術	20
52. 腸間膜腫瘍摘出術	20
53. ヘルニア根本手術	10
54. 腸瘻術・腸瘻閉鎖術	20
55. 回盲部腫瘍摘出術	20
56. 虫垂周囲膿瘍切開術	20
57. 虫垂切除術	10
58. 盲腸縫縮術	10
59. 直腸脱根本手術	20

手術の種類	給付倍率
60. 人工肛門造設術	20
61. 痔瘻根本手術(直腸隙に達しないものは除く。)	10
62. 脱肛根本手術(ホワイトヘッド手術を含む。)	10
63. 肝臓・胆嚢・胆石・膵臓手術	20
§ 尿・性器の手術	
64. 尿管膀胱移植術・尿管S状腸移植術	20
65. 尿瘻閉鎖術	20
66. 尿路吻合造設術	20
67. 腎臓・腎盂手術	20
68. 腎移植手術(受容者に限る。)	40
69. 尿管・膀胱手術	20
70. 膀胱周囲膿瘍切開術	20
71. 膀胱後腫瘍摘出術	20
72. 尿道狭窄手術	20
73. 陰茎切断術	40
74. 辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術(経尿道的操作は除く。)	20
75. 陰嚢水腫根本手術	10
76. 子宮全摘除術	40
77. 子宮筋腫手術	20
78. 子宮脱根本手術	20
79. 子宮内反症手術	20
80. 膣脱手術	20
81. 子宮位置矯正術	10
82. 子宮破裂手術	20
83. 子宮膣部切除術	20
84. 癒着性子宮附属器摘除術	20
85. 附属器腫瘍摘出術	20
86. 帝王切開娩出術	10
87. 子宮外妊娠手術	20
88. 卵巣・卵管手術(経膣的操作は除く。)	10
§ 内分泌器の手術	
89. 下垂体腫瘍摘除術	40
90. 甲状腺手術	20
91. 副腎全摘除術	20
92. 頸動脈球摘出術	20
§ 神経の手術	
93. 神経形成術(移植術を含む。)	20
94. 神経腫切除術	20
95. 頭蓋内手術	40
96. 脊髄硬膜内外手術	20
97. 脊髄腫瘍摘出術	40
98. 脊髄血管腫摘出術	40
99. 横隔神経捻除術	20
100. 頸部・頸動脈周囲・腰部・股動脈周囲交感神経切除術	20
101. 下腹部神経叢切除術	20
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)	
102. 前房・虹彩・硝子体内異物除去術	10
103. 強膜内陥術	10
104. 顕微鏡下虹彩毛様体牽引術	10
105. 緑内障手術	20
106. 虹彩前後癒着剥離術	10
107. 硝子体茎顕微鏡下離断術	10
108. 線維柱帯顕微鏡下切開術	10
109. 白内障・水晶体手術	20
110. 硝子体置換術	10
111. 網膜剥離症手術	10
112. 網膜裂孔冷凍凝固術	10
113. 視束管開放術	20
114. 眼筋移植術	10
115. 眼窩内異物摘出術	10
116. 眼球摘除術・組織充填術	20
117. 眼窩腫瘍摘出術	20

手術の種類	給付倍率
118. 眼瞼下垂症手術	10
119. 結膜嚢形成術	10
120. 角膜移植術	10
121. 涙小管形成術	10
122. 涙嚢鼻腔吻合術	10
§ 感覚器・聴器の手術	
123. 鼓膜癒着剥離術	10
124. 鼓室形成術	20
125. 鼓膜形成術	20
126. 乳様洞削開術	10
127. 中耳根本手術	20
128. 鎧骨手術	20
129. 鎧骨可動化手術	20
130. 顔面神経管開放術	20
131. 顔面神経減圧術	20
132. 内耳全摘除術	20
133. 聴神経腫瘍摘出術	40
134. 側頭骨腫瘍摘出術	20
135. 経迷路の内耳道開放術	20
136. 錐体突起開放術	20
137. 耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	20
138. 迷路摘出術(開窓術を含む。)	20
139. 内リンパ嚢開放術	20
§ 悪性新生物の手術	
140. 悪性新生物根治手術	40
141. その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術	
142. 上記以外の開頭術	20
143. 上記以外の開胸術	20
144. 上記以外の開腹術	10
§ 新生物根治放射線照射	
145. 新生物根治放射線照射(新生物の治療を目的として、5週間に5,000ラド以上の放射線を照射するものをいい、一連の照射をもって1回とする。)	10
§ 骨髄幹細胞採取手術	
146. 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	20

(備考)

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

別表4 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

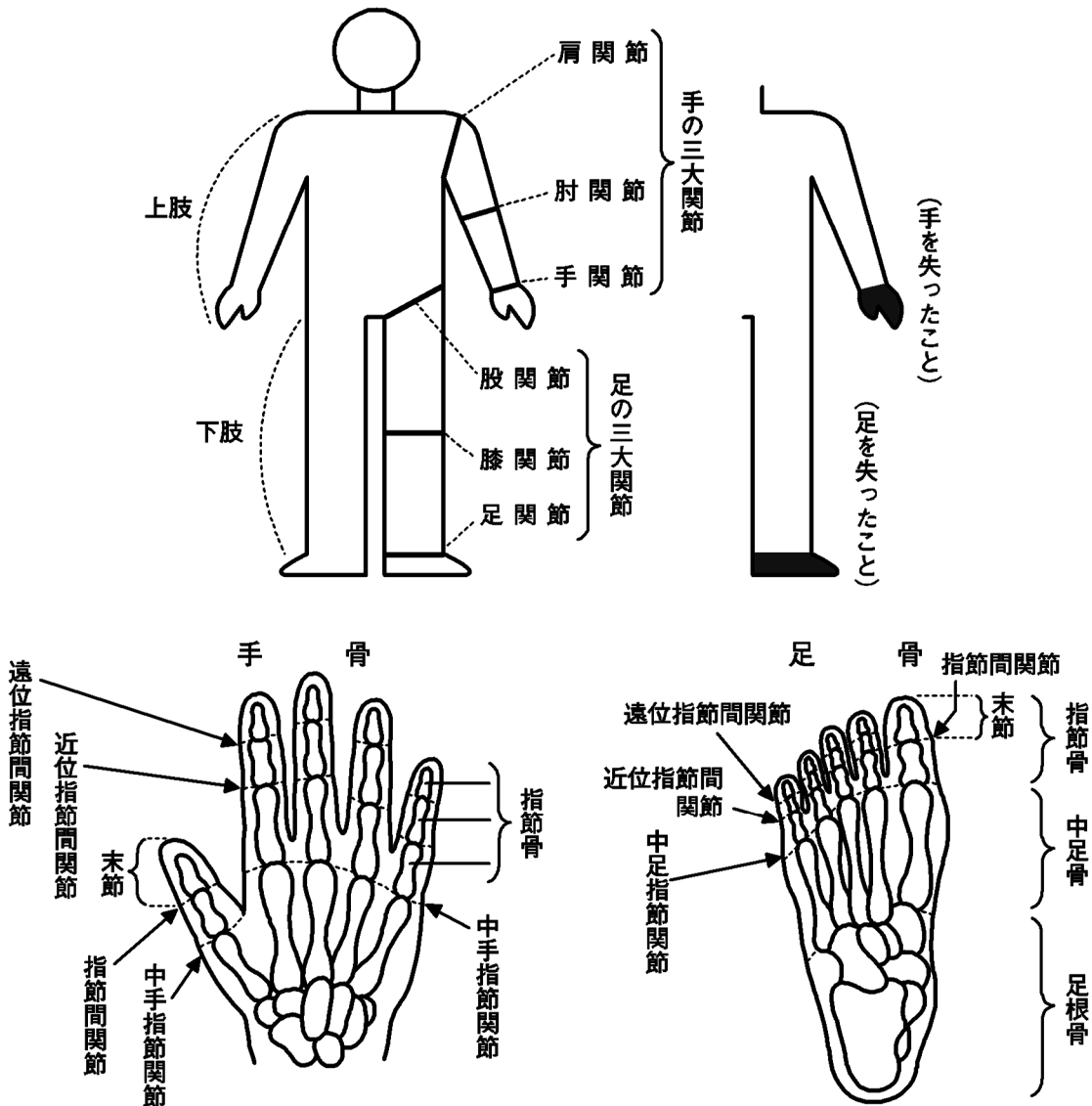
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表5 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

新ガン倍額医療保障付定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険契約の取消および無効

第4条

4. 免責による保険契約の解除

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第9条 保険料の払込

第10条 保険料の払込方法<経路>

第11条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第12条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

7. 保険料の前納

第13条

8. 保険契約の復活

第14条

9. 社員配当金

第15条 社員配当金の割当

第16条 社員配当金の分配

10. 保険契約の解約

第17条

11. 解約払戻金

第18条

12. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第19条

13. 契約内容・保険金受取人等の変更

第20条 入院給付金日額の減額

第21条 保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更

第22条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第23条 保険契約者の住所の変更

14. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第24条 契約年齢の計算

第25条 契約年齢および性別の誤りの処理

15. 保険契約の更新

第26条

16. 請求手続

第27条

17. 時効

第28条

18. 管轄裁判所

第29条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 悪性新生物

別表3 給付倍率表

別表4 身体障害表

別表5 解約払戻金額例表

別表6 感染症

新ガン倍額医療保障付定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、ご加入者の医療保障を主たる目的として設計された保険で、給付の内容は次のとおりです。

保険事故	支払事由	保険金・給付金の名称
入院	不慮の事故による傷害を原因とする5日以上の入院	災害入院給付金
	ガン以外の疾病による8日以上の継続入院	疾病入院給付金
	ガンによる8日以上の継続入院	疾病入院給付金 ガン入院給付金
	災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金の入院給付金日額は同額とします。	
看護	入院中に、所定の状態に該当し、かつ、付添看護者の看護を8日以上継続して受けたとき	看護給付金
	看護給付金の入院給付金日額は、疾病入院給付金の入院給付金日額と同額とします。	
手術	所定に手術を受けたとき	手術給付金
	手術給付金は、手術の種類に応じて、入院給付金日額の10倍・20倍・40倍とします。	
死亡	ガン、不慮の事故による傷害ならびに感染症以外の原因による死亡	死亡保険金
	ガンによる死亡	死亡保険金 ガン死亡保険金
	不慮の事故による傷害または感染症による死亡	死亡保険金 災害死亡保険金
	死亡保険金、ガン死亡保険金および災害死亡保険金は、それぞれ、入院給付金日額の100倍に相当する金額とします。	
高度障害	ガン、不慮の事故による傷害ならびに感染症以外の原因による高度障害	高度障害給付金
	ガンによる高度障害	高度障害給付金 ガン高度障害給付金
	不慮の事故による傷害または感染症による高度障害	高度障害給付金 災害高度障害給付金
	高度障害給付金、ガン高度障害給付金および災害高度障害給付金は、それぞれ、入院給付金日額の100倍に相当する金額とします。	

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
 - 第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
 - 第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、書面をもって通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾通知に代えることがあります。

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>1. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>(1) その入院が責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因とする入院であること。</p> <p>(2) その入院が不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること。</p> <p>(3) その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること。</p> <p>(4) 同一の不慮の事故によるその入院の入院日数が通算して5日以上あること。ただし、同一の不慮の事故の日から起算して180日経過後に開始した入院の入院日数は通算しません。</p> <p>(5) その入院が日本国内にある備考7.に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること。</p>	災害入院給付金	入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
<p>2. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき</p> <p>(1) その入院が責任開始時以降に発病した疾病(備考6.に定める薬物依存をのぞきます。以下同じ。)を直接の原因として開始した入院であること。</p> <p>(2) その入院が疾病の治療を目的とする入院であること。</p> <p>(3) その入院が8日以上継続した入院であること。</p> <p>(4) その入院が日本国内にある病院における入院であること。</p>	疾病入院給付金	入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
<p>3. 疾病入院給付金が支払われる場合で、かつ、その支払事由に規定する疾病が別表2に定める悪性新生物(以下「ガン」といいます。)であるとき。</p>	ガン入院給付金(疾病入院給付金とあわせて支払います。)	疾病入院給付金の支払額と同額	保険契約者	—

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
4. 災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、被保険者が次のいずれかの状態に該当し、かつ、備考8.に定める付添看護者(以下「付添看護者」といいます。)の看護を8日以上継続して受けたとき (1) 病状が重く、体位変換または床上起座が不可または不能である状態 (2) 病状が重く、食事および用便ともに自用を弁じ得ないため、介護が必要である状態	看護給付金	入院給付金日額に看護日数を乗じて得られる金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
5. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。 (1) その手術が次のいずれかに該当する手術であること (i) 責任開始時以後に発生または発病した次のいずれかを直接の原因とし、その治療を直接の目的とする手術であること。 (ア) 不慮の事故による傷害 (イ) 疾病 (ii) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として責任開始時の属する日から起算して1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること (2) その手術が別表3の給付倍率表に定めるいずれかの手術(別表3の給付倍率表に定める新生物根治放射線照射は手術とみなします。以下同じ。)であること。 (3) その手術が日本国内にある病院における手術であること。	手術給付金	手術1回について、入院給付金日額にその受けた手術に対応する給付倍率を乗じて得られる金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
6. 被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡保険金	入院給付金日額の100倍相当額	保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 責任開始時の属する日から起算して1年以内の被保険者の自殺 2. 被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 保険契約者の故意
7. 被保険者が責任開始時以後に発病したガンを直接の原因として保険期間中に死亡したとき	ガン死亡保険金(死亡保険金とあわせて支払います。)	死亡保険金の支払額と同額	保険金受取人	—

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>8. 被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当して死亡したとき</p> <p>(1) 責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき</p> <p>(2) 責任開始時以降に発病した別表6に定める感染症(以下「感染症」といいます。)を直接の原因として死亡したとき</p>	災害死亡保険金(死亡保険金とあわせて支払います。)	死亡保険金の支払額と同額	保険金受取人	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。</p> <p>4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>
<p>9. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表4に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含みます。</p>	高度障害給付金	入院給付金日額の100倍相当額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <p>1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為</p> <p>2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p>
<p>10. 高度障害給付金が支払われる場合で、かつ、その支払事由に規定する疾病がガンであるとき</p>	ガン高度障害給付金(高度障害給付金とあわせて支払います。)	高度障害給付金の支払額と同額	保険契約者	—
<p>11. 被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当して高度障害になったとき</p> <p>(1) 責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に高度障害になったとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害になったときも含みます。</p> <p>(2) 責任開始時以後に発病した感染症を直接の原因として高度障害になったとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発病した感染症を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害になったときも含みます。</p>	災害高度障害給付金(高度障害給付金とあわせて支払います。)	高度障害給付金の支払額と同額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

② 次の各号のいずれかに該当する入院または手術は、疾病を直接の原因とする入院または手術とみなして本条の規定を適用します。

1. 不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院または手術

2. 不慮の事故を直接の原因として、その事故から起算して180日を経過した後に開始した入院
3. 異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院または手術。
- ③ 入院給付金、看護給付金および手術給付金の支払限度は次のとおりとします。
 1. 災害入院給付金の場合
通算して700日分を限度とし、かつ、同一の不慮の事故を直接の原因とする入院については通算して120日分を限度とします。
 2. 疾病入院給付金の場合
通算して700日分を限度とし、かつ、1回の入院について120日分を限度とします。
 3. 看護給付金の場合
通算して700日分を限度とし、かつ、1回の看護について120日分を限度とします。
 4. 手術給付金の場合
通算して入院給付金日額の700倍を限度とします。また、第1項第5号(1)(ii)の規定による手術給付金の支払は1回のみとします。
- ④ 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として第1項に規定する8日以上の継続入院を2回以上した場合は、それぞれの入院をあわせて1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ⑤ 被保険者が2以上の不慮の事故を直接の原因として入院し、災害入院給付金が重複して支払われることとなる場合でも、会社は、その入院期間のうちそれぞれの原因が重複している期間については、災害入院給付金を重複して支払いません。この場合、災害入院給付金が重複して支払われない入院日数は、第3項第1号に規定する同一の不慮の事故を直接の原因とする入院についての支払限度の計算には算入するものとします。
- ⑥ 被保険者が、疾病を直接の原因として入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、会社は、次のとおり取り扱います。
 1. 併発しているそれらの疾病がいずれもガン以外の疾病の場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病によって継続して入院したものとみなします。
 2. 併発しているそれらの疾病がガンとガン以外の疾病の場合は、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。
- ⑦ 災害入院給付金と疾病入院給付金とが重複して支払われることとなる場合でも、会社は、災害入院給付金と疾病入院給付金を重複しては支払いません。この場合、重複して支払われないこととなる入院期間については、次のとおり取り扱います。
 1. 疾病入院給付金の支払事由に規定する疾病がガン以外のときは、その入院開始の直接の原因に応じて、災害入院給付金または疾病入院給付金を支払います。
 2. 疾病入院給付金の支払事由に規定する疾病がガンのときは、疾病入院給付金およびガン入院給付金を支払います。
 3. 第1号および第2号の規定により支払われないこととなる災害入院給付金または疾病入院給付金の入院日数は、第3項に規定する入院給付金の支払限度の計算には算入しません。
- ⑧ 被保険者が転入院した場合に、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなします。この場合、転入院時を含んで継続している第1項に規定する看護についても継続した1回の看護とみなします。
- ⑨ 被保険者が不慮の事故または疾病を直接の原因とする1回の入院中に第1項に規定する8日以上の継続看護を2回以上受けた場合は、それぞれの看護をあわせて1回の看護とみなして看護日数を通算します。
- ⑩ 被保険者が次の各号のいずれかに該当する入院中に第1項に規定する8日以上の継続看護を2回以上受けた場合は、それぞれの看護をあわせて1回の看護とみなして看護日数を通算します。
 1. 同一の不慮の事故を直接の原因とする入院として、第3項に規定する災害入院給付金の支払限度の計算に算入する入院
 2. 1回の入院とみなして、第3項に規定する疾病入院給付金の支払限度の計算に算入する入院
- ⑪ 被保険者が入院中または看護を受けている間に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日または看護を受けた日毎日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額をそれぞれ入院給付金または看護給付金として支払います。
- ⑫ 第1項に規定する入院中または看護を受けている間に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院および看護は、保険期間中の入院および看護とみなします。
 1. 保険期間が満了したとき
 2. 高度障害給付金を支払うことによってこの保険契約が消滅したとき
- ⑬ 会社は、被保険者が時期を同じくして別表3の給付倍率表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、それらの手術のうち最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
- ⑭ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して保険金を支払います。
- ⑮ 災害死亡保険金、ガン死亡保険金または死亡保険金を支払った後は、災害高度障害給付金、ガン高度障害給付金および高度障害給付金の請求があっても、会社はこれを支払いません。
- ⑯ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は責任準備金を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合はこれを払い戻しません。
- ⑰ 次の各号のいずれかによって入院し、看護もしくは手術を受け、死亡し、または高度障害となった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波(災害入院給付金、疾病入院給付金、看護給付金、手術給付金、災害死亡保険金および災害高度障害給付金の支払の場合に限ります。)
 2. 戦争その他の変乱(災害入院給付金、疾病入院給付金、看護給付金、手術給付金、死亡保険金、災害死亡保険金、高度障害給付金および災害高度障害給付金の支払の場合に限ります。)
- ⑱ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に疾病入院給付金、手術給付金またはガン死亡保険金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
1. その疾病について、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑲ 第2項および前項の規定は、高度障害給付金の場合に準用します。

(高度障害給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害となった時に保険契約は消滅します。

3. 保険契約の取消および無効

- 第4条** 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。
- ② 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

4. 免責による保険契約の解除

- 第5条** 第2条第1項の免責事由に該当したため災害入院給付金、疾病入院給付金、看護給付金または手術給付金が支払われない場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 前項の規定によって会社が保険契約を解除した場合には、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。

5. 告知義務

(告知義務)

第6条 保険契約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

- 第7条** 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金または給付金を支払います。
- ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第8条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
3. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって次のいずれかに該当したときは、保険契約を解除することができます。
 - (1) 別表4に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態になったとき。
 - (2) 第2条に定める入院を開始したときまたは手術を受けたとき

6. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第9条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第10条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ④ 前項の未払込保険料の払込については、第12条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第10条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りません。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りません。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第11条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第11条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第11条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日までの場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第12条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合に会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は保険金および給付金を支払いません。

7. 保険料の前納

第13条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合

当月分以後の3カ月分、6カ月分、9カ月分または12カ月分の保険料を前納することができます。この場合には、次表のとおり割り引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合

- (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割り引きます。
 - (2) 前(1)の規定によって割り引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、保険契約が消滅した場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

8. 保険契約の復活

第14条 保険契約者は、第11条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して6カ月以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
 1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

9. 社員配当金

(社員配当金の割当)

第15条 会社の定める方法によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に有効な保険契約に対して、その事業年度末に主務官庁の認可を得た方法で計算した社員配当金の割当を行ないます。

- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から起算して所定年数を経過した後に消滅する保険契約に対して、社員配当金の割当を行なうことがあります。

(社員配当金の分配)

第16条 前条第1項の規定によって割り当てた社員配当金は、次の方法のうち、保険契約申込のとき保険契約者が指定した方法で分配します。ただし、次の事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限りません。

1. 保険料と相殺する方法
 - (1) 次の事業年度に始まる保険年度の保険料を払い込むときに、次のとおり定められた金額をその保険料と相殺します。
 - (ア) 月払契約の場合
社員配当金を12等分した金額
 - (イ) 半年払契約の場合
社員配当金を2等分した金額
 - (ウ) 年払契約の場合
社員配当金の全額
 - (2) 保険料の前納中のため前(1)の取扱を行なうことができない社員配当金は、会社の定める率の複利で蓄積し、第2号(2)の方法で支払います。
 - (3) 次の事業年度に始まる保険年度中に保険契約が消滅した場合において相殺されなかった社員配当金があるときは、次のとおり支払います。
 - (ア) 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - (イ) その他のときは、保険契約者に支払います。
2. 利息をつけて蓄積する方法
 - (1) 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める率の複利で蓄積します。
 - (2) 蓄積された社員配当金は、保険契約者の請求があるときは保険契約者に支払い、保険契約が消滅したときは次のとおり支払います。
 - (ア) 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - (イ) その他のときは、保険契約者に支払います。
- ② 前項の分配を行なう前に保険契約が消滅した場合には、割り当てた社員配当金を次のとおり取り扱います。
 1. 保険期間が満了したときは、保険契約者に支払います。
 2. その他のときは、分配を行わず、社員配当準備金に繰り入れます。
- ③ 前条第2項の規定によって割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。
 1. 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。

2. その他のときは、保険契約者に支払います

10. 保険契約の解約

第 17 条 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

11. 解約払戻金

第 18 条 解約払戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。

② 解約払戻金は別表5に例示します。

12. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第 19 条 保険金等の支払金は、調査のため特に時日を要する場合のほか、請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して5日以内に会社の本社で支払います。

② 前項の調査に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て調査が終わるまで保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱いします。

13. 契約内容・保険金受取人等の変更

(入院給付金日額の減額)

第 20 条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、会社所定の範囲内で、入院給付金日額を減額することができます。

② 入院給付金日額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更)

第 21 条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定・変更することができます。

② 保険契約者、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

③ 前2項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第 22 条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第 23 条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

14. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第 24 条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第 25 条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱いします。

1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外の場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。

② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

15. 保険契約の更新

第 26 条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに更新しない旨の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日（以下「更新日」といいます。）に、保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険契約は更新されません。

1. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
2. 契約日から更新後の保険契約の保険期間満了の日までの期間が 20 年を超えるとき。
3. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が 70 歳を超えるとき。
- ② 前項第2号および第3号に該当する場合に、会社の定める範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して、保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ④ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、保険料払込の猶予期間中に第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は更新されなかったものとして取り扱います。
- ⑤ 保険契約が更新された場合に、第2条（保険金および給付金の支払）の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- ⑥ 保険契約が更新された場合には、保険契約者に通知します。
- ⑦ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新日以後、変更後の普通保険約款および保険料を適用します。

16. 請求手続

第 27 条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類		会社 所定 の 請 求 書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証				保 險 契 約 者	受 取 人	被 保 險 者	受 取 人			
1	災害入院給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	○	不慮の事故であることを証明する書類
2	疾病入院給付金の支払（ガン入院給付金をあわせて支払うときを含みます。）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
3	看護給付金	○	○	○		○	○	○	○	○	○	(1) 不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故の場合に限ります。） (2) 看護婦、家政婦紹介機関の発行する付添看護料の領収を証する書類および会社が看護給付金を支払うのに必要と認めた書類
4	手術給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	○	会社所定の手術証明書
5	死亡保険金の支払（ガン死亡保険金または災害死亡保険金をあわせて支払うときを含みます。）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故の場合に限ります。）
6	高度障害給付金の支払（ガン高度障害給付金または災害高度障害給付金をあわせて支払うときを含みます。）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	不慮の事故であることを証明する書類（不慮の事故の場合に限ります。）
7	責任準備金の支払	○	○	○	○							
8	解約払戻金の支払	○	○	○	○							
9	保険契約の復活	○										会社所定の告知書
10	入院給付金日額の減額	○	○	○	○							
11	保険金受取人の変更	○	○		○							

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
					保 險 契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
12	保険契約者の変更	○	○		○						旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書
13	蓄積配当金の支払	○			○						

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の調査を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

③ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

17. 時効

第 28 条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金または社員配当金の支払を請求する権利は、その支払事由発生の日から3年間請求がない場合には、時効によって消滅します。

18. 管轄裁判所

第 29 条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

4. 手術

「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。

5. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

6. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

7. 病院または診療所

医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。この場合、入院の定義を準用します。)とします。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

8. 付添看護者

「付添看護者」とは、医師または看護婦の指導監督のもとで看護に従事することを主たる職業とするもので労働大臣の許可を受けた「看護婦・家政婦紹介機関」に所属するものとします。

なお、被保険者の入院した病院または診療所と現に雇用関係にある者が被保険者の看護に従事しても付添看護者とは認めません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他)および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 悪性新生物

悪性新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した (原発性) 多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物 (D37～D48) 中の	
・真正赤血球増加症 < 多血症 >	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物 (D47) 中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性 (出血性) 血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患 (D70～D77) 中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患 (D76) 中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

別表3 給付倍率表

手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術 (25cm ² 未満は除く。)	20
2. 乳房切断術	20

手術の種類	給付倍率
§ 筋骨の手術(抜釘術は除く。)	
3. 骨移植術	20
4. 骨髓炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	20
5. 穿頭術	20
6. 頭蓋骨観血手術	20
7. 上顎骨・下顎骨観血手術	20
8. 観血的顎関節授動術	20
9. 脊椎・骨盤観血手術	20
10. 鎖骨・胸骨・肋骨観血手術	10
11. 骨盤切断術	20
12. 四肢切断術〔大腿・下腿・上腕・前腕・手(指を除く。）・足(指を除く。)]	20
13. 断端骨形成術〔大腿・下腿・上腕・前腕〕	10
14. 切断四肢再接合術(手指・足指を除く。)	20
15. 四肢骨観血手術〔大腿・下腿・上腕・前腕・手(指を除く。）・足(指を除く。)]	10
16. 偽関節手術〔大腿骨・下腿骨・上腕骨・前腕骨・中手骨・中足骨・鎖骨〕	10
17. 四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)[切除・離断・形成術・脱臼整復術]	10
18. 腱観血手術(手指・足指を除く。)	10
§ 呼吸器・胸部の手術	
19. 鼻咽腔線維腫摘出術	10
20. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
21. 喉頭切開術・喉頭全摘除術	20
22. 観血的気管・気管支異物除去術	20
23. 気管支瘻閉鎖術	20
24. 肺膿瘍手術	20
25. 肺切除術	20
26. 肺および胸膜剥離縫縮術	20
27. 胸郭形成術	20
28. 縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器の手術	
29. 体内用ペースメーカー埋込術	20
30. 血管形成術(血液透析用シャント形成術を含む。)	20
31. 動脈間バイパス造成術	40
32. 直視下心臓内手術	40
33. 心膜切開・縫合術	20
34. 動脈瘤切除術	40
35. 頸静脈結紮術	20
§ 脾・リンパ節の手術	
36. 脾腎静脈吻合術	20
37. 脾摘除術	20
§ 消化器の手術	
38. 耳下腺腫瘍摘出術	20
39. 食道外切開術	20
40. 観血的食道異物除去術	20
41. 食道入口部腫瘍摘出術	20
42. 食道離断術	40
43. 腹膜炎手術	20
44. 横隔膜下膿瘍切開術	20
45. 腹膜後腫瘍摘出術	20
46. 胃切開術(胃瘻術を含む。)	20
47. 胃切除術	40
48. 胃腸吻合術	20
49. 腸および腸間膜切除術	20
50. 腸閉塞手術	20
51. 腸および腸間膜切開縫合・剥離・固定術	20
52. 腸間膜腫瘍摘出術	20
53. ヘルニア根本手術	10
54. 腸瘻術・腸瘻閉鎖術	20
55. 回盲部腫瘍摘出術	20
56. 虫垂周囲膿瘍切開術	20
57. 虫垂切除術	10
58. 盲腸縫縮術	10
59. 直腸脱根本手術	20

手術の種類	給付倍率
60. 人工肛門造設術	20
61. 痔瘻根本手術(直腸隙に達しないものは除く。)	10
62. 脱肛根本手術(ホワイトヘッド手術を含む。)	10
63. 肝臓・胆嚢・胆石・膵臓手術	20
§ 尿・性器の手術	
64. 尿管膀胱移植術・尿管S状腸移植術	20
65. 尿瘻閉鎖術	20
66. 尿路吻合造設術	20
67. 腎臓・腎盂手術	20
68. 腎移植手術(受容者に限る。)	40
69. 尿管・膀胱手術	20
70. 膀胱周囲膿瘍切開術	20
71. 膀胱後腫瘍摘出術	20
72. 尿道狭窄手術	20
73. 陰茎切断術	40
74. 睪丸・副睪丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術(経尿道的操作は除く。)	20
75. 陰嚢水腫根本手術	10
76. 子宮全摘除術	40
77. 子宮筋腫手術	20
78. 子宮脱根本手術	20
79. 子宮内反症手術	20
80. 膣脱手術	20
81. 子宮位置矯正術	10
82. 子宮破裂手術	20
83. 子宮膣部切除術	20
84. 癒着性子宮附属器摘除術	20
85. 附属器腫瘍摘出術	20
86. 帝王切開娩出術	10
87. 子宮外妊娠手術	20
88. 卵巣・卵管手術(経膣的操作は除く。)	10
§ 内分泌器の手術	
89. 下垂体腫瘍摘除術	40
90. 甲状腺手術	20
91. 副腎全摘除術	20
92. 頸動脈球摘出術	20
§ 神経の手術	
93. 神経形成術(移植術を含む。)	20
94. 神経腫切除術	20
95. 頭蓋内手術	40
96. 脊髄硬膜内外手術	20
97. 脊髄腫瘍摘出術	40
98. 脊髄血管腫摘出術	40
99. 横隔神経捻除術	20
100. 頸部・頸動脈周囲・腰部・股動脈周囲交感神経切除術	20
101. 下腹部神経叢切除術	20
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)	
102. 前房・虹彩・硝子体内異物除去術	10
103. 強膜内陥術	10
104. 顕微鏡下虹彩毛様体牽引術	10
105. 緑内障手術	20
106. 虹彩前後癒着剥離術	10
107. 硝子体茎頭顕微鏡下離断術	10
108. 線維柱帯顕微鏡下切開術	10
109. 白内障・水晶体手術	20
110. 硝子体置換術	10
111. 網膜剥離症手術	10
112. 網膜裂孔冷凍凝固術	10
113. 視束管開放術	20
114. 眼筋移植術	10
115. 眼窩内異物摘出術	10
116. 眼球摘除術・組織充填術	20
117. 眼窩腫瘍摘出術	20

手術の種類	給付倍率
118. 眼瞼下垂症手術	10
119. 結膜嚢形成術	10
120. 角膜移植術	10
121. 涙小管形成術	10
122. 涙嚢鼻腔吻合術	10
§ 感覚器・聴器の手術	
123. 鼓膜癒着剥離術	10
124. 鼓室形成術	20
125. 鼓膜形成術	20
126. 乳様洞削開術	10
127. 中耳根本手術	20
128. 鎧骨手術	20
129. 鎧骨可動化手術	20
130. 顔面神経管開放術	20
131. 顔面神経減圧術	20
132. 内耳全摘除術	20
133. 聴神経腫瘍摘出術	40
134. 側頭骨腫瘍摘出術	20
135. 経迷路の内耳道開放術	20
136. 錐体突起開放術	20
137. 耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	20
138. 迷路摘出術(開窓術を含む。)	20
139. 内リンパ嚢開放術	20
§ 悪性新生物の手術	
140. 悪性新生物根治手術	40
141. その他の悪性新生物手術	20
§ 上記以外の手術	
142. 上記以外の開頭術	20
143. 上記以外の開胸術	20
144. 上記以外の開腹術	10
§ 新生物根治放射線照射	
145. 新生物根治放射線照射(新生物の治療を目的として、5週間に5,000ラド以上の放射線を照射するものをいい、一連の照射をもって1回とする。)	10
§ 骨髄幹細胞採取手術	
146. 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	20

(備考)

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

別表4 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

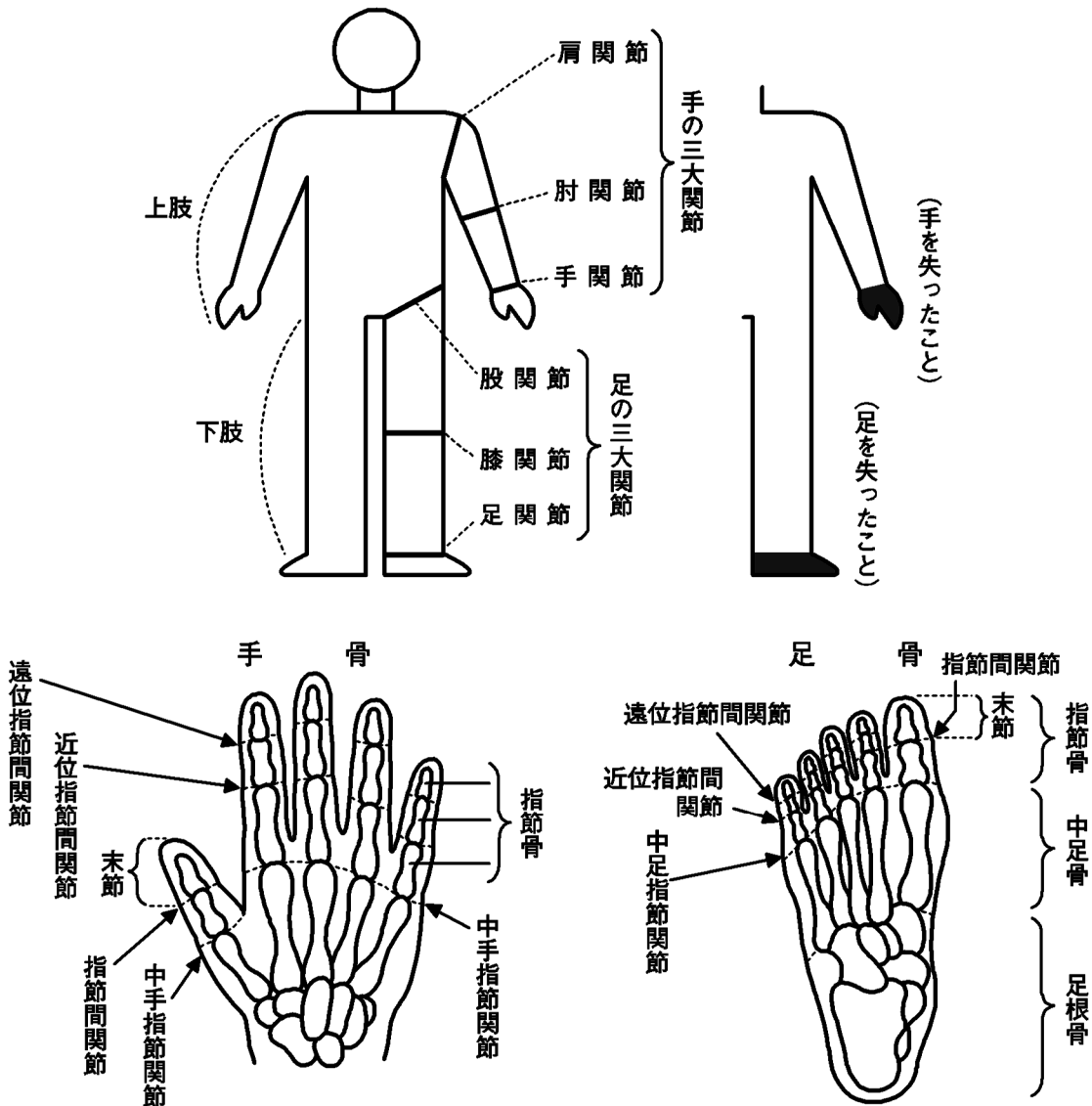
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
- ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
- ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表5 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表6 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

看護給付不担保特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、新ガン倍額医療保障付定期保険または女性医療特約(平成5年4月2日改正分を含みます。)に付加することにより、付加された新ガン倍額医療保障付定期保険または女性医療特約の給付から看護給付金を除外し、健康保険制度に適合した給付内容とすることを目的とした特約です。

(特約の締結)

第1条 この特約は、新ガン倍額医療保障付定期保険契約(以下、「主契約」といいます。)または女性医療特約(以下「主特約」といいます。)の締結後、保険契約者の申出により主契約または主特約に付加して締結します。

② この特約を付加した場合には、保険証券に裏書します。

(看護給付金の支払に関する主約款および主特約条項の規定の不適用)

第2条 この特約を付加した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)および主特約の特約条項(以下「主特約条項」といいます。)に定める看護給付金に関する規定は適用しません。

② 前項の規定にかかわらず、この特約を付加する日を含んで看護が継続している場合は、主契約および主特約の有効中の看護とみなして、主約款および主特約条項に規定するところにより看護給付金を支払います。

(保険料の変更)

第3条 主契約および主特約の保険料払込期間中にこの特約を付加するときは、会社の定める方法により、次の保険料期間からの保険料を改めます。

(差額金の支払)

第4条 保険期間と保険料払込期間が異なる主特約(保険料の払込が免除されている場合を除きます。)または保険料の払込方法<回数>が一時払の主特約に、この特約を付加するときは、会社の定めた方法で計算した差額金を払い戻します。

(払戻金)

第5条 この特約が付加された主契約および主特約の解約払戻金または責任準備金を払い戻す場合には、主約款および主特約条項の規定にかかわらず、会社が別に定める金額を払い戻します。

(特約の消滅)

第6条 主契約および主特約が消滅した場合には、この特約は消滅します。

(特約の解約)

第7条 この特約のみの解約はできません。

(主約款および主特約条項の適用)

第8条 この特約で定めていない事項は、すべて主約款および主特約条項を適用します。

医療保障付定期保険(平成8年4月2日改正)普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険契約の取消および無効

第4条

4. 免責による保険契約の解除

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 重大事由による解除

第9条

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法<経路>

第12条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第13条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

8. 保険料の前納

第14条

9. 保険契約の復活

第15条

10. 社員配当金

第16条 社員配当金の割当

第17条 社員配当金の分配

11. 保険契約の解約

第18条

12. 解約払戻金

第19条

13. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第20条

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

第21条 入院給付金日額の減額

第22条 保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更

第23条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第24条 保険契約者の住所の変更

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第25条 契約年齢の計算

第26条 契約年齢および性別の誤りの処理

16. 保険契約の更新

第27条

17. 請求手続

第28条

18. 時効

第29条

19. 管轄裁判所

第30条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

別表3 解約払戻金額例表

医療保障付定期保険(平成8年4月2日改正)普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の医療保障を主たる目的として設計された保険で、次の給付を行なうことを主要内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	保険金・給付金の名称
入院	被保険者が不慮の事故による傷害を原因として5日以上入院したとき。	入院給付金日額の	災害入院給付金
	被保険者が疾病を原因として8日以上継続入院したとき。	入院日数倍	疾病入院給付金
死亡	被保険者が死亡したとき。	入院給付金日額の	死亡保険金
高度障害	被保険者が所定の高度障害になったとき。	100倍相当額	高度障害給付金

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、書面をもって通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾通知に代えることがあります。

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院が責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因とした入院であること。 (2) その入院が不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること。 (3) その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とした入院であること。 (4) 同一の不慮の事故によるその入院の入院日数が通算して5日以上あること。ただし、同一の不慮の事故の日から起算して180日経過後に開始した入院の入院日数は通算しません。 (5) その入院が日本国内にある備考5.に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること。	災害入院給付金	入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
2. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院が責任開始時以後に発病した疾病(備考4. に定める薬物依存をのぞきます。以下同じ。)を直接の原因とした入院であること。 (2) その入院が疾病の治療を目的とした入院であること。 (3) その入院が8日以上継続した入院であること。 (4) その入院が日本国内にある病院における入院であること。	疾病入院給付金	入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
3. 被保険者が保険期間中に死亡したとき。	死亡保険金	入院給付金日額の100倍相当額	保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき 1. 責任開始時の属する日から起算して1年以内の被保険者の自殺 2. 被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 保険契約者の故意
4. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	高度障害給付金	入院給付金日額の100倍相当額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 次の各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とした入院とみなして本条の規定を適用します。
- 不慮の事故以外の外因を直接の原因とした入院
 - 不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
 - 異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。
- ③ 入院給付金の支払限度は次のとおりとします。
- 災害入院給付金の場合
通算して700日分を限度とし、かつ、同一の不慮の事故を直接の原因とした入院について通算して120日分を限度とします。
 - 疾病入院給付金の場合
通算して700日分を限度とし、かつ、1回の入院について120日分を限度とします。
- ④ 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として第1項に規定する8日以上の継続入院を2回以上した場合は、それぞれの入院を合わせて1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ⑤ 被保険者が2以上の不慮の事故を直接の原因として入院し、災害入院給付金が重複して支払われることとなる場合でも、会社は、その入院期間のうちそれぞれの原因が重複している期間については、災害入院給付金を重複して支払いません。この場合、災害入院給付金が重複して支払われない入院日数は、第3項第1号に規定する同一の不慮の事故を直接の原因とした入院についての支払限度の計算には算入するものとします。
- ⑥ 被保険者が、疾病を直接の原因として入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、会社は、次のとおり取り扱います。
- 併発しているそれらの疾病がいずれもガン以外の疾病の場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病によって継続して入院したものとみなします。

2. 併発しているそれらの疾病がガンとガン以外の疾病の場合は、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。
- ⑦ 災害入院給付金と疾病入院給付金とが重複して支払われることとなる場合でも、会社は、災害入院給付金と疾病入院給付金を重複しては支払いません。この場合、重複して支払われないこととなる入院期間については、次のとおり取り扱いいます。
1. 疾病入院給付金の支払事由に規定する疾病がガン以外のときは、その入院開始の直接の原因に応じて、災害入院給付金または疾病入院給付金を支払います。
 2. 疾病入院給付金の支払事由に規定する疾病がガンのときは、疾病入院給付金を支払います。
 3. 第1号および第2号の規定より支払われないこととなる災害入院給付金または疾病入院給付金の入院日数は、第3項に規定する入院給付金の支払限度の計算に算入しません。
- ⑧ 被保険者が転入院した場合に、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなします。
- ⑨ 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を入院給付金として支払います。
- ⑩ 被保険者が第1項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、保険期間中の入院とみなします。
1. 保険期間が満了したとき。
 2. 高度障害給付金を支払うことによってこの保険契約が消滅したとき。
- ⑪ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して保険金を支払います。
- ⑫ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、高度障害給付金を支払います。
- ⑬ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、それを支払いません。
- ⑭ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合はこれを払い戻しません。
- ⑮ 次の各号のいずれかによって入院し、死亡し、または高度障害になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払の場合に限ります。）
 2. 戦争その他の変乱（災害入院給付金、疾病入院給付金、死亡保険金および高度障害給付金の支払の場合に限ります。）
- ⑯ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
1. その疾病について、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑰ 第2項および前項の規定は、高度障害給付金の場合に準用します。

（高度障害給付金の支払による保険契約の消滅）

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時に保険契約は消滅します。

3. 保険契約の取消および無効

第4条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

② 保険契約者が給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ）を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

4. 免責による保険契約の解除

第5条 第2条第1項の免責事由に該当したため災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われない場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

② 前項の規定によって会社が保険契約を解除した場合には、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。

5. 告知義務

(告知義務)

第6条 保険契約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第7条 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金または給付金を支払います。
- ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第8条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
3. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって次のいずれかに該当したときは、保険契約を解除することができます。
 - (1) 高度障害になったとき。
 - (2) 第2条に定める入院を開始したとき。

6. 重大事由による解除

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができません。

1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(災害入院給付金、疾病入院給付金、死亡保険金および高度障害給付金をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. この保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
5. その他この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金を支払いません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第10条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第11条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合

年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込み、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ④ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第11条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りです。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第12条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第12条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第13条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合に会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。

8. 保険料の前納

第14条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合
当月分以降の3カ月分、6カ月分、9カ月分または12カ月分の保険料を前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合

- (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。
 - (2) 前(1)の規定によって割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は保険契約が消滅した場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

9. 保険契約の復活

第15条 保険契約者は、第12条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して6カ月以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。

② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。

③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。

前項に規定する金額を受け取った時

2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき。

前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

10. 社員配当金

(社員配当金の割当)

第16条 会社の定める方法によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に有効な保険契約に対して、その事業年度末に主務官庁の認可を得た方法で計算した社員配当金の割当を行ないます。

② 前項の割当の他、会社は、契約日から起算して所定年数を経過した後に削減する保険契約に対して、社員配当金の割当を行なうことがあります。

(社員配当金の分配)

第17条 前条第1項の規定によって割り当てた社員配当金は、次の方法のうち、保険契約申込のとき保険契約者が指定した方法で分配します。ただし、次の事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限りません。

1. 保険料と相殺する方法

(1) 次の事業年度に始まる保険年度の保険料を払い込むときに、次のとおり定められた金額をその保険料と相殺します。

(ア) 月払契約の場合

社員配当金を12等分した金額

(イ) 半年払契約の場合

社員配当金を2等分した金額

(ウ) 年払契約の場合

社員配当金の全額

(2) 保険料の前納中のため前(1)の取扱を行なうことができない社員配当金は、会社の定める率の複利で蓄積し、第2号(2)の方法で支払います。

(3) 次の事業年度に始まる保険年度中に保険契約が消滅した場合において相殺されなかった社員配当金があるときは、次のとおり支払います。

(ア) 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。

(イ) その他のときは、保険契約者に支払います。

2. 利息をつけて蓄積する方法

(1) 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める率の複利で蓄積します。

(2) 蓄積された社員配当金は、保険契約者の請求があるときは保険契約者に支払い、保険契約が消滅したときは次のとおり支払います。

(ア) 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。

(イ) その他のときは、保険契約者に支払います。

② 前項の分配を行なう前に保険契約が消滅した場合には、割り当てた社員配当金を保険期間が満了したときに限り保険契約者に支払います。

③ 前条第2項の規定によって割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

1. 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。

2. その他のときは、保険契約者に支払います。

11. 保険契約の解約

第18条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約払戻金

第19条 解約払戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。

② 解約払戻金額は、別表3に例示します。

13. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第20条 保険金等の支払金は、調査のため特に時日を要する場合のほか、請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して5日以内に会社の本社で支払います。

② 前項の調査に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て調査が終わるまで保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に扱います。

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

(入院給付金日額の減額)

第21条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、会社所定の範囲内で、入院給付金日額を減額することができます。

② 入院給付金日額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更)

第22条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定・変更することができます。

② 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行なわれていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人)で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。

③ 前項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

④ 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

⑤ 第1項および第4項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第23条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めてください。この場合は、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第24条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

② 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第25条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第26条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。

② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

16. 保険契約の更新

第27条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに更新しない旨の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は更新されません。

1. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。

2. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。

② 前項第2号に該当する場合に、会社の定める範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなる場合は、保険期間を短縮して、保険契約を更新させるものとします。

③ 更新後の保険契約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。

- ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、保険料払込の猶予期間中に第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は更新されなかったものとして取り扱います。
- ⑥ 保険契約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ⑦ 保険契約が更新された場合には、保険契約者に通知します。
- ⑧ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新日以後、変更後の普通保険約款および保険料率を適用します。

17. 請求手続

第28条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類			印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書	会社所定の入院証明書	その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	保険契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1 災害入院給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2 疾病入院給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3 死亡保険金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4 高度障害給付金の支払	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
5 責任準備金の支払	○	○	○	○								
6 解約払戻金の支払	○	○	○	○								
7 保険契約の復活	○											会社所定の告知書
8 入院給付金日額の減額	○	○	○	○								
9 保険金受取人の変更	○	○		○								
10 保険契約者の変更	○	○		○								旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書
11 蓄積配当金の支払	○			○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の調査を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。
- ⑤ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

18. 時効

第 29 条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金または社員配当金の支払を請求する権利は、その支払事由発生の日から3年間請求がない場合には、時効によって削減します。

19. 管轄裁判所

第 30 条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

5. 病院または診療所

医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。この場合、入院の定義を準用します。)とします。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

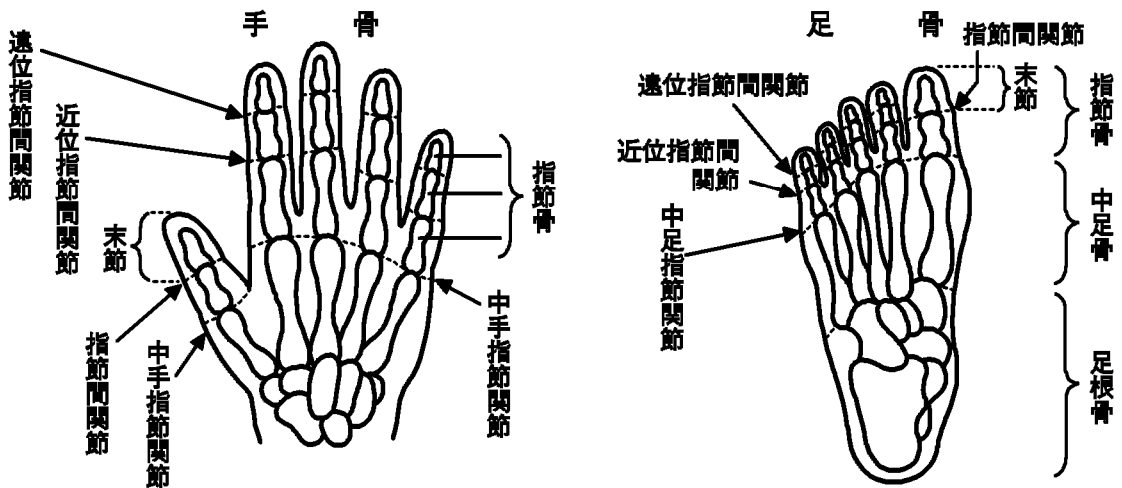
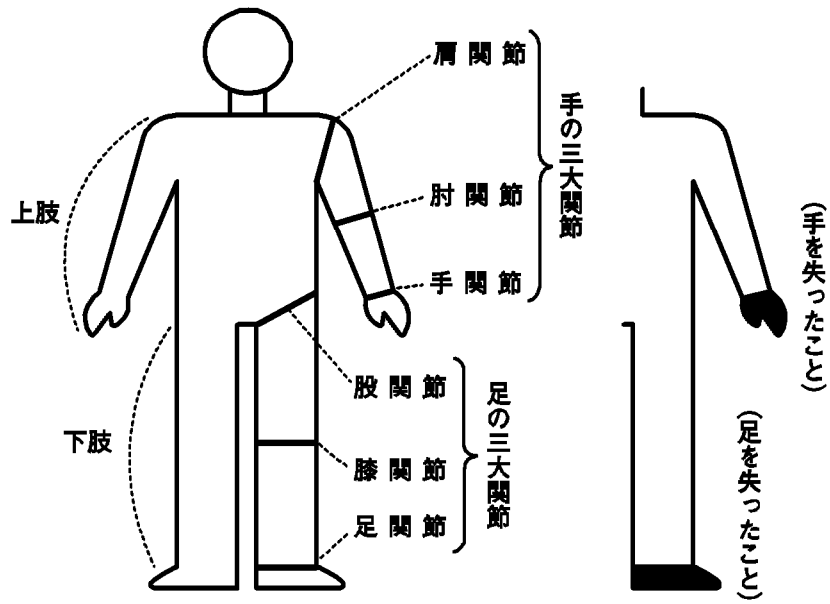
別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

新医療保障付定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険契約の取消および無効

第4条

4. 免責による保険契約の解除

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 重大事由による解除

第9条

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法<経路>

第12条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第13条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

8. 保険料の前納

第14条

9. 保険契約の復活

第15条

10. 社員配当金

第16条 社員配当金の割当

第17条 社員配当金の分配

11. 保険契約の解約

第18条

12. 解約払戻金

第19条

13. 保険金等の支払金の時期および場所

第20条

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

第21条 入院給付金日額の減額

第22条 保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更

第23条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第24条 保険契約者の住所の変更

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第25条 契約年齢の計算

第26条 契約年齢および性別の誤りの処理

16. 保険契約の更新

第27条

17. 請求手続

第28条

18. 時効

第29条

19. 管轄裁判所

第30条

20. 保険料の一時払に関する特則

第31条

21. 保険料の一部一時払に関する特則

第32条

22. 無事故給付金支払特則

第33条 特則の内容

第34条 特則の付加

第35条 特則の給付金の支払

第36条 更新の取扱

第37条 更新の特別取扱

第38条 特則の減額

第39条 特則の解約

第40条 請求手続

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

別表3 病院または診療所

別表4 悪性新生物

別表5 解約払戻金額例表

新医療保障付定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者の医療保障を主たる目的として設計された保険で、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	保険金・給付金の名称
入院	被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として5日以上継続入院したとき。	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	災害入院給付金
	被保険者が疾病を原因として5日以上継続入院したとき。		疾病入院給付金
死亡	被保険者が死亡したとき。	入院給付金日額の100倍相当額	死亡保険金
高度障害	被保険者が所定の高度障害状態になったとき。		高度障害給付金

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、書面をもって通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾通知に代えることがあります。

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院が責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因とした入院であること。 (2) その入院が不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院であること。 (3) その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること。 (4) その入院が5日以上継続した入院であること。 (5) その入院が別表3に定める病院または診療所における入院であること。	災害入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合(以下、「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>2. 被保険者が保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。</p> <p>(1) その入院が責任開始時以後に発病した疾病(備考4. に定める薬物依存をのぞきます。以下同じ。)を直接の原因として開始した入院であること。</p> <p>(2) その入院が疾病の治療を目的とする入院であること。</p> <p>(3) その入院が5日以上継続した入院であること。</p> <p>(4) その入院が別表3に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること。</p>	疾病入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>
<p>3. 被保険者が保険期間中に死亡したとき。</p>	死亡保険金	入院給付金日額の100倍相当額	保険金受取人	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 責任開始時の属する日から起算して1年以内の被保険者の自殺</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為または死刑の執行</p> <p>3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金受取人の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。</p> <p>4. 保険契約者の故意</p>
<p>4. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。</p> <p>この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含みます。</p>	高度障害給付金	入院給付金日額の100倍相当額	保険契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為</p> <p>2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p>

② 次の各号のいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。

1. 責任開始時以後に生じた不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院
2. 責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
3. 責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。

③ 入院給付金の支払限度は次のとおりとします。

1. 災害入院給付金の場合
通算して1000日分を限度とし、かつ、同一の不慮の事故を直接の原因とした入院について通算して120日分を限度とします。
2. 疾病入院給付金の場合
通算して1000日分を限度とし、かつ、1回の入院について120日分を限度とします。

④ 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。

⑤ 被保険者が同一の不慮の事故を直接の原因として、災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、その事故の日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

- ⑥ 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金は支払われません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑦ 被保険者が、疾病を直接の原因として入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合は、会社は、次のとおり取り扱います。
1. 併発しているそれらの疾病がいずれも別表4に定める悪性新生物(以下「ガン」といいます。)以外の疾病の場合は、その入院開始の直接の原因となった疾病によって継続して入院したものとみなします。
 2. 併発しているそれらの疾病がガンとガン以外の疾病の場合は、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。
- ⑧ 次のいずれの場合でも、会社は、災害入院給付金と疾病入院給付金を重複しては支払いません。
1. 疾病入院給付金の支払事由に規定する疾病がガン以外のとき
 - (1) 災害入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院給付金の支払事由に該当した場合は、第1項の規定にかかわらず、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は支払いません。この場合、疾病入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後に不慮の事故による傷害の治療を開始した場合は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、災害入院給付金の支払額は、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (3) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始した場合は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、災害入院給付金の支払額は、疾病の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 2. 疾病入院給付金の支払事由に規定する疾病がガンのとき
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後に疾病の治療を開始した場合は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、疾病入院給付金の支払額は、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始した場合は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、疾病入院給付金の支払額は、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (3) 疾病入院給付金が支払われる入院中に、災害入院給付金の支払事由に該当した場合は、第1項の規定にかかわらず、疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。この場合、災害入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑨ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 被保険者が、責任開始時前に発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
1. その疾病について、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑫ 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を入院給付金として支払います。
- ⑬ 被保険者が、第1項、第4項および第5項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院は、保険期間中の入院とみなします。
1. 保険期間が満了したとき。
 2. 高度障害給付金を支払うことによってこの保険契約が消滅したとき。
- ⑭ 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して保険金を支払います。
- ⑮ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この保険契約の保険期間満了時に高度障害の状態に該当したものとみなして高度障害給付金を支払います。

- ⑯ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑰ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合はこれを払い戻しません。
- ⑱ 次の各号のいずれかによって入院し、死亡し、または高度障害になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 - 1. 地震、噴火または津波(災害入院給付金および疾病入院給付金の支払の場合に限ります。)
 - 2. 戦争その他の変乱(災害入院給付金、疾病入院給付金、死亡保険金および高度障害給付金の支払の場合に限ります。)
- ⑲ 第2項および第11項の規定は、高度障害給付金の場合に準用します。

(高度障害給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時に保険契約は消滅します。

3. 保険契約の取消および無効

- 第4条** 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結または復活が行なわれた場合は、会社は保険契約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。
- ② 保険契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結または復活した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

4. 免責による保険契約の解除

- 第5条** 第2条第1項の免責事由に該当したため災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われない場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 前項の規定によって会社が保険契約を解除した場合には、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。

5. 告知義務

(告知義務)

第6条 保険契約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

- 第7条** 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- ② 保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金または給付金を支払います。
 - ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
 - ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第8条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

- 1. 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
- 2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
- 3. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって次のいずれかに該当したときは、保険契約を解除することができます。
 - (1) 高度障害になったとき。
 - (2) 第2条に定める入院を開始したとき。

6. 重大事由による解除

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(災害入院給付金、疾病入院給付金、死亡保険金および高度障害給付金をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがある場合
 4. この保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
 5. その他この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金を支払いません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第10条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第11条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ④ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第11条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りません。)
 4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りません。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第12条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第12条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第13条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合に会社が支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、給付金を支払いません。

8. 保険料の前納

第14条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合
当月分以後の3カ月分、6カ月分、9カ月分または12カ月分の保険料を前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合

- (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。
 - (2) 前(1)の規定によって割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、保険契約が消滅した場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

9. 保険契約の復活

第15条 保険契約者は、第12条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して6カ月以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

10. 社員配当金

(社員配当金の割当)

第16条 会社の定める方法によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に有効な保険契約に対して、その事業年度末に主務官庁の認可を得た方法で計算した社員配当金の割当を行ないます。

- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から起算して所定年数を経過した後に消滅する保険契約に対して、社員配当金の割当を行なうことがあります。

(社員配当金の分配)

第17条 前条第1項の規定によって割り当てた社員配当金は、次の方法のうち、保険契約申込のとき保険契約者が指定した方法で分配します。ただし、次の事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。

1. 保険料と相殺する方法
 - (1) 次の事業年度に始まる保険年度の保険料を払い込むときに、次のとおり定められた金額をその保険料と相殺します。
 - (ア) 月払契約の場合
社員配当金を12等分した金額

- (イ) 半年払契約の場合
社員配当金を2等分した金額
- (ウ) 年払契約の場合
社員配当金の全額
- (2) 保険料の前納中のため前(1)の取扱を行なうことができない社員配当金は、会社の定める率の複利で蓄積し、第2号(2)の方法で支払います。
- (3) 次の事業年度に始まる保険年度中に保険契約が消滅した場合において相殺されなかった社員配当金があるときは、次のとおり支払います。
 - (ア) 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - (イ) その他のときは、保険契約者に支払います。
- 2. 利息をつけて蓄積する方法
 - (1) 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める率の複利で蓄積します。
 - (2) 蓄積された社員配当金は、保険契約者の請求があるときは保険契約者に支払い、保険契約が消滅したときは次のとおり支払います。
 - (ア) 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - (イ) その他のときは、保険契約者に支払います。
- ② 前項の分配を行なう前に保険契約が消滅した場合には、割り当てた社員配当金を保険期間が満了したときに限り保険契約者に支払います。
- ③ 前条第2項の規定によって割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。
 - 1. 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - 2. その他のときは、保険契約者に支払います。

11. 保険契約の解約

第18条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約払戻金

- 第19条** 解約払戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその保険料を払い込んだ年月数により計算し、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。
- ② 解約払戻金額は、別表5に例示します。

13. 保険金等の支払金の時期および場所

- 第20条** 保険金等の支払金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して5日以内に会社の本社で支払います。
- ② 前項の事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱います。

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

(入院給付金日額の減額)

- 第21条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、会社所定の範囲内で、入院給付金日額を減額することができます。
- ② 入院給付金日額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更)

- 第22条** 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定・変更することができます。
- ② 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行なわれていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人)で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。
 - ③ 前項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 - ④ 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
 - ⑤ 第1項および第4項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

- 第 23 条** 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
 - ③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

- 第 24 条** 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

- 第 25 条** 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。
- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

- 第 26 条** 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。
- 1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 - 2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

16. 保険契約の更新

- 第 27 条** 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに更新しない旨の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は更新されません。
- 1. 保険期間満了の日までに保険料が払い込まれていないとき。
 - 2. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
 - 3. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき。
- ② 前項第2号に該当する場合に、会社の定める範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して、保険契約を更新させるものとします。
 - ③ 更新後の保険契約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
 - ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の契約年齢によって計算します。
 - ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用し、保険料払込の猶予期間中に第1回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は更新されなかったものとして取り扱います。
 - ⑥ 保険契約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - ⑦ 更新前の保険契約の保険料払込方法が一時払の場合、保険契約者は、会社の承諾を得て、更新後の保険契約の保険料払込方法を一時払以外の会社の定める方法に変更することができます。
 - ⑧ 保険契約が更新された場合には、保険契約者に通知します。
 - ⑨ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新日以後、変更後の普通保険約款および保険料率を適用します。
 - ⑩ 第1項第3号の規定によりこの保険契約が更新されず、かつ、第1項第1号および第2号の規定に該当しないときは、保険契約者から特に申し出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定めるこの保険契約と同じ保険種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第2条(保険金および給付金の支払)の規定の適用に際しては、この保険契約と更新時に締結する保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

17. 請求手続

第 28 条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類		会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	その他の書類
	保 險 契 約 者	受 取 人				被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人					
1 災害入院給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には 住民票にかえて戸籍抄本
2 疾病入院給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には 住民票にかえて戸籍抄本
3 死亡保険金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には 住民票にかえて戸籍抄本
4 高度障害給付金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には 住民票にかえて戸籍抄本
5 責任準備金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6 解約払戻金の支払	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7 保険契約の復活	○													会社所定の告知書
8 入院給付金日額の減額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9 保険金受取人の変更	○	○			○									
10 保険契約者の変更	○	○			○									旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明 書
11 蓄積配当金の支払	○				○									

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者（配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族）は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。

④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

⑤ 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および保険金（高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。）受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

18. 時効

第 29 条 保険金、給付金、責任準備金、解約払戻金または社員配当金の支払を請求する権利は、その支払事由発生の日から3年間請求がない場合には、時効によって消滅します。

19. 管轄裁判所

第 30 条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

20. 保険料の一時払に関する特則

第 31 条 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲内で、保険料の払込方法を一時払とすることができます。

② 保険料の払込方法が一時払の保険契約については、次の各号に定めるところによります。

1. 第 10 条（保険料の払込）、第 11 条（保険料の払込方法<経路>）、第 12 条（保険料払込の猶予期間および保険契約の失効）、第 14 条（保険料の前納）、第 15 条（保険契約の復活）、第 21 条（入院給付金日額の減額）の規定は適用しません。
2. 第 1 条中、「第 1 回保険料」とあるのを「一時払保険料」と読み替えます。

21. 保険料の一部一時払に関する特則

第 32 条 保険契約者は、保険契約の締結の際、保険契約の一部について、会社の定める範囲内で、保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合、その保険契約は次の各号の部分からなるものとします。

1. 保険料の一時払に対応する部分（以下この部分を「一時払保険部分」といいます。）
2. 保険料の年払、半年払および月払に対応する部分（以下この部分を「分割払保険部分」といいます。）

② 一時払保険部分がある保険契約については、次の各号に定めるところによります。

1. 第 1 条（会社の責任開始期）における第 1 回保険料には、一時払保険部分の保険料を含みます。
2. 一時払保険部分または分割払保険部分のみの解約は取り扱いません。
3. 一時払保険部分を減額する場合には、分割払保険部分も同時に同じ割合で減額するものとします。
4. 減額後の分割払保険部分の入院給付金日額が会社の定める金額に満たない場合は、一時払保険部分の減額を取り扱いません。

22. 無事故給付金支払特則

（特則の内容）

第 33 条 この特則は、前条までの規定が適用されるこの保険契約において、災害入院給付金または疾病入院給付金のいずれの支払もなく、かつ、被保険者が保険期間満了時に生存しているときに無事故給付金を支払うことを定めたものです。

（特則の付加）

第 34 条 保険契約者は、この保険契約締結または更新の際、会社の定める範囲内で、会社の承諾を得て、この特則をこの保険契約に付加することができます。

（特則の給付金の支払）

第 35 条 この特則の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		
	名称	支払額	受取人
この特則の付加された保険契約において、次のいずれにも該当するとき。 1. 保険期間中に、災害入院給付金または疾病入院給付金のいずれの支払も行なわれなかったこと。 2. 被保険者が保険期間満了時に生存していること。	無事故給付金	無事故給付金額（無事故給付金額は、入院給付金日額の5倍相当額または10倍相当額のいずれかとし、この特則を付加する際に契約者の申出によって定めます。）	保険契約者

② 前項の規定によって無事故給付金を支払った後に、保険金または給付金の支払の請求書類が会社の本社に到達した場合は、会社は、前項の無事故給付金を支払わなかったものとして、保険金または給付金を支払います。この場合、すでに支払った無事故給付金を返還してください。会社はすでに支払った無事故給付金が返還された後に、保険金または給付金を支払います。

（更新の取扱）

第 36 条 この保険契約が更新される場合には、更新後のそれぞれの保険期間について、前条の規定を適用して無事故給付金を支払います。

② この保険契約の更新時に、第 2 条第 1 項に規定する入院を継続している場合、その入院は更新前の保険期間における入院とみなします。

③ 第 2 条第 4 項または第 5 項の規定により、1 回の入院とみなされる入院中に更新される場合もしくは 1 回の入院とみなされる入院を更新後にした場合、その入院は更新前の保険期間における入院とみなします。

(更新の特別取扱)

第37条 保険契約者は、この特則が付加された保険契約の更新の際に、会社の承諾を得て、この特則を付加せずに更新することができます。

(特則の減額)

第38条 この特則のみの減額は取り扱いません。

- ② 入院給付金日額が減額された場合には、この特則の無事故給付金額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によってこの特則の無事故給付金額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約払戻金を契約者に支払います。

(特則の解約)

第39条 この特則のみの解約は取り扱いません。

(請求手続)

第40条 この特則にもとづく支払については、次に定める書類を提出して請求してください。

1. 会社所定の請求書
2. 保険証券
3. 最終の保険料領収証
4. 受取人の印鑑証明書
5. 受取人の戸籍抄本
6. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)
- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

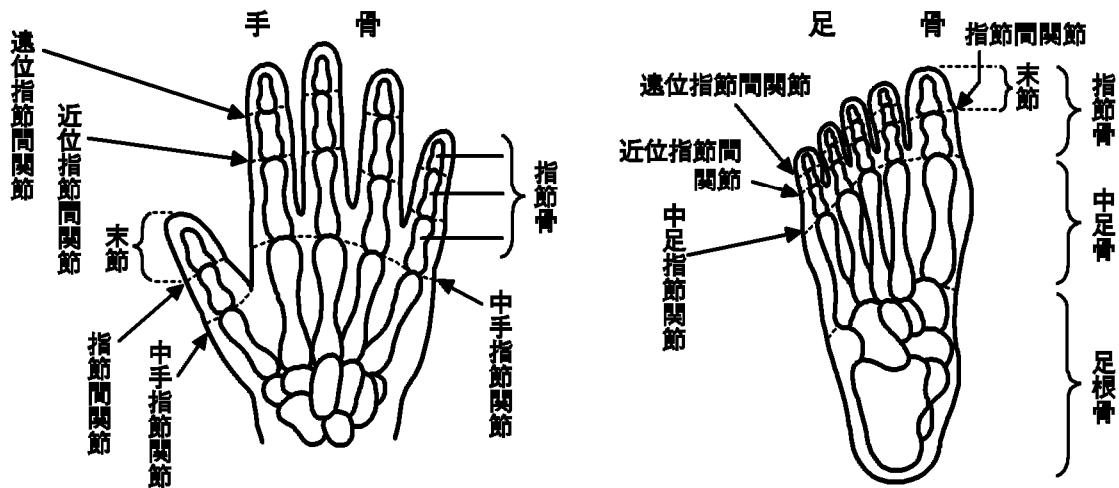
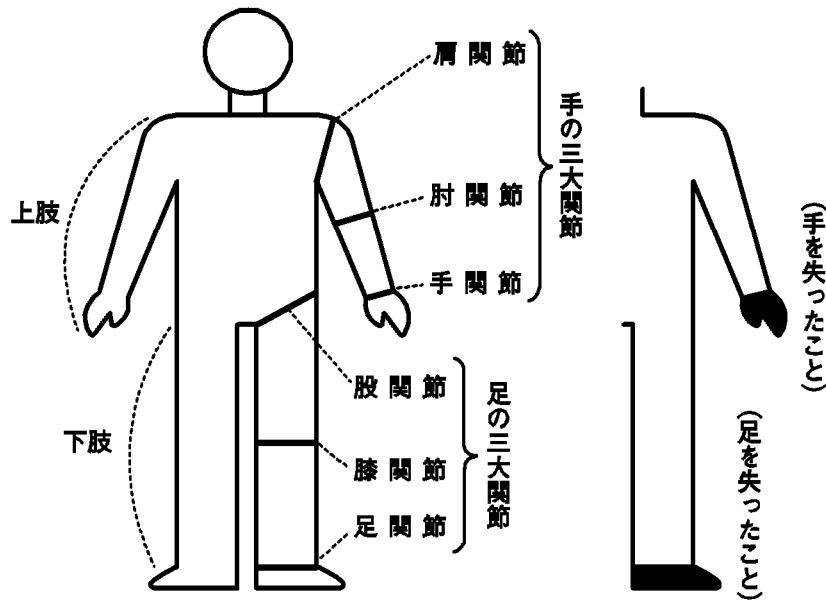
別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 悪性新生物

悪性新生物とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58

分類項目	基本分類コード
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

別表5 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

5年ごと利差配当付定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第2条 保険料の払込

第3条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第4条 保険料の払込方法<経路>

3. 保険契約者の住所の変更

第5条

4. 保険料の前納

第6条

5. 保険契約の復活

第7条

6. 保険金の支払および請求手続

第8条 保険金の支払

第9条 保険金の請求手続

第10条 被保険者の生死不明の場合

第11条 保険金支払の時期および場所

7. 高度障害給付金の支払および請求手続

第12条 高度障害給付金の支払

第13条 高度障害給付金の請求手続

第14条 高度障害給付金支払の時期および場所

第15条 保険契約の消滅

8. 保険料の払込免除および請求手続

第16条 保険料の払込免除

第17条 保険料の払込免除の請求手続

9. 保険金を支払わない場合

第18条

10. 高度障害給付金を支払わない場合

第19条

11. 保険料の払込を免除しない場合

第20条

12. 保険契約の取消、無効および解除

第21条 保険契約の取消および無効

第22条 告知義務違反による解除

第23条 重大事由による解除

13. 保険金の中途増額

第24条

14. 中途解約および保険金の減額

第25条

15. 払戻金

第26条

16. 保険金受取人の指定、変更および保険契約の承継

第27条

17. 保険契約者または保険金受取人の代表者

第28条

18. 年齢の計算および誤りの処理

第29条 年齢の計算

第30条 年齢の誤りの処理

19. 保険契約の更新

第31条

20. 他の保険種類への加入

第32条

21. 社員配当

第33条

22. 保険証券の書換、再交付その他の取扱

第34条

23. 時効

第35条

24. 保険契約の転換

第36条 他の保険契約への転換

25. 管轄裁判所

第37条

26. 保険期間の短縮

第38条 保険期間の短縮

第39条 保険期間を短縮した場合の特約の取扱

27. 払済保険への変更

第40条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

別表3 解約払戻金額例表

別表4 払済保険金額例表

5年ごと利差配当付定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡したときに保険金を、また、高度障害となったときに高度障害給付金を支払うことを主な内容とし、家族の生活安定をはかる保険であります。

1. 会社の責任開始期

- 第1条** 会社は、保険契約の申込を承諾して、第1回保険料を受け取った時から、保険契約上の責任を負います。
- ② 前項の規定にかかわらず、会社所定の第1回保険料充当金領収証をもって第1回保険料相当額を受け取った後、会社が申込を承諾した場合には、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から保険契約上の責任を負います。この場合には、第1回保険料充当金領収証をもって第1回保険料領収証に代えます。
- ③ 前2項による会社の責任開始の日を、保険契約の契約日とします。
- ④ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、書面をもって通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾通知に代えることがあります。

2. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第2条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第4条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
 2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または高度障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに第16条に規定する保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第3条第5項の規定を準用します。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第3条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。
- ④ 猶予期間中に保険金または高度障害給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ⑤ 猶予期間中に第16条に規定する保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者はその猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

(保険料の払込方法<経路>)

第4条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りです。)
4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第3条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第3条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲を超えたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

3. 保険契約者の住所の変更

- 第5条** 保険契約者が住所または居所を変更したときには、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。
- ② 保険契約者が前項の通知をしなかったときには、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

4. 保険料の前納

第6条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合

当月分以後の3カ月分、6カ月分、9カ月分または12カ月分の保険料を前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合

(イ) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。

(ロ) (イ)の規定により割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約については半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

- ② 会社は、次のいずれかの場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払う場合には保険金受取人に払い戻します。
 1. 保険契約が消滅したとき。
 2. 保険料の払込を要しなくなったとき。

5. 保険契約の復活

第7条 第3条第2項の規定によって保険契約が効力を失った後3年以内であれば、保険契約者は、保険契約の復活を請求することができます。

- ② 前項により保険契約の復活を請求する場合には、保険契約者は、会社所定の復活申込書に被保険者の健康に異常のないことを証明する会社の指定した医師の診断書を添えて提出して下さい。ただし、保険契約が効力を失った後3カ月以内は、保険契約者および被保険者の誓約書をもって医師の診断書に代えることができます。
- ③ 前項の場合に、会社が保険契約の復活を承諾したときには、会社の指定した日までに、延滞保険料を払い込んで下さい。
- ④ 第1条(会社の責任開始期)、第21条(保険契約の取消および無効)および第22条(告知義務違反による解除)の規定は、保険契約復活の場合に準用します。この場合には、第1条第3項および第22条第4項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

6. 保険金の支払および請求手続

(保険金の支払)

第8条 保険金は、被保険者が保険期間中に死亡したときに、保険金受取人に支払います。

(保険金の請求手続)

第9条 保険契約者または保険金受取人は、被保険者が死亡したことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 保険金受取人は、被保険者の死亡したことを知った日から2カ月以内に、次の書類を提出して保険金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。
 1. 保険金請求書
 2. 死亡診断書または検案書

3. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 4. 保険金受取人の戸籍抄本
 5. 保険金受取人の印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(被保険者の生死不明の場合)

第10条 被保険者の生死がわからない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第8条(保険金の支払)の規定を適用して保険金を支払います。

(保険金支払の時期および場所)

第11条 保険金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、第9条の書類が本社に到達してから5日以内に本社で支払います。

- ② 前項の事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金を支払いません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

7. 高度障害給付金の支払および請求手続

(高度障害給付金の支払)

第12条 被保険者が保険契約の責任開始時(復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同様とします。)以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に、別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したときには、会社は、保険金と同額の高度障害給付金を保険契約者に支払います。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後の傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限り)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも支払います。

② 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに高度障害給付金を支払います。

③ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されなかった場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金の請求手続)

第13条 被保険者が、前条の高度障害となったときは、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知し、かつ、保険契約者は、その日から2カ月以内に、次の書類を提出して高度障害給付金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。

1. 高度障害給付金請求書
 2. 医師の診断書
 3. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 4. 保険契約者の戸籍抄本
 5. 保険契約者の印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ② 会社は前項の書類のほか、会社の指定した医師の診断書その他特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

③ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

(高度障害給付金支払の時期および場所)

第14条 第11条(保険金支払の時期および場所)の規定は高度障害給付金支払の場合に準用します。

(保険契約の消滅)

第15条 会社が高度障害給付金を支払ったときは、高度障害となった時から保険契約は消滅します。

8. 保険料の払込免除および請求手続

(保険料の払込免除)

第16条 被保険者が、保険料払込期間中において、保険契約の責任開始時以後に発生した別表1に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表2に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときには、会社は、その身体障害の状態に該当した日の直後に到来する払込期月(払込期月内の初日から契約応当日の前日までの間にその身体障害の状態に該当したときは当該払込期月)以後の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後の傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表2に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときも保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(保険料の払込免除の請求手続)

第17条 被保険者が、前条第1項の規定に該当した場合には、保険契約者または被保険者は、直ちに会社に通知し、かつ、保険契約者は、その日から2カ月以内に、次の書類を提出して、保険料の払込の免除を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。

1. 保険料払込免除請求書
2. 会社所定の様式による医師の診断書
3. 不慮の事故であることを証する書類
4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
5. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

9. 保険金を支払わない場合

第18条 次の場合には保険金を支払いません。

1. 契約日または復活日から、1年以内に被保険者が自殺したとき。
2. 被保険者が犯罪または死刑の執行によって死亡したとき。
3. 保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
4. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき。
5. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき。ただし、戦争その他の変乱による死亡の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

10. 高度障害給付金を支払わない場合

第19条 被保険者が、次の各号によって第12条(高度障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、会社は、高度障害給付金を支払いません。

1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為によるとき。
2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。

3. 被保険者が戦争その他の変乱によって高度障害となったとき。ただし、戦争その他の変乱による高度障害の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、高度障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

11. 保険料の払込を免除しない場合

第 20 条 会社は、被保険者が次の各号によって第 16 条(保険料の払込免除)の規定に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 被保険者の犯罪行為によるとき。
 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 7. 地震、噴火または津波によるとき。
 8. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第7号または第8号の事由による身体障害の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、保険料の払込免除を行なうことがあります。

12. 保険契約の取消、無効および解除

(保険契約の取消および無効)

第 21 条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活、復帰または保険金額の増額が行なわれた場合は、会社は保険契約(復帰または保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

- ② 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活、復帰または保険金額を増額した場合は、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(告知義務違反による解除)

第 22 条 会社が、保険契約申込の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 保険契約者または被保険者が前項の告知の際、悪意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 保険金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金もしくは高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求し、または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または身体障害が解除の原因となった事実によらないことを保険契約者、被保険者または保険金受取人が証明したときは、保険金もしくは高度障害給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 本条の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. 保険契約が契約日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、契約日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により、別表2に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。

(重大事由による解除)

第 23 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(死亡保険金、高度障害給付金および払込を免除される保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. この保険契約に付加されている特約が重大事由によって解除された場合
 4. その他この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは高度障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。

13. 保険金の中途増額

- 第 24 条** 保険契約者は、保険契約の契約日以後または直前の保険金増額日(会社が、保険金の増額を承諾した直後の年の契約応当日とします。)以後もしくは復活日以後2年以上経過した保険契約について、会社の承諾を得て、将来に向かって保険金を増額することができます。ただし、保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているときは、この取扱をしません。
- ② 保険契約者は、保険金を増額する場合には、会社所定の保険金増額申込書を提出して下さい。
- ③ 会社が保険金の増額を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、会社は、保険金増額日から保険契約上の責任を負います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、会社は、第3項に規定する金額を保険金増額日前に受け取った場合には、当該金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から保険金増額日の前日までの間に保険事故が発生したときは、その保険事故が保険金増額日に発生したものとみなして保険契約上の責任を負います。
- ⑥ 第 12 条(高度障害給付金の支払)、第 18 条(保険金を支払わない場合)、第 19 条(高度障害給付金を支払わない場合)、第 21 条(保険契約の取消および無効)および第 22 条(告知義務違反による解除)の規定は、本条の規定による保険金の増額分について準用します。この場合には、第 18 条第1号および第 22 条第4項の「契約日」は「保険金増額日」と読み替えます。

14. 中途解約および保険金の減額

- 第 25 条** 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、または保険金を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社所定の金額に満たないときは、この取扱をしません。
- ② 保険金を減額した場合には、減額分だけ保険契約を解約したものと取り扱います。

15. 払戻金

- 第 26 条** 保険契約が解除もしくは解約された場合または効力を失った場合には、会社は、保険料を払い込んだ年月数により、別表3の割合で計算した解約払戻金を、保険契約者に支払います。
- ② 第 18 条(保険金を支払わない場合)の規定により保険金を支払わない場合には、会社は、保険料を払い込んだ年月数により計算した責任準備金を保険契約者に払い戻します。ただし、第 18 条第4号(保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき)の場合には払い戻しません。
- ③ 前2項の払戻金を請求する場合には、保険証券を提出して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、提出できなくても差つかえありません。
- ④ 第 11 条(保険金支払の時期および場所)の規定は、払戻金支払の場合に準用します。

16. 保険金受取人の指定、変更および保険契約の承継

- 第 27 条** 保険契約者は、保険金受取人を指定、変更または会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行なわれていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人)で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。
- ③ 前項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ④ 第1項の場合には、被保険者の同意を表した書面を添えて、これを会社に通知し、保険証券に会社の承認の表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

17. 保険契約者または保険金受取人の代表者

- 第 28 条** 保険契約者または保険金受取人が2人以上あるときには、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してなした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

18. 年齢の計算および誤りの処理

(年齢の計算)

第 29 条 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約日の年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(年齢の誤りの処理)

第 30 条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合には次の方法で処理します。

1. 実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険の保険料表の範囲外であった場合には、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、実際の年齢が、保険契約締結の当時はこの保険料表の最低契約年齢に足りなかったが、その事実の発見されたときは、契約年齢に達していた場合には、最低契約年齢になった日に保険契約を締結したものとみなします。また実際の年齢が、この保険の保険料表の最高契約年齢をこえていた場合でも保険種類を変更して契約することのできるときには、その保険種類で保険契約を締結したものとみなし第2号の規定を準用します。
2. 実際の年齢が、保険契約締結の当時、この保険の保険料表の範囲内であった場合には、実際の年齢に基づいて将来の保険料を更正し、すでに払い込んだ保険料に超過分があればこれを保険契約者に払い戻し、不足分があればこれを領収します。ただし、保険金または高度障害給付金支払の事由発生後は、支払うべき金額を更正します。

19. 保険契約の更新

第 31 条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取扱をしません。

1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
 2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
 3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。
 4. 保険契約が払済保険に変更されているとき。
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
- ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
- ⑦ 保険契約が更新された場合に、第12条(高度障害給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ⑧ 本条により保険契約が更新された場合には、保険契約者に通知します。
- ⑨ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新後は、変更後の普通保険約款を適用します。

20. 他の保険種類への加入

第 32 条 被保険者であった者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1カ月以内であれば、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、他の保険種類に加入できます。

21. 社員配当

第 33 条 会社の定める方法によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に次の保険契約に対して主務官庁の認可を得た方法で計算した利差配当を社員配当金として割り当てます。この場合、第4号(2)に該当する保険契約については、第4号(1)に該当する保険契約に対して割当を行なった金額を下回る金額とし、第5号に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。

1. 次の事業年度中に契約日の5年ごとの応当日(以下、本条において「5年ごと応当日」といいます。)が到来する保険契約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当は行ないません。
2. 次の事業年度中に保険期間の満了によって消滅する保険契約
3. 次の事業年度中に保険契約の転換によって消滅する保険契約
4. 次の事業年度中に前2号以外の事由により消滅する次の保険契約
 - (1) 保険金もしくは給付金が支払われて消滅する場合には、契約日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 - (2) 保険金もしくは給付金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約

5. 次の事業年度中に、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して保険金額の減額が行なわれる保険契約
- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から所定年数を経過した後に更新および消滅する保険契約に対して社員配当金の割当を行なうことがあります。
- ③ 第1項の規定によって割り当てた社員配当金は、次の方法で分配します。ただし、保険料払込期間中の保険契約については、次の事業年度の年単位の契約応当日（以下本条において「契約応当日」といいます。）の前日までの保険料（第3号の場合は転換直前までの保険料とし、第4号または第5号の場合は消滅または減額する直前の契約応当日の前日までの保険料とします。）が払い込まれていた場合に限り、
 1. 第1項第1号の規定によって割り当てた社員配当金は、次の方法で分配します。
 - (1) 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める率の複利で蓄積します。
 - (2) 蓄積された社員配当金は、保険契約者の請求があるときは保険契約者に支払い、保険契約が消滅したときは次のとおり支払います。
 - イ 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - ロ 前イ以外のときは、保険契約者に支払います。
 2. 第1項第2号の規定によって割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
 3. 第1項第3号の規定によって割り当てた社員配当金は、転換価格に充当します。
 4. 第1項第4号の規定によって割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。
 - (1) 保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。
 - (2) 前(1)以外のときは保険契約者に支払います。
 5. 第1項第5号の規定によって割り当てた社員配当金は、第1号の規定を準用して支払います。
- ④ 第2項の規定によって割り当てられた社員配当金は、次のとおり取り扱います。
 1. 保険契約が更新される場合には、その更新時に第3項の規定を準用して支払います。
 2. 保険契約が消滅した場合には、保険金または給付金を支払うべきときはその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

22. 保険証券の書換、再交付その他の取扱

第34条 保険証券の書換、再交付、訂正または表示は、無料で取り扱います。

23. 時効

第35条 保険金、高度障害給付金、払戻金、社員配当金および保険料の払込免除を請求する権利は、支払または免除の事由発生の時から3年間請求がない場合には消滅します。

24. 保険契約の転換

（他の保険契約への転換）

第36条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

25. 管轄裁判所

- 第37条** この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とする。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- ② この保険契約における高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

26. 保険期間の短縮

（保険期間の短縮）

第38条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、保険期間を短縮することができます。この場合には、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

（保険期間を短縮した場合の特約の取扱）

第39条 この保険契約の保険期間が短縮された場合、この保険契約に付加されている特約も同時に同じ保険期間に短縮されるものとします。

27. 払済保険への変更

- 第 40 条** 保険契約者は、保険契約について将来の保険料の払込を中止し、保険料払込済の定期保険(以下、「払済保険」といいます。)に変更することができます。
- ② 払済保険の保険期間は原保険契約と同一とし、払済保険金額は第 26 条第1項の払戻金により計算した額とします。ただし、この払済保険金額が会社所定の金額に満たないときは、この取扱をしません。
 - ③ 保険契約者は、払済保険に変更した後3年間は、会社の承諾を得て責任準備金の差額を払い込んで原保険契約に復帰することができます。この場合増加した保険金については、第1条(会社の責任開始期)、第7条(保険契約の復活)、第21条(保険契約の取消および無効)および第22条(告知義務違反による解除)の規定を準用します。
 - ④ 払済保険金額は、別表4に例示します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、 薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎 など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医 療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器 具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的お よびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載 がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーージオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

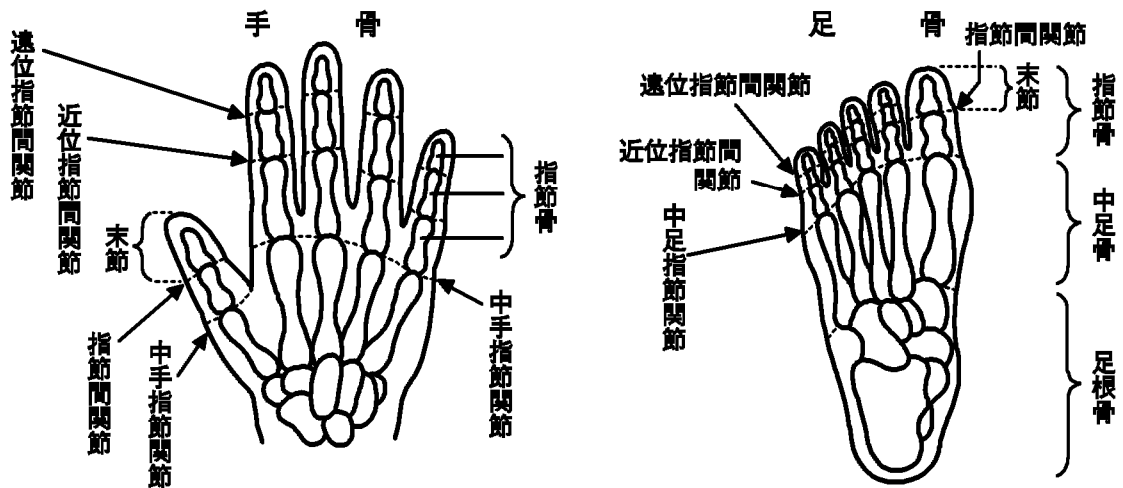
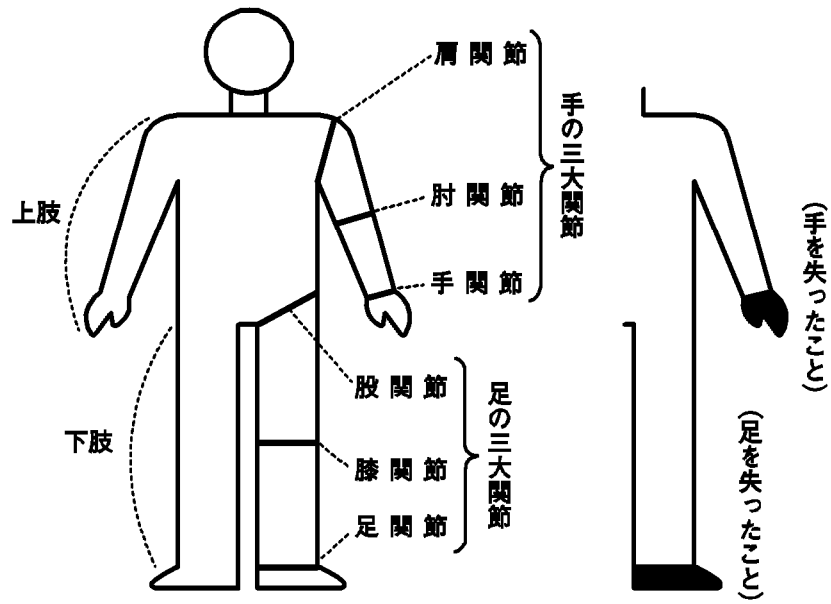
(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略していません。

別表4 払済保険金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での払済保険金額の例示は省略していません。

5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金、重度慢性疾患給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険料の払込免除

第4条

4. 保険契約の取消および無効

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 重大事由による解除

第9条

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法<経路>

第12条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第13条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

8. 保険料の前納

第14条

9. 保険契約の復活

第15条

10. 社員配当金

第16条

11. 保険契約の解約

第17条

12. 解約払戻金

第18条

13. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第19条

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

第20条 保険金額の増額

第21条 保険金額の減額

第22条 保険料払込方法<回数>の変更

第23条 保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更

第24条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第25条 保険契約者の住所の変更

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第26条 契約年齢の計算

第27条 契約年齢および性別の誤りの処理

16. 保険契約の更新

第28条

17. 請求手続

第29条

18. 時効

第30条

19. 医療技術等の変更に伴う契約内容の変更

第31条

20. 保険契約の転換

第32条

21. 他の保険種類への加入

第33条

22. 管轄裁判所

第34条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

別表2 シェイエ分類

別表3 心電図等の異常所見

別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

別表5 身体障害表

別表6 対象となる不慮の事故

別表7 解約払戻金額例表

5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害になられたときに保険金または給付金を支払うほかに、慢性的な疾患を原因として、回復が困難でありかつ継続的な治療が必要となる身体の重度の状態に至った場合に対して給付金を支払うことを主な内容とする保険です。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、書面をもって通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾通知に代えることがあります。

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき。	死亡保険金	保険金額	保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約または保険金額の増額が行なわれた場合の保険契約の増額分については、最後の復活または保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して1年以内の被保険者の自殺 2. 被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 保険契約者の故意

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>2. 被保険者が次のいずれかに該当したとき。ただし、被保険者が医師による治療を受けていることを要します。</p> <p>(1) 初めて医師の診療を受けた日(以下「初診日」といいます。)が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の高血圧症(以下「高血圧症」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、保険期間中に、高血圧症が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の硬化性変化または高血圧性変化において3度または4度に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(2)に定める糖尿病を原因とするものを含めます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の糖尿病(以下「糖尿病」といいます。)に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、保険期間中に、糖尿病が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 増殖性糖尿病網膜症(新生血管の発生または硝子体出血を伴う網膜症をいいます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上(同号(1)に定める高血圧症を原因とするものを含めます。)に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ハ. 壊疽による所定の状態 下肢に壊疽が生じ、その治療を目的として1足の1足指以上(第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上をいいます。)の切断術を受けたとき</p> <p>ニ. 継続的なインスリン治療を要する状態 血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によりインスリン治療(妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。)を開始し、その治療が初めてインスリン治療を受けた日から起算して6カ月以上継続したと医師によって診断されたとき。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、</p> <p>(3) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、その治療を目的として、保険期間中に医師の指示により永続的に行なう人工透析療法を開始したとき。</p> <p>(4) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1の肝硬変に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限り、</p> <p>(5) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、保険期間中に、保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性膵炎に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準(方法)に基づき医師が認めた場合に限り、</p>	重度慢性疾患給付金	保険金額	保険契約者	—

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
3. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表5に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	高度障害給付金	保険金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して死亡保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、別表5および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに高度障害給付金を支払います。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、初診日が責任開始時前である疾病を直接の原因として第1項に定める重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した場合であっても、保険契約の締結時に、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その承諾した範囲内で重度慢性疾患給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- ⑤ 死亡保険金を支払う前に高度障害給付金の請求を受け、高度障害給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払う前に重度慢性疾患給付金の請求を受け、重度慢性疾患給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害給付金を支払いません。
- ⑥ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払った後は、重度慢性疾患給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑦ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑧ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金、重度慢性疾患給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時に保険契約は消滅します。

- ② 会社が重度慢性疾患給付金を支払った場合は、被保険者が重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した時に保険契約は消滅します。

3. 保険料の払込免除

第4条 この保険契約の保険料の払込免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合(以下「払込免除事由」といいます。)	払込を免除する保険料	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
<p>被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した別表6に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、別表5に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表5に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。</p>	<p>払込免除事由に該当した日の直後に到来する第10条第1項に定める払込期月(以下本条において「払込期月」といいます。)以後の保険料。ただし、払込期月内の初日から契約当日の前日までの間に払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含みます。</p>	<p>次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

③ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、以後、払込期月内の契約当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。

④ 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。

1. 保険金の減額および増額
2. 保険期間の変更
3. 保険料払込方法(回数)の変更

4. 保険契約の取消および無効

第5条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活または保険金額の増額が行なわれた場合は、会社は保険契約(保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

② 保険契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活または保険金額を増額した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

5. 告知義務

(告知義務)

第6条 保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知して下さい。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知して下さい。

(告知義務違反による解除)

第7条 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、保険金および給付金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。

③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。

⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第8条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
3. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって別表5に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときまたは重度慢性疾患給付金の支払事由に規定する状態に該当したときは、保険契約を解除することができます。

6. 重大事由による解除

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(死亡保険金、高度障害給付金、重度慢性疾患給付金および保険料の払込を免除される保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類もしくは保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
3. その他この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第10条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第11条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 保険料の払込方法<回数>が月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
2. 保険料の払込方法<回数>が半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
3. 保険料の払込方法<回数>が年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第11条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りません。)
4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りません。)

- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第12条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第12条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
 - 払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 半年払契約または年払契約の場合
 - 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第13条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

8. 保険料の前納

第14条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合
 - 当月分以後の保険料を会社の定める方法により、前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合
 - (1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。
 - (2) 前(1)の規定によって割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ② 会社は、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

9. 保険契約の復活

第15条 保険契約者は、第12条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して3年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約払戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。

- ② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。
1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき
 - 前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき
 - 前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

10. 社員配当金

第 16 条 会社の定める方法によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に次の保険契約に対して主務官庁の認可を得た方法で計算した利差配当を社員配当金として割り当てます。この場合、第4号(2)に該当する保険契約については、第4号(1)に該当する保険契約に対して割当を行なった金額を下回る金額とし、第5号に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。

1. 次の事業年度中に契約日の5年ごとの応当日（以下、本条において「5年ごと応当日」といいます。）が到来する保険契約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当は行ないません。
 2. 次の事業年度中に保険期間の満了によって消滅する保険契約
 3. 次の事業年度中に保険契約の転換によって消滅する保険契約
 4. 次の事業年度中に前2号以外の事由により消滅する次の保険契約
 - (1) 保険金もしくは給付金が支払われて消滅する場合には、契約日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 - (2) 保険金もしくは給付金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約
 5. 次の事業年度中に、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して保険金額の減額が行なわれる保険契約
- ② 前項の割当のほか、会社は、契約日から所定年数を経過した後に更新および消滅する保険契約に対して社員配当金の割当を行なうことがあります。
- ③ 第1項の規定によって割り当てた社員配当金は、次の方法で分配します。ただし、保険料払込期間中の保険契約については、次の事業年度の年単位の契約応当日（以下本条において「契約応当日」といいます。）の前日までの保険料（第3号の場合は転換直前までの保険料とし、第4号または第5号の場合は消滅または減額する直前の契約応当日の前日までの保険料とします。）が払い込まれていた場合に限り、
1. 第1項第1号の規定によって割り当てた社員配当金は、次の方法で分配します。
 - (1) 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める率の複利で蓄積します。
 - (2) 蓄積された社員配当金は、保険契約者の請求があるときは保険契約者に支払い、保険契約が消滅したときは次のとおり支払います。
 - イ 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - ロ 前イ以外のときは、保険契約者に支払います。
 2. 第1項第2号の規定によって割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
 3. 第1項第3号の規定によって割り当てた社員配当金は、転換価格に充当します。
 4. 第1項第4号の規定によって割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。
 - (1) 保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。
 - (2) 前(1)以外のときは保険契約者に支払います。
 5. 第1項第5号の規定によって割り当てた社員配当金は、第1号の規定を準用して支払います。
- ④ 第2項の規定によって割り当てられた社員配当金は、次のとおり取り扱います。
1. 保険契約が更新される場合には、その更新時に第3項の規定を準用して支払います。
 2. 保険契約が消滅した場合には、保険金または給付金を支払うべきときはその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

11. 保険契約の解約

第 17 条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約払戻金

第 18 条 解約払戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその保険料を払い込んだ年月数により計算し、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。

- ② 解約払戻金額は、別表7に例示します。

13. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第 19 条 保険金等の支払金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して5日以内に会社の本社で支払います。

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

(保険金額の増額)

第20条 保険契約者は、会社の定める方法により、被保険者の同意を得て、保険金額の増額を請求することができます。

- ② 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合は、保険契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。
 1. 会社が保険金額の増額の請求を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が保険金額の増額の請求を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(保険金額の減額)

第21条 保険契約者は、保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

- ② 保険金額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険料払込方法<回数>の変更)

第22条 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険料払込方法<回数>を変更することができます。

(保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更)

第23条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定・変更することができます。

- ② 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行なわれていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人)で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。
- ③ 前項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ④ 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ⑤ 第1項および第4項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第24条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第25条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。

- ② 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第26条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第27条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。
保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

16. 保険契約の更新

第28条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日（以下「更新日」といいます。）に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取扱をしません。

1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき
3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき
4. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件をみたくこととなるときは、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
- ④ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
- ⑦ 保険契約が更新された場合に、第2条（保険金および給付金の支払）、第4条（保険料の払込免除）および第8条（保険契約を解除できない場合）の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ⑧ 本条により保険契約が更新された場合には、保険契約者に通知します。
- ⑨ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新後は、変更後の普通保険約款を適用します。
- ⑩ 更新前の保険契約の保険料払込方法＜回数＞が一時払の場合、保険契約者は、会社の承諾を得て、更新後の保険契約の保険料払込方法＜回数＞を一時払以外の会社の定める方法に変更することができます。この場合、第7項にかかわらず、第4条の適用に際しては、「責任開始時以後」を「更新日以後」と、「責任開始時前」を「更新日前」と読み替えます。
- ⑪ 第1項第4号により保険契約が更新されないときは、更新の取扱いに準じて、会社が定める他の保険契約を更新時に締結することがあります。

17. 請求手続

第29条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書	その他の書類
					保険契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人		
1	死亡保険金の支払	○	○	○		○		○			○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○			○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	重度慢性疾患給付金の支払	○	○	○		○		○			○	(1) 心電図(所定の心臓の状態の場合) (2) 眼底写真(所定の眼の状態の場合) (3) 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	保険料の払込免除	○	○	○						○	○	(1) 不慮の事故であることを証明する書類 (2) 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
5	責任準備金の支払	○	○	○	○							
6	解約払戻金の支払	○	○	○	○							
7	蓄積配当金の支払	○	○		○							
8	保険契約の復活	○										会社所定の告知書
9	保険金額の減額	○	○	○	○							
10	保険金額の増額	○	○	○	○							会社所定の告知書

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会 社 所 定 の 診 断 書	その他の書類
					保 險 契 約 者	受 取 人	被 保 險 者	受 取 人	被 保 險 者	受 取 人		
11	保険金受取人の変更	○	○		○							
12	保険契約者の変更	○	○		○ 旧保 險 契 約 者							旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ③ 前項の事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払金を支払わず、保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱います。
- ④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が、2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

18. 時効

第30条 保険金、給付金、払戻金、責任準備金、解約払戻金もしくは社員配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その支払事由または払込免除事由の発生の日から3年間請求がない場合には、時効によって消滅します。

19. 医療技術等の変更に伴う契約内容の変更

第31条 この保険の給付にかかわる医療技術等が将来変更されたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。

20. 保険契約の転換

第32条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

21. 他の保険種類への加入

第33条 被保険者であった者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1カ月以内であれば、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、他の保険種類に加入できます。

22. 管轄裁判所

第34条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医師による治療

医師による診断のための検査のみでは「医師による治療」には該当しません。

2. 初めて医師の診療を受けた日

何らの自覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは「医師の診療を受けた」ことには該当しません。

別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の定義

疾病名	疾病の定義
1. 高血圧症	複数回にわたる定期的な検査により、拡張期血圧の上昇が認められた症状であり、かつ、血圧が高いことから血管が常に緊張を強いられることにより、血管の弾力性喪失、肥厚等の動脈硬化を起し、それにより臓器障害の所見(少なくとも眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の高血圧性変化1度の所見)が認められるもの
2. 糖尿病	インスリンの欠乏、あるいはインスリンの作用を阻害する諸因子の過剰、またはインスリン作用の発現機構の異常によるインスリン効果の不足が認められる疾患であり、これにより、糖、蛋白、脂肪の代謝等に広範かつ特徴的な異常が認められるもの
3. 慢性腎不全	機能するネフロン数が徐々に減少し、体液の恒常維持に必要な腎臓の機能が十分に果たせなくなるにより、かつ、概ね下記のような状態に該当するもの (1) 糸球体濾過値(GFR)が低下し、蛋白・窒素代謝老廃物を有効に排泄できなくなり徐々に高窒素血症および水・電解質や酸・塩基平衡の異常が出現する。 (2) エリスロポエチン産生が低下し、腎性貧血が見られる。また、活性化ビタミンDが低下し、腎性骨異常栄養症が生じる。 (3) 管理困難な高血圧症を呈する例も少なくない。 (4) 腎機能の廃絶は全身機能に影響を及ぼし、尿毒症に至る。 (5) 症状や検査成績の推移から、疾患が慢性かつ不可逆性である。 (6) 腎の萎縮や皮質の菲薄化等、画像診断からも慢性腎不全に合致した像が見られる。
4. 肝硬変	形態学的には (1) 少なくともある時期、肝細胞の壊死が存在しなくてはならない。 (2) 確実な所見として、肝実質の結節性再生と小葉構造の改築が存在する。 (3) 肝臓の全領域が冒されることが必要であるが、全ての小葉が冒される必要はない。 を概ね満たすもの。 または、臨床像としては、以下の基本的な病変のいずれかまたはその全ての組み合わせが認められるもの。 (1) 肝細胞障害による肝機能の低下 (2) 門脈圧亢進 (3) 門脈－肝静脈間および門脈－大静脈間の短絡形成
5. 慢性膵炎	組織学的には、膵におけるび慢性、または限局性の炎症の持続あるいは炎症の後遺的变化であり、臨床的には膵炎としての臨床像が6カ月以上持続または継続していると思われる病態

表2 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 高血圧症	高血圧性疾患	I10～I15
2. 糖尿病	糖尿病	E10～E14
3. 慢性腎不全	(1) 高血圧性腎疾患(I12)中の ●腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	(2) 慢性腎不全	N18
4. 肝硬変	(1) アルコール性肝疾患(K70)中の ●アルコール性肝硬変	K70.3
	(2) 肝線維症および肝硬変(K74)中の ●原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	●続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	●胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	●その他および詳細不明の肝硬変	K74.6
5. 慢性膵炎	その他の膵疾患(K86)中の ●アルコール性慢性膵炎	K86.0
	●その他の慢性膵炎	K86.1

別表2 シェイエ分類

程度	硬化性変化	高血圧性変化
1度	動脈血柱反射が増強している。軽度の動静脈交叉現象がみられる。	網膜動脈系に軽度のびまん性狭細化をみるが口径不同は明らかでない。動脈の第2分岐以下では時に高度の狭細化もありうる。

程度	硬化性変化	高血圧性変化
2度	動脈血柱反射の高度増強があり、動静脈交叉現象は中等度となる。	網膜動脈のびまん性狭窄は軽度または高度。これに加えて明白な限局性狭細も加わって、口径不同を示す。
3度	銅線動脈、すなわち血柱反射増強に加え、色調と輝きも変化して銅線状となる。動静脈交叉現象は高度となる。	動脈の狭細と口径不同はさらに著明(高度)となって、糸のようにみえる。網膜面に出血と白斑のいずれか一方あるいは両方が現れる。
4度	血柱の外観は銀線状(銀線動脈)。時には白線状になる。	第3度の所見に加えて、種々な程度の乳頭浮腫がみられる。

別表3 心電図等の異常所見

表1に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上に該当することを要します。この場合、表1に定める心電図等の異常所見のうち、「心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの」については、表2に定める心電図の異常所見のうちのいずれかに該当するものであることを要します。

表1

<ul style="list-style-type: none"> ●胸部X線所見で心胸郭係数60%以上のもの ●心電図で、陳旧性心筋梗塞所見のあるもの ●心電図で、I、II、aVL、aVF、V1～V6誘導のいずれかで、ST-T下降が0.1mV以上あり、ST部が水平または下り坂のもの ●心電図で、I、II、V2～V6誘導のいずれか、あるいはR波が0.5mV以上あればaVL誘導、QRS波が主に上向きであればaVF誘導で、T波が陰性で、-0.5mV以上あるもの、またはT波が陰性もしくは二相性(正-負もしくは負-正)で、陰性相が少なくとも-0.1mVあり、-0.5mVに達しないもの ●心電図で、完全(3度)房室ブロック所見のあるもの ●心電図で、部分(2度)房室ブロック所見のあるもの ●心電図で、完全左脚ブロック所見のあるもの ●心電図で、記録した拍動数の10%以上の、頻発する心房性、結節性、または心室性期外収縮の所見のあるもの ●心電図で、100回/分以上の心室性の頻拍所見のあるもの ●心電図で、心房細動または粗動所見のあるもの ●心電図で、100回/分以上の上室性の頻拍所見のあるもの ●心電図で、心室性(心室固有)調律(100回/分まで)の所見のあるもの

表2

<ul style="list-style-type: none"> ●心電図で、I、II、aVL、V2～V6誘導のいずれかで、振幅の比Q/Rが1/3以上で、かつQ波の幅が0.03秒以上あるもの ●心電図で、I、II、V1～V6誘導のいずれかで、Q波の幅が0.04秒以上あるもの ●心電図で、aVL誘導で、Q波の幅が0.04秒以上で、かつR波の高さが0.3mV以上あるもの ●心電図で、III誘導で、Q波の幅が0.05秒以上で、かつaVF誘導で、少なくとも0.1mVのQ波があるもの ●心電図で、aVF誘導で、Q波の幅が0.05秒以上あるもの ●心電図で、V2～V6誘導のいずれかで、胸壁左上寄りの誘導にR波が認められるときのQS型のもの ●心電図で、V1～V4、V1～V5またはV1～V6のすべての誘導で、QS型のもの

別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変および慢性膵炎の診断基準(方法)は、表1に定めるところによるものとします。この場合、慢性膵炎の具体的な診断基準は、表2に定める日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」の細則によるものとします。

表1 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。 (1) 病理組織学的所見(肝生検)による診断 (2) 「腹部超音波等による画像所見」および「血液検査」による診断
慢性膵炎	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。ただし、次のいずれかの診断基準を満たす場合であっても、膵領域腫瘍およびそれに随伴する病変は除くものとします。 (1) 膵組織像に確診所見があること。 (2) 膵に確実な石灰化像があること。 (3) 膵外分泌に確実な機能障害があること。 (4) 膵管像または膵画像に確診所見があること。 (5) 膵酵素逸脱を伴う上腹部痛・圧痛が6カ月以上持続または継続し、かつ、膵機能・膵管像・膵画像あるいは膵組織像に異常所見があること。

表2 日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」細則

<p>1. 慢性膵炎の病理組織学的診断基準</p> <p>A. 慢性膵炎の病理組織学的特徴</p> <p>膵小葉内、小葉間あるいは膵管周囲における炎症の持続あるいは反復による不規則な実質の脱落と線維化を特徴とし、炎症性細胞浸潤、膵管系の不規則拡張、小膵管の増生・集簇、膵管上皮の化生、仮性嚢胞、膵石・石灰化、実質壊死、脂肪壊死、膵島の孤立、あるいは脂肪置換を伴う。</p> <p>B. 生検材料における慢性膵炎の病理組織学的診断基準</p> <p>1) 確認所見</p> <p>(1) 小葉内、小葉間の不規則な線維化にa)～c)のいずれかを伴うもの</p> <p>a) 実質の壊死、脱落</p> <p>b) 実質の壊死、脱落の後遺・続発性変化</p> <p>① 小葉内膵管の集簇</p> <p>② 小葉間膵管の不規則拡張・増生・多分岐</p> <p>③ 仮性嚢胞</p> <p>④ 膵島の孤立</p> <p>⑤ 脂肪置換</p> <p>c) 結石を伴う膵管拡張</p> <p>(2) 小葉内、小葉間の線維化に炎症性細胞浸潤を伴うもの</p> <p>(3) 膵管周囲の線維化に実質の壊死、脱落を伴うもの</p> <p>2) 異常所見</p> <p>(1) 実質の壊死、脱落および炎症性細胞浸潤を伴わない小葉内、小葉間、膵管周囲の線維化</p> <p>(2) 炎症性細胞浸潤</p> <p>(3) 腺房間の浮腫、腺房構造の乱れを伴う実質脱落</p> <p>(4) 実質壊死、脂肪壊死</p> <p>2. 膵の確実な石灰化像</p> <p>膵の石灰化像であることを確実に診断するためには、腹部単純X線撮影に加えてCT、US、ERCPを施行することが望ましい。診断にあたっては、血管やリンパ節の石灰化などを除外する必要がある。</p> <p>3. 膵機能検査による慢性膵炎の診断基準</p> <p>A. 確認所見</p> <p>CCK-PZ、secretin 刺激を用いた十二指腸液検査(PST)において重炭酸塩濃度の低下に加えて膵酵素量あるいは液量の減少がある。</p> <p>B. 異常所見</p> <p>1) PSTにおいて、重炭酸塩濃度のみの低下、あるいは液量と膵酵素量の減少がある。</p> <p>2) PFD試験において、尿中PABA排泄率の70%以下の低下がある。</p> <p>注1. PSTにおける正常下限値は、重炭酸塩濃度でM-2SD、膵酵素量および液量でM-SDの値とする。</p> <p>また、液量、膵酵素量および重炭酸塩量の正常上限値はいずれもM+2SDの値とする。</p> <p>注2. 機能障害を認めた場合、その再現性を確認することが望ましい。</p> <p>注3. PFD試験の判定にあたっては、腸管吸収障害、肝機能障害、腎機能障害、残尿および採尿不良による修飾を除外する。</p> <p>4. ERCPによる慢性膵炎の診断基準</p> <p>A. 確認所見</p> <p>1) 主膵管・分枝・微細膵管の不整拡張</p> <p>2) 膵石</p> <p>3) 異常所見に(1)(2)のいずれかを伴うもの</p> <p>(1) 主膵管レベルの膵嚢胞</p> <p>(2) 主膵管の閉塞</p> <p>B. 異常所見</p> <p>1) 分枝・微細膵管のみの不整拡張</p> <p>2) 分枝レベルの膵嚢胞</p> <p>3) 主膵管の限局性狭窄</p> <p>4) 分枝・微細膵管の閉塞または狭窄</p> <p>5) プラッグまたは非陽性膵石</p> <p>5. CTによる慢性膵炎の診断基準</p> <p>A. 確認所見</p> <p>1) 膵石灰化</p> <p>2) 主膵管の拡張と膵嚢胞</p> <p>3) 主膵管の拡張と膵の萎縮または限局性腫大</p> <p>B. 異常所見</p> <p>1) 主膵管の拡張</p> <p>2) 膵嚢胞</p> <p>注1. 主膵管の拡張とは、CT上主膵管が確認されるだけでなく、主膵管の明らかな拡張または不整拡張をいう。</p> <p>注2. 膵の前後径が椎体の横径1/3以下を萎縮、椎体の横径3/4以上を腫大とする。</p>	<p>5年ごとの利益配当付重度慢性疾患保障保険普通保険約款</p>
---	-----------------------------------

<p>6. USによる慢性膵炎の診断基準</p> <p>A. 確診所見</p> <p>1) 膵石</p> <p>2) 膵管拡張(3mm 以上)に(1)～(3)のいずれかを伴うもの</p> <p>(1) 膵管壁の不整または断続的高エコーレベル像</p> <p>(2) 膵嚢胞に連続する像</p> <p>(3) 膵の萎縮または限局性腫大</p> <p>注 膵石とは膵内の音響陰影を伴う点状または孤状の高エコー像をいう。</p> <p>B. 異常所見</p> <p>1) 膵管拡張(3mm 以上)</p> <p>2) 膵嚢胞</p> <p>注 膵の萎縮または限局性腫大は膵の長軸および短軸の2方向の断層像で判定し、膵の前後径が10mm 以下を萎縮、膵の前後径が30mm 以上を腫大とする。</p>

別表5 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

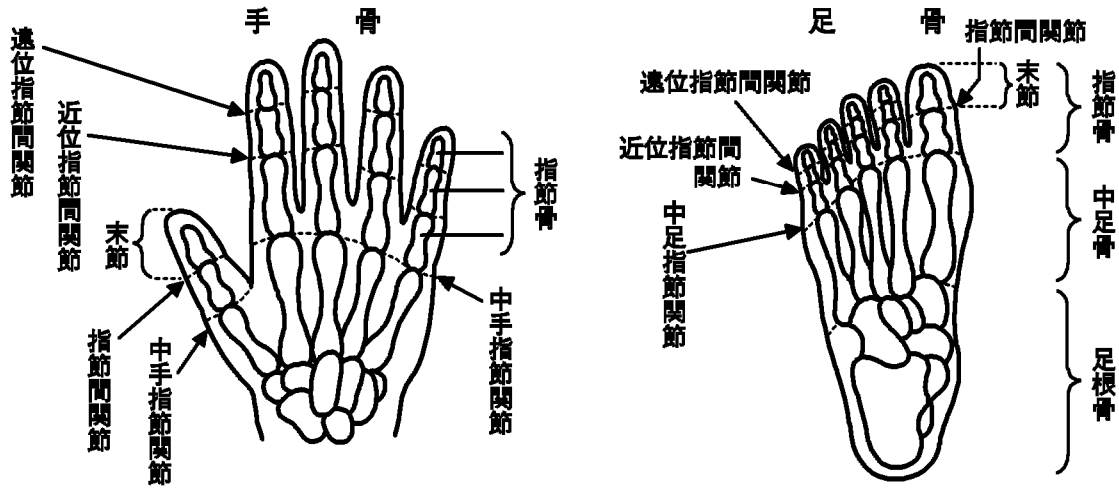
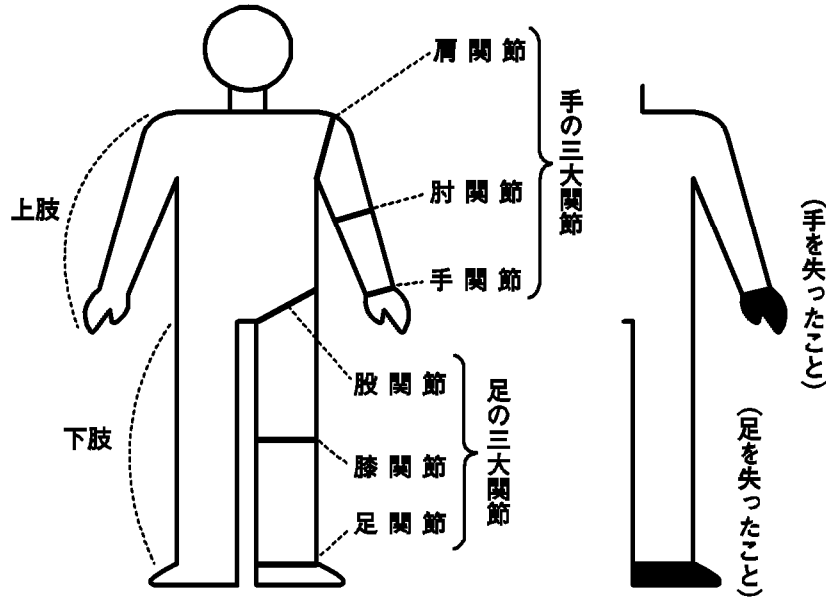
8. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表6 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01~V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00~X59)	
・転倒・転落(W00~W19)	

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
<ul style="list-style-type: none"> ・生物による機械的な力への曝露(W50～W64) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・不慮の溺死および溺水(W65～W74) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・その他の不慮の窒息(W75～W84) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) ・気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) ・気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
<ul style="list-style-type: none"> ・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
<ul style="list-style-type: none"> ・煙、火および火炎への曝露(X00～X09) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・熱および高温物質との接触(X10～X19) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・有毒動植物との接触(X20～X29) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・自然の力への曝露(X30～X39) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59) 	
<ul style="list-style-type: none"> 3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09) 	
<ul style="list-style-type: none"> 4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
<ul style="list-style-type: none"> 5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表7 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 保険金および給付金の支払

第2条 保険金および給付金の支払

第3条 高度障害給付金、特定疾病給付金の支払による保険契約の消滅

3. 保険料の払込免除

第4条

4. 保険契約の取消および無効

第5条

5. 告知義務

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 保険契約を解除できない場合

6. 重大事由による解除

第9条

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

第10条 保険料の払込

第11条 保険料の払込方法<経路>

第12条 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第13条 保険料払込の猶予期間中の保険事故

8. 保険料の前納

第14条

9. 保険契約の復活

第15条

10. 社員配当金

第16条

11. 保険契約の解約

第17条

12. 解約払戻金

第18条

13. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第19条

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

第20条 保険金額の増額

第21条 保険金額の減額

第22条 保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更

第23条 指定代理請求人の変更指定

第24条 保険契約者または保険金受取人の代表者

第25条 保険契約者の住所の変更

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

第26条 契約年齢の計算

第27条 契約年齢および性別の誤りの処理

16. 保険契約の更新

第28条

17. 請求手続

第29条

18. 時効

第30条

19. 保険契約の転換

第31条 他の保険契約への転換

20. 管轄裁判所

第32条

21. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第33条

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる不慮の事故

別表2 身体障害表

別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

別表4 解約払戻金額例表

別表5 病院または診療所

別表6 公的医療保険制度

別表7 医科診療報酬点数表

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害になられたときに保険金または給付金を支払うほかに、被保険者が特定の疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患し、所定の事由に該当されたときに給付金を支払うことを主な内容とします。

1. 会社の責任開始期

第1条 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)
- ② 前項の規定による会社の責任開始の日を契約日とします。
- ③ 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、書面をもって通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾通知に代えることがあります。

2. 保険金および給付金の支払

(保険金および給付金の支払)

第2条 この保険契約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者が保険期間中に死亡したとき。	死亡保険金	保険金額	保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 責任開始時(復活が行なわれた場合の保険契約もしくは保険金額の増額が行なわれた場合の保険契約の増額分については、最後の復活または保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して1年以内の被保険者の自殺 2. 被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 保険契約者の故意
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によって保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	高度障害給付金	保険金額	保険契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>3.</p> <p>(1) 被保険者が責任開始時以後、保険期間中に初めて別表3に定める悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。)</p> <p>(2) (1)に該当した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(別表3のA.に定める乳房の悪性新生物。以下同じ。)に罹患し、医師によって診断確定されたときは、特定疾病給付金を支払いません。ただし、その後(乳房の悪性新生物については責任開始時の属する日を含めて90日経過後)、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたときは、特定疾病給付金を支払います。</p>	特定疾病給付金	保険金額	保険契約者	—
<p>4. 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの事由に該当したとき。</p> <p>(1) 別表3に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>(2) 別表3に定める急性心筋梗塞を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(イ) 別表5に定める病院または診療所における手術</p> <p>(ウ) 別表6に定める公的医療保険制度に基づく別表7に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>(3) 別表3に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>(4) 別表3に定める脳卒中を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(イ) 別表5に定める病院または診療所における手術</p> <p>(ウ) 別表6に定める公的医療保険制度に基づく別表7に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p>	特定疾病給付金	保険金額	保険契約者	—

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して死亡保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この保険契約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、高度障害給付金が支払われない場合においても、この保険契約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、高度障害給付金を支払います。
- ④ 保険期間満了の日からその日を含めて 60 日以内に、被保険者が第1項第4号の(1)または(3)に定める特定疾病給付金の支払事由に該当した場合には、保険期間中に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。
- ⑤ 特定疾病給付金の受取人である被保険者(給付金の受取人に関する特約が付加されている場合)が特定疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第 23 条(指定代理請求人の変更指定)の規定により変更指定した次の者(以下、「指定代理請求人」といいます。))が第 29 条に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特定疾病給付金の受取人の代理人として特定疾病給付金を請求することができます。ただし、特定疾病給付金の受取人が法人である場合を除きます。
1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑥ 前項の規定により、会社が特定疾病給付金を特定疾病給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特定疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 死亡保険金を支払う前に高度障害給付金の請求を受け、高度障害給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払う前に特定疾病給付金の請求を受け、特定疾病給付金が支払われるときは、会社は、死亡保険金または高度障害給付金を支払いません。
- ⑧ 死亡保険金を支払った後は、高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、死亡保険金または高度障害給付金を支払った後は、特定疾病給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑨ 第1項の規定によって死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金を保険契約者に払い戻します。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑩ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者が責任開始時前に発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害給付金または別表3に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中による特定疾病給付金の支払事由に該当したときでも、責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その疾病について、保険契約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(高度障害給付金、特定疾病給付金の支払による保険契約の消滅)

第3条 会社が高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時に保険契約は消滅します。

- ② 会社が特定疾病給付金を支払った場合は、被保険者が特定疾病給付金の支払事由に該当した時に保険契約は消滅します。

3. 保険料の払込免除

第4条 この保険契約の保険料の払込免除は次のとおりです。

保険料の払込を免除する場合(以下「払込免除事由」といいます。)	払込を免除する保険料	払込免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、保険料払込期間中に、責任開始時以後に発生した別表1に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表2に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したとき。この場合、責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって別表2に定める8. から17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときを含みます。	払込免除事由に該当した日の直後に到来する第10条第1項に定める払込期月(以下本条において「払込期月」といいます。)以後の保険料。ただし、払込期月内の初日から契約当日の前日までの間に払込免除事由に該当した場合は、当該払込期月の保険料も含みます。	次のいずれかによって払込免除事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱
- ③ 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、以後、払込期月内の契約応当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。
- ④ 更新前の保険料払込期間が保険期間よりも短い保険契約について、本条の規定を適用するときには、「保険料払込期間」は「保険期間」と読み替えます。

4. 保険契約の取消および無効

第5条 保険契約者または被保険者の詐欺によって保険契約の締結、復活または保険金額の増額が行なわれた場合は、会社は保険契約（保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。）を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

- ② 保険契約者が保険金または給付金（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ）を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結、復活または保険金額を増額した場合は、その保険契約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

5. 告知義務

（告知義務）

第6条 保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面によって告知して下さい。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知して下さい。

（告知義務違反による解除）

第7条 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって保険契約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払わず、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除していたときは、保険金および給付金の返還を請求し、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- ④ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をし、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。
- ⑤ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第8条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、保険契約の締結、復活または保険金額の増額の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
3. 保険契約が責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって別表2に定める1. から 17. までのいずれかの身体障害の状態に該当したときまたは特定疾病給付金の支払事由に規定する状態に該当したときは、保険契約を解除することができます。

6. 重大事由による解除

第9条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金（死亡保険金、高度障害給付金、特定疾病給付金および払込を免除される保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類もしくは保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
3. その他この保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をし、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。
- ④ 本条の規定によって保険契約を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。

7. 保険料の払込、払込の猶予および保険契約の失効

(保険料の払込)

第10条 保険契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回第11条第1項に定める払込方法にしたがい、次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んで下さい。

1. 月払の保険契約(以下「月払契約」といいます。)の場合
月単位の契約応当日(契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)の属する月の初日から末日まで
2. 半年払の保険契約(以下「半年払契約」といいます。)の場合
半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
3. 年払の保険契約(以下「年払契約」といいます。)の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項の規定にしたがい、保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者(保険金を支払うときは保険金受取人)に払い戻します。
- ③ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。

(保険料の払込方法<経路>)

第11条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。

1. 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
3. 会社の派遣した集金人に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限りま
す。)
4. 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
5. 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りま
す。)
- ② 前項第3号の規定による場合において、払込期月内に、保険料の払込がないときは、第12条第1項に規定する猶予期間内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- ③ 月払契約について、第1項第3号の規定による場合において第12条第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、会社の定める範囲内で、第1項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法が第1項第3号ないし第5号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更して下さい。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んで下さい。

(保険料払込の猶予期間および保険契約の失効)

第12条 第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。

1. 月払契約の場合
払込期月の翌月初日から末日まで
2. 半年払契約または年払契約の場合
払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで(払込期月内の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで)
- ② 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約払戻金を請求することができます。

(保険料払込の猶予期間中の保険事故)

第 13 条 保険料払込の猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 保険料払込の猶予期間中に保険料の払込免除事由が発生した場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

8. 保険料の前納

第 14 条 保険契約者は、次のとおり将来の保険料を前納することができます。

1. 月払契約の場合

当月分以後の保険料を会社の定める方法により、前納することができます。この場合には、次表の例のとおり割引きます。

前納保険料	割引額	前納保険料	割引額
3カ月分	1カ月分の保険料の6%	9カ月分	1カ月分の保険料の35%
6カ月分	1カ月分の保険料の18%	12カ月分	1カ月分の保険料の60%

2. 半年払契約または年払契約の場合

(1) 将来の保険料(半年払契約については、1年分または1年分の整数倍の保険料)を前納することができます。この場合には、会社の定めた率で割引きます。

(2) 前(1)の規定によって割引かれた前納保険料については、会社の定める率の利息をつけて積み立てておき、年単位(半年払契約の場合は半年単位)の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。

② 会社は、保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。ただし、保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。

9. 保険契約の復活

第 15 条 保険契約者は、第 12 条第2項の規定によって保険契約が効力を失った日から起算して3年以内に限り、保険契約の復活を請求することができます。ただし、解約戻金を請求した後は、保険契約を復活させることはできません。

② 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに延滞保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。

③ 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次の時から保険契約上の責任を負います。

1. 保険契約の復活を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。

前項に規定する金額を受け取った時

2. 前項に規定する金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾したとき。

前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

10. 社員配当金

第 16 条 会社の定める方法によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に次の保険契約に対して主務官庁の認可を得た方法で計算した利差配当を社員配当金として割り当てます。この場合、第4号(2)に該当する保険契約については、第4号(1)に該当する保険契約に対して割当を行なった金額を下回る金額とし、第5号に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。

1. 次の事業年度中に契約日(主契約の保険料払込期間満了後については主契約の保険料払込期間満了日の翌日とします。)の5年ごとの応当日(保険料払込期間満了日の翌日を含みます。以下、本条において「5年ごと応当日」といいます。)が到来する保険契約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当は行ないません。

2. 次の事業年度中に保険期間の満了によって消滅する保険契約

3. 次の事業年度中に保険契約の転換によって消滅する保険契約

4. 次の事業年度中に前2号以外の事由により消滅する次の保険契約

(1) 保険金もしくは給付金が支払われて消滅する場合には、契約日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約

(2) 保険金もしくは給付金の支払以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する保険契約

5. 次の事業年度中に、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して保険金額の減額が行なわれる保険契約

② 前項の割当のほか、会社は、契約日から所定年数を経過した後に更新および消滅する保険契約に対して社員配当金の割当を行なうことがあります。

③ 第1項の規定によって割り当てた社員配当金は、次の方法で分配します。ただし、保険料払込期間中の保険契約については、次の事業年度の年単位の契約応当日(以下本条において「契約応当日」といいます。)の前日までの保険料(第3号の場合は転換直前までの保険料とし、第4号または第5号の場合は消滅または減額する直前の契約応当日の前日までの保険料とします。)が払い込まれていた場合に限り、

1. 第1項第1号の規定によって割り当てた社員配当金は、次の方法で分配します。

(1) 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社の定める率の複利で蓄積します。

- (2) 蓄積された社員配当金は、保険契約者の請求があるときは保険契約者に支払い、保険契約が消滅したときは次のとおり支払います。
 - イ 保険金または給付金を支払うべきときは、その受取人に支払います。
 - ロ 前イ以外のときは、保険契約者に支払います。
- 2. 第1項第2号の規定によって割り当てた社員配当金は、保険契約者に支払います。
- 3. 第1項第3号の規定によって割り当てた社員配当金は、転換価格に充当します。
- 4. 第1項第4号の規定によって割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。
 - (1) 保険金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。
 - (2) 前(1)以外のときは保険契約者に支払います。
- 5. 第1項第5号の規定によって割り当てた社員配当金は、第1号の規定を準用して支払います。
- ④ 第2項の規定によって割り当てられた社員配当金は、次のとおり取り扱います。
 - 1. 保険契約が更新される場合には、その更新時に第3項の規定を準用して支払います。
 - 2. 保険契約が消滅した場合には、保険金または給付金を支払うべきときはその受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

11. 保険契約の解約

第17条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約払戻金を保険契約者に支払います。

12. 解約払戻金

第18条 解約払戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその保険料を払い込んだ年月数により計算し、その他の保険契約についてはその経過した年月数により計算します。

② 解約払戻金額は、別表4に例示します。

13. 保険金等の支払金の支払の時期および場所

第19条 保険金等の支払金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、請求に必要な書類が会社の本社に到達した日の翌日から起算して5日以内に会社の本社で支払います。

14. 契約内容・保険金受取人等の変更

(保険金額の増額)

第20条 保険契約者は、会社の定める方法により、被保険者の同意を得て、保険金額の増額を請求することができます。

② 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合は、保険契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。

③ 会社が保険金額の増額の請求を承諾した場合には、次の時から増額分の責任を負います。

- 1. 会社が保険金額の増額の請求を承諾した後に前項に規定する金額を受け取ったとき。
前項に規定する金額を受け取った時
- 2. 前項に規定する金額を受け取った後に会社が保険金額の増額の請求を承諾したとき。
前項に規定する金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取ったときは、その告知の時)

(保険金額の減額)

第21条 保険契約者は、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額が会社の定める金額を下回る場合には、減額を取り扱いません。

② 保険金額が減額された場合には、その減額分だけ保険契約が解約されたものとし、その減額分に対する解約払戻金を保険契約者に支払います。

(保険金受取人の指定・変更および保険契約者の変更)

第22条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、保険金受取人を指定・変更することができます。

② 保険金受取人の死亡時以後、保険金受取人の変更が行なわれていない間に保険金の支払事由が発生したときは、保険金受取人の死亡時の法定相続人(法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人)で保険金の支払事由の発生時に生存している者を保険金受取人とします。

③ 前項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

④ 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

⑤ 第1項および第4項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(指定代理請求人の変更指定)

第23条 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更指定することができます。

② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(保険契約者または保険金受取人の代表者)

第 24 条 保険契約者または保険金受取人が2人以上のときは、各代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は、それぞれ、他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。

- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明である場合に、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- ③ 保険契約者が2人以上のときは、その責任は連帯とします。

(保険契約者の住所の変更)

第 25 条 保険契約者が住所または居所(通信先を含みます。以下本条において同様とします。)を変更したときは、直ちに会社の本社または会社の指定した場所に通知して下さい。

- ② 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 契約年齢の計算・契約年齢および性別の誤りの処理

(契約年齢の計算)

第 26 条 被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

- ② 保険契約締結後の被保険者の契約年齢は、契約日の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第 27 条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

- 1. 実際の年齢による契約年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外のときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 2. 前号以外のときは、会社の定める方法で処理します。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、会社の定める方法で処理します。

16. 保険契約の更新

第 28 条 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に、この保険契約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この取り扱いをしません。

- 1. 更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき。
- 2. 保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
- 3. 保険契約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。
- 4. この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき。
- ② 前項第1号に該当する場合に、会社所定の範囲内で保険期間を短縮すれば前項の条件をみたくこととなるときは、保険期間を短縮して保険契約を更新させるものとします。
- ③ 更新後の保険契約の保険金額は更新前の保険契約の保険金額と同額とします。
- ④ 更新前の保険料払込期間が保険期間より短い場合には、更新後の保険料払込期間は保険期間と同一とします。
- ⑤ 更新後の保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑥ 更新後の保険契約の第1回保険料の払込については、更新前の保険契約の第2回以後の保険料の払込に関する規定を準用します。
- ⑦ 前項の規定にかかわらず、更新後の保険契約の第1回保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、更新後の保険契約は更新日にさかのぼって消滅します。
- ⑧ 保険契約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)、第4条および第8条(保険契約を解除できない場合)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。
- ⑨ 本条により保険契約が更新された場合には、保険契約者に通知します。
- ⑩ 会社は、主務官庁の認可を得て、普通保険約款を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する保険契約については、更新後は、変更後の普通保険約款を適用します。
- ⑪ 第1項第4号により保険契約が更新されないときは、更新の取扱いに準じて、会社が定める他の保険契約を更新時に締結することがあります。

17. 請求手続

第29条 この約款にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 手 術 証 明 書	その他の書類
					保 険 契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人			
1	死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	特定疾病給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	保険料の払込免除	○	○	○					○		○		不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
5	責任準備金の支払	○	○	○	○								
6	解約払戻金の支払	○	○	○	○								
7	蓄積配当金の支払	○	○		○								
8	保険契約の復活	○											会社所定の告知書
9	保険金額の減額	○	○	○	○								
10	保険金受取人の変更	○	○		○								
11	保険契約者の変更	○	○		○								旧保険契約者死亡の場合 (1) 旧保険契約者の戸籍謄本 (2) 相続人代表者の念書 (3) 相続人代表者の印鑑証明書
12	特定疾病給付金の指定代理請求	○	○	○					○		○	○	(1) 指定代理請求人の戸籍謄本 (2) 指定代理請求人の住民登録票と印鑑証明書 (3) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
13	指定代理請求人の変更指定	○	○		○								

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

③ 前項の事実の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払金を支払わず、保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱います。

④ 官公署、会社、工場、組合等の団体(団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。)を保険契約者および保険金(高度障害給付金を含みます。以下、本項において同様とします。)受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、保険金請求の際、第1号または第2号いずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
2. 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
3. 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

18. 時効

第30条 保険金、給付金、払戻金、責任準備金、解約払戻金もしくは社員配当金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その支払事由または払込免除事由の発生の日から3年間請求がない場合には、時効によって消滅します。

19. 保険契約の転換

(他の保険契約への転換)

第31条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、この保険契約を他の保険契約へ転換することができます。

20. 管轄裁判所

第32条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地と同一の都道府県内にある支社(同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

② この保険契約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

21. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第33条 会社は、別表6に定める公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの保険契約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由を別表6に定める公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条において「支払事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの保険契約の支払事由を改めます。

③ 本条の規定によりこの保険契約の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。

④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。

1. 第2項の保険契約の支払事由の変更を承諾する方法

2. 支払事由変更日の前日に解約する方法

⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの
9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
10. 1肢に 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に 13. から 15. までまたは 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの
11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
16. 10 足指を失ったもの
17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの
19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの
20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの
21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの
23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの
24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの
25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害(聴力障害)

(1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和 57 年8月 14 日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。

(2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

5. 鼻の障害

(1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

8. 手指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

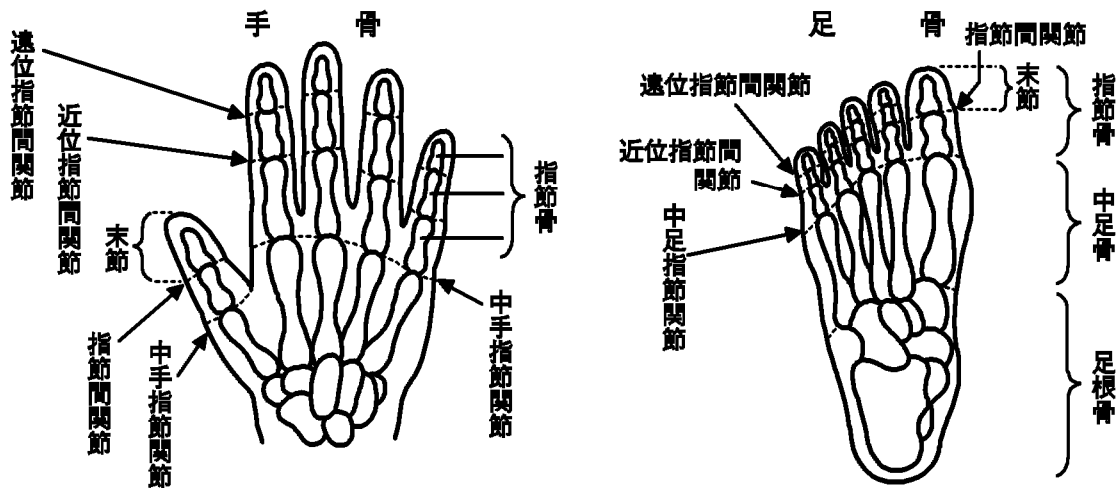
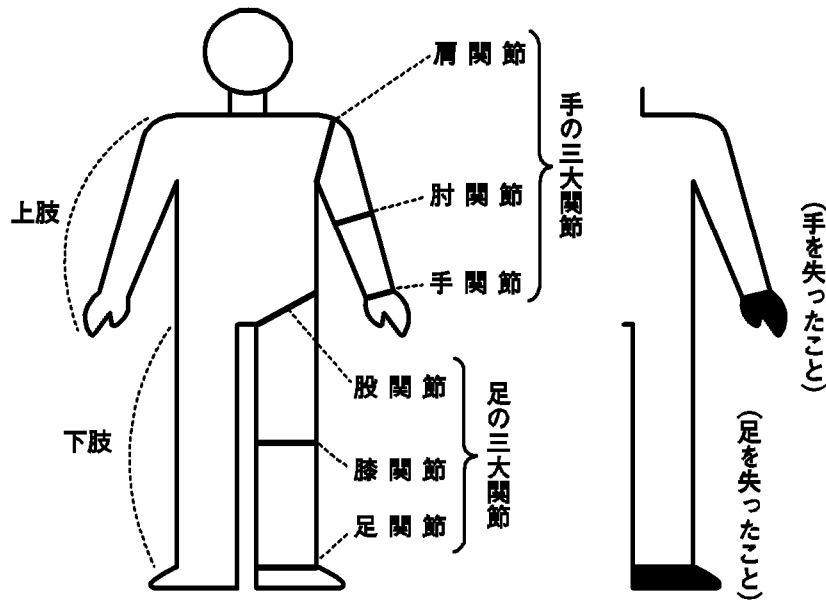
(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

9. 足指の障害

(1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

- 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96

分類項目	基本分類コード
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1. において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表4 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済組合法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

保険金等の支払時期変更特則 目次

第1条	特則の適用	
第2条	保険金等支払の時期および場所	(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)
第3条	死亡保険金の簡易請求	
第4条	特則の解約	
第5条	特則の更新	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

保険金等の支払時期変更特則

(特則の適用)

- 第1条** この特則は、平成24年1月1日以降、主契約および主契約に付加された特約(主契約および特約に適用された保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(既契約用)および保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(更新用)を含みます。以下「主契約等」といいます。)に適用されます。
- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款、特約条項または特則条項(以下「主約款等」といいます。)の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。

(保険金等支払の時期および場所)

- 第2条** 保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等(名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下「保険金等」といいます。)が支払われるときは、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して25日を経過する日とします。
1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 90日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前6項を準用するものとします。
- ⑧ 主約款等の請求手続または請求書類の規定において、保険金等の支払および保険料の払込免除の際に、会社が必要と認めた場合は事実の確認および会社の指定する医師の判断を求める旨定めている部分は適用しません。

(死亡保険金の簡易請求)

第3条 死亡保険金(名称を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、年金現価の一時支払を請求する場合のその金額を含みます。以下、本条において同じとします。)の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

(特則の解約)

第4条 この特則のみの解約はできません。

(特則の更新)

第5条 この特則が適用された主契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)

平成 24 年4月1日以降、主契約等が更新されたときまたは特約が付加されたときは、更新された主契約等または付加された特約について、この特則第2条(保険金等支払の時期および場所)第2項第4号は、次のとおり読み替えます。

- 「
4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
- 前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が、次の(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- (1) 主約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

保険契約の失効取消に関する特則(Ⅵ) 目次

第1条 失効取消の適用

保険契約の失効取消に関する特則(Ⅵ)

第1条(失効取消の適用)

- 1 この特則は、失効についての規定がある保険契約(特約を含みます。以下、同じとします。)に適用されます。
- 2 この特則が適用された保険契約については、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。
 - (1) 主たる保険契約(以下、「主契約」と言います。)の普通保険約款に定める猶予期間中に保険料の払込がない場合でも、失効取消可能期間^(※1)中に失効取消にかかる延滞保険料^(※2)の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
 - (2) 失効取消可能期間中に保険金・給付金等^(※3)の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に第(1)号に定める失効取消にかかる延滞保険料の払込があったときは、保険金・給付金等の支払または保険料の払込の免除を行います。^(補1)
 - (3) 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

第1条の補則

補1 保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金等^(※4)の支払事由が生じた場合には、死亡保険金等の支払の請求を失効の取消請求とみなして保険契約が効力を失わなかったものとして取り扱い、死亡保険金等から失効取消にかかる延滞保険料を差し引いた金額を支払います。

第1条の用語の意義

- *1 失効取消可能期間
猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日までをいいます。本条において同じとします。
- *2 失効取消にかかる延滞保険料
失効した日までに払込期月の到来している未払込の保険料のことをいいます。本条において同じとします。
- *3 保険金・給付金等
名称の如何を問わず、保険契約において定めるすべての給付をいいます。本条において同じとします。
- *4 死亡保険金等
死亡に際して支払う給付等をいい、名称の如何を問いません。本条において同じとします。

契約条件の変更に関する特則(個人保険・個人年金保険) 目次

(この特則の趣旨)

1. 総則

第1条 変更基準日

第2条 本特則を適用する普通保険約款および特約条項

2. 予定利率その他の基礎率および責任準備金等の変更による保険金額、年金額、給付金額、解約払戻金額等の変更

第3条 予定利率等の変更による保険金額等の変更

第4条 死亡給付金額等の変更

第5条 払戻金額の変更

第6条 前納割引率の変更

第7条 積立利率・割引利率の変更

第8条 保険契約の更新

第9条 更新後の保険金額および給付金額

第10条 被転換契約への復帰の取扱

第11条 保険金等の支払に関する経過措置

第12条 特例期間中の補償

第13条 交通災害保障特約の内容変更

第14条 リビング・ニーズ特約の取扱

第15条 個人年金保険に関する特別取扱

3. 早期解約控除制度の導入

第16条 早期解約控除制度の内容

第17条 早期解約控除の対象事由および対象金額

第18条 早期解約控除率の適用基準日

第19条 契約者貸付・保険料自動貸付

第20条 他の保険契約への転換を行った場合の取扱

4. その他の変更事項

第21条 契約者配当金

第22条 解約払戻金等の支払延期

第23条 業務停止期間中の利息の取扱

別表1

別表2

契約条件の変更に関する特則(個人保険・個人年金保険)

(この特則の趣旨)

この特則は、会社が東邦生命保険相互会社より承継した保険契約(以下「契約」といいます。)について、保険業法第250条の規定に基づき、契約条件の変更を行なったことにより、普通保険約款または特約条項に定める内容を変更する事項について定めるものです。

1. 総則

(変更基準日)

第1条 契約条件の変更の基準日(以下「変更基準日」といいます。)は平成11年12月29日とします。

(本特則を適用する普通保険約款および特約条項)

第2条 本特則の適用となる普通保険約款および特約条項は別表1に記載のとおりとします。

2. 予定利率その他の基礎率および責任準備金等の変更による保険金額、年金額、給付金額、解約払戻金額等の変更

(予定利率等の変更による保険金額等の変更)

第3条 会社所定の条件に該当する契約について主務官庁の認可を得て会社の定めるところにより、予定利率その他の基礎率および責任準備金等の変更(以下「予定利率等の変更」といいます。)を行ない、変更基準日以後の保険金額、年金額および給付金額(以下「保険金額等」といいます。)を変更します。

② 保険期間の途中で支払われる保険金および給付金のうち据え置かれている保険金額および給付金額ならびに蓄積配当金額、積立配当金額、前納保険料の残額についても前項の規定を適用して新たに定めます。

③ 変更基準日以前に既に支払事由が発生していたにもかかわらず、支払うべき金額が変更基準日時点で未だ支払われていない、生存を支払事由とする保険金・給付金についても、第1項の規定を適用して新たに定めます。ただし、支払事由の発生により保険契約が消滅するものは除きます。

④ 保険金額等が変更された契約については、変更基準日以後、変更後の保険金額等に基づき、普通保険約款または特約条項に定めるところによって、保険金、年金および給付金を支払います。

(死亡給付金額等の変更)

- 第4条** 新終身年金保険・災害倍額貯蓄保険の普通保険約款および介護特約・新配偶者年金特約の特約条項に定める死亡給付金額ならびに夫婦年金移行特約の特約条項に定める保証期間の残余期間に支払うべき未払年金の現価・生存給付金付定期保険の普通保険約款に定める死亡保険金・高度障害給付金は、変更基準日以後別表2に定める金額とします。
- ② 愛児成長保険・新愛児成長保険および自由設計愛児成長保険の普通保険約款に定める死亡給付金額は、主務官庁の認可を得て会社の定めるところにより計算した金額に変更します。
 - ③ 終身年金保険の普通保険約款および配偶者年金特約の特約条項に添付された死亡給付金額例表は無効とします。

(払戻金額の変更)

- 第5条** 契約の解約・解除・免責(特約の解約・解除・免責を含みます。)または失効の場合の払戻金額は変更基準日以後主務官庁の認可を得て会社が定める方法により計算した金額とします。
- ② 払済保険等に変更される場合に充当される解約払戻金額等についても前項と同じとします。
 - ③ 変更基準日時点ですでに第17条第1項に定める事由が発生していたにもかかわらず、支払うべき金額が変更基準日時点でまだ支払われていない場合の払戻金については、主務官庁の認可を得て会社が定める方法により計算した金額とします。
 - ④ 終身年金保険・新終身年金保険および変更基準日時点で年金基金への充当が行なわれている年金特約ならびに変更基準日時点で年金への移行が行われている終身保険・5年ごと利差配当付終身保険(以下「年金保険等」といいます)が第17条第1項に定める事由に該当した場合には、積立てられている配当金額・前納保険料の残額および個人年金保険料税制適格特約を付加した場合の積立てである払戻金のうち変更基準日時点で積立てられている部分に相当する金額について変更基準日以後主務官庁の認可を得て会社が定める方法により計算した金額とします。
 - ⑤ 年金保険等の場合において第17条第1項第5号に定める事由に該当した場合、変更基準日以後主務官庁の認可を得て会社の定めるところにより改めて年金額を計算した上で、第17条第3項第4号に定める未払年金の現価に相当する金額を計算します。
 - ⑥ 年金保険等の場合において第17条第1項第6号および第7号に定める事由に該当した場合、変更基準日以後主務官庁の認可を得て会社の定めるところにより改めて年金原資を計算した上で、第17条を適用します。
 - ⑦ 前6項に加え、第17条に定める早期解約控除の対象事由に該当する場合は第16条ないし第19条を適用します。
 - ⑧ 普通保険約款または特約条項に添付された解約払戻金額例表・払済保険金額例表・延長保険期間および生存満期金額例表・払済年金額例表・満期金額例表・生存給付金額表・保険料払込満了証券保険金額例表は無効とします。

(前納割引率の変更)

- 第6条** 変更基準日以後、月払契約に係る当月分以後の保険料を前納する場合には、普通保険約款に定める保険料の割引率にかかわらず、次の割引率を適用します。

前納月数	1ヶ月分の保険料に対する割引率		
	災害倍額貯蓄保険以外の個人保険・個人年金保険(団体月払以外)	災害倍額貯蓄保険以外の個人保険・個人年金保険(団体月払)	災害倍額貯蓄保険
3ヶ月	6%	1%	0%
4ヶ月	10%	1%	1%
5ヶ月	14%	2%	1%
6ヶ月	18%	2%	2%
7ヶ月	24%	3%	3%
8ヶ月	29%	3%	3%
9ヶ月	35%	4%	4%
10ヶ月	43%	6%	6%
11ヶ月	52%	8%	7%
12ヶ月	60%	10%	8%

- ② 変更基準日現在すでに前納されている保険料の残額に対する、変更基準日以後の保険料に振り替えるための割引利率を、主務官庁の認可を得て会社が定める利率に変更します。

(積立利率・割引利率の変更)

- 第7条** 普通保険約款に積立利率または割引利率の下限の定めがある場合、変更基準日以後次の各号の金額に対する積立利率および割引利率の下限を撤廃し、会社の定めるところによって、積立利率および割引利率を適用します。
1. 保険金・給付金の分割支払・据置支払を行なう場合の保険金・給付金
 2. 蓄積するまたは積立てる場合の契約者配当金
 3. 将来の保険料を前納する場合の前納保険料

(保険契約の更新)

- 第8条** 更新を取り扱う主たる保険契約または特約の保険期間が満了した場合(以下本条において「更新時」といいます。)は、更新時に会社が適用している普通保険約款および特約条項ならびに保険料で更新が行なわれるものとします。ただし、更新時にこの保険契約または特約の締結を取り扱っていないときは、同種の他の保険契約または特約に更新が行なわれるものとします。
- ② 契約者が更新時の2週間前までに別段の申し出をした場合、会社の定めるところにより、会社の指定する同種の他の保

険契約または特約に更新できる場合があります。

- ③ 配当のある保険から無配当の保険への更新が行なわれる場合には、更新時に配当金の精算を行ない、蓄積配当金等の配当金がある場合にはこれを契約者に支払います。

(更新後の保険金額および給付金額)

第9条 更新後の保険金額等は原則として更新前の保険金額等と同額とします。

- ② 前項の規定にかかわらず、契約者が更新時の2週間前までに申し出た場合、会社の定めるところにより保険金額等を減額して更新できる場合があります。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、契約者が更新時の2週間前までに申し出た場合、本特則の適用により保険金額等が減額された保険契約については、増額後の保険金額等が第3条に定める予定利率等の変更前の保険金額等と同額以下である場合に限り、会社の定めるところにより、会社の承諾を得て、保険金額等を増額して更新できる場合があります。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、本特則が適用された、新定期保険または5年ごと利差配当付定期保険については、前条の規定による他の同種類の保険契約に更新する場合で、契約者が更新時の2週間前までに申し出た場合、会社の承諾を得て、会社の定めるところにより、更新前契約と更新後契約の保険料を同額として更新後の保険金額を定めることができる場合があります。

(被転換契約への復帰の取扱)

第10条 保険契約の転換に関する事項のうち、転換が行なわれなかったものとする取扱を行う場合は、被転換契約について変更基準日において予定利率等の変更による保険金額等の変更が行なわれたものとして取り扱います。

(保険金等の支払に関する経過措置)

第11条 変更基準日前に保険金または給付金の支払事由の発生により消滅していた契約については、当該保険金等の支払は、予定利率等の変更による保険金額等の変更を行なう前の保険金額で行ないます。

- ② 変更基準日において変更基準日前の年金支払応当日に対応する年金の分割支払分がある場合、当該未支払分については、予定利率等の変更による保険金額等の変更をする前の分割した年金額を支払います。

(特例期間中の補償)

第12条 第3条の規定にかかわらず、別表1に記載する主契約および特約のうち主契約の(10)および(18)を除く主契約および(84)ないし(86)を除く特約に関し平成13年3月末日までに支払事由が発生した保険金または給付金(生存を支払事由とする保険金・給付金を除きます。)については予定利率等の変更前の保険金額または給付金額を支払います。この場合、給付金額が継続した期間に応じて日額で定められている場合で、給付の対象となる状態が平成13年3月末日を含んで継続している保険契約については、平成13年3月末日までの給付金額は予定利率等の変更前の給付金額を、平成13年4月1日以後の給付金額は予定利率等の変更後の給付金額を支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、死亡・高度障害の事由発生により年金を支払う主たる保険および介護年金を支払う特約については、平成13年3月末日までに当該事由が発生した場合にかぎり、予定利率等の変更前の年金額に対応する年金原資に基づき、変更後の予定利率等により計算される年金額を年金として支払います。
- ③ 変更基準日以後に保険契約者の申し出による保険金・給付金の減額が行なわれた場合には、前2項の適用にあたり減額前の保険金額・給付金額に対する減額分の保険金・給付金の割合に応じて、前2項に定める予定利率等の変更前の保険金額・給付金額が減額されます。特約の解約を行なった場合は当該特約について以後本条は適用されません。
- ④ 変更基準日以後に払済保険・延長保険への変更を行なった場合は、以後本条は適用されません。

(交通災害保障特約の内容変更)

第13条 交通災害保障特約については、変更基準日において会社が適用している傷害特約および災害入院特約に特約の変更を行ないません。

(リビング・ニーズ特約の取扱)

第14条 リビング・ニーズ特約(以下本条において「当特約」といいます)の保険金の請求が変更基準日以後平成13年3月末日までに行なわれた場合には以下のとおり取扱います。

1. 当特約の保険金の請求日の翌日から起算して平成13年3月末日までの期間が6カ月以上の場合は、予定利率等の変更前の保険金額を限度として、会社の定めるところにより、当特約の保険金を支払います。この場合において、当特約による保険金の一部支払いが行なわれた場合、予定利率等の変更後の保険金額については、予定利率等の変更前の保険金額に対する変更後の保険金額の割合に応じた金額が減額されたものとし、第12条に定める特例期間中の補償にあたっては、当特約の支払保険金額と同額が減額されたものとして取り扱います。
2. 当特約の保険金の請求日の翌日から起算して平成13年3月末日までの期間が6カ月未満の場合は、予定利率等の変更後の保険金額を限度として会社の定めるところにより当特約の保険金を支払います。この場合においては、予定利率等の変更後の保険金額について、当特約の支払保険金額と同額が減額されたものとして取り扱い、第12条に定める特例期間中の補償にあっても、当特約の支払保険金額と同額が減額されたものとして取り扱います。当特約の保険金として予定利率等の変更後の保険金額の全額を支払った場合には、以後平成13年3月末日までの期間に当特約の対象となる主契約および特約の支払事由に該当した場合に限り、予定利率等の変更前の保険金額等と予定利率等の変更後の保険金額等との差額を支払います。この場合、当特約の対象となる特約以外の特約は当特約による予定利率等の変更後の保険金額の全額の請求があったときに消滅し、当特約の対象となる特約は予定利率等の変更前の保険金額等と変更後の保険金額等との差額を支払ったときに消滅します。差額の支払が行なわれなかった場合には、平成13年3月末日に契約が消滅します。

(個人年金保険に関する特別取扱)

第15条 平成11年6月4日から平成12年3月末日までに年金開始日を迎えた終身年金保険または新終身年金保険の場合、以下のとおり取り扱います。

1. 普通保険約款の規定にかかわらず、平成12年8月末日までに限り年金開始後の解約を申し出ることができます。
2. 前号の場合においては、会社の定める解約払戻金に対し第16条に定める申出時点の早期解約控除を適用した金額を支払います。なお既に年金の一部が支払われている場合には、既に支払われた金額を控除します。
- ② 前項の取扱の申し出にあたっては、年金受取人の承諾が必要となります。
- ③ 被保険者が死亡している場合には第1項の取扱はできません。

3. 早期解約控除制度の導入

(早期解約控除制度の内容)

第16条 全ての保険契約について、下記の期間中に第17条に定める事由(以下「解約等」といいます。)によって、普通保険約款または特約条項もしくは会社の定めるところ(以下「普通保険約款等」といいます。)により支払うべき金額(第17条第1項第4号に該当する場合は、充当する金額)があるときは、その支払うべき金額に下表の控除率を乗じて得た金額を差し引いた額を、契約者等に支払う(充当する金額の場合は充当する)ものとします。

早期解約控除率の適用基準日	}	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
		4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
	平成13年	}	}	}	}	}	}	}
	3月31日	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
		3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日	3月31日
控除率	15%	14%	12%	10%	8%	6%	4%	2%

- ② 変更基準日現在、すでに解約等が生じていたにもかかわらず、保険業法の規定に基づいて東邦生命保険相互会社の業務が停止されていたために、支払うべき金額がまだ支払われていないときは、第3条および第5条の規定を適用して計算した金額に前項の表の控除率を乗じて得た金額を差し引いた額を、契約者等に支払うものとします。
- ③ 普通保険約款等に定める契約内容の変更に関して、以下の変更について早期解約控除制度導入の趣旨に基づき制限することができるものとします。
 1. 保険期間および保険料払込期間の延長
 2. 保険期間の短縮により満期日が平成20年3月31日までの期間になる場合の保険期間の短縮
 3. 保険料払込期間の短縮により保険料払込期間の満了が平成20年3月31日までの期間になる場合の保険料払込期間の短縮
 4. 年金支払開始日の変更のうち変更後の年金支払開始日が平成20年3月31日までの期間になる場合の年金支払開始日の繰り上げ
 5. 新生存給付金付定期保険の選択満期取扱特約における保険期間の満了日の繰り上げ
 6. 年金支払開始日が平成20年3月31日までに到来する年金保険等における年金の種類の変更および年金支払期間の変更のうち、変更後の年金の最後の年金額の支払が平成20年3月31日以前となるもの
 7. 変更後の満期日が平成20年3月31日以前となる養老保険への変更
 8. その他、上記と同様の趣旨で会社が定めるもの

(早期解約控除の対象事由および対象金額)

第17条 早期解約控除の対象となる事由は、普通保険約款等で定める次の各号の事由とします。

1. 解約(特約のみの解約を含みます。)
2. 減額(特約のみの減額を含みます。)
3. 失効
4. 払済保険(変額保険の定額払済保険を含みます。)、延長保険(変額保険の自動延長定期保険および定額延長定期保険を含みます。)、または払済年金(以下「払済保険等」といいます。))への変更
5. 年金の一括支払
6. 年金支払開始日に貸付金の残額がある場合の年金原資による貸付金の元利合計の返済への充当
7. 年金支払開始日に貸付金の残額がある場合で、新たな基本年金額を定める際に会社が定める金額を下回ったときの、年金原資残額の一時金支払
8. 積立てられたまたは蓄積された契約者配当金の引き出し
- ② 前項にかかわらず、次の各号に該当する場合は、早期解約控除を行なわないものとします。
 1. 法令の改正に伴い強制的な解約が行なわれた場合
 2. 払済保険等へ変更した時点で充当する金額について早期解約控除が行なわれた契約が、その後解約された場合
 3. 普通保険約款の定めにより被保険者の死亡により年金受取人に対し未払年金の現価の一時金支払が行なわれた場合
 4. 前各号の他、契約者の任意の意思によらずやむを得ない事由と会社が判断した場合
- ③ 早期解約控除の対象となる金額は次の各号のとおりとします。
 1. 解約払戻金
 2. 前納保険料の残額
 3. 契約者配当金
 4. 未払年金の現価に相当する額・年金原資

5. 個人年金保険料税制適格特約を付加した場合の積立てである払戻金のうち変更基準日時点で積立てられている部分に相当する金額(利息分を含みます)

(早期解約控除率の適用基準日)

第 18 条 第 16 条において乗じる控除率は、前条の事由に係る請求書類が会社の本社に到着した日(契約者からの通知に基づかない事由の場合には、当該事由の発生した日とします。以下「受付日等」といいます。)の控除率を適用するものとします。

- ② 前項にかかわらず、受付日等において失効または保険料払込猶予期間中の契約については、当該未支払保険料を払込むべき期月の契約応当日の前日における控除率を適用します。

(契約者貸付・保険料自動貸付)

第 19 条 普通保険約款等に定める保険料の自動貸付、契約者に対する貸付における貸付金の限度の基準となる解約払戻金額は、第 16 条における控除率を解約払戻金額に乗じた額を差し引いた後の金額とします。

(他の保険契約への転換を行った場合の取扱)

第 20 条 会社の定めるところにより転換時時点で会社が転換後契約として取り扱っている保険契約へ転換を行なった場合には、次のとおり取り扱います。

1. 転換時は、第 16 条に定める早期解約控除は適用されません。
2. 転換後の契約に関し、第 17 条に規定する事由が発生した場合には、この保険契約から転換後の保険契約に引き継がれる部分について発生時の早期解約控除率を適用します。

4. その他の変更事項

(契約者配当金)

第 21 条 普通保険約款および特約条項中、「社員配当」、「社員配当金」または「社員配当準備金」とあるのは、「契約者配当」、「契約者配当金」または「契約者配当準備金」と読み替えます。

- ② 「社員配当金特殊支払特約」は、「契約者配当金特殊支払特約」に名称を変更します。
- ③ 契約のうち、有配当契約については、以下の条件に基づいて契約者配当金が割り当てられることがあります。ただし、変更基準日以後当分の間、契約に対して契約者配当金が新たに割り当てられる予定はありませんし、将来の契約者配当金の割り当てについても保証されているものではありません。
1. 契約に対しては、営業権の償却が完了し、かつ、契約すべてに対する責任準備金が標準責任準備金の額(保険業法施行規則第 68 条に該当しない保険契約については、平準純保険料式により計算された責任準備金の額)に至るまで契約者配当準備金積立は行なわれず、よって、契約者配当金の割り当てもありません。その後の事業年度において積立てられる契約に対する契約者配当準備金は、契約者配当の対象となる年間事業収益(以下「年間事業収益」といいます。)のうち、該当事業年度において各契約の属する商品区分が寄与した割合に限定されます。
 2. 契約者配当準備金は、会社の取締役会がその裁量によって定めるところにより積立てられるものとし、契約者配当金額も会社の取締役会がその裁量によって決定するものとしますが、各事業年度において各契約の属する商品区分が関連する年間事業収益の4分の1を限度とします。この契約者配当金の割当限度は会社の株主総会決議によってのみ変更することができます。
- ④ 5年ごと利差配当付契約(別表1の1.(28)ないし(33))およびこれに付加された特約の契約者配当金の割当方法に関しても、他の有配当契約と同様の方法に変更するものとし、前項の規定を適用します。

(解約払戻金等の支払延期)

第 22 条 解約等による解約払戻金等の支払が、会社の資産の運用に及ぼす影響が大きいと会社が認めたときは、最長6ヶ月の範囲内で、解約払戻金等の支払を延期できるものとします。この場合、支払延期期間中の利息は付さないものとします。

(業務停止期間中の利息の取扱)

第 23 条 保険業法の規定に基づき東邦生命保険相互会社の業務が停止された日から契約の移転日後1週間が経過するまでの期間については、保険金・年金・給付金・解約払戻金等の支払が遅れたことに伴う利息は付さないものとします。

別表1

1. 主たる保険

- (1) 自由満期災害倍増保険
- (2) 利源配当付普通生命保険
- (3) 自由組立生命保険
- (4) 新自由組立生命保険(昭和49年5月1日以降の改正分を含みます)
- (5) 愛児成長保険
- (6) 新家族年金付生命保険(昭和49年5月1日以降の改正分を含みます)
- (7) 災害倍額新家族年金付生命保険(昭和49年5月1日以降の改正分を含みます)
- (8) 新養老保険(昭和49年5月1日以降の改正分を含みます)
- (9) 新定期保険(昭和51年3月2日以降の改正分)
- (10) 終身年金保険
- (11) ガン倍額医療保障付定期保険
- (12) 一時払退職後終身保険(昭和62年4月1日以降の改正分を含みます)
- (13) 新ガン倍額医療保障付定期保険
- (14) 医療保障付定期保険(昭和60年4月2日以降の改正分を含みます)
- (15) 生存給付金付定期保険(昭和60年4月2日以降の改正分)
- (16) 終身保険(平成2年4月2日以降の改正分を含みます)
- (17) 新愛児成長保険
- (18) 新終身年金保険(平成2年4月2日以降の改正分を含みます)
- (19) 変額保険(終身型)
- (20) 変額保険(有期型)
- (21) 自由設計愛児成長保険(平成5年4月2日以降の改正分を含みます)
- (22) 特定疾病保障定期保険(平成5年4月2日以降の改正分を含みます)
- (23) 特定疾病保障終身保険(平成5年4月2日以降の改正分を含みます)
- (24) 新生存給付金付定期保険(平成5年4月2日以降の改正分を含みます)
- (25) 災害倍額貯蓄保険(平成5年4月2日以降の改正分)
- (26) 重度慢性疾患保障保険
- (27) 新医療保障付定期保険
- (28) 5年ごと利差配当付終身保険
- (29) 5年ごと利差配当付定期保険
- (30) 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険
- (31) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険
- (32) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
- (33) 5年ごと利差配当付健康体定期保険

2. 特約

- (1) 災害保障特約
- (2) 家族災害保障特約
- (3) 交通災害保障特約
- (4) 災害割増特約
- (5) 無配当災害割増特約
- (6) 新災害割増特約
- (7) 傷害特約
- (8) 無配当傷害特約
- (9) 家族傷害特約
- (10) 無配当家族傷害特約
- (11) 手術保障特約
- (12) 手術特約
- (13) 無配当手術特約
- (14) 新手術特約
- (15) 新手術保障特約
- (16) 家族手術特約
- (17) 無配当家族手術特約
- (18) 災害入院特約
- (19) 無配当災害入院特約
- (20) 無配当家族災害入院特約
- (21) 疾病入院保障特約
- (22) 疾病入院特約
- (23) 無配当疾病入院特約
- (24) 家族疾病入院特約
- (25) 無配当家族疾病入院特約
- (26) 成人病入院特約
- (27) 無配当成人病入院特約

- (28) ガン特約
- (29) ガン保障特約
- (30) 看護特約
- (31) こども災害入院特約
- (32) こども疾病入院特約
- (33) こども傷害特約
- (34) こども手術特約
- (35) 介護特約
- (36) 女性医療特約
- (37) 無配当女性医療特約
- (38) 通院特約
- (39) 無配当通院特約
- (40) 新通院特約
- (41) 家族通院特約
- (42) 無配当家族通院特約
- (43) 災害通院特約
- (44) 新災害通院特約
- (45) 入院一時給付特約
- (46) 災害倍額定期特約
- (47) 定期保険特約
- (48) 5年ごと利差配当付定期保険特約
- (49) 生存給付金付定期保険特約
- (50) 家族定期保険特約(妻型)
- (51) 5年ごと利差配当付家族定期保険特約(妻型)
- (52) 家族定期保険特約(子型)
- (53) 5年ごと利差配当付家族定期保険特約(子型)
- (54) 養育特約
- (55) 通増定期保険特約
- (56) 5年ごと利差配当付通増定期保険特約
- (57) 自動更新付生存給付特約
- (58) 5年ごと利差配当付自動更新付生存給付特約
- (59) 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約
- (60) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- (61) 特別条件付取扱特約
- (62) 保険料口座振替特約
- (63) 集団特別取扱特約
- (64) 団体特別取扱特約
- (65) 保険料定期前納特約
- (66) 自動更新特約
- (67) 給付特約の保険料の払込に関する特約
- (68) 年金特約
- (69) リビング・ニーズ特約
- (70) 新医療保障付定期保険集団取扱特約
- (71) 医療保障付定期保険集団取扱特約
- (72) 新ガン倍額医療保障付定期保険集団取扱特約
- (73) ガン倍額医療保障付定期保険集団取扱特約
- (74) 集団取扱特約
- (75) 終身保険移行特約
- (76) 5年ごと利差配当付終身保険移行特約
- (77) 5年ごと利差配当付定期保険集団取扱特約
- (78) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱特約
- (79) 一時払退職後終身保険定期保険特約
- (80) 特別条件付一時払退職後終身保険特約
- (81) 5年ごと利差配当付健康体定期保険集団取扱特約
- (82) 医療保障保険(個人型)用特定疾病・部位不担保特約
- (83) 医療保障保険(個人型)用長期療養給付特約
- (84) 新医療保障付定期保険への変更に関する特約
- (85) 配偶者年金特約
- (86) 新配偶者年金特約
- (87) 夫婦年金移行特約
- (88) 個人年金保険料税制適格特約
- (89) 社員配当金特殊支払特約
- (90) 給付金の受取人に関する特約

別表2

1. 新終身年金保険の死亡給付金

次の算式によって計算される金額とします。

なお、年金額の増額が行われた保険契約については、増額部分はそれぞれ別個の保険契約とみなして計算した死亡保険金額の合計額とします。

1. 保険料の払込方法(回数)が年払、半年払または月払の保険契約の場合

(1) 保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき

年金支払開始日の前日における年金原資 ×

$$[1 - 0.02 \times (\text{保険料払込期間満了日の翌日から年金開始日の前日までの期間})] \times \frac{\text{経過年月数}}{\text{保険料払込期間}}$$

(2) 保険料払込期間満了後または払済年金保険に変更後に被保険者が死亡したとき

年金支払開始日の前日における年金原資 × $[1 - 0.02 \times (\text{年金支払開始日の前日までの残余期間})]$

2. 保険料の払込方法(回数)が一時払の保険契約の死亡給付金額はこの表にはありませんので、当会社へ照会願います。

(注)

- 「年金支払開始日の前日における年金原資」とは、契約条件の変更後の基本年金額(契約条件の変更後に払済年金保険に変更した場合は、払済年金保険への変更後の基本年金額とします。)に次表の率を乗じて得た額をいいます。
- 「経過年月数」とは、契約日から被保険者の死亡日の属する保険料期間の末日までの年月数とします。
- 増額部分については、増額の日が年単位の契約応当日のときはその日、増額の日が年単位の契約応当日以外のときは直前の年単位の契約応当日を計算上の契約日とみなして算出するものとします。
- 「年金支払開始日の前日までの期間」は、被保険者の死亡日から年金支払開始日の前日までの期間(年単位)とし、1月未満の端数日があるときは切り捨てます。例えば10年6ヵ月20日の場合は、10.5と計算します。

年金支払開始年齢	保証期間付終身年金(定額型)		保証期間付終身年金(通増型)		終身年金		5年保証期間付祝金付15年有期年金(定額型)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
40	30.693	33.725	59.556	68.453	30.621	33.699	14.284	14.419
41	30.172	33.224	58.001	66.830	30.091	33.194	14.262	14.411
42	29.648	32.718	56.458	65.212	29.557	32.684	14.238	14.402
43	29.121	32.205	54.926	63.598	29.019	32.168	14.213	14.392
44	28.592	31.687	53.409	61.991	28.478	31.646	14.188	14.381
45	28.061	31.164	51.906	60.390	27.935	31.118	14.163	14.370
46	27.530	30.635	50.421	58.796	27.393	30.585	14.139	14.359
47	26.997	30.101	48.953	57.210	26.849	30.046	14.114	14.347
48	26.462	29.561	47.501	55.631	26.305	29.501	14.090	14.334
49	25.925	29.017	46.064	54.060	25.758	28.951	14.064	14.321
50	25.384	28.466	44.637	52.499	25.206	28.395	14.037	14.307
51	24.838	27.911	43.222	50.947	24.650	27.834	14.007	14.293
52	24.287	27.350	41.818	49.405	24.088	27.268	13.975	14.278
53	23.733	26.784	40.427	47.873	23.521	26.695	13.939	14.262
54	23.175	26.212	39.049	46.351	22.949	26.117	13.900	14.244
55	22.613	25.633	37.686	44.838	22.372	25.532	13.856	14.225
56	22.048	25.050	36.338	43.338	21.791	24.941	13.807	14.204
57	21.480	24.461	35.005	41.849	21.205	24.345	13.750	14.181
58	20.908	23.864	33.688	40.370	20.614	23.740	13.686	14.153
59	20.334	23.262	32.387	38.903	20.017	23.128	13.611	14.120
60	19.757	22.654	31.105	37.448	19.415	22.509	13.526	14.081
61	19.180	22.040	29.844	36.009	18.808	21.883	13.429	14.036
62	18.604	21.423	28.606	34.586	18.197	21.252	13.318	13.983
63	18.030	20.801	27.394	33.180	17.583	20.614	13.191	13.921
64	17.460	20.176	26.210	31.793	16.966	19.970	13.046	13.847
65	16.895	19.549	25.055	30.426	16.347	19.319	12.881	13.758
66	16.337	18.920	23.933	29.082	15.725	18.660	12.694	13.652
67	15.787	18.291	22.846	27.762	15.102	17.996	12.484	13.526
68	15.248	17.663	21.799	26.469	14.480	17.325	12.251	13.377
69	14.725	17.040	20.797	25.209	13.861	16.652	11.996	13.203

年金支払開始年齢	保証期間付終身年金 (定額型)		保証期間付終身年金 (通増型)		終身年金		5年保証期間付祝金 付15年有期年金(定額型)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
70	14.220	16.424	19.844	23.986	13.250	15.976	11.721	13.001
71	13.737	15.819	18.943	22.806	12.646	15.301	11.425	12.771
72	13.276	15.228	18.096	21.672	12.051	14.629	11.110	12.510
73	12.839	14.655	17.305	20.589	11.463	13.958	10.775	12.217
74	12.429	14.102	16.569	19.560	10.884	13.290	10.422	11.893
75	12.046	13.573	15.892	18.591	10.315	12.625	10.056	11.539
76	11.693	13.072	15.273	17.685	9.760	11.966	9.682	11.159
77	11.371	12.603	14.715	16.849	9.223	11.316	9.307	10.756
78	11.080	12.170	14.218	16.085	8.707	10.678	8.937	10.339
79	10.823	11.774	13.780	15.396	8.214	10.058	8.576	9.914
80	10.598	11.418	13.401	14.780	7.746	9.458	8.227	9.489

年金支払期間 年	確定年金(定額型)	確定年金(通増型)
5	4.903	5.386
6	5.840	6.558
7	6.764	7.759
8	7.674	8.987
9	8.571	10.242
10	9.454	11.523
11	10.324	12.829
12	11.182	14.158
13	12.027	15.509
14	12.859	16.883
15	13.679	18.276
16	14.487	19.690
17	15.283	21.123
18	16.067	22.574
19	16.839	24.041
20	17.600	25.526

2. 介護特約の死亡給付金

次の算式によって計算される金額とします。

なお、年金額の増額が行われた特約については、増額部分はそれぞれ別個の特約とみなして計算した死亡給付金額の合計とします。

1. 保険料の払込方法(回数)が年払、半年払または月払の特約の場合

$$\text{死亡給付金額通増期間満了日の死亡保険金額} \times \frac{\text{経過年月数}}{\text{死亡給付金額通増期間}}$$

2. 保険料の払込方法(回数)が一時払の特約の場合、死亡給付金額はこの表にはありませんので、当会社へ照会願います。

(注)

1. 「死亡給付金額通増期間満了日の死亡給付金額」とは、契約条件の変更後の介護年金額に次表の率を乗じて得た金額をいいます。
2. 「経過年月数」とは、特約の締結日から被保険者の死亡日の属する保険料期間の末日までの年月数とします。
3. 増額部分については、増額の日が年単位の契約応当日のときはその日、増額の日が年単位の契約応当日以外のときは直前の年単位の契約応当日を計算上の特約の締結日とみなし算出するものとします。

死亡給付金額 通増期間満了 年齢 歳	健康祝金有		健康祝金無	
	男性	女性	男性	女性
40	2.5913	2.5270	2.2613	2.1970
41	2.6125	2.5474	2.2825	2.2174
42	2.6338	2.5678	2.3038	2.2378
43	2.6556	2.5881	2.3256	2.2581
44	2.6771	2.6089	2.3471	2.2789
45	2.6987	2.6303	2.3687	2.3003

死亡給付金額 通増期間満了 年齢	健康祝金有		健康祝金無	
	男性	女性	男性	女性
46	2.7202	2.6525	2.3902	2.3225
47	2.7396	2.6745	2.4096	2.3445
48	2.7557	2.6960	2.4257	2.3660
49	2.7693	2.7169	2.4393	2.3869
50	2.7808	2.7371	2.4508	2.4071
51	2.7906	2.7570	2.4606	2.4270
52	2.7990	2.7767	2.4690	2.4467
53	2.8061	2.7962	2.4761	2.4662
54	2.8113	2.8153	2.4813	2.4853
55	2.8150	2.8344	2.4850	2.5044
56	2.8178	2.8534	2.4878	2.5234
57	2.8197	2.8728	2.4897	2.5428
58	2.8214	2.8927	2.4914	2.5627
59	2.8208	2.9088	2.4908	2.5788
60	2.8185	2.9222	2.4885	2.5922
61	2.8151	2.9332	2.4851	2.6032
62	2.8100	2.9434	2.4800	2.6134
63	2.8032	2.9531	2.4732	2.6231
64	2.7936	2.9627	2.4636	2.6327
65	2.7810	2.9725	2.4510	2.6425
66	2.7671	2.9832	2.4371	2.6532
67	2.7525	2.9952	2.4225	2.6652
68	2.7363	3.0038	2.4063	2.6738
69	2.7180	3.0069	2.3880	2.6769
70	2.6989	3.0095	2.3689	2.6795
71	2.6792	3.0125	2.3492	2.6825
72	2.6589	3.0176	2.3289	2.6876
73	2.6389	3.0187	2.3089	2.6887
74	2.6181	3.0144	2.2881	2.6844
75	2.5973	3.0114	2.2673	2.6814
76	2.5762	3.0119	2.2462	2.6819
77	2.5553	3.0195	2.2253	2.6895
78	2.5339	3.0184	2.2039	2.6884
79	2.5068	3.0037	2.1768	2.6737
80	2.4749	2.9846	2.1449	2.6546

3. 夫婦年金移行特約

保証期間の残余期間に支払うべき未払年金の現価は、契約条件の変更後の特約基本保険金額に下表の率を乗じて得た金額を、特約の消滅日または特約年金の一時支払の請求日からその直後の年金支払日の前日までの期間について会社所定の利率によって割り引いて計算した金額とします。

特約の消滅日または特約年金の一時支払の請求日	10年保証期間付夫婦終身年金
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	8.48593
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	7.59821
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	6.69719
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	5.78264
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	4.85438
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	3.91220
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	2.95588
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	1.98522
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	1.00000

4. 新配偶者年金特約の配偶者死亡給付金額

次の算式によって計算される金額とします。

ただし、次表は主契約の被保険者および配偶者の契約年齢が同一の場合の例表です。

なお、配偶者年金額の増額が行なわれた保険契約については、増額部分はそれぞれ別個の保険契約とみなして計算した配偶者死亡給付金額の合計額とします。

1. 保険料の払込方法が年払、半年払または月払の保険契約の場合

(1) 保険料払込期間中に配偶者が死亡したとき

年金支払開始日の前日における年金原資 ×

$$\left[1 - 0.02 \times (\text{保険料払込期間満了日の翌日から年金支払開始日の前日までの期間})\right] \times \frac{\text{経過年月数}}{\text{保険料払込期間}}$$

(2) 保険料払込期間満了後または払済年金保険に変更後に配偶者が死亡したとき

$$\text{年金支払開始日の前日における年金原資} \times \left[1 - 0.02 \times (\text{年金支払開始日の前日までの残余期間})\right]$$

2. 保険料の払込方法(回数)が一時払の特約の場合、死亡給付金額はこの表にはありませんので、当会社へ照会願います。

(注)

1. 「年金支払開始日の前日における年金原資」とは、契約条件の変更後の基本年金額(契約条件の変更後に払済年金保険への変更を行なった場合は払済年金保険への変更後の基本年金額)に次表の率を乗じて得た金額をいいます。
2. 「経過年月数」とは、新配偶者年金特約の付加日から配偶者の死亡日の属する保険料期間の末日までの年月数とします。
3. 増額部分については、増額の日が年単位の契約応当日のときはその日、増額の日が年単位の契約応当日以外のときは直前の年単位の契約応当日を計算上の新配偶者年金特約の付加日とみなし算出するものとします。
4. 「年金支払開始日の前日までの残余期間」は、配偶者の死亡日から年金支払開始日の前日までの期間(年単位)とし、1月末満の端数日があるときは切り捨てます。

年金支払 開始年齢	保証期間付終身年金				終身年金	
	逓増型		定額型		定額型	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
歳						
40	9.023	3.973	3.080	1.372	3.122	1.388
41	8.961	3.950	3.102	1.385	3.150	1.402
42	8.892	3.925	3.122	1.396	3.177	1.416
43	8.817	3.898	3.141	1.407	3.202	1.429
44	8.736	3.869	3.156	1.418	3.224	1.442
45	8.647	3.837	3.169	1.427	3.244	1.454
46	8.551	3.804	3.179	1.436	3.260	1.465
47	8.447	3.769	3.185	1.444	3.273	1.476
48	8.336	3.732	3.188	1.452	3.282	1.487
49	8.219	3.693	3.189	1.458	3.288	1.497
50	8.099	3.652	3.188	1.464	3.293	1.505
51	7.975	3.608	3.186	1.468	3.297	1.513
52	7.849	3.562	3.182	1.472	3.300	1.520
53	7.718	3.514	3.177	1.475	3.302	1.526
54	7.584	3.464	3.169	1.477	3.302	1.531
55	7.445	3.412	3.159	1.478	3.301	1.536
56	7.303	3.358	3.147	1.478	3.298	1.540
57	7.157	3.303	3.133	1.477	3.294	1.543
58	7.006	3.246	3.116	1.476	3.288	1.547
59	6.851	3.188	3.096	1.474	3.281	1.550
60	6.691	3.129	3.073	1.471	3.273	1.552
61	6.526	3.067	3.046	1.468	3.263	1.555
62	6.355	3.003	3.015	1.462	3.251	1.556
63	6.176	2.938	2.979	1.455	3.237	1.558
64	5.989	2.869	2.937	1.447	3.221	1.559
65	5.795	2.798	2.888	1.436	3.202	1.559
66	5.591	2.724	2.833	1.424	3.180	1.560
67	5.379	2.647	2.770	1.409	3.156	1.561
68	5.155	2.566	2.698	1.391	3.127	1.561
69	4.921	2.481	2.618	1.370	3.094	1.561
70	4.676	2.393	2.527	1.345	3.055	1.560
71	4.421	2.299	2.427	1.316	3.010	1.557
72	4.158	2.201	2.318	1.283	2.960	1.553
73	3.887	2.098	2.201	1.245	2.905	1.547
74	3.613	1.991	2.077	1.203	2.846	1.540
75	3.336	1.880	1.948	1.158	2.782	1.531
76	3.061	1.767	1.815	1.109	2.713	1.522
77	2.791	1.654	1.682	1.058	2.638	1.512
78	2.530	1.542	1.550	1.006	2.556	1.500
79	2.282	1.434	1.423	0.954	2.470	1.486

年金支払 開始年齢	保証期間付終身年金				終身年金	
	通増型		定額型		定額型	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
80	2.050	1.333	1.302	0.905	2.379	1.469

5. 生存給付金付定期保険

死亡保険金および高度障害給付金は次のとおりとします。

(1) 第4保険年度末までの場合

被保険者の死亡時または高度障害時までの保険料の払込年月数により、下表により計算した金額となります。

(契約条件の変更後の保険金額100万円につき)

払込年月数		金額	払込年月数		金額
0年	1月	20,830円	2年	1月	520,830円
	2	41,670		2	541,670
	3	62,500		3	562,500
	4	83,330		4	583,330
	5	104,170		5	604,170
	6	125,000		6	625,000
	7	145,830		7	645,830
	8	166,670		8	666,670
	9	187,500		9	687,500
	10	208,330		10	708,330
	11	229,170		11	729,170
	12	250,000		12	750,000
1年	1	270,830	3年	1	770,830
	2	291,670		2	791,670
	3	312,500		3	812,500
	4	333,330		4	833,330
	5	354,170		5	854,170
	6	375,000		6	875,000
	7	395,830		7	895,830
	8	416,670		8	916,670
	9	437,500		9	937,500
	10	458,330		10	958,330
	11	479,170		11	979,170
	12	500,000		12	1,000,000

(2) 第5保険年度以後保険期間満了までの場合

被保険者の契約年齢により、下表に定めた保険金額となります。

(契約条件の変更後の基本保険金額100万円につき)

(単位:万円)

契約年齢	保険金額		契約年齢	保険金額		契約年齢	保険金額	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性
6歳	598	642	28歳	500	532	50歳	249	354
7	594	642	29	491	529	51	236	340
8	584	640	30	486	525	52	223	328
9	573	632	31	477	515	53	211	315
10	558	629	32	469	510	54	200	302
11	544	625	33	457	501	55	188	289
12	532	615	34	451	499	56	177	275
13	526	609	35	440	490	57	168	260
14	519	601	36	428	485	58	157	245
15	515	601	37	416	478	59	148	232
16	513	598	38	403	470	60	138	217
17	513	594	39	392	463	61	131	203
18	513	586	40	382	455	62	122	190
19	513	586	41	372	449	63	115	178
20	513	578	42	357	440	64	107	166
21	513	578	43	344	427	65	100	155
22	513	571	44	330	417	66	94	144
23	513	571	45	317	408	67	88	135
24	513	558	46	304	396	68	83	124
25	513	555	47	291	385	69	79	116
26	509	548	48	277	377	70	74	108

(契約条件の変更後の基本保険金額100万円につき)

(単位:万円)

契約年齢	保険金額		契約年齢	保険金額		契約年齢	保険金額	
	男性	女性		男性	女性		男性	女性
27	501	542	49	263	364			

6. 災害倍額貯蓄保険の死亡給付金

(契約条件の変更後の満期保険金10万円につき)

(単位:円)

払込年月数		保険期間		払込年月数		保険期間	
		3年満期	5年満期			3年満期	5年満期
0年	1月	2,780	1,670	3年	1月		61,670
	2	5,560	3,330		2	63,330	
	3	8,330	5,000		3	65,000	
	4	11,110	6,670		4	66,670	
	5	13,890	8,330		5	68,330	
	6	16,670	10,000		6	70,000	
	7	19,440	11,670		7	71,670	
	8	22,220	13,330		8	73,330	
	9	25,000	15,000		9	75,000	
	10	27,780	16,670		10	76,670	
	11	30,560	18,330		11	78,330	
	12	33,330	20,000		12	80,000	
1	1	36,110	21,670	4	1		81,670
	2	38,890	23,330		2	83,330	
	3	41,670	25,000		3	85,000	
	4	44,440	26,670		4	86,670	
	5	47,220	28,330		5	88,330	
	6	50,000	30,000		6	90,000	
	7	52,780	31,670		7	91,670	
	8	55,560	33,330		8	93,330	
	9	58,330	35,000		9	95,000	
	10	61,110	36,670		10	96,670	
	11	63,890	38,330		11	98,330	
	12	66,670	40,000		12	100,000	
2	1	69,440	41,670				
	2	72,220	43,330				
	3	75,000	45,000				
	4	77,780	46,670				
	5	80,560	48,330				
	6	83,330	50,000				
	7	86,110	51,670				
	8	88,890	53,330				
	9	91,670	55,000				
	10	94,440	56,670				
	11	97,220	58,330				
	12	100,000	60,000				

契約条件の変更に関する特則(個人保険・個人年金保険)

特則

保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(更新用) 目次

第1条 特則の適用	第13条 家族特約の保険金等の受取人に関する特約の取扱
第2条 保険金等支払の時期および場所	第14条 遺言による保険金等の受取人の変更
第3条 保険金等の支払の時期および場所に関する補則	第15条 保険金等の受取人の死亡の取扱
第4条 請求に基づく書類の提出先等の取扱	第16条 受取人による主契約等の存続
第5条 詐欺による保険契約の取扱	第17条 受取人による主契約等の存続に関する補則
第6条 告知義務に関する取扱	第18条 保険契約者の住所の変更の取扱
第7条 主契約等を解除できない場合に関する取扱	第19条 時効の取扱
第8条 重大事由による解除	第20条 特則の解約
第9条 更新時の保険証券の取扱	第21条 死亡の際の免責の取扱
第10条 復活時の保険証券の取扱	第22条 保険金等の支払方法の選択についての特則
第11条 保険金等の受取人に関する取扱	
第12条 給付金の受取人に関する特約に関する取扱	

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(更新用)

(特則の適用)

- 第1条** この特則は、東邦生命保険相互会社から承継した保険契約で、更新の取扱がある主契約および特約(自動更新特約を付加して更新の取扱がある特約も含みます。以下、この特則において「主契約等」といいます。)が更新する際に、主契約等に適用されます。
- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款および特約条項(以下「主約款等」といいます。)の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。
- ④ この特則の適用がある部分については、主契約等に既に適用されている保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(既契約用)および保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(復活用)は、以後適用しません。

(保険金等支払の時期および場所)

- 第2条** 保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等(名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下、この特則において「保険金等」といいます。)は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特則に定める重大事由または主約款等に定める詐欺もしくは不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第8条(重大事由による解除)第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術

的な特別の調査、分析または鑑定 180 日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前6項を準用するものとします。
- ⑧ 主約款等の請求手続または請求書類の規定において、保険金等の支払および保険料の払込免除の際に、会社が必要と認めた場合は事実の確認および会社の指定する医師の判断を求める旨を定めている部分は適用しません。

(保険金等の支払の時期および場所に関する補則)

第3条 保険金等の支払時期を、必要書類の到達時期または保険金等の支払日その他により書き分けている規定(以下本項において「当該規定」といいます。)がある主約款等については、前条第1項の規定は適用せず、主約款等における当該規定を適用します。この場合、当該規定中に「会社の本社」とあるのは「会社」と、「請求書本社受付日」とあるのは「会社が請求に必要な書類を受け付けた日」と読み替えます。

- ② 解約の規定による解約払戻金の支払は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

(請求に基づく書類の提出先等の取扱)

第4条 次の各号の定めのある主約款等については、以下のとおり取り扱います。

1. 所定の書類の受付・到達・通知・提出先の定めのある主約款等において、その書類の受付・到達・通知・提出先が「会社の本社または会社の指定する場所」または「会社の本社」とあるのは「会社」と読み替えて適用します。
2. 所定の書類に基づく年金・保険金・給付金等の支払の請求や解約その他の内容変更等の請求の効力が発生する日の定めのある主約款等において、その効力が発生する日が「会社の本社で受け付けた日」とあるのは「会社で受け付けた日」と、「請求書本社受付日」とあるのは「請求書受付日」と読み替えて適用します。

(詐欺による保険契約の取扱)

第5条 主約款等における詐欺による主契約等の無効に関する規定については、詐欺による主契約等の取消として適用します。

(告知義務に関する取扱)

第6条 告知義務に関する規定において会社が告知を求めた事項については、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が書面で告知を求めた事項または会社指定の医師に口頭で告知した事項とします。

(主契約等を解除できない場合に関する取扱)

第7条 主契約等を解除できない場合に関する主約款等の規定のほか、会社は、次のいずれかの場合についても、主契約等の解除を行なうことができません。

1. 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下、本号および次号において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が主約款等の告知義務に関する規定に定める告知をすることを妨げたとき
2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、主約款等の告知義務に関する規定に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
3. 1. および2. の場合には、それぞれに規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、主約款等の告知義務に関する規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、主契約等を将来に向かって解除することができます。

1. 保険契約者(死亡を支払事由とする養育一時金の場合は保険契約者を除きます。)、被保険者(災害死亡以外の死亡を支払事由とする保険金等の場合は被保険者を除きます。)または保険金等の受取人が主契約等の死亡保険金等(疾病、傷害および死亡による給付ならびに払込を免除される保険料をいいます。)を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 主契約等の保険金等(疾病、傷害、生存および死亡による給付ならびに払込を免除される保険料をいいます。以下本項において同じ)の請求に関し、保険金等の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. 主契約等もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、主契約等を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、主契約等を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による、保険金等(前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の(1)から(5)までに該当したのが保険金等の受取人のみであり、その保険金等の受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下本項において同じとします。)の支払または保険料の払込の免除をしません。すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ③ 本条の保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人その他主約款等に定める者に解除の通知をします。
 - ④ 本条の規定によって主契約等を解除した場合には、会社は、解約払戻金を保険契約者に支払います。
 - ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、特約のうち支払われない保険金等に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約払戻金を保険契約者に支払います。

(更新時の保険証券の取扱)

第9条 更新後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と更新の通知書をもって新保険証券に代えます。この場合、更新の通知書には、次の各号に定める事項を記載します。

1. 被保険者の氏名および更新時の年齢
2. 更新後の主契約の名称、終期(保険期間)および保険金等の金額
3. 更新された特則の名称および保険金等の金額
4. 更新された特約の名称、終期(保険期間)および保険金等の金額
5. 更新後の保険料およびその払込方法

(復活時の保険証券の取扱)

第10条 復活後の保険契約の保険証券は、旧保険証券と復活の通知書をもって新保険証券に代えます。

(保険金等の受取人に関する取扱)

第11条 主約款等の保険金等の受取人に関する規定については、主約款等の規定にかかわらず、次のとおりとします。

1. 主約款等で保険金等の受取人の範囲が指定されている場合、その範囲以外の受取人へ変更することはできません。
2. 主約款等で保険金等の受取人の変更に関する規定がある場合、保険証券への表示を会社への対抗要件としている規定は適用せず、会社に対する通知によるものとします。この通知が会社に到達した場合には、保険金等の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の保険金等の受取人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(給付金の受取人に関する特約に関する取扱)

第12条 給付金(一時金および年金を含みます。以下本号において同じ。)の受取人を契約者と定めている主契約等に給付金の受取人に関する特約を付加して、その給付金の受取人を被保険者とする場合、次のとおりとします。

1. この特約は、給付金の支払事由が発生する前に限り、付加することができます。
2. 前号の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。
3. 契約者は、給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。
4. この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(家族特約の保険金等の受取人に関する特約の取扱)

第13条 保険金または給付金の受取人は主契約の被保険者と特約条項に定められている家族特約(特約の被保険者が主契約の被保険者の妻または子である特約をいいます。以下同じ)に家族特約の保険金等の受取人に関する特約を付加して、その保険金または給付金の受取人を契約者とする場合、次のとおりとします。

1. この特約は、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、付加すること

ができます。

2. 前号の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。
3. 契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。
4. この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による保険金等の受取人の変更)

第14条 遺言による保険金等の受取人の変更については、次のとおり取扱います。

1. 保険契約者は、保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。ただし、主約款等において保険金等の受取人の範囲が規定されている主契約等については、その範囲以外の保険金等の受取人へ変更することはできません。
2. 前号の保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2号による保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(保険金等の受取人の死亡の取扱)

第15条 保険金等の受取人が死亡した場合は、次のとおりとします。

1. 保険金等の受取人が保険金等の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金等の受取人とします。
2. 前号の規定により保険金等の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により保険金等の受取人となった者のうち生存している他の保険金等の受取人を保険金等の受取人とします。
3. 前2号により保険金等の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(受取人による主契約等の存続)

第16条 保険契約者以外の者で主契約等の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による主契約等の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次の方のすべてを満たす死亡保険金等(疾病、傷害および死亡による給付をいいます。)の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族、または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときで、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。
- ④ 第1項に定める債権者等による主契約等の解約の場合には、第3条(保険金等の支払の時期および場所に関する補則)第2項中、「請求に必要な書類が会社に到達した日」とあるのを「解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日」と読み替えて、適用します。

(受取人による主契約等の存続に関する補則)

第17条 前条第3項に定める「保険金等」は、疾病、傷害、生存および死亡による給付をいいます。ただし、疾病または傷害による給付は、その給付を行なうことにより、主契約等が消滅する給付(その給付を行なうことにより、主契約等は消滅しないが、保険料積立金が減少する給付を含みます。)に限りません。

- ② 主契約等が年金保険の場合、前条第1項は以下のとおり読み替えます。

「保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月以内に年金支払開始日が到来するときは、本条の適用はなく、解約の通知が会社に到達した時に解約の効力が生じることとします。」

- ③ 前条第3項に定める保険金等が成長保険金、養護見舞金、養護年金、養育一時金、養育年金、生存給付金、介護年金、健康祝金または無事故給付金等(同一の主契約または特約中に死亡給付がある場合に限りません。)のときは、前条第3項は以下のとおり読み替えます。

「第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、成長保険金、養護見舞金、養護年金、養育一時金、養育年金、育英資金、生存給付金、介護年金、健康祝金または無事故給付金等の支払事由が生じ、会社が支払うべきときで、会社が成長保険金、養護見舞金、養護年金、養育一時金、養育年金、生存給付金、介護年金、健康祝金または無事故給付金等を支払うべきときは、次の各号のとおり取り扱います。

1. その支払うべき金額が、前条第2項の金額より大きいときは、前条第2項本文の金額を債権者等に支払い、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、成長保険金、養護見舞金、養護年金、養育一時金、養育年金、生存給付金、介護年金、健康祝金または無事故給付金等の受取人に支払います。この場合、前条第1項の解除の効力は生じないものとします。

2. その支払うべき金額が、前条第2項本文の金額より小さいときは、その支払うべき金額を債権者等に支払います。この場合、解除通知到達時から1カ月経過した時に解除の効力は発生し、解約通知到達時の解約払戻金相当額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額を限度に、債権者等に支払います。債権者等に支払った後の残額がある場合は、保険契約者に支払います。」

(保険契約者の住所の変更の取扱)

第 18 条 保険契約者の住所の変更については、次のとおりとします。

1. 主約款等に規定する保険契約者の住所または居所には、通信先を含みます。
2. 保険契約者が住所または居所の変更について会社に通知をせず、保険契約者の住所または居所を会社が確認できなかった場合は、会社が知った最終の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

(時効の取扱)

第 19 条 保険金等、責任準備金、積立金、契約者価額、解約払戻金、解約返戻金、契約者配当金または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(特則の解約)

第 20 条 この特則のみの解約はできません。

(死亡の際の免責の取扱)

第 21 条 主約款等に定める死亡保障(災害により死亡したときのみ保障する場合を除きます。)に関する免責の規定において、その保障の対象となる被保険者の犯罪行為または死刑の執行が免責事由として定められている場合でも、会社は、免責事由として適用しないものとします。

(保険金等の支払方法の選択についての特則)

第 22 条 保険契約者(保険金等の支払事由発生後は、その受取人とします。)は、会社の定める保険種類、範囲および方法により、保険金等について、一時支払にかえて、据置支払の方法を選択することができます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(更新用)条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

未経過保険料の取扱に関する特則

第1条 この保険契約（主契約および主契約に付加された特約を含みます。）については、保険期間中に保険契約が消滅した場合に、翌払込期月までの残存期間に応じた保険料を未経過保険料として支払う取扱はありません。ただし、主約款において未経過保険料の取扱いの規定がある保険契約に更新した場合は、この限りではありません。

第2条 前条ただし書に該当した場合は、この特則は更新されずに消滅します。

第3条 この特則のみを解約することはできません。

定期保険特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始日
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払
- 第7条 特約保険金支払の時期および場所
- 第8条 特約保険料の払込免除
- 第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第10条 特約保険金の増額
- 第11条 特約保険金の減額
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の解約払戻金

- 第17条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第18条 特約の復帰
- 第19条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第20条 社員配当金
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 終身保険に付加した場合の特則
- 第23条 変額保険に付加した場合の特則
- 第24条 新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

別表2 解約払戻金額例表

定期保険特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡または高度障害となったときは、この特約の保険金を特約死亡保険金または特約高度障害給付金として支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始日)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第9条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（保険料の自動貸付）

- 第4条** 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。
- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

（特約の復活）

- 第5条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払）

- 第6条** 被保険者が、この特約の保険期間中に死亡または高度障害となり主約款の規定によって主契約の死亡保険金または高度障害給付金が支払われるときは、それぞれ、主約款の死亡保険金または高度障害給付金の支払に関する規定を準用して、会社は、この特約の保険金（以下「特約保険金」といいます。）を特約死亡保険金または特約高度障害給付金として主契約の保険金受取人または契約者に支払います。ただし、この特約の責任開始日から起算して1か年以内に被保険者が自殺したときは、特約死亡保険金を支払いません。
- ② 被保険者が、主約款に定める高度障害の状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。

（特約保険金支払の時期および場所）

- 第7条** 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の特約死亡保険金および特約高度障害給付金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

- 第8条** 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

- 第9条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約保険金の増額）

- 第10条** 契約者は、この特約の締結後、会社の承諾を得て、将来に向かって、特約保険金を増額することができます。
- ② 契約者は、特約保険金を増額する場合には、会社所定の特約保険金増額申込書を提出して下さい。
- ③ 会社が特約保険金の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、会社は、特約保険金増額日から特約上の責任を負います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、会社は、第3項に規定する金額を特約保険金増額日前に受け取った場合には、当該金額を受け取った時（被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から特約保険金増額日の前日までの間に保険事故が発生したときは、その保険事故が特約保険金増額日に発生したものとみなして、特約上の責任を負います。
- ⑥ 第6条の規定にかかわらず、被保険者が次の各号に該当した場合には、特約保険金の増額分について特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払いません。
1. 特約保険金増額日から1年以内に被保険者が自殺したとき。
 2. 特約保険金増額日以前の傷害または疾病によって、被保険者が主約款の規定による高度障害となったとき。
- ⑦ 第14条（告知義務違反による解除）の規定は、本条の規定による特約保険金の増額分について準用します。この場合には、第14条の「締結」は「特約保険金増額」と読み替えます。

（特約保険金の減額）

- 第11条** 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金を減額することができます。
- ② 前項の規定によって、特約保険金が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第12条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第14条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社はその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または高度障害が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第15条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
3. その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(特約の解約払戻金)

第16条 特約の失効(第3条)、解約(第12条)または解除(第14条および第15条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表2に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第13条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 第6条ただし書の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻しません。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第17条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、前条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第18条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとし、

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 19 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

(社員配当金)

第 20 条 この特約の社員配当金は、会社の定める方法により主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

第 21 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(終身保険に付加した場合の特則)

第 22 条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第 13 条第 1 号、第 17 条および第 18 条第 1 項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第 20 条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 主契約が延長保険に変更される際の保険金額の取扱
主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の保険金額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。

(変額保険に付加した場合の特則)

第 23 条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. この特約条項中「高度障害給付金」とあるのは「高度障害保険金」に読み替えます。
3. 第 2 条第 2 項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
4. 次のイ. およびロ. の場合を除き、第 6 条中「契約者」とあるのは「被保険者」に読み替えます。
 - イ. 変額保険が終身型の場合、契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が契約者であるとき。
 - ロ. 変額保険が有期型の場合、契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)および満期保険金受取人(満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が契約者であるとき。
5. 第 13 条第 1 号および第 17 条中「払済保険または延長保険」とあるのは変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
6. この特約の社員配当金について第 20 条の規定にかかわらず、次のイ. およびロ. のとおり割当および支払を行いません。
 - イ. 主約款の規定を適用して社員配当金を割り当てるほか、この特約の付加日から所定年数経過した後に消滅するときにも社員配当金を割り当てる場合があります。
 - ロ. 主約款の規定を適用して割り当てられた社員配当金は、主約款の規定を適用して主約款の社員配当金とともに支払い、特約の付加日から所定年数を経過した後に消滅するときにも割り当てられた社員配当金は、契約者(特約保険金を支払うときは、特約保険金とともに主契約の保険金受取人)に支払います。
7. 変額保険が終身型の場合、第 22 条第 1 号の規定を適用します。

(新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則)

第 24 条 この特約を新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合には、次の各号の規定に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については第2条の規定にかかわらず次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の

払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。

- (3) この特約保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の金額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
2. 主契約の死亡給付金受取人とこの特約の特約死亡保険金受取人が同一で、かつ、その者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、主契約の規定を準用して会社の定める方法により、特約死亡保険金の全部または一部を充当して、主契約の被保険者の配偶者を被保険者とする払済年金保険に加入することができます。
3. この特約の特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払については第6条の規定にかかわらず次のとおり読み替えます。

「第6条 この特約において支払う保険金および給付金(以下「特約保険金」といいます。)は次のとおりです。

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	特約保険金			支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額	受取人	
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	特約保険金額	保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合は最後の復活もしくは復帰の際の責任開始時とし、特約保険金額の増額が行なわれた場合は最後の特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して1年以内の被保険者の自殺 2. 被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 契約者の故意
2. 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病(この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ 被保険者が、主約款に定める高度障害の状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ④ 同一被保険者が高度障害になった後に死亡した場合、会社は、当該被保険者について特約高度障害給付金または特約死亡保険金のいずれかを支払い、特約高度障害給付金および特約死亡保険金を重複して支払うことはありません。
- ⑤ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。」
4. 第7条中「保険金支払の時期および場所」とあるのは「年金等の支払の時期および場所」に、第13条第1号、第17条および第18条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは、「払済年金保険」にそれぞれ読み替えます。
5. 第15条第3項中「主契約の保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」に、第16条第2項中「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の死亡給付金」に、同条第3項中「第6条ただし書」とあるのは「第6条第1項の特約保険金の免責事由の規定1.」に、第20条中「払済増加保険の一時払保険料」とあるのは「年金額の増

額」にそれぞれ読み替えます。

6. この特約に関する支払および変更等については、次のとおり取り扱います。

(1) この特約に基づく支払および変更等については次の表に定める書類を提出してください。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		受取人の戸籍抄本	被保険者の住民票	会社所定の診断書	その他の書類
					契約者	受取人				
1 特約死亡保険金の支払		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2 特約高度障害給付金の支払		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3 責任準備金の支払		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
4 解約払戻金の支払		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
5 特約保険金額の増額		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					会社所定の告知書
6 特約保険金額の減額		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
7 特約保険金受取人の変更		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>					

(2) 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における特約死亡保険金、特約高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 26 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

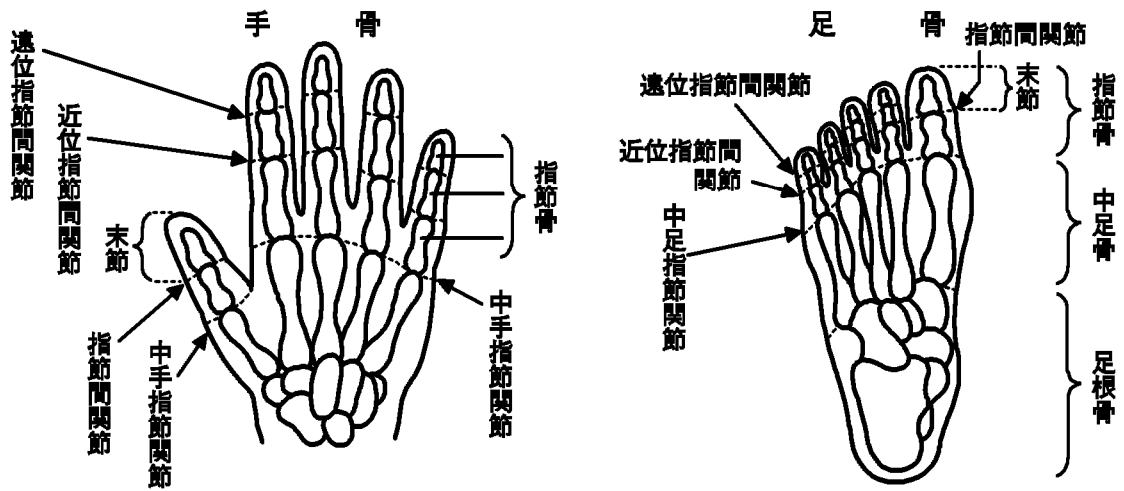
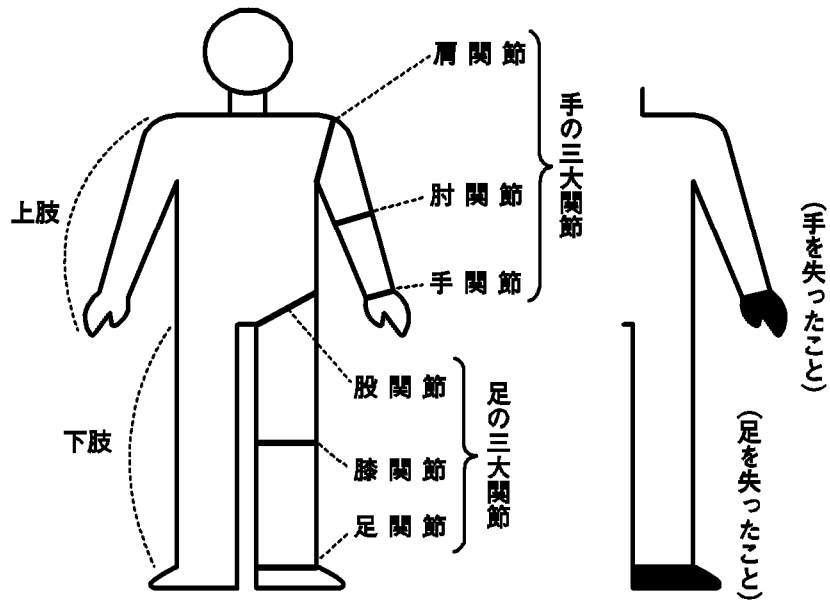
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表2 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

定期保険特約条項(平成8年4月2日改正)

特約

家族定期保険特約(妻型)条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の資格の得喪
- 第3条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第4条 特約の失効
- 第5条 保険料の自動貸付
- 第6条 特約の復活
- 第7条 特約保険金の支払
- 第8条 特約高度障害給付金の支払による特約の消滅
- 第9条 特約保険金支払の時期および場所
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険金額の増額
- 第13条 特約保険金額の減額
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 告知義務違反による解除

- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の払戻金
- 第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第20条 特約の復帰
- 第21条 社員配当金
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第24条 終身保険に付加した場合の特則
- 第25条 変額保険に付加した場合の特則
- 第26条 請求手続
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

別表2 解約払戻金額例表

家族定期保険特約(妻型)条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻が死亡または高度障害となったときは、この特約の特約保険金を特約死亡保険金または特約高度障害給付金として支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の資格の得喪)

- 第2条 この特約の被保険者は、特約の締結の際、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(以下「妻」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動により妻に該当しなくなった者については、その異動のあった時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。
- ③ 前項の場合、妻がこの特約の被保険者でなくなったときは、契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第3条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うときは主契約の被保険者)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払

込保険料を払い込んで下さい。

- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第4条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(保険料の自動貸付)

- 第5条** 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。
- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

- 第6条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約保険金の支払)

第7条 この特約において支払う保険金および給付金(以下「特約保険金」といいます。)は次のとおりです。

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	特約保険金			支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額	受取人	
1. この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合は最後の復活もしくは復帰の際の責任開始時とし、特約保険金額の増額が行なわれた場合は最後の特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して1年以内のこの特約の被保険者の自殺 2. この特約の被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 契約者または主契約の被保険者の故意
2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病(この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りません。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失

- ② この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ この特約の被保険者が、別表1および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ④ 特約死亡保険金を支払った後は、特約高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑤ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないかまた

はその金額を削減して支払うことがあります。

- ⑥ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約高度障害給付金の支払による特約の消滅)

第8条 会社がこの特約の特約高度障害給付金を支払った場合は、この特約の被保険者が高度障害になった時にこの特約は消滅します。

(特約保険金支払の時期および場所)

第9条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の特約死亡保険金および特約高度障害給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第10条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険金額の増額)

第12条 契約者は、この特約の締結後、会社の承諾を得て、将来に向かって、特約保険金額を増額することができます。

- ② 契約者は、特約保険金額を増額する場合には、会社所定の特約保険金額増額申込書を提出して下さい。
- ③ 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、会社は、特約保険金額増額日から特約上の責任を負います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、会社は、第3項に規定する金額を特約保険金額増額日前に受け取った場合には、当該金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から特約保険金額増額日の前日までの間に保険事故が発生したときは、その保険事故が特約保険金額増額日に発生したものとみなして、特約上の責任を負います。
- ⑥ 第7条の規定にかかわらず、この特約の被保険者が次の各号に該当した場合には、特約保険金額の増額分について特約死亡保険金および特約高度障害給付金を支払いません。
 1. 特約保険金額増額日から1年以内にこの特約の被保険者が自殺したとき。
 2. 特約保険金額増額日前の傷害または疾病によって、この特約の被保険者が第7条第1項の規定による高度障害となったとき。
- ⑦ 第16条(告知義務違反による解除)の規定は、本条の規定による特約保険金額の増額分について準用します。この場合には、第16条中「締結」とあるのは「特約保険金額増額」に読み替えます。

(特約保険金額の減額)

第13条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分だけこの特約が解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

- ② この特約の被保険者が第2条第2項の規定によってこの特約の被保険者の資格を喪失したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

(告知義務違反による解除)

第 16 条 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の承諾前に、この特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の被保険者の死亡または高度障害が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により高度障害になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 17 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に解除の通知をします。

(特約の払戻金)

第 18 条 特約の失効(第4条)、解約(第14条)または解除(第16条および第17条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表2に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第15条第1項第2号または同条第2項の規定によって特約の消滅とみなす場合には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の保険金、高度障害給付金または責任準備金を支払う場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 第7条(特約保険金の支払)の規定により、特約死亡保険金を支払わない場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。ただし、契約者または主契約の被保険者の故意による場合には払い戻しません。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 19 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、前条の規定によるこの取扱の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えます。

(特約の復帰)

第 20 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第15条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとし、

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

第 21 条 この特約の社員配当金は、会社の定める方法により主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

第 22 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(新定期保険に付加する場合の特則)

第 23 条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約の規定を準用して、会社が定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
3. 第 1 号の規定によりこの特約が更新された場合に、第 7 条(特約保険金の支払)および第 10 条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(終身保険に付加した場合の特則)

第 24 条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第 15 条第 1 項第 1 号、第 19 条および第 20 条第 1 項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第 21 条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。

(変額保険に付加した場合の特則)

第 25 条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. この特約条項中「高度障害給付金」とあるのは「高度障害保険金」に読み替えます。
3. 第 3 条第 2 項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
4. 第 15 条第 1 項第 1 号および第 19 条中「払済保険または延長保険」とあるのは変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
5. この特約の社員配当金について第 21 条の規定にかかわらず、次のイ、およびロ、のとおり割当および支払を行いません。
 - イ. 主約款の規定を適用して社員配当金を割り当てるほか、この特約の付加日から所定年数を経過した後に消滅するときにも社員配当金を割り当てる場合があります。
 - ロ. 主約款の規定を適用して割り当てられた社員配当金は、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とともに支払い、特約の付加日から所定年数を経過した後に消滅するときにも割り当てられた社員配当金は、契約者(特約保険金を支払うときは、特約保険金とともに主契約の被保険者)に支払います。
6. 変額保険が終身型の場合、第 24 条第 1 号の規定を適用します。

(請求手続)

第 26 条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		会 社 所 定 の 診 断 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	こ の 特 約 の 被 保 険 者	受 取 人		
1	特約死亡保険金の支払	○	○	○		○	○	○	○	
2	特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	
3	解約払戻金の支払	○	○	○	○					
4	責任準備金の支払	○	○	○	○					
5	特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書
6	特約保険金額の減額	○	○	○	○					

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における特約死亡保険金、特約高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 28 条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

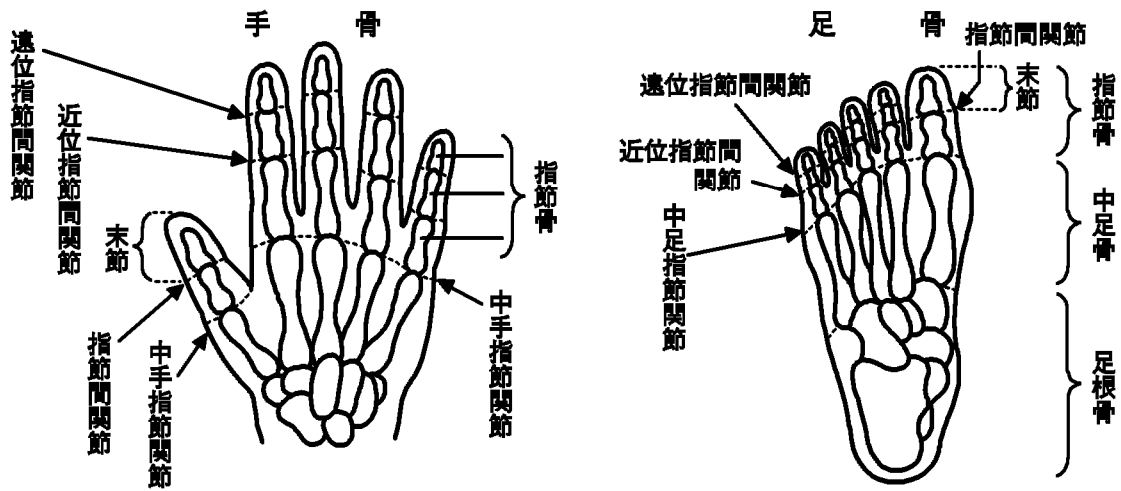
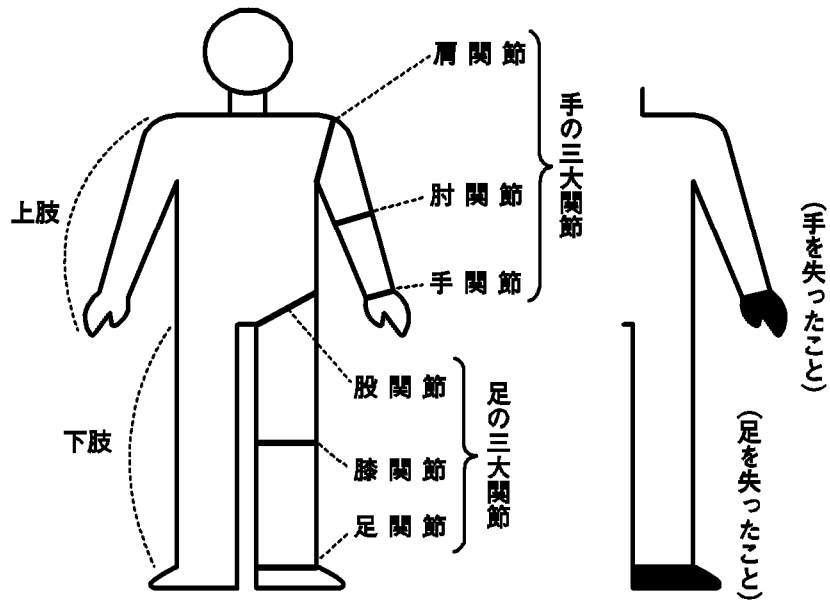
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表2 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

家族定期保険特約(子型)条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の資格の得喪
- 第3条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第4条 特約の失効
- 第5条 保険料の自動貸付
- 第6条 特約の復活
- 第7条 特約保険金の支払
- 第8条 同時死亡または高度障害状態の取扱
- 第9条 特約保険金支払の時期および場所
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険金額の増額
- 第13条 特約保険金額の減額
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 告知義務違反による解除
- 第17条 重大事由による解除

- 第18条 特約の被保険者の追加加入
- 第19条 特約の被保険者の脱退
- 第20条 特約の払戻金
- 第21条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第22条 特約の復帰
- 第23条 社員配当金
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第26条 終身保険に付加した場合の特則
- 第27条 変額保険に付加した場合の特則
- 第28条 請求手続
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

別表2 解約払戻金額例表

家族定期保険特約(子型)条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の子が死亡または高度障害となったときは、この特約の特約保険金を特約死亡保険金または特約高度障害給付金として支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の資格の得喪)

- 第2条 この特約の被保険者は、この特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている出生日の翌日から起算して30日以上満年齢20歳未満の者のうち、契約者の申出によって定められた者(以下「子」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者は、第18条(特約の被保険者の追加加入)の規定による場合のほかは、この特約の被保険者となることはありません。
 - 1. この特約の締結の際に、前項に規定する子に該当していたがこの特約の被保険者とならなかった者
 - 2. この特約の締結後に前項に規定する子に該当することとなった者
- ③ この特約の締結後、次の各号のいずれかの事由がこの特約の被保険者に生じたときは、その事由に該当した時からこの特約の当該被保険者はこの特約の被保険者としての資格を喪失します。
 - 1. 戸籍上の異動により子に該当しなくなったとき。
 - 2. 子について第3条第2項に規定する保険期間の終期が到来したとき。
 - 3. 子が第7条第1項に規定する高度障害に該当したとき。ただし、特約高度障害給付金が支払われた場合に限りです。
- ④ 前項第1号の規定により、この特約の被保険者としての資格を喪失した者が生じた場合、契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。
- ⑤ 前項の通知を受けた場合、会社の定める方法により、その被保険者についての責任準備金があるときはこれを支払い、その被保険者が資格を喪失したとき以後の将来の保険料を更正します。
- ⑥ 第3項第2号および第3号の規定により、この特約の被保険者としての資格を喪失した者が生じた場合、その被保険者が

資格を喪失したとき以後の将来の保険料を更正します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第3条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた保険期間中に子が満年齢 20 歳に達するときは、その子についての保険期間はこの特約の責任開始時からその子が満年齢 20 歳に達する日の直後の主契約の年単位の契約当日の前日までの期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合(第2条第3項の規定により子がこの特約の被保険者の資格を喪失したときを含みます。)には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うときは主契約の被保険者)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第 11 条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第4条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(保険料の自動貸付)

第5条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第6条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約保険金の支払)

第7条 この特約において支払う保険金および給付金(以下「特約保険金」といいます。)は次のとおりです。

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	特約保険金			支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額	受取人	
1. この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	その被保険者について定めた特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 当該被保険者について定められたこの特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合は最後の復活もしくは復帰の際の責任開始時とし、特約保険金額の増額が行なわれた場合は最後の特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して1年以内のこの特約の当該被保険者の自殺 2. この特約の当該被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 契約者または主契約の被保険者の故意

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	特約保険金			支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額	受取人	
2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病(この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	その被保険者について定めた特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の当該被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の当該被保険者の故意または重大な過失

- ② この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ この特約の被保険者が、別表1および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、特約高度障害給付金を支払います。
- ④ 同一被保険者が高度障害になった後に死亡した場合、会社は、当該被保険者について特約高度障害給付金または特約死亡保険金のいずれかを支払い、特約高度障害給付金および特約死亡保険金を重複して支払うことはありません。
- ⑤ 特約死亡保険金または特約高度障害給付金が支払われた場合は、その被保険者が死亡したまたは高度障害状態になった時から当該被保険者を除き、将来の保険料を更正します。ただし、当該被保険者以外に被保険者がいないときは、この特約は消滅します。
- ⑥ 戦争その他の変乱によって死亡したまたは高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑦ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(同時死亡または高度障害状態の取扱)

第8条 この特約の被保険者と主契約の被保険者が死亡したまたは高度障害状態となり、かつ、その死亡したまたは高度障害状態になった時が異なっている事実について十分な証明が得られないときは、この特約の被保険者が先に死亡したまたは高度障害状態になったものとして取り扱います。

(特約保険金支払の時期および場所)

第9条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の特約死亡保険金および特約高度障害給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第10条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険金額の増額)

第12条 契約者は、この特約の締結後、会社の承諾を得て、将来に向かって、この特約の被保険者について定めた特約保険金額を増額することができます。

- ② 契約者は、特約保険金額を増額する場合には、会社所定の特約保険金額増額申込書を提出して下さい。
- ③ 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、会社は、特約保険金額増額日から特約上の責任を負います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、会社は、第3項に規定する金額を特約保険金額増額日前に受け取った場合には、当該金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から特約保険金額増額日の前日までの間に保険事故が発生したときは、その保険事故が特約保険金額増額日に発生したものとみなして、特約上の責任を負います。
- ⑥ 第7条の規定にかかわらず、この特約の被保険者が次の各号に該当した場合には、特約保険金額の増額分について特約死亡保険金および特約高度障害給付金を支払いません。
 1. 特約保険金額増額日から1年以内にこの特約の当該被保険者が自殺したとき。
 2. 特約保険金額増額日前の傷害または疾病によって、この特約の当該被保険者が第7条第1項の規定による高度障害となったとき。
- ⑦ 第16条(告知義務違反による解除)の規定は、本条の規定による特約保険金額の増額分について準用します。この場合には、第16条中「締結」とあるのは「特約保険金額増額」に読み替えます。

(特約保険金額の減額)

第13条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分だけこの特約が解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。
- ② 第2条(特約の被保険者の資格の得喪)第3項の規定によってすべての子がこの特約の被保険者の資格を喪失したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

(告知義務違反による解除)

第16条 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の承諾前に、この特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の被保険者の死亡または高度障害が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、当該被保険者について定めたこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、当該被保険者について定めたこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の当該被保険者が解除の原因となる事実により高度障害になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第17条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合

3. その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に解除の通知をします。

(特約の被保険者の追加加入)

第 18 条 契約者は、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている出生日の翌日から起算して 30 日以上満年齢 20 歳未満の者のうち、この特約の被保険者となっていない者について、会社の定める範囲内で、新たにこの特約の被保険者とする追加加入の申込をすることができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、特約の被保険者の追加加入は取り扱いません。
 1. 追加加入後におけるこの特約の被保険者の人数が会社の定める人数をこえるとき。
 2. この特約の残余保険期間が1年に満たないとき。
 3. この特約の保険料の払込が免除されているとき。
 4. 主契約の保険料払込期間が満了しているとき。
- ③ 特約の被保険者の追加加入を承諾した場合には、会社は、その被保険者について次の各号のいずれかに該当した時からこの特約上の責任を負います。
 1. 会社がこの特約の被保険者の追加加入を承諾した後に、その被保険者についての第1回保険料を受け取った場合には、その第1回保険料を受け取った時
 2. その被保険者の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がその被保険者の追加加入を承諾した場合には、その被保険者の第1回保険料相当額を受け取った時(その被保険者に関する告知の前に受け取った場合にはその告知の時)
- ④ 追加加入した被保険者についての保険期間は、前項に規定する責任開始の日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。

(特約の被保険者の脱退)

第 19 条 契約者は、いつでも、将来に向かってこの特約の被保険者の一部の者を脱退させることができます。

- ② 前項の規定による特約の被保険者の脱退が行なわれた場合は、会社は、この特約の解約払戻金のうちその被保険者についての部分があるときは、これを契約者に支払います。

(特約の払戻金)

第 20 条 特約の失効(第4条)、解約(第14条)または解除(第16条および第17条)の場合には、会社は、保険料一時払の特約についてはその経過した年月数により計算した解約払戻金(別表2に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第15条第1項第2号の規定によって特約の消滅とみなす場合には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の保険金、高度障害給付金または責任準備金を支払う場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 第7条(特約保険金の支払)の規定により、特約死亡保険金を支払わない場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。ただし、契約者または主契約の被保険者の故意による場合には払い戻しません。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 21 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、前条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えます。

(特約の復帰)

第 22 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第15条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

第 23 条 この特約の社員配当金は、会社の定める方法により主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

第 24 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(新定期保険に付加する場合の特則)

第 25 条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
3. 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第7条(特約保険金の支払)および第 10 条(特約保険料の払込免除)の規定を準用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(終身保険に付加した場合の特則)

第 26 条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第 15 条第1項第1号、第 21 条および第 22 条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第 23 条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。

(変額保険に付加した場合の特則)

第 27 条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. この特約条項中「高度障害給付金」とあるのは「高度障害保険金」に読み替えます。
3. 第3条第3項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
4. 第 15 条第1項第1号および第 21 条中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
5. この特約の社員配当金については、第 23 条の規定にかかわらず、次のイ、およびロ、のとおり割当および支払を行ないます。
 - イ. 主約款の規定を適用して社員配当金を割り当てるほか、この特約の付加日から所定年数を経過した後に消滅するときにも社員配当金を割り当てる場合があります。
 - ロ. 主約款の規定を適用して割り当てられた社員配当金は、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とともに支払い、特約の付加日から所定年数を経過した後に消滅するときにも割り当てられた社員配当金は、契約者(特約保険金を支払うときは、特約保険金とともに主契約の被保険者)に支払います。
6. 変額保険が終身型の場合、第 26 条第1号の規定を適用します。

(請求手続)

第 28 条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		会社所定の診断書	その他の書類
					契約者	受取人	この特約の当該被保険者	受取人		
1 特約死亡保険金の支払		○	○	○	○	○	○	○	○	
2 特約高度障害給付金の支払		○	○	○	○	○	○	○	○	
3 解約払戻金の支払		○	○	○	○					
4 責任準備金の支払		○	○	○	○					

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		会 社 所 定 の 診 断 書	其 他 の 書 類
					契 約 者	受 取 人	こ の 特 約 の 当 該 被 保 険 者	受 取 人		
5	特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書
6	特約保険金額の減額	○	○	○	○					
7	特約の被保険者の追加加入	○	○	○						会社所定の告知書
8	特約の被保険者の脱退	○	○	○						

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(管轄裁判所)

第 29 条 この特約における特約死亡保険金、特約高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 30 条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

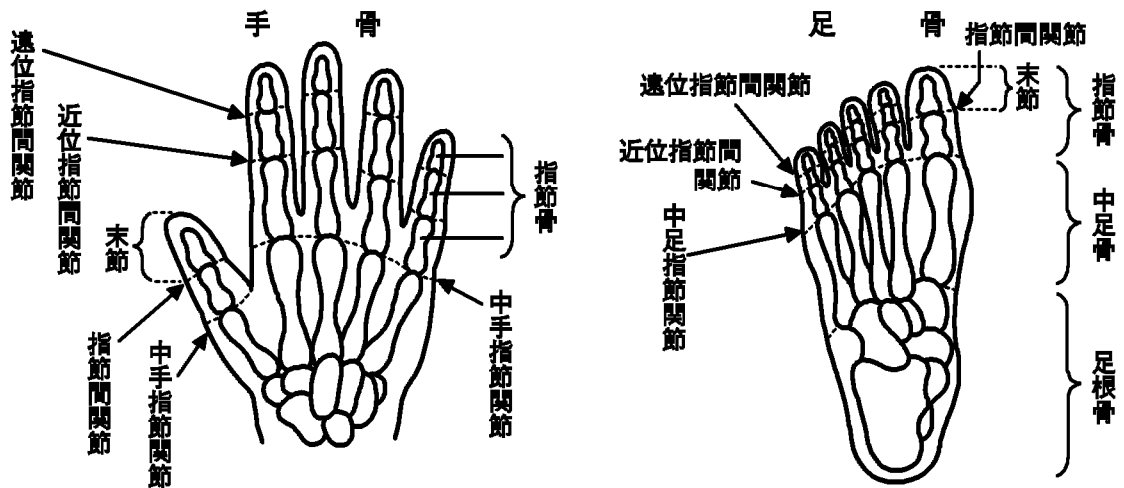
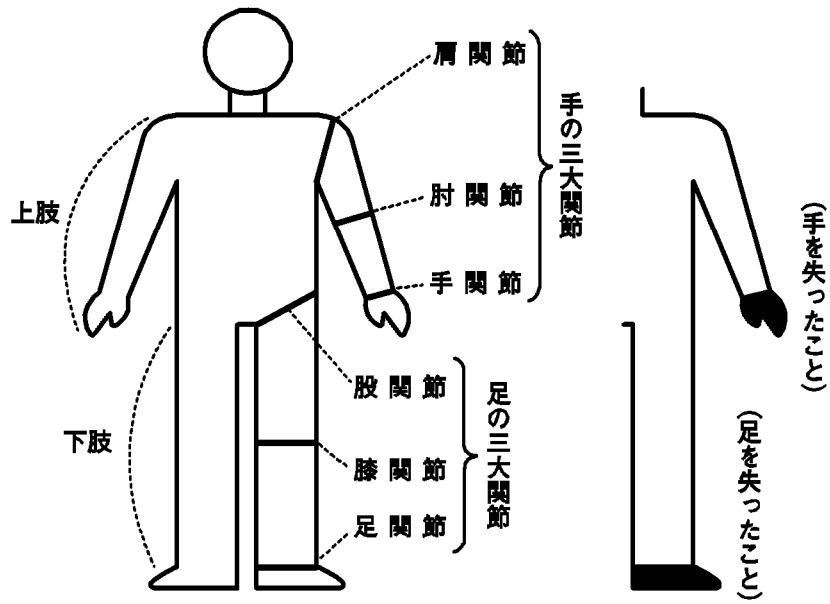
別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表2 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

災害割増特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始日
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 災害割増保険金の支払
- 第7条 災害割増保険金の請求手続
- 第8条 災害高度障害給付金の支払
- 第9条 災害高度障害給付金の請求手続
- 第10条 災害割増保険金等支払の時期および場所
- 第11条 特約保険料の払込免除
- 第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第13条 災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払わない場合
- 第14条 災害割増保険金の増額
- 第15条 災害割増保険金の減額
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の消滅とみなす場合
- 第18条 告知義務違反による解除
- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 特約の解約払戻金

- 第21条 特約の復帰
- 第22条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第23条 社員配当金
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 定期保険特約、増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則
- 第26条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第27条 終身保険に付加した場合の特則
- 第28条 変額保険に付加した場合の特則
- 第29条 新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則
- 第30条 管轄裁判所
- 第31条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 身体障害表
- 別表3 解約払戻金額例表
- 別表4 感染症

災害割増特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害または感染症によって死亡または高度障害になったときに、災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始日)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合にはその告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による災害割増保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による災害割増保険金または災害高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第12条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(災害割増保険金の支払)

第6条 会社は、次の各号の場合に、災害割増保険金を主契約の保険金受取人に支払います。

1. 被保険者が、この特約の責任開始日(復活、復帰または被保険者の変更の取扱が行なわれた後は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始日とします。以下同様とします。)以後に別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき。
2. 被保険者が、この特約の責任開始日以後に発病した別表4に定める感染症(以下「感染症」といいます。)を直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき。

(災害割増保険金の請求手続)

第7条 契約者または災害割増保険金の受取人は、前条に規定する災害割増保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

② 災害割増保険金の受取人は、被保険者が死亡したことを知った日から2カ月以内に、次の書類を提出して災害割増保険金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。

1. 災害割増保険金請求書
2. 不慮の事故であることを証する書類

③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは事実の確認を行なうことがあります。

(災害高度障害給付金の支払)

第8条 会社は、次の各号の場合に、災害割増保険金と同額の災害高度障害給付金を契約者に支払います。

1. 被保険者が、この特約の責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始日前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも同様とします。
 2. 被保険者が、この特約の責任開始日以後に発病した感染症を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害に該当したとき。この場合、この特約の責任開始日前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始日以後に発病した感染症を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも同様とします。
- ② 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、災害高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、災害高度障害給付金を支払います。
- ③ 第6条に規定する災害割増保険金を支払った後は、第1項による災害高度障害給付金の請求があっても、会社はこれを支払いません。

(災害高度障害給付金の請求手続)

第9条 被保険者が、前条の高度障害となったときは、契約者または被保険者は、直ちに会社に通知して下さい。

② 契約者は、前条に規定する災害高度障害給付金の支払事由が生じたことを知った日から2カ月以内に次の書類を提出して災害高度障害給付金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。

1. 災害高度障害給付金請求書
2. 不慮の事故であることを証する書類

③ 第7条第3項の規定は、災害高度障害給付金の請求手続の場合に準用します。

(災害割増保険金等支払の時期および場所)

第10条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による災害割増保険金および災害高度障害給付金支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

第11条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第12条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による災害割増保険金または災害高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払わない場合）

第13条 会社は、被保険者が次の各号によって第6条（災害割増保険金の支払）または第8条（災害高度障害給付金の支払）の規定に該当した場合には、災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払いません。

1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 災害割増保険金に関しては、災害割増保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
 3. 被保険者の犯罪行為によるとき。
 4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 8. 地震、噴火または津波によるとき。
 9. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第8号または第9号の事由による死亡または高度障害の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じ、災害割増保険金または災害高度障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

（災害割増保険金の増額）

第14条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の災害保険金を増額することができます。

- ② 会社が災害保険金の増額を承諾したときは、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ③ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第1条（特約の締結および責任開始日）、第6条（災害割増保険金の支払）および第18条（告知義務違反による解除）の規定を適用します。
- ④ 本条の規定によって災害割増保険金が増額された場合には、保険証券に裏書します。

（災害割増保険金の減額）

第15条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の災害割増保険金を減額することができます。

- ② 前項の規定によって災害割増保険金が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

（特約の解約）

第16条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第17条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

（告知義務違反による解除）

第18条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により（または会社の診査医に対しては口頭で）告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または高度障害が解除の原因となった事実によらなかったことを、災害割増保険金の受取人、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態になったときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 19 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(災害割増保険金、災害高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害割増保険金および災害高度障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(特約の解約払戻金)

第 20 条 特約の失効(第3条)、解約(第16条)、または解除(第18条および第19条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第17条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

第 21 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとしします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 22 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

(社員配当金)

第 23 条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとしします。

(主約款の規定の準用)

第 24 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(定期保険特約、逡増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則)

第 25 条 この特約を定期保険特約、逡増定期保険特約または養老保険特約付の主契約に付加する場合には、第14条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および逡増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(新定期保険に付加する場合の特則)

第 26 条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了し、かつ、主契約が更新される場合には、主契約とともにこの特約も更新されるものとしします。
2. 更新後のこの特約の災害割増保険金は更新前の災害割増保険金と同額としします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(災害割増保険金の支払)、第8条(災害高度障害給付金の支払)および第11条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保

険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(終身保険に付加した場合の特則)

第 27 条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第 17 条第 1 号および第 21 条第 1 項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第 23 条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第 28 条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. この特約条項中「高度障害給付金」とあるのは「高度障害保険金」に読み替えます。
3. 第2条第2項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
4. 次のイ. およびロ. の場合を除き、第8条第1項中「契約者」とあるのは「被保険者」に読み替えます。
 - イ. 変額保険が終身型の場合、契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が契約者であるとき。
 - ロ. 変額保険が有期型の場合、契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)および満期保険金受取人(満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が契約者であるとき。
5. 第 17 条第 1 号中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
6. この特約の社員配当金については、第 23 条の規定にかかわらず、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とあわせて支払います。
7. 変額保険が終身型の場合、第 27 条第 1 号の規定を適用します。

(新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則)

第 29 条 この特約を新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合には、次の各号の規定に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については第2条の規定にかかわらず次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が全納されないときは、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
2. 主契約の死亡給付金受取人とこの特約の特約死亡保険金受取人が同一で、かつ、その者が被保険者の配偶者である場合には、主契約の規定を準用して会社の定める方法により、死亡給付金および特約死亡保険金の全部または一部を充当して、主契約の被保険者の配偶者を被保険者とする払済年金保険に加入することができです。
3. 第 10 条中「保険金支払の時期および場所」とあるのは「年金等の支払の時期および場所」に、第 17 条第 1 項第 1 号、第 21 条第 1 項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済年金保険」にそれぞれ読み替えます。
4. 第6条および第 19 条第3項中「主契約の保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」に、第 14 条第1項中「主契約の保険金」とあるのは「主契約の年金額(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および遡増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に、第 20 条第2項中「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の死亡給付金」に、第 23 条中「払済増加保険の一時払保険料」とあるのは「年金額の増額」にそれぞれ読み替えます。

(管轄裁判所)

第 30 条 この特約における災害割増保険金、災害高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 31 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、災害割増保険金の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(災害割増保険金の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、災害割増保険金を増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

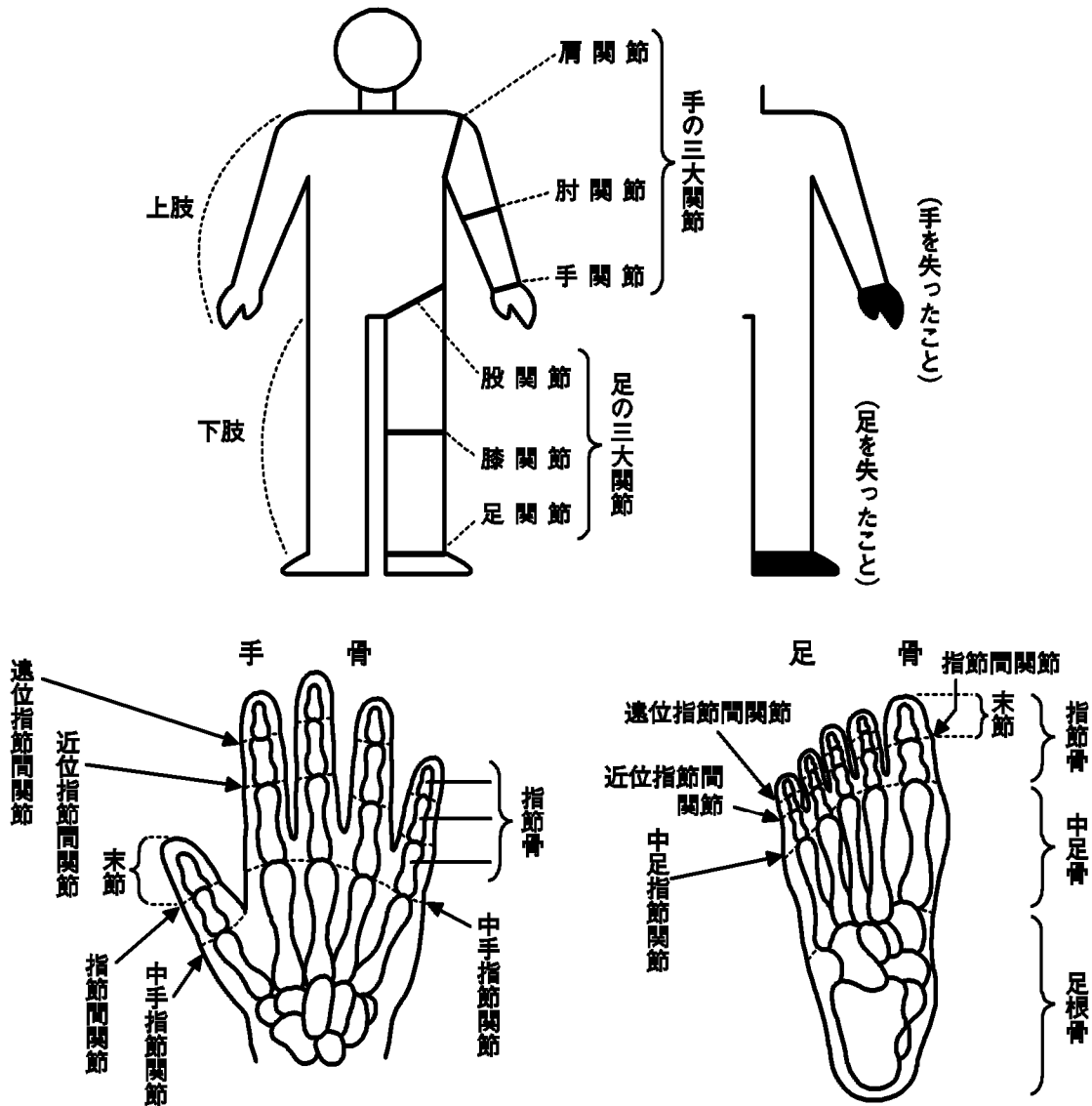
別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表4 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4

分類項目	基本分類コード
痘瘡 重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	B03 U04

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

傷害特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始日
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 災害保険金の支払
- 第7条 災害保険金の請求手続
- 第8条 障害給付金の支払
- 第9条 障害給付金額
- 第10条 障害給付金の請求手続
- 第11条 災害保険金等の支払の時期および場所
- 第12条 特約保険料の払込免除
- 第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第14条 災害保険金または障害給付金を支払わない場合
- 第15条 災害保険金の増額
- 第16条 災害保険金の減額
- 第17条 特約の解約
- 第18条 特約の消滅とみなす場合
- 第19条 告知義務違反による解除
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 特約の解約払戻金

- 第22条 特約の復帰
- 第23条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第24条 社員配当金
- 第25条 主約款の規定の準用
- 第26条 定期保険特約、増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則
- 第27条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第28条 終身保険に付加した場合の特則
- 第29条 変額保険に付加した場合の特則
- 第30条 新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則
- 第31条 管轄裁判所
- 第32条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 給付割合表
- 別表3 身体の同一部位
- 別表4 解約払戻金額例表
- 別表5 感染症

傷害特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故によって死亡または身体に障害を受けた場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始日)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による災害保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料がこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以

下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(災害保険金の支払)

第6条 会社は、次の各号の場合に、災害保険金を主契約の保険金受取人に支払います。

1. 被保険者が、この特約の責任開始日(復活、復帰または被保険者の変更の取扱が行なわれた後は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始日とします。以下同様とします。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき。
 2. 被保険者が、この特約の責任開始日以後に発病した別表5に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき。
- ② 会社は、前項の規定によって災害保険金を支払う場合に、第8条に規定する障害給付金について次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する各号の給付金の合計額を災害保険金から差し引きます。ただし、災害保険金を減額した保険契約については、支払時の災害保険金額にその該当する各号の給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害保険金から差し引きます。
1. 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき。
 2. 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき。
- ③ 第1項の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(災害保険金の請求手続)

第7条 契約者または災害保険金の受取人は、前条に規定する災害保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 災害保険金の受取人は、被保険者が死亡したことを知った日から2カ月以内に、次の書類を提出して災害保険金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。
1. 災害保険金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めるときは事実の確認を行なうことがあります。

(障害給付金の支払)

第8条 会社は、被保険者がこの特約の責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2の給付割合表(以下「給付割合表」といいます。)に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、第9条に定める金額の障害給付金を契約者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約による障害給付金(災害保険金を減額した保険契約については、災害保険金額に給付割合を乗じた金額とします。)を通算して災害保険金額の10割をもって限度とします。
- ③ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったとき障害給付金を支払います。

(障害給付金額)

第9条 会社が前条第1項により支払う障害給付金の額は、次の各号に定めるとおりとします。

1. 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみ該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額。
 2. 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと[ただし、別表3に定める身体の同一部位(以下「身体の同一部位」といいます。)に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目とします。]に前号の規定を適用して得られる金額の合計額。
- ② 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害(本項において「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からその前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位

の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

(障害給付金の請求手続)

第10条 契約者または被保険者は、第8条に規定する障害給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、被保険者が第8条に規定する障害の状態になった日から2カ月以内に、次の書類を提出して障害給付金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。
1. 障害給付金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
 3. 会社所定の様式による医師の診断書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは事実の確認を行なうことがあります。

(災害保険金等の支払の時期および場所)

第11条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による災害保険金および障害給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第12条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第13条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(災害保険金または障害給付金を支払わない場合)

第14条 会社は、被保険者が次の各号によって第6条(災害保険金の支払)または第8条(障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、災害保険金または障害給付金を支払いません。

1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
 3. 被保険者の犯罪行為によるとき。
 4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 8. 地震、噴火または津波によるとき。
 9. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第8号または第9号の事由により死亡または身体障害の状態となった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認められたときは、会社は、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(災害保険金の増額)

第15条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の災害保険金を増額することができます。

- ② 会社が災害保険金の増額を承諾したときは、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ③ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始日)、第6条(災害保険金の支払)および第19条(告知義務違反による解除)の規定を適用します。

(災害保険金の減額)

第16条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の災害保険金を減額することができます。

- ② 本条の規定によって災害保険金が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第 17 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 18 条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第 19 条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社はその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または身体障害が解除の原因となった事実によらなかつたことを、災害保険金の受取人、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかつたとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2の給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 20 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(災害保険金、障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがある場合
4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害保険金もしくは障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに災害保険金もしくは障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(特約の解約払戻金)

第 21 条 特約の失効(第3条)、解約(第17条)、または解除(第19条および第20条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表4に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第18条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

第 22 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があつた場合には、別段の申出がない限り、第18条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があつたものとして扱います。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 23 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

(社員配当金)

第 24 条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

第 25 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(定期保険特約、通増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則)

第 26 条 この特約を定期保険特約、通増定期保険特約または養老保険特約付の主契約に付加する場合には、第 15 条第 1 項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および通増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(新定期保険に付加する場合の特則)

第 27 条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了し、かつ、主契約が更新される場合には、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の災害保険金は更新前の災害保険金と同額とします。
3. 第 1 号の規定により、この特約が更新された場合に、第 6 条(災害保険金の支払)、第 8 条(障害給付金の支払)および第 12 条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(終身保険に付加した場合の特則)

第 28 条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第 18 条第 1 号および第 22 条第 1 項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第 24 条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第 29 条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. 第 2 条第 2 項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
3. 次のイ、およびロ、の場合を除き、第 8 条第 1 項中「契約者」とあるのは「被保険者」に読み替えます。
 - イ. 変額保険が終身型の場合、契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が契約者であるとき。
 - ロ. 変額保険が有期型の場合、契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)および満期保険金受取人(満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。)が契約者であるとき。
4. 第 18 条第 1 号中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
5. この特約の社員配当金については、第 24 条の規定にかかわらず、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とあわせて支払います。
6. 変額保険が終身型の場合、第 28 条第 1 号の規定を適用します。

(新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則)

第 30 条 この特約を新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合には、次の各号の規定に定めるとおり取り扱いま

す。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については第2条の規定にかかわらず次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
2. 主契約の死亡給付金受取人とこの特約の特約死亡保険金受取人が同一で、かつ、その者が被保険者の配偶者である場合には、主契約の規定を準用して会社の定める方法により、死亡給付金および特約死亡保険金の全部または一部を充当して、自己を被保険者とする払済年金保険に加入することができます。
3. 第6条第1項および第 20 条第3項中「主契約の保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」に、第 11 条中「保険金支払の時期および場所」とあるのは「年金等の支払の時期および場所」に、第 15 条第1項中「主契約の保険金」とあるのは「主契約の年金額(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および通増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に、第 18 条第1項第1号および第 22 条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは、「払済年金保険」に、第 21 条第2項中「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の死亡給付金」に、第 24 条中「払済増加保険の一時払保険料」とあるのは「年金額の増額」にそれぞれ読み替えます。
4. 第8条第3項および第 10 条第2項第7号中「保険証券」とあるのは、年金支払開始後にあっては、「年金証書」と読み替えます
5. 主契約の保険料払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除に該当した場合には、残額を契約者に払戻します。

(管轄裁判所)

第 31 条 この特約における災害保険金、障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 32 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、災害保険金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(災害保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、災害保険金額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の 13. から 15. までまたは第4級の 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%

等級	身体障害	給付割合
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーゾメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきょう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

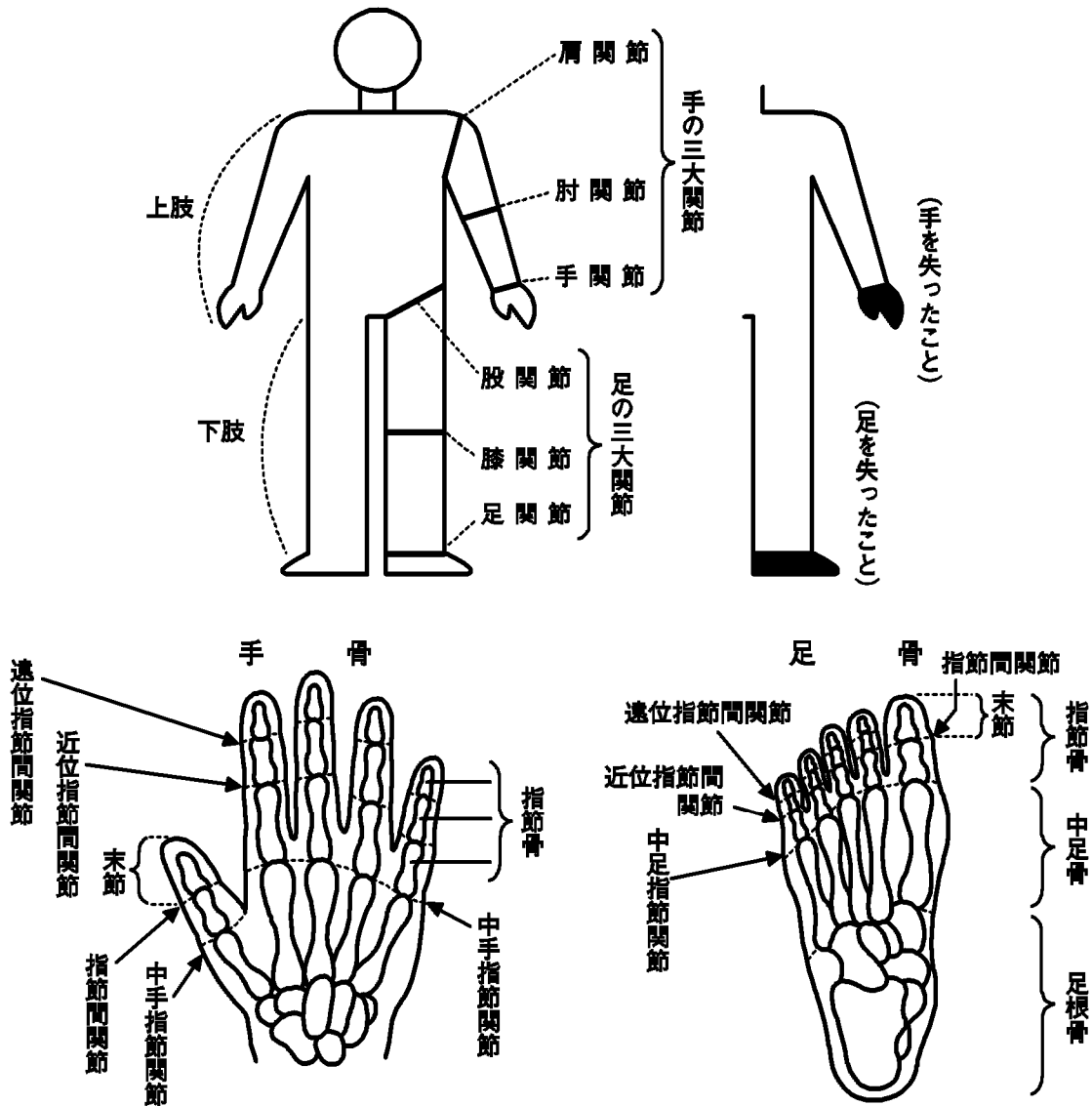
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表2の第1級の4.、5.、6.、もしくは7.、第2級の8.、9.、もしくは10.、第3級の16.、または第4級の26.の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢、1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表5 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1

分類項目	基本分類コード
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

災害入院特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 入院給付金の請求手続
- 第8条 入院給付金の支払の時期および場所
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 入院給付金日額の増額
- 第12条 入院給付金日額の減額
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 重大事由による解除
- 第17条 特約の解約払戻金
- 第18条 特約の復帰
- 第19条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第20条 社員配当金
- 第21条 主約款の規定の準用

- 第22条 定期保険特約、逓増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則
- 第23条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第24条 この特約を疾病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「疾病入院特約」といいます。]、成人病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「成人病入院特約」といいます。]および女性医療特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「女性医療特約」といいます。]とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則
- 第25条 終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 変額保険に付加した場合の特則
- 第27条 新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

災害入院特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。

- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
 ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活、復帰または被保険者の変更が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること 3. その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること 4. その入院が5日以上継続した入院であること 5. その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
 1. この特約の保険期間が満了したとき。
 2. 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第14条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑤ この特約による入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 1. 同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑥ 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかによって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、入院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

(入院給付金の請求手続)

第7条 契約者または被保険者は、前条に規定する入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して入院給付金を請求して下さい。
 1. 入院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院の入院証明書
 4. 不慮の事故を証する書類
 5. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 6. 契約者の戸籍抄本
 7. 契約者の印鑑証明書
 8. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは事実の確認を行なうことがあります。

(入院給付金の支払の時期および場所)

第8条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による入院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第9条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(入院給付金日額の増額)

第11条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。

- ② 会社が入院給付金日額の増額を承諾したときは、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ③ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第15条(告知義務違反による解除)および第16条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(入院給付金日額の減額)

第12条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の入院給付金日額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第13条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第14条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第15条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除す

ことができます。この場合には、会社は、入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。

- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第16条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第17条 特約の失効(第3条)、解約(第13条)、または解除(第15条および第16条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第14条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

第18条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第19条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた入院給付金の支払日数は第6条(給付金の支払)第5項に規定する入院給付金の通算の支払限度の計算に含めるものとします。

(社員配当金)

第20条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

第21条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(定期保険特約、逡増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則)

第22条 この特約を定期保険特約、逡増定期保険特約または養老保険特約付の主契約に付加する場合には、第11条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および逡増定期保険特約の基本保険金額を含みます。)」に読み替えます。

(新定期保険に付加する場合の特則)

第23条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときは、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で

主契約とともにこの特約も更新されるものとします。

2. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(この特約を疾病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「疾病入院特約」といいます。]、成人病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「成人病入院特約」といいます。]および女性医療特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「女性医療特約」といいます。]とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則)

第24条 疾病入院特約、成人病入院特約および女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額が疾病入院特約、成人病入院特約または女性医療特約のそれぞれの入院給付金日額(疾病入院特約、成人病入院特約および女性医療特約の入院給付金が重複して支払われるときは、それぞれの特約の入院給付金日額の合計額)に満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第6条の規定にかかわらず、疾病入院特約、成人病入院特約および女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。
 - (2) 疾病入院特約、成人病入院特約および女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、疾病入院特約、成人病入院特約および女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額が疾病入院特約、成人病入院特約または女性医療特約のそれぞれの入院給付金日額(疾病入院特約、成人病入院特約および女性医療特約の入院給付金が支払われるときは、それぞれの特約の入院給付金日額の合計額)と同額かまたはそれより大きい場合は、この特約の入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(終身保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第14条第1号および第18条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第20条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. 第2条第2項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
3. 第14条第1号中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
4. この特約の社員配当金については、第20条の規定にかかわらず、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とあわせて支払います。
5. 変額保険が終身型の場合、第25条第1号の規定を適用します。

(新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則)

第 27 条 この特約を新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については第2条の規定にかかわらず次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第8条中「保険金支払の時期および場所」とあるのは「年金等の支払の時期および場所」に、第 14 条第1項第1号および第 18 条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは、「払済年金保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 第 11 条第1項中「主契約の保険金」とあるのは「主契約の年金額(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および通増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に、第 17 条第2項中「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の死亡給付金」に、第 20 条中「払済増加保険の一時払保険料」とあるのは「年金額の増額」にそれぞれ読み替えます。
4. 第7条第2項第8号中「保険証券」とあるのは、年金支払開始後にあっては「年金証書」と読み替えます。
5. 主契約の保険料払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除に該当した場合には、残額を契約者に払戻します。

(管轄裁判所)

第 28 条 この特約における入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第 29 条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

疾病入院特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 疾病入院給付金の請求手続
- 第8条 疾病入院給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 入院給付金日額の増額または減額
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 特約の復帰
- 第18条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第19条 社員配当金
- 第20条 主約款の規定の準用
- 第21条 定期保険特約、逓増定期保険特約または養老保険特約付契約に付加する場合の特則

- 第22条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第23条 この特約を災害入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「災害入院特約」といいます。]、成人病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「成人病入院特約」といいます。]および女性医療特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「女性医療特約」といいます。]とあわせて主契約に付加した場合の疾病入院給付金支払の特則
- 第24条 終身保険に付加した場合の特則
- 第25条 変額保険に付加した場合の特則
- 第26条 新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 解約払戻金額例表
- 別表3 対象となる不慮の事故

疾病入院特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が疾病により入院した場合に、入院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以

下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
 ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活、復帰または被保険者の変更が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病(備考3.に定める薬物依存を除きます。以下同じ。)を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が疾病の治療を目的とする入院であること 3. その入院が5日以上継続した入院であること 4. その入院が別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	疾 病 入 院 給 付 金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契 約 者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
 - 1. この特約の保険期間が満了したとき。
 - 2. 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第13条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑤ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ この特約による疾病入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 - 1. 1回の入院についての支払限度は、疾病入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 - 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。
 - 1. この特約の責任開始時以後に生じた、別表3に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)以外の外因を直接の原因とする入院。
 - 2. この特約の責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院。
 - 3. この特約の責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。

- ⑨ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑪ 次の各号のいずれかによって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、疾病入院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(疾病入院給付金の請求手続)

第7条 被保険者が、前条に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して疾病入院給付金を請求して下さい。
1. 疾病入院給付金請求書
 2. 会社の指定した書式による医師の診断書
 3. 会社所定の書式による入院した病院の入院証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(疾病入院給付金支払の時期および場所)

第8条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による疾病入院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第9条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(入院給付金日額の増額または減額)

第11条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。

- ② 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の入院給付金日額を減額することができます。この場合、減額分については解約したものと取り扱います。
- ③ 第1項の規定によって入院給付金日額が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第14条(告知義務違反による解除)および第15条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(特約の解約)

第 12 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第 14 条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 15 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第 16 条 特約の失効(第3条)、解約(第12条)、または解除(第14条および第15条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表2に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第13条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の復帰)

第 17 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 18 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた疾病入院給付金の支払日数は第6条(給付金の支払)第6項に規定する疾病入院給付金の通算の支払限度の計算に含めるものとします。

(社員配当金)

第19条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(定期保険特約、逡増定期保険特約または養老保険特約付契約に付加する場合の特則)

第21条 この特約を定期保険特約、逡増定期保険特約または養老保険特約付の主契約に付加する場合には、第11条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および逡増定期保険特約の基本保険金額を含みます。)」に読み替えます。

(新定期保険に付加する場合の特則)

第22条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第2条の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
4. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(この特約を災害入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「災害入院特約」といいます。]、成人病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「成人病入院特約」といいます。]および女性医療特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「女性医療特約」といいます。]とあわせて主契約に付加した場合の疾病入院給付金支払の特則)

第23条 災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する疾病入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額(成人病入院特約の入院給付金および女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が災害入院特約の入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第6条の規定にかかわらず、災害入院特約の規定によりその入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の疾病入院給付金は支払いません。
 - (2) 災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の疾病入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額(成人病入院特約の入院給付金および女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合は、この特約の疾病入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後に疾病の治療を開始したときは、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(終身保険に付加した場合の特則)

第24条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第13条第1号および第17条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第19条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。

3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第 25 条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. 第 2 条第 2 項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
3. 第 13 条第 1 号中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
4. 第 16 条第 2 項中「高度障害給付金」とあるのは「高度障害保険金」に読み替えます。
5. この特約の社員配当金については、第 19 条の規定にかかわらず、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とあわせて支払います。
6. 変額保険が終身型の場合、第 24 条第 1 号の規定を適用します。

(新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則)

第 26 条 この特約を新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については第 2 条の規定にかかわらず次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約の保険料払込期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第 8 条中「保険金支払の時期および場所」とあるのは「年金等の支払の時期および場所」に、第 13 条第 1 項第 1 号および第 17 条第 1 項中「払済保険または延長保険」とあるのは、「払済年金保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 第 11 条第 1 項中「主契約の保険金」とあるのは「主契約の年金額(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および通増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に、第 16 条第 2 項中「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の死亡給付金」に、第 19 条中「払済増加保険の一時払保険料」とあるのは「年金額の増額」にそれぞれ読み替えます。
4. 第 7 条第 2 項第 7 号中「保険証券」とあるのは、年金支払開始後にあつては「年金証書」と読み替えます。
5. 主契約の保険料払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除に該当した場合には、残額を契約者に払戻します。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における疾病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第 28 条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係
「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
2. 治療を目的としない入院
「治療を目的としない入院」とは、たとえば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、正常分娩などにより入院している場合のことをいいます。
3. 薬物依存
「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるも

のとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

4. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等（病院以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）

分類項目(基本分類コード)	除外項目等								
<ul style="list-style-type: none"> 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など 								
<ul style="list-style-type: none"> 無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54) 								
<ul style="list-style-type: none"> その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59) 									
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)									
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5) 								
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの <table border="1" data-bbox="300 987 1359 1305"> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 987 836 1081"> <ul style="list-style-type: none"> 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの </td> <td data-bbox="836 987 1359 1081"> <ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1081 836 1149"> <ul style="list-style-type: none"> 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) </td> <td data-bbox="836 1081 1359 1149"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1149 836 1216"> <ul style="list-style-type: none"> 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの </td> <td data-bbox="836 1149 1359 1216"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1216 836 1305"> <ul style="list-style-type: none"> 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) </td> <td data-bbox="836 1216 1359 1305"></td> </tr> </tbody> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など 	<ul style="list-style-type: none"> 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 		<ul style="list-style-type: none"> 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 		<ul style="list-style-type: none"> 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	
<ul style="list-style-type: none"> 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など 								
<ul style="list-style-type: none"> 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 									
<ul style="list-style-type: none"> 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 									
<ul style="list-style-type: none"> 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 									

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

女性医療特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 入院給付金または自宅療養給付金支払の時期および場所
- 第8条 特約保険料の払込免除
- 第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第10条 入院給付金日額の増額
- 第11条 入院給付金日額の減額
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 特約の復帰
- 第18条 社員配当金
- 第19条 主約款の規定の準用
- 第20条 定期保険特約、通増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則

- 第21条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第22条 この特約を災害入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「災害入院特約」といいます。]、疾病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「疾病入院特約」といいます。]および成人病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「成人病入院特約」といいます。]とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則
- 第23条 終身保険に付加した場合の特則
- 第24条 変額保険に付加した場合の特則
- 第25条 請求手続
- 第26条 新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる特定疾病
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

女性医療特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の所定の女性特有の疾病等による入院により本人および家族の経済的負担が急増する場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払い、また、所定の日数の入院の後退院したときには自宅療養給付金を支払うことにより、その経済的負担を軽減することを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者が女性の場合に限り、主契約締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金または自宅療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第9条第2項の規定を準用します。

- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
 ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		
	名称	支払額	受取人
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活または復帰が行なわれた場合は、最後の復活または復帰の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める特定疾病(以下「特定疾病」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること (2) その入院が特定疾病の治療を目的とする入院であること (3) その入院が5日以上継続した入院であること (4) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者
2. 被保険者が次のいずれにも該当したとき。ただし、その入院が、第6項第2号に規定する入院給付金の通算支払限度に達したことにより入院給付金が支払われないこととなる入院の場合を除く。 (1) 前1. に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院が30日以上継続した後に退院していること (2) 退院のとき生存していること	自宅療養給付金	入院1回につき、支払事由に該当した入院の退院日における入院給付金日額に10を乗じて得られる金額	契約者

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、次のとおり取り扱います。
 1. 入院給付金については、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
 2. 自宅療養給付金については、その支払事由発生日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
- ③ 被保険者が同一の特定疾病(これと医学上重要な関係がある特定疾病を含みます。)を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
 1. この特約の保険期間が満了したとき。
 2. 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第13条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑤ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる特定疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ この特約による入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 1. 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、入院給付金を支払う日数(以下本項および第13条第4号において「支払日数」といいます。)120日とします。
 2. 通算の入院給付金の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が、責任開始時前に発病した特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の

規定を適用します。

- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した特定疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その特定疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その特定疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されなかった場合。ただし、その特定疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑩ 被保険者が特定疾病以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に特定疾病を併発し、その特定疾病の治療を開始した場合には、その特定疾病の治療を開始した日からその特定疾病の治療を目的として入院したもとして本条の規定を適用します。

(入院給付金または自宅療養給付金支払の時期および場所)

第7条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の入院給付金または自宅療養給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第8条** 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第9条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による入院給付金または自宅療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(入院給付金日額の増額)

- 第10条** 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。
- ② 会社が、入院給付金日額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第14条(告知義務違反による解除)および第15条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(入院給付金日額の減額)

- 第11条** 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の入院給付金日額を減額することができます。
- ② 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、その減額分だけこの特約が解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第12条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第13条** 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 3. 主契約が主約款の規定によって、被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更されたとき。
 4. 入院給付金の支払日数が通算して700日になったとき。

(告知義務違反による解除)

- 第14条** 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の承諾前に、被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。
- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払または保

保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。

- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第15条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の払戻金)

第16条 特約の失効(第3条)、解約(第12条)、または解除(第14条および第15条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第13条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の復帰)

第17条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

第18条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

第19条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(定期保険特約、逡増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則)

第20条 この特約を定期保険特約、逡増定期保険特約または養老保険特約付の主契約に付加する場合には、第10条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および逡増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(新定期保険に付加する場合の特則)

第21条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第2条の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
4. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第8条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(この特約を災害入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「災害入院特約」といいます。]、疾病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「疾病入院特約」といいます。]および成人病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「成人病入院特約」といいます。])とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則)

第22条 災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額(疾病入院特約の疾病入院給付金および成人病入院特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が災害入院特約の入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第6条の規定にかかわらず、災害入院特約の規定によりその入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。
 - (2) 災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額(疾病入院特約の疾病入院給付金および成人病入院特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合は、この特約の入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後特定疾病の治療を開始したときは、特定疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に特定疾病の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(終身保険に付加した場合の特則)

第23条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第13条第1号および第17条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第18条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第24条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. 第2条第2項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
3. 第13条第1号中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
4. 第16条第2項中「高度障害給付金」とあるのは「高度障害保険金」に読み替えます。
5. この特約の社員配当金については、第18条の規定にかかわらず、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とあわせて支払います。
6. 変額保険が終身型の場合、第23条第1号の規定を適用します。

(請求手続)

第 25 条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		受 取 人 の 戸 籍 抄 本	被 保 険 者 の 住 民 票	会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 入 院 証 明 書	その他の書類	
					契 約 者	受 取 人						
1	入院給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住 民票にかえて戸籍抄本
2	自宅療養給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住 民票にかえて戸籍抄本
3	入院給付金日額の増額	○	○	○	○							
4	入院給付金日額の減額	○	○	○	○							
5	解約払戻金の支払	○	○	○	○							
6	責任準備金の支払	○	○	○	○							

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則)

第 26 条 この特約を新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約の保険期間および保険料の払込については第2条の規定にかかわらず次のとおりとします。
 - この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
- 第7条中「保険金支払の時期および場所」とあるのは「年金等の支払の時期および場所」に、第 13 条第1項第1号および第 17 条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは、「払済年金保険」にそれぞれ読み替えます。
- 第 10 条第1項中「主契約の保険金」とあるのは「主契約の年金額(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および逡増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に、第 16 条第2項中「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の死亡給付金」に、第 18 条中「払済増加保険の一時払保険料」とあるのは「年金額の増額」にそれぞれ読み替えます。
- 主契約の保険料払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除に該当した場合には、残額を契約者に払戻します。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 28 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または入院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または入院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

- 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、たとえば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、治療処置を伴わない人間ドッグ検査などにより入院している場合のことをいいます。

2. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等（病院以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表1 対象となる特定疾病

対象となる特定疾病の範囲は、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる特定疾病に含めることがあります。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物(D00～D09)中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頸(部)の上皮内癌	D06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・陰	D07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
・その他および部位不明の上皮内癌	D09	
○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の		
・真正赤血球増加症<多血症>	D45	
・骨髄異形成症候群	D46	
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の		
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
○血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の		
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の		
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物(D10～D36)中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・甲状腺の良性新生物	D34
	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39	
・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の		
・乳房	D48.6	
血液の疾患	○栄養性貧血	D50～D53
	○溶血性貧血(D55～D59)中の	
	・後天性溶血性貧血	D59
	○無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害 (E00～E07) 中の	
	・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	・その他の甲状腺機能低下症 (E03) 中の	
	・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症	E03.0
	・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E03.2
	・感染後甲状腺機能低下症	E03.3
	・甲状腺萎縮 (後天性)	E03.4
	・粘液水腫性昏睡	E03.5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E03.8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E03.9
	・その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症]	E05
	・甲状腺炎	E06
	・その他の甲状腺障害	E07
	○その他の内分泌腺障害 (E20～E35) 中の	
・卵巣機能障害	E28	
○代謝障害 (E70～E90) 中の		
・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の		
・治療後甲状腺機能低下症	E89.0	
・治療後卵巣機能不全 (症)	E89.4	
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害 (M05～M14) 中の	
	・血清反応陽性関節リウマチ	M05
	・その他の関節リウマチ	M06
	・若年性関節炎	M08
	・他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	・その他の明示された関節障害 (M12) 中の	
・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー<Jaccoud>病]	M12.0	
生殖器系の疾患	○乳房の障害	N60～N64
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	○女性生殖器の非炎症性障害 (N80～N98) 中の	
	・子宮内膜症	N80
	・女性性器脱	N81
	・女性性器を含む瘻	N82
	・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害	N83
	・女性性器のポリープ	N84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸 (部) を除く	N85
	・子宮頸 (部) のびらんおよび外反 (症)	N86
	・子宮頸 (部) の異形成	N87
	・子宮頸 (部) のその他の非炎症性障害	N88
	・膣のその他の非炎症性障害	N89
	・外陰および会陰のその他の非炎症性障害	N90
	・無月経、過少月経および希発月経	N91
	・過多月経、頻発月経および月経不順	N92
	・子宮および膣のその他の異常出血	N93
	・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態	N94
	・閉経期およびその他の閉経周辺期障害	N95
	・習慣流産	N96
・女性不妊症	N97	
○腎尿路生殖器系のその他の障害	N99	

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠	O00～O08
	○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	○分娩の合併症	O60～O75
	○分娩(O80～O84)中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	・帝王切開による単胎分娩	O82
	・その他の介助単胎分娩	O83
	・多胎分娩	O84
	○主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99
	○その他の細菌性疾患(A30～A49)中の	
・産科的破傷風	A34	

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

成人病入院特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 入院給付金または長期療養給付金の請求手続
- 第8条 入院給付金または長期療養給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 入院給付金日額の増額
- 第12条 入院給付金日額の減額
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 重大事由による解除
- 第17条 特約の解約払戻金
- 第18条 特約の復帰
- 第19条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第20条 社員配当金
- 第21条 主約款の規定の準用

- 第22条 定期保険特約、逡増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則
- 第23条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第24条 この特約を災害入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「災害入院特約」といいます。]、疾病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「疾病入院特約」といいます。]および女性医療特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「女性医療特約」といいます。]とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則
- 第25条 終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 変額保険に付加した場合の特則
- 第27条 新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる成人病
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

成人病入院特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が所定の成人病により入院した場合には入院日数に応じて入院給付金を支払い、また、その入院が長期にわたった場合には長期療養給付金を支払うことを主な内容とし、家族の生活安定をはかる保険であります。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

- 第5条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人
	名称	支払額	
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活、復帰または被保険者の変更が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める成人病(以下「成人病」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること (2) その入院が成人病の治療を目的とする入院であること (3) その入院が5日以上継続した入院であること (4) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者
2. 前1に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院が継続して270日以上になったとき。	長期療養給付金	入院給付金日額に100日を乗じて得られる金額	契約者

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、次のとおり取り扱います。
 - 1. 入院給付金については、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
 - 2. 長期療養給付金については、その支払事由発生日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
- ③ 第1項の規定によって入院給付金を支払った日数が通算して600日を越えている場合、長期療養給付金の支払額は、第1項の支払額の規定にかかわらず、入院給付金日額に100日からその越えた日数を減じた日数を乗じて得られる金額とします。
- ④ 被保険者が同一の成人病(これと医学上重要な関係がある成人病を含みます。)を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が第1項および第4項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第4項の規定を適用します。
 - 1. この特約の保険期間が満了したとき。
 - 2. 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第14条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑥ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる成人病を併発していた場合、またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ この特約による入院給付金および長期療養給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 - 1. 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 - 2. 長期療養給付金の支払は1回に限るものとします。
 - 3. 通算の入院給付金の支払限度は、支払日数(長期療養給付金の支払額の計算において入院給付金日額に乗ずる日数を支払日数に含めます。以下同じ。)を通算して700日とします。
- ⑧ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時前に発病した成人病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規

定を適用します。

- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した成人病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その成人病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その成人病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その成人病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されることがない場合。ただし、その成人病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(入院給付金または長期療養給付金の請求手続)

- 第7条** 被保険者が、前条に規定する入院給付金または長期療養給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。
- ② 契約者は、前条に規定する入院給付金または長期療養給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して入院給付金または長期療養給付金を請求して下さい。
1. 会社所定の請求書
 2. 会社の指定した書式による医師の診断書
 3. 会社所定の書式による入院した病院の入院証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(入院給付金または長期療養給付金支払の時期および場所)

- 第8条** 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による入院給付金または長期療養給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第9条** 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第10条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(入院給付金日額の増額)

- 第11条** 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。
- ② 会社が、入院給付金日額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第15条(告知義務違反による解除)および第16条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(入院給付金日額の減額)

- 第12条** 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の入院給付金日額を減額することができます。
- ② 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

- 第13条** 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第14条** 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。

2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. 支払日数が通算して700日分になったとき。

(告知義務違反による解除)

第15条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 入院給付金もしくは長期療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金もしくは長期療養給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の入院給付金もしくは長期療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第16条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 入院給付金もしくは長期療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金もしくは長期療養給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第17条 特約の失効(第3条)、解約(第13条)、または解除(第15条および第16条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第14条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の復帰)

第18条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第19条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた入院給付金の支払日数は第6条(給付金の支払)第7項に規定する入院給付金の通算の支払限度の計算に含めるものとします。

(社員配当金)

第20条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

第 21 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(定期保険特約、逡増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則)

第 22 条 この特約を定期保険特約、逡増定期保険特約または養老保険特約付の主契約に付加する場合には、第 11 条第 1 項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および逡増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(新定期保険に付加する場合の特則)

第 23 条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第 2 条の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
4. 第 1 号の規定により、この特約が更新された場合に、第 6 条(給付金の支払)および第 9 条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(この特約を災害入院特約(平成 8 年 4 月 2 日改正)[以下本条において「災害入院特約」といいます。]、疾病入院特約(平成 8 年 4 月 2 日改正)[以下本条において「疾病入院特約」といいます。]および女性医療特約(平成 8 年 4 月 2 日改正)[以下本条において「女性医療特約」といいます。]とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則)

第 24 条 災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額(疾病入院特約の疾病入院給付金および女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が災害入院特約の入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第 6 条の規定にかかわらず、災害入院特約の規定によりその入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。
 - (2) 災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の入院給付金の支払額は、第 6 条(給付金の支払)第 1 項の支払額に関する規定にかかわらず、災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額(疾病入院特約の疾病入院給付金および女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合は、この特約の入院給付金の支払額は、第 6 条(給付金の支払)第 1 項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて 4 日以上経過した後には成人病の治療を開始したときは、成人病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて 4 日以内に成人病の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて 4 日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(終身保険に付加した場合の特則)

第 25 条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第 2 条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第 14 条第 1 号および第 18 条第 1 項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第 20 条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. 第2条第2項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
3. 第14条第1号中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
4. 第17条第2項中「高度障害給付金」とあるのは「高度障害保険金」に読み替えます。
5. この特約の社員配当金については、第20条の規定にかかわらず、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とあわせて支払います。
6. 変額保険が終身型の場合、第25条第1号の規定を適用します。

(新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則)

第27条 この特約を新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については第2条の規定にかかわらず次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第8条中「保険金支払の時期および場所」とあるのは「年金等の支払の時期および場所」に、第14条第1項第1号および第18条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは、「払済年金保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 第11条第1項中「主契約の保険金」とあるのは「主契約の年金額(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および通増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に、第17条第2項中「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の死亡給付金」に、第20条中「払済増加保険の一時払保険料」とあるのは「年金額の増額」にそれぞれ読み替えます。
4. 第7条第2項第7号中「保険証券」とあるのは、年金支払開始後にあつては「年金証書」と読み替えます。
5. 主契約の保険料払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除に該当した場合には、残額を契約者に払戻します。

(管轄裁判所)

第28条 この特約における入院給付金、長期療養給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第29条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドッグ検査、正常分娩などにより入院している場合のことをいいます。

別表1 対象となる成人病

この特約の対象となる成人病の範囲は、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる成人病に含めることがあります。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物	D00～D09
糖尿病	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の ・真正赤血球増加症<多血症>	D45
	・骨髄異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその 他の新生物(D47)中の ・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
	○血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の ・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の ・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
糖尿病	○糖尿病	E10～E14
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	○虚血性心疾患	I20～I25
	○肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	○その他の型の心疾患	I30～I52
	○循環器系のその他および詳細不明の障害(I95～I99)中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)中の ・心(臓)切開後症候群	I97.0
・心臓手術に続発するその他の機能障害	I97.1	
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I10～I15
脳血管疾患	○挿間性および発作性障害(G40～G47)中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群(G45)中の ・椎骨脳底動脈症候群	G45.0
	・頸動脈症候群(半球性)	G45.1
	・多発性および両側性脳(実質)外動脈症候群	G45.2
	・一過性全健忘	G45.4
	・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群	G45.8
	・一過性脳虚血発作、詳細不明	G45.9
	○脳血管疾患	I60～I69

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

手術特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 手術給付金の請求手続
- 第8条 手術給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 手術給付金の給付限度
- 第12条 手術保険金の増額または減額
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 重大事由による解除
- 第17条 特約の解約払戻金
- 第18条 特約の復帰
- 第19条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱

- 第20条 社員配当金
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 定期保険特約、増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則
- 第23条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第24条 終身保険に付加した場合の特則
- 第25条 変額保険に付加した場合の特則
- 第26条 新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 給付割合表
- 別表3 解約払戻金額例表

手術特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
 ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。 1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること (1) この特約の責任開始時(復活、復帰または被保険者の変更が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病(備考3. に定める薬物依存を除きます。以下同じ。)または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因とし、その疾病または傷害の治療を直接の目的とする手術であること (2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること 2. その手術が別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)において受けた手術であること 3. その手術が別表2に定めるいずれかの種類の手術であること	手術給付金	手術1回につき、所定の手術保険金額に別表2に定める給付割合を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 会社は、被保険者が、時期を同じくして別表2の給付割合表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、それらの手術のうち最も給付割合の多いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
- ③ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ④ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。)を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑤ 次の各号のいずれかによって手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、手術給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- 地震、噴火または津波

2. 戦争その他の変乱

(手術給付金の請求手続)

第7条 被保険者が、前条に規定する手術給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する手術給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して手術給付金を請求して下さい。
1. 手術給付金請求書
 2. 会社の指定した書式による医師の診断書
 3. 会社所定の書式による手術を受けた病院の手術証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行なうことがあります。

(手術給付金支払の時期および場所)

第8条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による手術給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第9条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(手術給付金の給付限度)

第11条 この特約による手術給付金(手術保険金を減額した保険契約については、手術保険金額に給付割合を乗じて得た金額とします。)は、通算して手術保険金額の10割をもって限度とします。また、第6条(給付金の支払)第1項第1号(2)の規定による手術給付金の支払は1回のみとします。

- ② 前項の規定によって手術給付金が通算して手術保険金額の10割に達した場合には、それ以後第2条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、この特約は消滅するものとします。

(手術保険金の増額または減額)

第12条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の手術保険金を増額することができます。

- ② 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の手術保険金を減額することができます。この場合、減額分については解約したものと取り扱います。
- ③ 第1項の規定によって手術保険金が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ④ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第15条(告知義務違反による解除)および第16条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(特約の解約)

第13条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第14条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第15条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを

告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。ただし、会社はその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。

- ③ 手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の手術が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2の「給付割合表」に定めるいずれかの手術を受けたときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 16 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 - ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第 17 条 特約の失効(第3条)、解約(第13条)、または解除(第15条および第16条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第14条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

第 18 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 19 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた手術給付金の給付割合は第11条(手術給付金の給付限度)第1項に規定する手術給付金の通算の給付限度の計算に含めるものとして扱います。

(社員配当金)

第 20 条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとして扱います。

(主約款の規定の準用)

第 21 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(定期保険特約、通増定期保険特約および養老保険特約付契約に付加する場合の特則)

第 22 条 この特約を定期保険特約、通増定期保険特約または養老保険特約付の主契約に付加する場合には、第12条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および通増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(新定期保険に付加する場合の特則)

第 23 条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第2条の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の手術保険金は更新前の手術保険金と同額とします。
4. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(終身保険に付加した場合の特則)

第 24 条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第14条第1号および第18条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第20条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第 25 条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. 第2条第2項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
3. 第14条第1号中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
4. この特約の社員配当金については、第20条の規定にかかわらず、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とあわせて支払います。
5. 変額保険が終身型の場合、第24条第1号の規定を適用します。

(新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則)

第 26 条 この特約を新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については第2条の規定にかかわらず次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第8条中「保険金支払の時期および場所」とあるのは「年金等の支払の時期および場所」に、第14条第1項第1号および第18条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは、「払済年金保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 第12条第1項中「主契約の保険金」とあるのは「主契約の年金額(定期保険特約もしくは養老保険特約の特約保険金および通増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に、第17条第2項中「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の死亡給付金」に、第20条中「払済増加保険の一時払保険料」とあるのは「年金額の増額」にそれぞれ読み替えます。
4. 第7条第2項第6号中「保険証券」とあるのは、年金支払開始後にあつては「年金証書」と読み替えます。
5. 主契約の保険料払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除に該当した場合には、残額を契約者に払戻します。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 28 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、手術保険金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(手術保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、手術保険金額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 手術

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、別表2の手術番号1.～89.を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 給付割合表

手術 番号	手術の種類	手術保険金・家族手術保険金に対する 給付割合(%)
§ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	10
2.	乳房切断術	10
§ 筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術	10
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	10
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	10
6.	鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く。)	5
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	10
8.	脊椎・骨盤観血手術	10
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	5
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	10
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	10
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	5
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	5
§ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	5
15.	喉頭全摘除術	10
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	10
17.	胸郭形成術	10
18.	縦隔腫瘍摘出術	20
§ 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	10
20.	静脈瘤根本手術	5
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
22.	心膜切開・縫合術	10
23.	直視下心臓内手術	20
24.	体内用ペースメーカー埋込術	10
25.	脾摘除術	10
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	10
27.	顎下腺腫瘍摘出術	5
28.	食道離断術	20
29.	胃切除術	20
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	10
31.	腹膜炎手術	10
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	10
33.	ヘルニア根本手術	5
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	5
35.	直腸脱根本手術	10
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	10
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	5
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	20
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
42.	陰茎切断術	20
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10
44.	陰嚢水腫根本手術	5

手術 番号	手術の種類	手術保険金・家族手術 保険金に対する 給付割合(%)
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	20
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	5
47.	帝王切開娩出術	5
48.	子宮外妊娠手術	10
49.	子宮脱・膣脱手術	10
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	10
51.	卵管・卵巣観血手術(経陰的操作は除く。)	10
52.	その他の卵管・卵巣手術	5
§	内分泌器の手術	
53.	下垂体腫瘍摘除術	20
54.	甲状腺手術	10
55.	副腎全摘除術	10
§	神経の手術	
56.	頭蓋内観血手術	20
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	10
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	20
59.	脊髄硬膜内外観血手術	10
§	感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)	
60.	眼瞼下垂症手術	5
61.	涙小管形成術	5
62.	涙嚢鼻腔吻合術	5
63.	結膜嚢形成術	5
64.	角膜移植術	5
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	5
66.	虹彩前後癒着剥離術	5
67.	緑内障観血手術	10
68.	白内障・水晶体観血手術	10
69.	硝子体観血手術	5
70.	網膜剥離症手術	5
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5
72.	眼球摘除術・組織充填術	10
73.	眼窩腫瘍摘出術	10
74.	眼筋移植術	5
§	感覚器・聴器の手術	
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	10
76.	乳様洞削開術	5
77.	中耳根本手術	10
78.	内耳観血手術	10
79.	聴神経腫瘍摘出術	20
§	悪性新生物の手術	
80.	悪性新生物根治手術	20
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5
82.	その他の悪性新生物手術	10
§	上記以外の手術	
83.	上記以外の開頭術	10
84.	上記以外の開胸術	10
85.	上記以外の開腹術	5
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5
§	新生物根治放射線照射	
88.	新生物根治放射線照射(5000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5
§	骨髄幹細胞採取手術	
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	10

(備考)

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

通院特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 通院給付金の請求手続
- 第8条 通院給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 通院給付金日額の増額または減額
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 特約の復帰

- 第18条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第19条 社員配当金
- 第20条 主約款の規定の準用
- 第21条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第22条 終身保険に付加した場合の特則
- 第23条 新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則
- 第24条 管轄裁判所
- 第25条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 通院
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

通院特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が疾病もしくは不慮の事故による傷害により入院した場合で、その退院後に通院したときに、その通院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、災害入院特約(平成8年4月2日改正)および疾病入院特約(平成8年4月2日改正)(以下「主特約」といいます。)とあわせて主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料(主契約に付加されている主特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。 1. この特約の責任開始時(復活、復帰または被保険者の変更が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした主特約の特約条項に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院(以下「入院」といいます。)をし、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした別表1に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。 2. その通院が別表2に定める病院または診療所への通院であること。 3. その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること。	通院給付金	1回の入院の退院後の通院につき通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

- ② 被保険者が通院中に通院給付金日額が減額された場合は、会社は、通院日各日現在の通院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる入院については次のとおり取り扱います。
- 最終の入院(1回の入院の入院給付金の支払限度をこえる場合には、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日を第1項に定める退院日とします。
 - 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する通院期間中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している通院はこの特約の有効中の通院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
- この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって第13条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
 - 主特約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅したとき。
- ⑤ 被保険者が、入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
- ⑥ 会社は、被保険者が、第1項に定める入院を開始したときに異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。この場合、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
- ⑦ この特約により通院給付金が支払われる限度は次のとおりです。
- 1回の入院(主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。)の退院後の通院についての支払限度は、支払日数(通院給付金を支払う日数。以下同じ。)30日とします。
 - 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑧ 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第6項の規定により通院給付金が支払われるときにはそれぞれの事由による通院についての支払日数は、30日をもって限度とします。
- 不慮の事故による傷害を事由とした入院中に、異なる不慮の事故による傷害を事由とした入院を開始したとき。
 - 不慮の事故による傷害を事由とした入院と、疾病を事由とした入院(不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院を含みます。以下同じ。)が重複したとき。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入

院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、通院給付金は重複して支払いません。
1. 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)
 2. 被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。
- ⑫ 被保険者が次の各号のいずれかにより通院した場合で、その原因により通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その程度に応じて、通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(通院給付金の請求手続)

- 第7条** 被保険者が、前条に規定する通院給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。
- ② 契約者は、前条に規定する通院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して通院給付金を請求して下さい。
1. 通院給付金請求書
 2. 会社の指定した書式による医師の診断書
 3. 会社所定の書式による通院した病院の入院証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(通院給付金支払の時期および場所)

- 第8条** 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による通院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第9条** 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第10条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(通院給付金日額の増額または減額)

- 第11条** 契約者は、主契約に付加されている主特約の入院給付金日額を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の通院給付金日額を増額することができます。
- ② 前項の規定によって通院給付金日額が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第14条(告知義務違反による解除)および第15条(重大事由による解除)の規定を適用します。
- ④ 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の通院給付金日額を減額することができます。この場合、減額分については解約したものとして取り扱います。
- ⑤ 主契約に付加されている主特約の入院給付金日額が減額されたときは、この特約の通院給付金日額は、会社の定める範囲内で減額されます。

(特約の解約)

第12条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. 主契約に付加されている主特約のいずれかが消滅したときまたは通算の支払限度に達したとき。
4. 第6条第7項第2号の規定により、この特約の通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

(告知義務違反による解除)

第14条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める通院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第15条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第16条 特約の失効(第3条)、解約(第12条)、または解除(第14条および第15条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第13条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の復帰)

第17条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第18条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた通院給付金の支払日数は第6条(給付金の支払)第7項第2号に規定する通院給付金の通算の支払限度に含めるものとします。

(社員配当金)

第19条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(新定期保険に付加する場合の特則)

第21条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の通院給付金日額は更新前の通院給付金日額と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(終身保険に付加した場合の特則)

第22条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第13条第1号および第17条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第19条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。
4. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約の保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則)

第23条 この特約を新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については第2条の規定にかかわらず次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第8条中「保険金支払の時期および場所」とあるのは「年金等の支払時期および場所」に、第13条第1項第1号および第17条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済年金保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 第16条第2項中「主契約の保険金または高度障害給付金」とあるのは「主契約の死亡給付金」に、第19条中「払済増加保険の一時払保険料」とあるのは「年金額の増額」にそれぞれ読み替えます。
4. 第7条第2項第7号中「保険証券」とあるのは、年金支払開始後にあつては、「年金証書」と読み替えます。
5. 主契約の保険料払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除に該当した場合には、残額を契約者に払戻します。

(管轄裁判所)

第24条 この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 25 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、通院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(通院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、通院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした通院

治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

別表1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

家族傷害特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の被保険者の範囲
- 第3条 特約の被保険者資格の得喪
- 第4条 特約の責任開始日
- 第5条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第6条 特約の失効
- 第7条 特約保険料の自動貸付
- 第8条 特約の復活
- 第9条 家族災害保険金額
- 第10条 家族災害保険金の支払
- 第11条 家族災害保険金の請求手続
- 第12条 家族障害給付金の支払
- 第13条 家族障害給付金額
- 第14条 家族障害給付金の請求手続
- 第15条 家族災害保険金等の支払の時期および場
所
- 第16条 特約保険料の払込免除
- 第17条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第18条 家族災害保険金または家族障害給付金を
支払わない場合
- 第19条 家族災害保険金の増額または減額

- 第20条 特約の解約
- 第21条 特約の消滅とみなす場合
- 第22条 告知義務違反による解除
- 第23条 重大事由による解除
- 第24条 特約の解約払戻金
- 第25条 特約の復帰
- 第26条 社員配当金
- 第27条 主約款の規定の準用
- 第28条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第29条 終身保険に付加した場合の特則
- 第30条 変額保険に付加した場合の特則
- 第31条 管轄裁判所
- 第32条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 給付割合表
- 別表3 身体の同一部位
- 別表4 解約払戻金額例表
- 別表5 感染症

家族傷害特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻子が不慮の事故によって死亡または身体に障害を受けた場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、傷害特約(平成8年4月2日改正)[以下「傷害特約」といいます。]とあわせて主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日後、契約者は会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の被保険者の範囲)

- 第2条 この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)およびその子として記載されている満20歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第3条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始日に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者はその該当した日に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動または満20歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その日にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(特約の責任開始日)

- 第4条 この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とします。ただし、第1条第2項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第5条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合は、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている傷害特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族災害保険金または家族障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第17条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第7条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

- 第8条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(家族災害保険金額)

第9条 この特約による各被保険者の家族災害保険金額は、主契約の被保険者について定められた傷害特約の災害保険金額の6割とします。

(家族災害保険金の支払)

- 第10条** 会社は、次の各号の場合に、家族災害保険金を主契約の被保険者に支払います。
1. この特約の被保険者が、この特約の責任開始日(復活、復帰または被保険者の変更の取扱が行なわれた後は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始日とします。以下同様とします。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき。
2. この特約の被保険者が、この特約の責任開始日以後に発病した別表5に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき。
- ② 会社は、前項の規定によって家族災害保険金を支払う場合に、第12条に規定する家族障害給付金について次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する各号の給付金の合計額を家族災害保険金から差し引きます。ただし、主契約の被保険者について定められた災害保険金を減額した保険契約については、支払時のその被保険者の家族災害保険金額に、その該当する各号の給付割合を乗じて得た金額の合計額を家族災害保険金から差し引きます。
1. 家族災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故によりその被保険者にかかわる家族障害給付金をすでに支払っているとき。
2. 家族災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故によりその被保険者にかかわる家族障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき。
- ③ 第1項の規定によって家族災害保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者にかかわる家族障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(家族災害保険金の請求手続)

- 第11条** 契約者または家族災害保険金の受取人は、前条に規定する家族災害保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。
- ② 家族災害保険金の受取人は、この特約の被保険者が死亡したことを知った日から2カ月以内に、次の書類を提出して家族災害保険金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。
1. 家族災害保険金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
 3. 会社所定の様式による医師の診断書
 4. この特約の被保険者の戸籍抄本
 5. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書

6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めるときは事実の確認を行なうことがあります。

(家族障害給付金の支払)

- 第 12 条** 会社は、この特約の被保険者が、この特約の責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2の給付割合表(以下「給付割合表」といいます。)に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次条に定める金額の家族障害給付金を主契約の被保険者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、この特約による家族障害給付金(家族災害保険金を減額した保険契約については、家族災害保険金額に給付割合を乗じた金額とします。)の支払は、同一被保険者について通算して家族災害保険金額の 10 割をもって限度とします。
- ③ この特約の被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、家族障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに家族障害給付金を支払います。

(家族障害給付金額)

- 第 13 条** 会社が前条第1項により支払う家族障害給付金の額は、次の各号に定めるとおりとします。
1. 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、家族災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額。
 2. 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと(ただし、別表3に定める身体の同一部位(以下「身体の同一部位」といいます。))に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目とします。)に前号の規定を適用して得られる金額の合計額。
 - ② 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害(本項において「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からその前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

(家族障害給付金の請求手続)

- 第 14 条** 契約者または家族障害給付金の受取人は、第 12 条に規定する家族障害給付金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに会社に通知して下さい。
- ② 家族障害給付金の受取人は、この特約の被保険者が、第 12 条に規定する障害の状態になった日から2カ月以内に、次の書類を提出して家族障害給付金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。
1. 家族障害給付金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
 3. 会社所定の様式による医師の診断書
 4. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
 5. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めるときは事実の確認を行なうことがあります。

(家族災害保険金等の支払の時期および場所)

- 第 15 条** 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による家族災害保険金および家族障害給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第 16 条** 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第 17 条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族災害保険金または家族障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(家族災害保険金または家族障害給付金を支払わない場合)

第 18 条 会社は、この特約の被保険者が次の各号によって第 10 条(家族災害保険金の支払)または第 12 条(家族障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、家族災害保険金または家族障害給付金を支払いません。

1. 契約者または主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 家族災害保険金に関しては、家族災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 3. 第 10 条または第 12 条の規定に該当したこの特約の被保険者(以下本条において「当該被保険者」といいます。)の犯罪行為によるとき。
 4. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 6. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 7. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 8. 地震、噴火または津波によるとき。
 9. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第8号または第9号の事由により死亡または身体障害の状態となったこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、家族災害保険金または家族障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(家族災害保険金の増額または減額)

第 19 条 この特約の家族災害保険金のみ増額または減額は取り扱いません。

- ② 傷害特約の規定によって、災害保険金が増額または減額された場合には、この特約による各被保険者の家族災害保険金も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。
- ③ 前項の規定によって家族災害保険金が増額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。
- ④ 第2項の規定によって家族災害保険金が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ⑤ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第4条(特約の責任開始日)、第10条(家族災害保険金の支払)および第22条(告知義務違反による解除)の規定を適用します。

(特約の解約)

第 20 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約もしくは傷害特約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第 22 条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または主契約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または主契約の被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 家族災害保険金もしくは家族障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族災害保険金もしくは家族障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の被保険者の死亡または身体障害が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により死亡したときまたは第12条に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 23 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金の受取人が給付金(家族災害保険金、家族障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反す

る状態がもたらされるおそれがある場合

4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 家族災害保険金もしくは家族障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族災害保険金もしくは家族障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに家族災害保険金もしくは家族障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者、この特約の被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(特約の解約払戻金)

- 第24条** 特約の失効(第6条)、解約(第20条)、または解除(第22条および第23条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表4に例示します。)を契約者に払い戻します。
- ② 第21条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
 - ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

- 第25条** 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第21条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。
- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

- 第26条** この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

- 第27条** この契約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(新定期保険に付加する場合の特則)

- 第28条** この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の保険期間が満了し、かつ、主契約が更新される場合には、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
 2. 更新後のこの特約の家族災害保険金は更新前の家族災害保険金と同額とします。
 3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第10条(家族災害保険金の支払)、第12条(家族障害給付金の支払)および第16条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(終身保険に付加した場合の特則)

- 第29条** この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
 2. 第21条第1号および第25条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第26条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
 3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第 30 条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. 第5条第2項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
3. 第 21 条第1号中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
4. この特約の社員配当金については、第 26 条の規定にかかわらず、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とあわせて支払います。
5. 変額保険が終身型の場合、第 29 条第1号の規定を適用します。

(管轄裁判所)

第 31 条 この特約における家族災害保険金、家族障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 32 条 契約者または主契約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族災害保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族災害保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族災害保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01~V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00~X59)	
・転倒・転落(W00~W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20~W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50~W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65~W74)	
・その他の不慮の窒息(W75~W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85~W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00~X09)	
・熱および高温物質との接触(X10~X19)	
・有毒動植物との接触(X20~X29)	
・自然の力への曝露(X30~X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40~X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X52) ・食糧の不足 (X53) ・水の不足 (X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84) 	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの 	100%
第2級	<ol style="list-style-type: none"> 8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の 13. から 15. までまたは第4級の 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの 	70%
第3級	<ol style="list-style-type: none"> 12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの 	50%

等級	身体障害	給付割合
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。

- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 70 デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
(3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
(3) 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

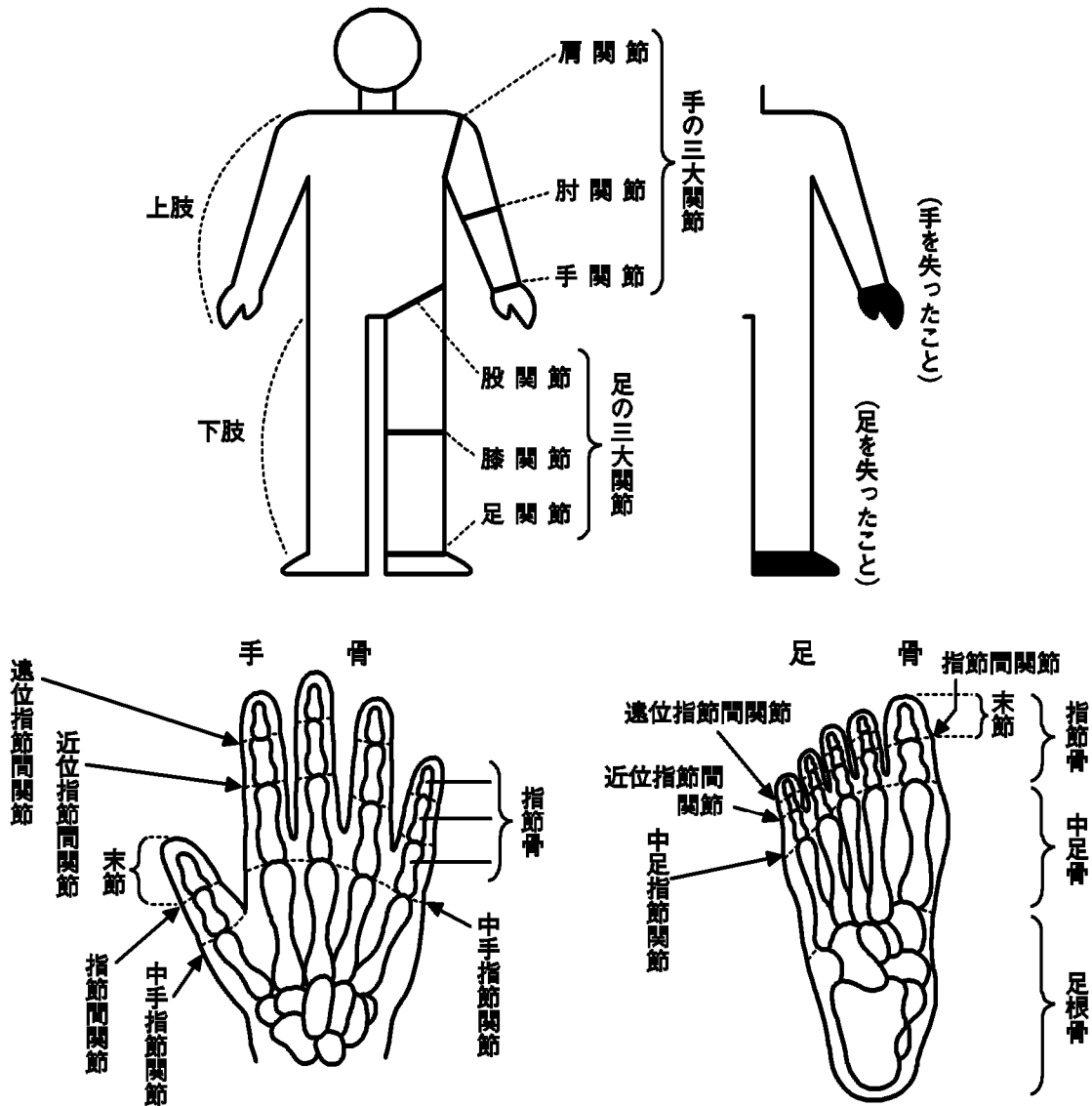
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障 害 の 図 解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表2の第1級の4.、5.、6.、もしくは7.、第2級の8.、9.、もしくは10.、第3級の16.、または第4級の26.の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢、1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表5 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
バラチフスA	A01.1

分類項目	基本分類コード
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

家族災害入院特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の被保険者の範囲
- 第3条 特約の被保険者資格の得喪
- 第4条 特約の責任開始時
- 第5条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第6条 特約の失効
- 第7条 特約保険料の自動貸付
- 第8条 特約の復活
- 第9条 家族入院給付金日額
- 第10条 給付金の支払
- 第11条 家族入院給付金の請求手続
- 第12条 家族入院給付金支払の時期および場所
- 第13条 特約保険料の払込免除
- 第14条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第15条 家族入院給付金日額の増額または減額
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の消滅とみなす場合
- 第18条 告知義務違反による解除
- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 特約の解約払戻金

- 第21条 特約の復帰
- 第22条 社員配当金
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第25条 この特約を家族疾病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「家族疾病入院特約」といいます。]とあわせて主契約に付加した場合の家族入院給付金支払の特則
- 第26条 終身保険に付加した場合の特則
- 第27条 変額保険に付加した場合の特則
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

家族災害入院特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻子が不慮の事故によって入院した場合に、入院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、災害入院特約(平成8年4月2日改正)(以下「災害入院特約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の被保険者の範囲)

- 第2条 この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)およびその子として記載されている満20歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第3条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始の時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者はその該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動または満20歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その日にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(特約の責任開始時)

- 第4条 この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、第1条第2項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第5条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている災害入院特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第14条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第7条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

- 第8条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(家族入院給付金日額)

第9条 この特約による各被保険者の家族入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた災害入院特約の入院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第10条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活または復帰が行なわれた場合は、最後の復活または復帰の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること 3. その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること 4. その入院が5日以上継続した入院であること 5. その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	家族入院給付金	同一の不慮の事故に入院1回につき、家族入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者の故意または重大な過失 2. 支払事由に該当したこの特約の被保険者(以下本条において「当該被保険者」といいます。)の犯罪行為 3. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 当該被保険者が入院中に家族入院給付金日額が減額された場合は、会社は、各日現在の家族入院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ この特約の同一の被保険者が家族入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日か

らその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

- ④ この特約の被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
1. この特約の保険期間が満了したとき。
 2. 主契約の被保険者が死亡または主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第17条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
 3. この特約の被保険者である子が満20歳の年齢に達したことによって、この特約の被保険者でなくなったとき。
- ⑤ この特約による入院給付金の支払限度は、この特約の同一の被保険者について、次のとおりとします。
1. 同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、家族入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑥ この特約の同一の被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する家族入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する家族入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により家族入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により家族入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する家族入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑦ 当該被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかによって入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、家族入院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(家族入院給付金の請求手続)

第11条 契約者または家族入院給付金の受取人は、前条に規定する家族入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 家族入院給付金の受取人は、前条に規定する家族入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して家族入院給付金を請求して下さい。
1. 家族入院給付金請求書
 2. 会社所定の書式による入院した病院の入院証明書
 3. 不慮の事故であることを証する書類
 4. 会社所定の書式による医師の診断書
 5. この特約の被保険者の戸籍抄本
 6. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは事実の確認を行なうことがあります。

(家族入院給付金支払の時期および場所)

第12条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による家族入院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第13条** 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第14条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(家族入院給付金日額の増額または減額)

- 第15条** この特約の家族入院給付金日額のみ増額または減額は取り扱いません。
- ② 災害入院特約の規定によって、入院給付金日額が増額または減額された場合には、この特約による各被保険者の家族入院給付金日額も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。
- ③ 前項の規定によって家族入院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。
- ④ 第2項の規定によって家族入院給付金日額が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に

対する保険料を払い込むことを要します。

- ⑤ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第4条(特約の責任開始時)、第10条(給付金の支払)、第18条(告知義務違反による解除)および第19条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(特約の解約)

第16条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約もしくは災害入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第18条 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または主契約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または主契約の被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 家族入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第10条に定める入院を開始したときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第19条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 家族入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第20条 特約の失効(第6条)、解約(第16条)、または解除(第18条および第19条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第17条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

第21条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

第22条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(新定期保険に付加する場合の特則)

第24条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の家族入院給付金日額は更新前の家族入院給付金日額と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第10条(給付金の支払)および第13条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(この特約を家族疾病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「家族疾病入院特約」といいます。]とあわせて主契約に付加した場合の家族入院給付金支払の特則)

第25条 この特約の同一の被保険者について、家族疾病入院特約の規定により家族疾病入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する家族入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の家族入院給付金日額が家族疾病入院特約の家族疾病入院給付金日額に満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第10条の規定にかかわらず、家族疾病入院特約の規定によりその家族疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の家族入院給付金は支払いません。
 - (2) 家族疾病入院特約の規定により家族疾病入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の家族入院給付金の支払額は、第10条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、家族疾病入院特約の規定により家族疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の家族入院給付金日額が家族疾病入院特約の家族疾病入院給付金日額と同額かまたはそれより大きい場合は、この特約の家族入院給付金の支払額は、第10条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後、に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、疾病の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(終身保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第17条第1号および第21条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第22条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第27条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. 第5条第2項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
3. 第17条第1号中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済

終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。

4. この特約の社員配当金については、第 22 条の規定にかかわらず、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とあわせて支払います。
5. 変額保険が終身型の場合、第 26 条第 1 号の規定を適用します。

(管轄裁判所)

第 28 条 この特約における家族入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 29 条 契約者または主契約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族入院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族入院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

家族疾病入院特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 特約の被保険者の範囲
- 第4条 特約の被保険者資格の得喪
- 第5条 家族疾病入院給付金日額
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 特約消滅後入院の特別取扱
- 第8条 家族疾病入院給付金の請求手続
- 第9条 家族疾病入院給付金支払の時期および場所
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 告知義務
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第15条 特約の失効
- 第16条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第17条 特約保険料の自動貸付
- 第18条 特約の復活
- 第19条 特約の解約
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 特約の解約払戻金

- 第22条 社員配当金
- 第23条 家族疾病入院給付金日額の増額または減額
- 第24条 特約の復帰
- 第25条 主約款の規定の準用
- 第26条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第27条 この特約を家族災害入院特約(平成8年4月2日改正)[以下本条において「家族災害入院特約」といいます。]とあわせて主契約に付加した場合の家族疾病入院給付金支払の特則
- 第28条 終身保険に付加した場合の特則
- 第29条 変額保険に付加した場合の特則
- 第30条 管轄裁判所
- 第31条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 解約払戻金額例表
- 別表3 対象となる不慮の事故

家族疾病入院特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または満 20 歳未満の子が、疾病の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて家族疾病入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、疾病入院特約(平成8年4月2日改正)[以下「疾病入院特約」といいます。]とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の責任開始時)

- 第2条 この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、第1条第2項により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の範囲)

- 第3条 この特約の被保険者は、次の各号に定める者としてします。
 1. 主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)
 2. 主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第4条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者は、その該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動または子が満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その時にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(家族疾病入院給付金日額)

第5条 この特約による各被保険者の家族疾病入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた疾病入院特約の入院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金は、次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき 1. その入院が、この特約の責任開始時(復活または復帰の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復帰の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病(備考3.に定める薬物依存を除きます。以下同じ。)を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が、疾病の治療を目的とする入院であること 3. その入院が5日以上継続した入院であること 4. その入院が、別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	家族疾病入院給付金	入院1回につき、家族疾病入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者の故意または重大な過失 2. この特約の当該被保険者の犯罪行為 3. この特約の当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. この特約の当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. この特約の当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. この特約の当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(同一の疾病による入院の取扱)

② この特約の同一の被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、家族疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、家族疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後開始した入院については、新たな入院として前項の規定を適用します。

(異なる疾病の併発の取扱)

③ 会社は、この特約の同一の被保険者が第1項に規定する入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして第1項に規定する家族疾病入院給付金を支払います。

(家族疾病入院給付金の支払限度)

④ この特約による家族疾病入院給付金の支払限度は、この特約の同一の被保険者について次のとおりとします。

1. 1回の入院についての支払限度は、家族疾病入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。

(転入院または再入院の取扱)

⑤ この特約の被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。

(入院中に家族疾病入院給付金日額が減額された場合の取扱)

⑥ この特約の被保険者の入院中に家族疾病入院給付金日額の減額があった場合には、家族疾病入院給付金の支払額は各日現在の家族疾病入院給付金日額に応じて計算します。

(家族疾病入院給付金の削減支払)

⑦ 次の各号にいずれかにより入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、家族疾病入院給付金を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

(疾病による入院とみなす場合)

⑧ 次の各号のいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。

1. この特約の責任開始時以後に生じた、別表3に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)以外の外因を直接の原因とする入院。
2. この特約の責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院。
3. この特約の責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。

4. この特約の責任開始時以後に妻が分娩した主契約の被保険者の子について、その子の出生に際しての入院。この場合、家族疾病入院給付金の計算上、入籍の日前の入院（入籍の日を含んで継続している場合に限り）も、この特約の被保険者となった後の入院とみなします。

（責任開始時前に発病した疾病を保障する取扱）

- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に家族疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により家族疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
 1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または主契約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

（特約消滅後入院の特別取扱）

第7条 この特約の被保険者が前条に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして前条の規定を適用します。

1. この特約の保険期間が満了したとき。
2. 主契約の被保険者が死亡または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める高度障害状態に該当したことによって、第20条の規定によりこの特約が消滅したとき。
3. この特約の被保険者である子が満20歳の年齢に達したことによって、この特約の被保険者でなくなったとき。

（家族疾病入院給付金の請求手続）

第8条 契約者または家族疾病入院給付金の受取人は、第6条に規定する家族疾病入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 家族疾病入院給付金の受取人は、第6条に規定する家族疾病入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して家族疾病入院給付金を請求して下さい。
 1. 家族疾病入院給付金請求書
 2. 会社の指定した書式による医師の診断書
 3. 会社所定の書式による入院した病院の入院証明書
 4. この特約の被保険者の戸籍抄本
 5. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認められた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは事実の確認を行なうことがあります。

（家族疾病入院給付金支払の時期および場所）

第9条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による家族疾病入院給付金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

第10条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

（告知義務）

第11条 会社が、この特約の責任開始時にこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または主契約の被保険者は、その書面により（または会社の診査医に対しては口頭で）告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第12条 契約者または主契約の被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 会社は、家族疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、すでに家族疾病入院給付金を支払っていたときでもその返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、この特約の被保険者の入院が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、家族疾病入院給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約

の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める入院を開始したときを除きます。

- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第13条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 家族疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第14条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている疾病入院特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第16条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第15条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第16条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第17条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

第18条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の解約)

第19条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第20条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約または疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき。

（特約の解約払戻金）

- 第21条** 特約の解除（第12条および第13条）、失効（第15条）または解約（第19条）の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金（別表2に例示します。）を契約者に払い戻します。
- ② 前条の規定によって特約の消滅とみなす場合（主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。）には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

（社員配当金）

- 第22条** この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

（家族疾病入院給付金日額の増額または減額）

- 第23条** この特約の家族疾病入院給付金日額のみ増額または減額は取り扱いません。
- ② 疾病入院特約の規定によって、入院給付金日額が増額または減額された場合には、この特約による各被保険者の家族疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。
- ③ 前項の規定によって家族疾病入院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約したものととして取り扱いません。
- ④ 第2項の規定によって家族疾病入院給付金日額が増額された場合には、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第2条（特約の責任開始時）、第6条（給付金の支払）、第11条（告知義務）、第12条（告知義務違反による解除）および第13条（重大事由による解除）の規定を適用します。

（特約の復帰）

- 第24条** 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。
- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

（主約款の規定の準用）

- 第25条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（新定期保険に付加する場合の特則）

- 第26条** この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
 2. 更新後のこの特約の家族疾病入院給付金日額は更新前の家族疾病入院給付金日額と同額とします。
 3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条（給付金の支払）および第10条（特約保険料の払込免除）の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものととして取り扱います。

（この特約を家族災害入院特約（平成8年4月2日改正）[以下本条において「家族災害入院特約」といいます。]とあわせて主契約に付加した場合の家族疾病入院給付金支払の特則）

- 第27条** この特約の同一の被保険者について、家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する家族疾病入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。
1. この特約の家族疾病入院給付金日額が家族災害入院特約の家族入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第6条の規定にかかわらず、家族災害入院特約の規定によりその家族入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の家族疾病入院給付金は支払いません。
 - (2) 家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の家族疾病入院給付金の支払額は、第6条（給付金の支払）第1項の支払額に関する規定にかかわらず、家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族疾病入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 2. この特約の家族疾病入院給付金日額が家族災害入院特約の家族入院給付金日額より大きい場合は、この特約の家族疾病入院給付金の支払額は、第6条（給付金の支払）第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後に疾病の治療を開始したときは、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に家族疾病入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に家

族疾病入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(終身保険に付加した場合の特則)

第 28 条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第 14 条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
2. 第 20 条第 1 号および第 24 条第 1 項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第 22 条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第 29 条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約については、特別勘定による運用はしません。
2. 第 14 条第 2 項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
3. 第 20 条第 1 号中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
4. この特約の社員配当金については、第 22 条の規定にかかわらず、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とあわせて支払います。
5. 変額保険が終身型の場合、第 28 条第 1 号の規定を適用します。

(管轄裁判所)

第 30 条 この特約における家族疾病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第 31 条** 契約者または主契約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族疾病入院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族疾病入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族疾病入院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係
「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。
2. 治療を目的としない入院
「治療を目的としない入院」とは、たとえば、治療を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、正常分娩などにより入院している場合のことをいいます。
3. 薬物依存
「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2

分類項目	細分類項目	基本分類コード
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

4. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> 無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
<ul style="list-style-type: none"> その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

家族手術特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の被保険者の範囲
- 第3条 特約の被保険者資格の得喪
- 第4条 特約の責任開始時
- 第5条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第6条 特約の失効
- 第7条 特約保険料の自動貸付
- 第8条 特約の復活
- 第9条 家族手術保険金額
- 第10条 給付金の支払
- 第11条 家族手術給付金の支払の時期および場所
- 第12条 特約保険料の払込免除
- 第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第14条 家族手術給付金の給付限度
- 第15条 家族手術保険金額の増額または減額
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の消滅とみなす場合

- 第18条 告知義務違反による解除
- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 特約の払戻金
- 第21条 特約の復帰
- 第22条 社員配当金
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第25条 終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 変額保険に付加した場合の特則
- 第27条 請求手続
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 給付割合表
- 別表3 解約払戻金額例表

家族手術特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または満 20 歳未満の子が所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、手術特約(平成8年4月2日改正)[以下「手術特約」といいます。]とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の被保険者の範囲)

- 第2条 この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)およびその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第3条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始の時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者はその該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動または満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その時にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(特約の責任開始時)

- 第4条 この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、第1条第2項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第5条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合は、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている手術特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の

場合も同様とします。

- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第7条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

(特約の復活)

- 第8条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(家族手術保険金額)

第9条 この特約による各被保険者の家族手術保険金額は、主契約の被保険者について定められた手術特約の手術保険金額の6割とします。

(給付金の支払)

第10条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金			支払事由に該当しても給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額	受取人	
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。</p> <p>1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>(1) この特約の責任開始時(復活または復帰の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復帰の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病(備考3. に定める薬物依存を除きます。以下同じ)または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因とし、その疾病または傷害の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p> <p>2. その手術が別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)において受けた手術であること</p> <p>3. その手術が別表2に定めるいずれかの種類の手術であること</p>	家族手術給付金	手術1回につき所定の家族手術保険金額に別表2に定める給付割合を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または主契約の被保険者もしくはこの特約の当該被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. この特約の当該被保険者の犯罪行為</p> <p>3. この特約の当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. この特約の当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. この特約の当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. この特約の当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

- ② 会社は、この特約の同一の被保険者が、時期を同じくして別表2の給付割合表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、それらの手術のうち最も給付割合の多いいずれか1種類の手術についてのみ家族手術給付金を支払います。
- ③ この特約の同一の被保険者が、責任開始時前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ④ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。)を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に家族手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または主契約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑤ 次の各号のいずれかによって手術を受けたこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、家族手術給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。
 1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(家族手術給付金の支払の時期および場所)

第 11 条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による家族手術給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第 12 条** 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第 13 条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(家族手術給付金の給付限度)

第 14 条 この特約による家族手術給付金(家族手術保険金額を減額した保険契約については家族手術保険金額に給付割合を乗じて得た金額とします。)の支払は、同一被保険者について通算して家族手術保険金額の 10 割をもって限度とします。また、第 10 条(給付金の支払)第1項第1号(2)の規定による家族手術給付金の支払は同一の被保険者について1回のみとします。

(家族手術保険金額の増額または減額)

- 第 15 条** この特約の家族手術保険金額のみの増額または減額は取り扱いません。
- ② 手術特約の規定によって、手術保険金額が増額または減額された場合には、この特約による被保険者の家族手術保険金額も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。
 - ③ 前項の規定によって家族手術保険金額が減額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。
 - ④ 第2項の規定によって家族手術保険金額が増額された場合には、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算された金額を払い込むことを要します。
 - ⑤ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第4条(特約の責任開始時)、第10条(給付金の支払)、第18条(告知義務違反による解除)および第19条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(特約の解約)

第 16 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

- 第 17 条** 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
 2. 主契約または手術特約が解約その他の事由によって消滅したとき。

（告知義務違反による解除）

第 18 条 会社が、この特約の締結、復活または復帰の承諾前に、この特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または主契約の被保険者は、その書面により（または会社の診査医に対しては口頭で）告知することを要します。

- ② 契約者または主契約の被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 家族手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の被保険者の手術が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により別表2の給付割合表に定めるいずれかの手術を受けたときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

（重大事由による解除）

第 19 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金の受取人が給付金（他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 家族手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

（特約の払戻金）

第 20 条 特約の失効（第6条）、解約（第16条）、または解除（第18条および第19条）の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金（別表3に例示します。）を契約者に払い戻します。

- ② 第17条の規定によって特約の消滅とみなす場合（主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。）には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

（特約の復帰）

第 21 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

（社員配当金）

第 22 条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

（主約款の規定の準用）

第 23 条 この契約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（新定期保険に付加する場合の特則）

第 24 条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。

- 更新後のこの特約の家族手術保険金額は更新前の家族手術保険金額と同額とします。
- 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第10条(給付金の支払)および第12条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(終身保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約の保険期間および保険料の払込については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとします。
- 第17条第1号および第21条第1項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第22条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
- 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約を変額保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約については、特別勘定による運用はしません。
- 第5条第2項中「保険料前納」とあるのは「保険料の前納または一括払」に読み替えます。
- 第17条第1号中「払済保険または延長保険」とあるのは、変額保険が終身型の場合は「自動延長定期保険、定額払済終身保険または定額延長定期保険」に、変額保険が有期型の場合は「自動延長定期保険、定額払済保険または定額延長定期保険」にそれぞれ読み替えます。
- この特約の社員配当金については、第22条の規定にかかわらず、主約款の規定を適用して主契約の社員配当金とあわせて支払います。
- 変額保険が終身型の場合、第25条第1号の規定を適用します。

(請求手続)

第27条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類			印鑑証明書		戸籍抄本		会社所定の診断書	会社所定の手術証明書	その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	契約者	受取人	この特約の被保険者	受取人			
1 家族手術給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	
2 解約払戻金の支払	○	○	○	○						
3 責任準備金の支払	○	○	○	○						
4 家族手術保険金額の増額	○	○	○	○						会社所定の告知書
5 家族手術保険金額の減額	○	○	○	○						

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(管轄裁判所)

第28条 この特約における家族手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 29 条 契約者または主契約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族手術保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族手術保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族手術保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 手術

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、別表2の手術番号1. ～89. を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 給付割合表

手術 番号	手術の種類	手術保険金・家族手術保険金に対する給付割合 (%)
§ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術 (25 cm ² 未満は除く。)	10
2.	乳房切断術	10
§ 筋骨の手術 (抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術	10
4.	骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く。)	10
5.	頭蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く。)	10
6.	鼻骨観血手術 (鼻中隔彎曲症手術を除く。)	5
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	10
8.	脊椎・骨盤観血手術	10
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	5
10.	四肢切断術 (手指・足指を除く。)	10
11.	切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの。)	10
12.	四肢骨・四肢関節観血手術 (手指・足指を除く。)	5
13.	筋・腱・靭帯観血手術 (手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	5
§ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	5
15.	喉頭全摘除術	10
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術 (開胸術を伴うもの。)	10
17.	胸郭形成術	10
18.	縦隔腫瘍摘出術	20
§ 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く。)	10
20.	静脈瘤根本手術	5
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの。)	20
22.	心膜切開・縫合術	10
23.	直視下心臓内手術	20
24.	体内用ペースメーカー埋込術	10
25.	脾摘除術	10
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	10
27.	顎下腺腫瘍摘出術	5
28.	食道離断術	20
29.	胃切除術	20
30.	その他の胃・食道手術 (開胸・開腹術を伴うもの。)	10
31.	腹膜炎手術	10
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	10
33.	ヘルニア根本手術	5
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	5
35.	直腸脱根本手術	10
36.	その他の腸・腸間膜手術 (開腹術を伴うもの。)	10
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術 (根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	5
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術 (受容者に限る。)	20
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術 (経尿道的操作は除く。)	10
40.	尿道狭窄観血手術 (経尿道的操作は除く。)	10
41.	尿瘻閉鎖観血手術 (経尿道的操作は除く。)	10
42.	陰茎切断術	20
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	10
44.	陰嚢水腫根本手術	5

手術 番号	手術の種類	手術保険金・家 族手術保険金に 対する給付割合 (%)
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	20
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	5
47.	帝王切開娩出術	5
48.	子宮外妊娠手術	10
49.	子宮脱・膣脱手術	10
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	10
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	10
52.	その他の卵管・卵巣手術	5
	§ 内分泌器の手術	
53.	下垂体腫瘍摘除術	20
54.	甲状腺手術	10
55.	副腎全摘除術	10
	§ 神経の手術	
56.	頭蓋内観血手術	20
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	10
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	20
59.	脊髄硬膜内外観血手術	10
	§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)	
60.	眼瞼下垂症手術	5
61.	涙小管形成術	5
62.	涙嚢鼻腔吻合術	5
63.	結膜嚢形成術	5
64.	角膜移植術	5
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	5
66.	虹彩前後癒着剥離術	5
67.	緑内障観血手術	10
68.	白内障・水晶体観血手術	10
69.	硝子体観血手術	5
70.	網膜剥離症手術	5
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5
72.	眼球摘除術・組織充填術	10
73.	眼窩腫瘍摘出術	10
74.	眼筋移植術	5
	§ 感覚器・聴器の手術	
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	10
76.	乳様洞削開術	5
77.	中耳根本手術	10
78.	内耳観血手術	10
79.	聴神経腫瘍摘出術	20
	§ 悪性新生物の手術	
80.	悪性新生物根治手術	20
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5
82.	その他の悪性新生物手術	10
	§ 上記以外の手術	
83.	上記以外の開頭術	10
84.	上記以外の開胸術	10
85.	上記以外の開腹術	5
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5
	§ 新生物根治放射線照射	
88.	新生物根治放射線照射(5000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5
	§ 骨髄幹細胞採取手術	
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	10

(備考)

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

家族通院特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 特約の被保険者の範囲
- 第4条 特約の被保険者資格の得喪
- 第5条 家族通院給付金日額
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 特約消滅後の通院の特別取扱
- 第8条 家族通院給付金の請求手続
- 第9条 家族通院給付金支払の時期および場所
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 告知義務
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第15条 特約の失効
- 第16条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第17条 特約保険料の自動貸付

- 第18条 特約の復活
- 第19条 特約の解約
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 特約の解約払戻金
- 第22条 社員配当金
- 第23条 家族通院給付金日額の増額または減額
- 第24条 特約の復帰
- 第25条 主約款の規定の準用
- 第26条 新定期保険に付加する場合の特則
- 第27条 終身保険に付加した場合の特則
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 通院
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

家族通院特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または満 20 歳未満の子が疾病もしくは不慮の事故による傷害により入院した場合で、その退院後に通院したときに、その通院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、家族災害入院特約(平成8年4月2日改正)および家族疾病入院特約(平成8年4月2日改正)(以下「主特約」といいます。)ならびに通院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の責任開始時)

- 第2条 この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、第1条第2項により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の範囲)

- 第3条 この特約の被保険者は、次の各号に定める者とします。
 1. 主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)
 2. 主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第4条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者は、その該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動または子が満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その時にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(家族通院給付金日額)

第5条 この特約による各被保険者の家族通院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた通院特約の通院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。</p> <p>1. この特約の責任開始時(復活または復帰の取扱が行なわれた場合は、最後の復活または復帰の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした主特約の特約条項に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院(以下「入院」といいます。)をし、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした別表1に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。</p> <p>2. その通院が別表2に定める病院または診療所への通院であること。</p> <p>3. その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること。</p>	家族通院給付金	1回の入院の退院後の通院につき家族通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. この特約の当該被保険者の犯罪行為</p> <p>3. この特約の当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. この特約の当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. この特約の当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. この特約の当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. この特約の当該被保険者の薬物依存</p>

(同一事由による入院の取扱)

② この特約の同一の被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる入院については次のとおり取り扱います。

1. 最終の入院(1回の入院の給付金の支払限度をこえる場合には、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日を第1項に定める退院日とします。
2. 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。

(入院給付金の支払対象となる日に通院した場合の取扱)

③ この特約の同一の被保険者が、入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否とにかかわらず家族通院給付金は支払いません。

(異なる事由の併発の取扱)

④ 会社は、この特約の同一の被保険者が第1項に規定にする入院を開始した時に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。この場合、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。

(家族通院給付金の支払限度)

⑤ この特約による家族通院給付金の支払限度は、この特約の同一の被保険者について次のとおりとします。

1. 1回の入院(主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。)の退院後の通院についての支払限度は、支払日数(家族通院給付金を支払う日数。以下同じ。)30日とします。
2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。

⑥ 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第4項(異なる事由の併発の取扱)の規定により家族通院給付金が支払われるときにはそれぞれの事由による通院についての支払日数は、30日をもって限度とします。

1. 不慮の事故による傷害を事由とした入院中に、異なる不慮の事故による傷害を事由とした入院を開始したとき。
2. 不慮の事故による傷害を事由とした入院と、疾病を事由とした入院(不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院を含みます。以下同じ。)が重複したとき。

(通院中に家族通院給付金日額が減額された場合の取扱)

⑦ この特約の被保険者の通院中に家族通院給付金日額が減額があった場合には、家族通院給付金の支払額は各日現在の家族通院給付金日額に応じて計算します。

(家族通院給付金の削減支払)

⑧ この特約の被保険者が次の各号のいずれかにより通院した場合で、その原因により通院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その程度に応じて、家族通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波

2. 戦争その他の変乱

（責任開始時以後の原因とみなす入院）

- ⑨ この特約の被保険者が、責任開始時前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

（責任開始時前に発病した疾病を保障する取扱）

- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に家族通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または主契約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

（この特約の被保険者とみなす場合）

- ⑪ この特約の責任開始時以後に妻が分娩した主契約の被保険者の子について、その子の出生に際しての入院の場合、家族通院給付金の計算上、入籍の日前の入院（入籍の日を含んで継続している場合に限ります。）も、この特約の被保険者となった後の入院とみなして本条の規定を適用します。

（通院が重複した場合の取扱）

- ⑫ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、家族通院給付金は重複して支払いません。

1. この特約の同一の被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき（この場合、1回の通院とみなします。）。
2. この特約の同一の被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。

（特約消滅後の通院の特別取扱）

第7条 この特約の被保険者が前条に規定する通院期間中に次の各号に定める事由が発生した時から継続している通院はこの特約の有効中の通院とみなして前条の規定を適用します。

1. この特約の保険期間が満了したとき。
2. 主契約の被保険者が死亡または主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める高度障害状態に該当したことによって第20条の規定によりこの特約が消滅したとき。
3. 主特約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅したとき。
4. この特約の被保険者である子が、満20歳の年齢に達したことによって、この特約の被保険者でなくなったとき。

（家族通院給付金の請求手続）

第8条 契約者はまたは家族通院給付金の受取人は、第6条に規定する家族通院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 家族通院給付金の受取人は、第6条に規定する家族通院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して家族通院給付金を請求して下さい。

1. 家族通院給付金請求書
2. 会社の指定した書式による医師の診断書
3. 会社所定の書式による通院した病院の入院証明書
4. この特約の被保険者の戸籍抄本
5. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類

- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

（家族通院給付金支払の時期および場所）

第9条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による家族通院給付金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

第10条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(告知義務)

第 11 条 会社がこの特約の責任開始時にこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または主契約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対して口頭で)告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第 12 条 契約者または主契約の被保険者が、前項の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 会社は、家族通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、すでに家族通院給付金を支払っていたときでも返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、この特約の被保険者の入院が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、家族通院給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める通院を開始したときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 13 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがある場合。
4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 家族通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第 14 条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料(主契約に付加されている主特約および通院特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第16条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 15 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 16 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約保険料の自動貸付）

第 17 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めるところによります。

（特約の復活）

第 18 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約の解約）

第 19 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第 20 条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. 主契約に付加されている主特約および通院特約のいずれかが消滅したときまたは通算の支払限度に達したとき。
4. 第6条第5項第2号の規定により、この特約の家族通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

（特約の解約払戻金）

第 21 条 特約の解除（第 12 条および第 13 条）、失効（第 15 条）または解約（第 19 条）の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金（別表3に例示します。）を契約者に払い戻します。
② 前条の規定によって特約の消滅とみなす場合（主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。）には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

（社員配当金）

第 22 条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

（家族通院給付金日額の増額または減額）

第 23 条 この特約の家族通院給付金日額のみ増額または減額は取り扱いません。
② 通院特約の規定によって、通院給付金日額が増額または減額された場合には、この特約による各被保険者の家族通院給付金日額も同時に同じ割合で、増額または減額するものとします。
③ 前項の規定によって家族通院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。
④ 第2項の規定によって家族通院給付金日額が増額された場合には、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込んで下さい。
⑤ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第2条（特約の責任開始時）、第6条（給付金の支払）、第 11 条（告知義務）、第 12 条（告知義務違反による解除）および第 13 条（重大事由による解除）の規定を適用します。

（特約の復帰）

第 24 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 20 条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。
② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

（主約款の規定の準用）

第 25 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（新定期保険に付加する場合の特則）

第 26 条 この特約を新定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の家族通院給付金日額は更新前の家族通院給付金日額と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条（給付金の支払）および第 10 条（特約保険料の払込免除）の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(終身保険に付加した場合の特則)

第 27 条 この特約を終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第 14 条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) この特約の保険料払込期間満了前に主契約の保険料払込期間が満了するときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の最終の保険料の払込の際に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から解約されたものとして扱います。
2. 第 20 条第 1 号および第 24 条第 1 項中「払済保険または延長保険」とあるのは「払済終身保険、延長保険または払済養老保険」に、第 22 条中「払済増加保険」とあるのは「終身買増保険または生存買増保険」にそれぞれ読み替えます。
3. 主約款の規定により主契約が養老保険に変更された場合には、会社の定める方法によりこの特約の保険期間および保険料払込期間を変更します。

(管轄裁判所)

第 28 条 この特約における家族通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第 29 条** 契約者または主契約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族通院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族通院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族通院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした通院
治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

別表1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

ガン特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 ガン入院給付金日額
- 第4条 保険金および給付金の支払
- 第5条 告知義務
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 特約を解除できない場合
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の社員配当金
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合

- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 保険金等の支払金の支払の時期および場
所
- 第18条 ガン入院給付金日額の減額
- 第19条 特約の更新
- 第20条 請求手続
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 悪性新生物
- 別表2 身体障害表
- 別表3 解約払戻金額例表

ガン特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	保険金・給付金の名称
入院	被保険者がガンを原因として8日以上継続入院したとき。	ガン入院給付金日額の入院日数倍	ガン入院給付金
死亡	被保険者がガンを原因として死亡したとき。	ガン入院給付金日額の100倍相当額	ガン死亡保険金
高度障害	被保険者がガンを原因として所定の高度障害になったとき。		ガン高度障害給付金

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(特約の責任開始時)

第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。

(ガン入院給付金日額)

第3条 この特約のガン入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額とします。

(保険金および給付金の支払)

第4条 この特約の保険金および給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	保険金・給付金		受取人
	名称	支払額	
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める悪性新生物(以下「ガン」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること。 (2) その入院がガンの治療を目的とした入院であること。 (3) その入院が8日以上継続した入院であること。 (4) その入院が日本国内にある備考3. に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること。	ガン入院給付金	ガン入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	契約者

支払事由	保険金・給付金		受取人
	名称	支払額	
2. 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき。	ガン死亡保険金	ガン入院給付金日額の100倍相当額	主契約の保険金受取人
3. 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因としてこの特約の保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発病したガン(この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった疾病と因果関係のないガンに限ります。)を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	ガン高度障害給付金	ガン入院給付金日額の100倍相当額	契約者

- ② ガン入院給付金の支払は、通算して700日分を限度とし、かつ、1回の入院について120日分を限度とします。
- ③ 被保険者がガンを直接の原因として第1項に規定する8日以上継続入院を2回以上した場合は、それぞれの入院を合わせて1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、ガン入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ④ 被保険者が転入院した場合に、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなします。
- ⑤ 会社は、被保険者が主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定めるガン以外の疾病を直接の原因として入院を開始した時にガンを併発していた場合またはその入院中にガンを併発した場合には、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。
- ⑥ 主約款に定める災害入院給付金とこの特約に定めるガン入院給付金とが重複して支払われることとなる場合でも、会社は、災害入院給付金とガン入院給付金を重複しては支払いません。この場合、重複して支払われないこととなる入院期間についてはガン入院給付金を支払います。
- ⑦ 被保険者が入院中にガン入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在のガン入院給付金日額を基準として計算された金額をガン入院給付金として支払います。
- ⑧ 被保険者が第1項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
1. この特約の保険期間が満了したとき。
 2. 主約款に定める高度障害給付金を支払うことによって、第15条第1項第1号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑨ ガン死亡保険金を支払った後は、ガン高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑩ 会社がガン高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時にこの特約は消滅します。
- ⑪ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、ガン高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、ガン高度障害給付金を支払います。
- ⑫ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病したガンを直接の原因としてこの特約の責任開始時以後にガン入院給付金、ガン死亡保険金またはガン高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. そのガンについて、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのガンに関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. そのガンについて、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、そのガンによる症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(告知義務)

第5条 この特約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第6条 契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金または給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明で

あるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。

- ⑤ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第7条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による特約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
3. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約が解除されるときまたはこの特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって次のいずれかに該当したときは、この特約を解除することができます。
 - (1) 高度障害になったとき。
 - (2) 第4条に定める入院を開始したとき。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(ガン入院給付金、ガン死亡保険金およびガン高度障害給付金をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金を支払いません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないません。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主約款に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、契約者は、この特約の解約払戻金を請求することができます。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の社員配当金)

第13条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。

1. 主契約が保険金または高度障害給付金の支払によって消滅したとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合をのぞきます。
- ② 前項第2号の場合には、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。ただし、主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の解約払戻金)

第16条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により計算します。

- ② この特約の解約払戻金額は、別表3に例示します。

(保険金等の支払金の支払の時期および場所)

第17条 主約款に定める保険金等の支払金の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による保険金等の支払金の支払の場合に準用します。

(ガン入院給付金日額の減額)

第18条 この特約のガン入院給付金日額のみ減額は取り扱いません。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約のガン入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によってこの特約のガン入院給付金日額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の更新)

第19条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第4条(保険金および給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(請求手続)

第20条 この特約にもとづく支払については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書	会社所定の入院証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	ガン入院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	ガン死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	ガン高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	責任準備金の支払	○	○	○	○								
5	解約払戻金の支払	○	○	○	○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給

付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。

- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(管轄裁判所)

第 21 条 この特約における保険金または給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 22 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 23 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

3. 病院または診療所

医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。この場合、入院の定義を準用します。)とします。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

別表1 悪性新生物

悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

別表2 身体障害表

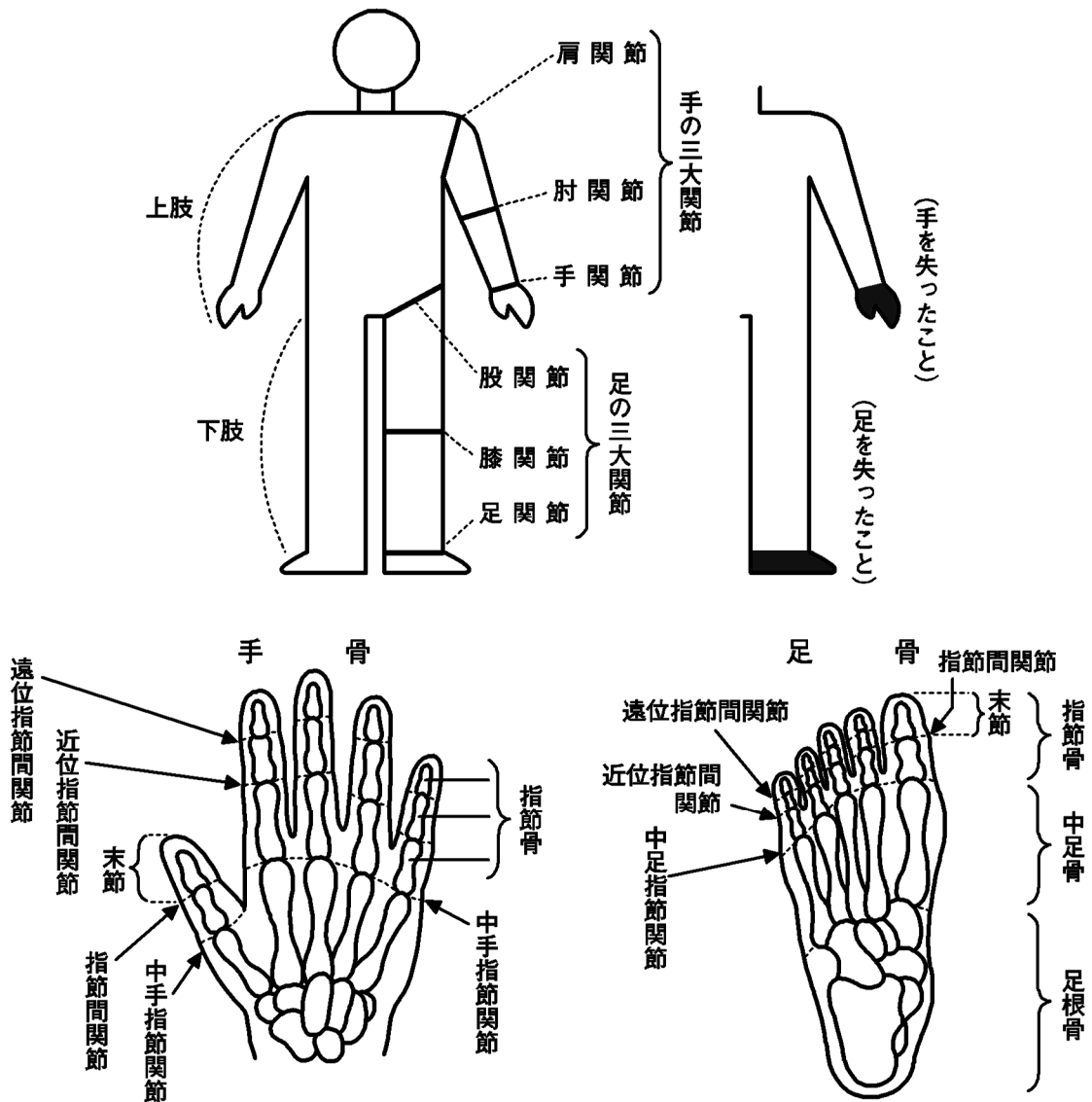
身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ

関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

新手術特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 手術給付金の型
- 第4条 給付金の支払
- 第5条 告知義務
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 特約を解除できない場合
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の社員配当金
- 第14条 特約の解約

- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 給付金等の支払金の支払の時期および場所
- 第18条 特約の更新
- 第19条 請求手続
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 給付倍率表

新手術特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	給付金の名称
手術	被保険者が不慮の事故による傷害または疾病等により所定の手術を受けたとき。	主契約の入院給付金日額に該当した手術に応ずる給付倍率を乗じて得た金額	手術給付金

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(特約の責任開始時)

第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。

(手術給付金の型)

第3条 この特約の手術給付金の型はI型およびII型とし、契約者は、この特約締結の際、いずれかの型を指定するものとします。

(給付金の支払)

第4条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。</p> <p>1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>(1) この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生または発病した次のいずれかを直接の原因とし、その治療を直接の目的とした手術であること。</p> <p>(ア) 別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害</p> <p>(イ) 疾病(備考3.に定める薬物依存をのぞきます。以下同じ。)</p> <p>(2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髓幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日から起算して1年を経過した日以後に行なわれた骨髓幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p> <p>2. その手術が別表2の給付倍率表に定めるいずれかの手術(別表2の給付倍率表に定める新生物根治放射線照射は手術とみなします。以下同じ。)であること。</p> <p>3. その手術が日本国内にある備考4.に定める病院または診療所における手術であること。</p>	手術給付金	手術1回について、主契約の入院給付金日額にその受けた手術に対応する給付倍率(別表2)を乗じて得られる金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

② 次の各号のいずれかに該当する手術は、疾病を直接の原因とした手術とみなして本条の規定を適用します。

1. 不慮の事故以外の外因を直接の原因とした手術
2. 異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための手術。

③ 手術給付金の支払は、通算して主契約の入院給付金日額の 700 倍を限度とします。また、第1項第1号(2)の規定による手術給付金の支払は1回のみとします。

④ 会社は、被保険者が時期を同じくして別表2の給付倍率表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、それらの手術のうち最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。

⑤ 次の各号のいずれかによって手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、手術給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

⑥ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(告知義務)

第5条 この特約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第6条 契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、給付金を支払いません。すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。

(特約を解除できない場合)

第7条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による特約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
3. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約が解除されるときまたはこの特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって第4条に定める手術を受けたときは、この特約を解除することができます。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が給付金(手術給付金をいいます。この場合、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがある場合
4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払いません。すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の社員配当金)

第13条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。
1. 主契約が保険金または高度障害給付金の支払によって消滅したとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合をのぞきます。
② この特約の手術給付金の支払が、第4条第3項に定める支払限度に達した場合には、この特約は、その支払限度に達する手術を受けた日の翌日に消滅したものとみなします。

(特約の解約払戻金)

第16条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(給付金等の支払金の支払の時期および場所)

第17条 主約款に定める保険金等の支払金の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による給付金等の支払金の支払の場合に準用します。

(特約の更新)

第18条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。
② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第4条(給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(請求手続)

第19条 この特約にもとづく支払等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の 請 求 書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		社 会 所 定 の 診 断 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人		
1	手術給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	会社所定の手術証明書 会社が必要と認めた場合には 住民票にかえて戸籍抄本
2	特約の解約	○	○	○	○							

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(管轄裁判所)

第20条 この特約における給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第21条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 22 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 手術

「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加えることをいい、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を目的とした手術」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

4. 病院または診療所

医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所とします。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付倍率表

手術給付金の型に応じた手術の種類およびその手術に対応する給付倍率は次のとおりです。

手術の種類	給付倍率	
	I型	II型
§ 皮膚・乳房の手術		
1. 植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	10	20
2. 乳房切断術	10	20
§ 筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3. 骨移植術	10	20
4. 骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	10	20
5. 穿頭術	10	20
6. 頭蓋骨観血手術	10	20
7. 上顎骨・下顎骨観血手術	10	20
8. 観血的顎関節授動術	10	20
9. 脊椎・骨盤観血手術	10	20
10. 鎖骨・胸骨・肋骨観血手術	5	10
11. 骨盤切断術	10	20
12. 四肢切断術(大腿・下腿・上腕・前腕・手(指を除く。))・足(指を除く。))	10	20
13. 断端骨形成術(大腿・下腿・上腕・前腕)	5	10
14. 切断四肢再接合術(手指・足指を除く。)	10	20
15. 四肢骨観血手術(大腿・下腿・上腕・前腕・手(指を除く。))・足(指を除く。))	5	10
16. 偽関節手術(大腿骨・下腿骨・上腕骨・前腕骨・中手骨・中足骨・鎖骨)	5	10
17. 四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)[切除・離断・形成術・脱臼整復術]	5	10
18. 腱観血手術(手指・足指を除く。)	5	10
§ 呼吸器・胸部の手術		
19. 鼻咽腔線維腫摘出術	5	10
20. 慢性副鼻腔炎根本手術	5	10
21. 喉頭切開術・喉頭全摘除術	10	20
22. 観血的気管・気管支異物除去術	10	20
23. 気管支瘻閉鎖術	10	20
24. 肺膿瘍手術	10	20
25. 肺切除術	10	20
26. 肺および胸膜剥離縫縮術	10	20
27. 胸郭形成術	10	20
28. 縦隔腫瘍摘出術	25	50
§ 循環器の手術		
29. 体内用ペースメーカー埋込術	10	20

手術の種類	給付倍率	
	I型	II型
30. 血管形成術(血液透析用シャント形成術を含む。)	10	20
31. 動脈間バイパス造成術	25	50
32. 直視下心臓内手術	25	50
33. 心膜切開・縫合術	10	20
34. 動脈瘤切除術	25	50
35. 頸静脈結紮術	10	20
§ 脾・リンパ節の手術		
36. 脾腎静脈吻合術	10	20
37. 脾摘除術	10	20
§ 消化器の手術		
38. 耳下腺腫瘍摘出術	10	20
39. 食道外切開術	10	20
40. 観血的食道異物除去術	10	20
41. 食道入口部腫瘍摘出術	10	20
42. 食道離断術	25	50
43. 腹膜炎手術	10	20
44. 横隔膜下膿瘍切開術	10	20
45. 腹膜後腫瘍摘出術	10	20
46. 胃切開術(胃瘻術を含む。)	10	20
47. 胃切除術	25	50
48. 胃腸吻合術	10	20
49. 腸および腸間膜切除術	10	20
50. 腸閉塞手術	10	20
51. 腸および腸間膜切開縫合・剥離・固定術	10	20
52. 腸間膜腫瘍摘出術	10	20
53. ヘルニア根本手術	5	10
54. 腸瘻術・腸瘻閉鎖術	10	20
55. 回盲部腫瘍摘出術	10	20
56. 虫垂周囲膿瘍切開術	10	20
57. 虫垂切除術	5	10
58. 盲腸縫縮術	5	10
59. 直腸脱根本手術	10	20
60. 人工肛門造設術	10	20
61. 痔瘻根本手術(直腸隙に達しないものは除く。)	5	10
62. 脱肛根本手術(ホワイトヘッド手術を含む。)	5	10
63. 肝臓・胆嚢・胆石・膵臓手術	10	20
§ 尿・性器の手術		
64. 尿管膀胱移植術・尿管S状腸移植術	10	20
65. 尿瘻閉鎖術	10	20
66. 尿路吻合造設術	10	20
67. 腎臓・腎盂手術	10	20
68. 腎移植手術(受容者に限る。)	25	50
69. 尿管・膀胱手術	10	20
70. 膀胱周囲膿瘍切開術	10	20
71. 膀胱後腫瘍摘出術	10	20
72. 尿道狭窄手術	10	20
73. 陰茎切断術	25	50
74. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術(経尿道的操作は除く。)	10	20
75. 陰嚢水腫根本手術	5	10
76. 子宮全摘除術	25	50
77. 子宮筋腫手術	10	20
78. 子宮脱根本手術	10	20
79. 子宮内反症手術	10	20
80. 膣脱手術	10	20
81. 子宮位置矯正術	5	10
82. 子宮破裂手術	10	20
83. 子宮膣部切除術	10	20
84. 癒着性子宮附属器摘除術	10	20
85. 附属器腫瘍摘出術	10	20
86. 帝王切開娩出術	5	10

手術の種類	給付倍率	
	I型	II型
87. 子宮外妊娠手術	10	20
88. 卵巣・卵管手術(経腔的操作は除く。)	5	10
§ 内分泌器の手術		
89. 下垂体腫瘍摘除術	25	50
90. 甲状腺手術	10	20
91. 副腎全摘除術	10	20
92. 頸動脈球摘出術	10	20
§ 神経の手術		
93. 神経形成術(移植術を含む。)	10	20
94. 神経腫切除術	10	20
95. 頭蓋内手術	25	50
96. 脊髄硬膜内外手術	10	20
97. 脊髄腫瘍摘出術	25	50
98. 脊髄血管腫摘出術	25	50
99. 横隔神経捻除術	10	20
100. 頸部・頸動脈周囲・腰部・股動脈周囲交感神経切除術	10	20
101. 下腹部神経叢切除術	10	20
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)		
102. 前房・虹彩・硝子体内異物除去術	5	10
103. 強膜内陥術	5	10
104. 顕微鏡下虹彩毛様体牽引術	5	10
105. 緑内障手術	10	20
106. 虹彩前後癒着剥離術	5	10
107. 硝子体茎頭顕微鏡下離断術	5	10
108. 線維柱帯顕微鏡下切開術	5	10
109. 白内障・水晶体手術	10	20
110. 硝子体置換術	5	10
111. 網膜剥離症手術	5	10
112. 網膜裂孔冷凍凝固術	5	10
113. 視束管開放術	10	20
114. 眼筋移植術	5	10
115. 眼窩内異物摘出術	5	10
116. 眼球摘除術・組織充填術	10	20
117. 眼窩腫瘍摘出術	10	20
118. 眼瞼下垂症手術	5	10
119. 結膜嚢形成術	5	10
120. 角膜移植術	5	10
121. 涙小管形成術	5	10
122. 涙嚢鼻腔吻合術	5	10
§ 感覚器・聴器の手術		
123. 鼓膜癒着剥離術	5	10
124. 鼓室形成術	10	20
125. 鼓膜形成術	10	20
126. 乳様洞削開術	5	10
127. 中耳根本手術	10	20
128. 鎧骨手術	10	20
129. 鎧骨可動化手術	10	20
130. 顔面神経管開放術	10	20
131. 顔面神経減圧術	10	20
132. 内耳全摘除術	10	20
133. 聴神経腫瘍摘出術	25	50
134. 側頭骨腫瘍摘出術	10	20
135. 経迷路的内耳道開放術	10	20
136. 錐体突起開放術	10	20
137. 耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	10	20
138. 迷路摘出術(開窓術を含む。)	10	20
139. 内リンパ嚢開放術	10	20
§ 悪性新生物の手術		
140. 悪性新生物根治手術	25	50
141. その他の悪性新生物手術	10	20

手術の種類	給付倍率	
	I型	II型
§ 上記以外の手術		
142. 上記以外の開頭術	10	20
143. 上記以外の開胸術	10	20
144. 上記以外の開腹術	5	10
§ 新生物根治放射線照射		
145. 新生物根治放射線照射(新生物の治療を目的として、5週間に5,000ラド以上の放射線を照射するものをいい、一連の照射をもって1回とする。)	5	10
§ 骨髄幹細胞採取手術		
146. 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	10	20

(備考)

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

新災害割増特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 災害割増保険金額
- 第4条 保険金および給付金の支払
- 第5条 告知義務
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 特約を解除できない場合
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の社員配当金
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約払戻金

- 第17条 保険金等の支払金の支払の時期および場所
- 第18条 災害割増保険金額の減額
- 第19条 特約の更新
- 第20条 請求手続
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 新医療保障付定期保険に付加した場合の特則
- 第24条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 身体障害表
- 別表3 感染症

新災害割増特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	保険金・給付金の名称
死亡	被保険者が不慮の事故による傷害または感染症を原因として死亡したとき。	災害割増保険金額	災害死亡保険金
高度障害	被保険者が不慮の事故による傷害または感染症を原因として高度障害になったとき。		災害高度障害給付金

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(特約の責任開始時)

第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。

(災害割増保険金額)

第3条 この特約の災害割増保険金額は、主契約の入院給付金日額の100倍相当額とします。

(保険金および給付金の支払)

第4条 この特約の保険金および給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	保険金・給付金		受取人	保険金または給付金を支払わない場合 (以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当して死亡したとき。</p> <p>(1) この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内に死亡したとき。</p> <p>(2) この特約の責任開始時以後に発病した別表3に定める感染症(以下「感染症」といいます。)を直接の原因として死亡したとき。</p>	災害死亡保険金	災害割増保険金額	主契約の保険金受取人	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 主契約の保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その者が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。</p> <p>4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>
<p>2. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれかに該当して別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)になったとき。</p> <p>(1) この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内に高度障害になったとき。この場合、この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害になったときも含まれます。</p> <p>(2) この特約の責任開始時以後に発病した感染症を直接の原因として高度障害になったとき。この場合、この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発病した感染症を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害になったときも含まれます。</p>	災害高度障害給付金	災害割増保険金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

② 次の各号のいずれかによって死亡し、または高度障害になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、災害死亡保険金または災害高度障害給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

③ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、災害高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、災害高度障害給付金を支払います。

④ 災害死亡保険金を支払った後は、災害高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。

⑤ 会社が災害高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時にこの特約は消滅します。

(告知義務)

第5条 この特約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第6条 契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金または給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。

(特約を解除できない場合)

第7条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による特約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
3. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約が解除されるときまたはこの特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって高度障害になったときは、この特約を解除することができます。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(災害割増保険金、および災害高度障害給付金をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主約款に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ⑤ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の社員配当金)

第13条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(特約の解約)

第 14 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。

1. 主契約が保険金または高度障害給付金の支払によって消滅したとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合をのぞきます。

(特約の解約払戻金)

第 16 条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(保険金等の支払金の支払の時期および場所)

第 17 条 主約款に定める保険金等の支払金の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による保険金等の支払金の支払の場合に準用します。

(災害割増保険金額の減額)

第 18 条 この特約の災害割増保険金額のみの減額は取り扱いません。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の災害割増保険金額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によってこの特約の災害割増保険金額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとします。

(特約の更新)

第 19 条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第4条(保険金および給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものととして取り扱います。

(請求手続)

第 20 条 この特約にもとづく支払等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		会 社 所 定 の 診 断 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人		
1	災害死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○	○	○	不慮の事故であることを証明する書類 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	災害高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○	○	○	
3	特約の解約	○	○	○	○							

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第 21 条 この特約における保険金または給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 22 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(新医療保障付定期保険に付加した場合の特則)

第 23 条 この特約を新医療保障付定期保険に付加した場合には、第9条第2項中「保険料前納の場合」とあるのを「保険料前納または一時払の場合」に読み替えます。

(特約の取消および無効)

第 24 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

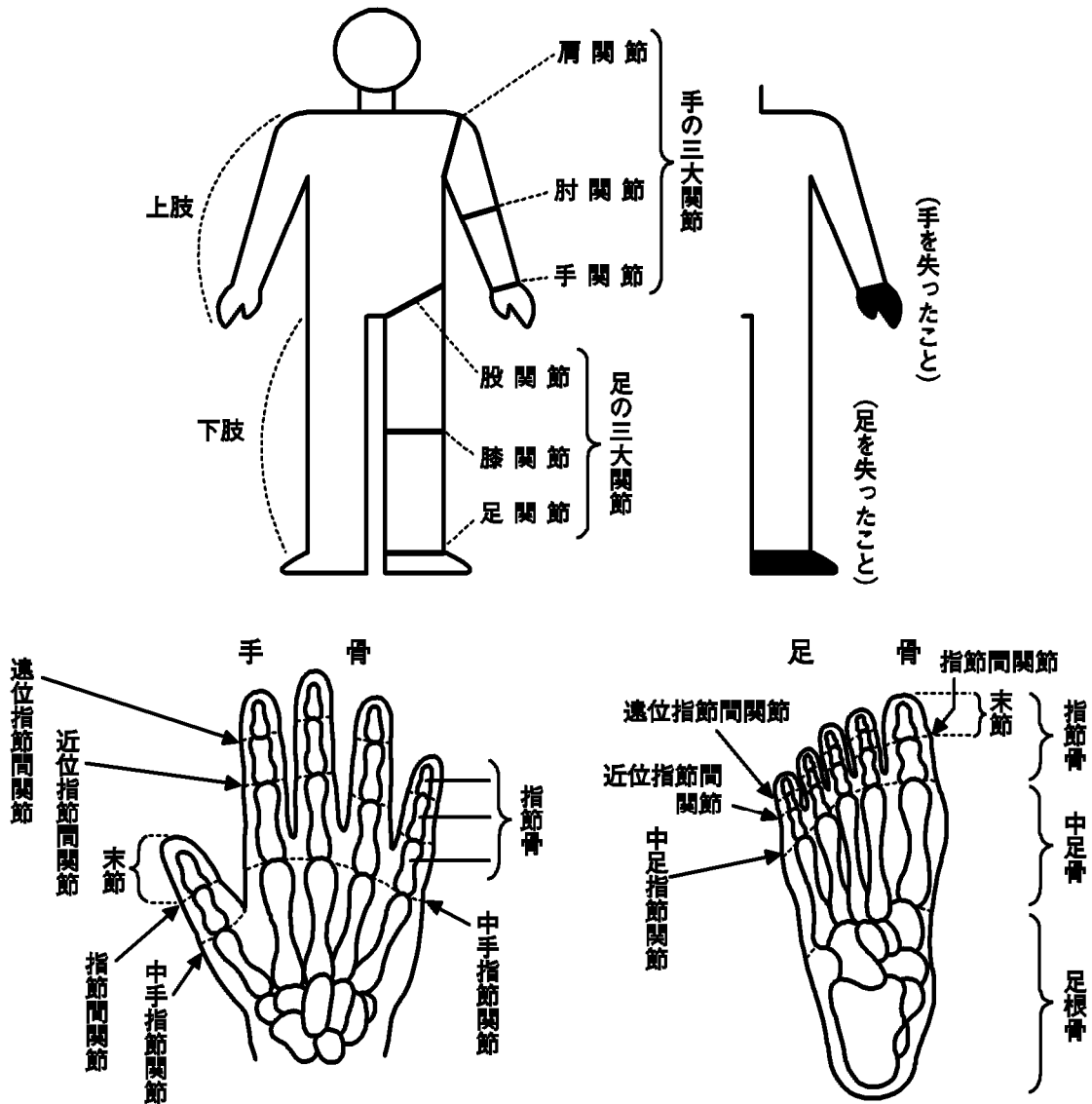
別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障 害 の 図 解



別表3 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとし、ます。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、ます。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令

和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

ガン保障特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 ガン入院給付金日額
- 第4条 保険金および給付金の支払
- 第5条 告知義務
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 特約を解除できない場合
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の社員配当金
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合

- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 保険金等の支払金の支払の時期および場所
- 第18条 ガン入院給付金日額の減額
- 第19条 特約の更新
- 第20条 請求手続
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 悪性新生物
- 別表2 身体障害表
- 別表3 解約払戻金額例表

ガン保障特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	保険金・給付金の名称
入院	被保険者がガンを原因として5日以上継続入院したとき。	ガン入院給付金日額の入院日数倍	ガン入院給付金
死亡	被保険者がガンを原因として死亡したとき。	ガン入院給付金日額の100倍相当額	ガン死亡保険金
高度障害	被保険者がガンを原因として所定の高度障害になったとき。		ガン高度障害給付金

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(特約の責任開始時)

第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。

(ガン入院給付金日額)

第3条 この特約のガン入院給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額とします。

(保険金および給付金の支払)

第4条 この特約の保険金および給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	保険金・給付金		受取人
	名称	支払額	
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める悪性新生物(以下「ガン」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること。 (2) その入院がガンの治療を目的とした入院であること。 (3) その入院が5日以上継続した入院であること。 (4) その入院が備考3. に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること。	ガン入院給付金	ガン入院給付金日額に入院日数を乗じて得られる金額	契約者

支払事由	保険金・給付金		受取人
	名称	支払額	
2. 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき。	ガン死亡保険金	ガン入院給付金日額の100倍相当額	主契約の保険金受取人
3. 被保険者がこの特約の責任開始時以後に発病したガンを直接の原因としてこの特約の保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発病したガン(この特約の責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった疾病と因果関係のないガンに限ります。)を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	ガン高度障害給付金	ガン入院給付金日額の100倍相当額	契約者

- ② ガン入院給付金の支払は、1回の入院について120日分を限度とします。
- ③ 被保険者がガンを直接の原因として第1項に規定する5日以上継続入院を2回以上した場合は、それぞれの入院をあわせて1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、ガン入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ④ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなします。
- ⑤ 会社は、被保険者が主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定めるガン以外の疾病を直接の原因として入院を開始した時にガンを併発していた場合またはその入院中にガンを併発した場合には、その入院を開始した時からガンを直接の原因として継続して入院したものとみなします。
- ⑥ 主約款に定める災害入院給付金とこの特約に定めるガン入院給付金とが重複して支払われることとなる場合でも、会社は、災害入院給付金とガン入院給付金を重複しては支払いません。この場合、重複して支払われないこととなる入院期間についてはガン入院給付金を支払います。
- ⑦ 被保険者が入院中にガン入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在のガン入院給付金日額を基準として計算された金額をガン入院給付金として支払います。
- ⑧ 被保険者が第1項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
- この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主約款に定める高度障害給付金を支払うことによって、第15条第1項第1号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑨ ガン死亡保険金を支払った後は、ガン高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑩ 会社がガン高度障害給付金を支払った場合は、被保険者が高度障害になった時にこの特約は消滅します。
- ⑪ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、ガン高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、ガン高度障害給付金を支払います。
- ⑫ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病したガンを直接の原因としてこの特約の責任開始時以後にガン入院給付金、ガン死亡保険金またはガン高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- そのガンについて、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのガンに関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - そのガンについて、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、そのガンによる症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(告知義務)

第5条 この特約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第6条 契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 保険金または給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、保険金および給付金を支払いません。すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、保険金および給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金または給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないません。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明で

あるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。

- ⑤ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

第7条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による特約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
3. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約が解除されるときまたはこの特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって次のいずれかに該当したときは、この特約を解除することができます。
 - (1) 高度障害になったとき。
 - (2) 第4条に定める入院を開始したとき。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(ガン入院給付金、ガン死亡保険金およびガン高度障害給付金をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金を支払いません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないません。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に解除の通知をします。
- ④ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主約款に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、契約者は、この特約の解約払戻金を請求することができます。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の社員配当金)

第13条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。

1. 主契約が保険金または高度障害給付金の支払によって消滅したとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合を除きます。
- ② 前項第2号の場合には、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。ただし、主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の解約払戻金)

第16条 この特約の解約払戻金は、この特約の保険料を払い込んだ年月数により計算します。

- ② この特約の解約払戻金額は別表3に例示します。

(保険金等の支払金の支払の時期および場所)

第17条 主約款に定める保険金等の支払金の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による保険金等の支払金の支払の場合に準用します。

(ガン入院給付金日額の減額)

第18条 この特約のガン入院給付金日額のみ減額は取り扱いません。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約のガン入院給付金日額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前項の規定によってこの特約のガン入院給付金日額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の更新)

第19条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第4条(保険金および給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(請求手続)

第20条 この特約にもとづく支払については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書	会社所定の入院証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	ガン入院給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	ガン死亡保険金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3	ガン高度障害給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○		会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
4	責任準備金の支払	○	○	○	○								
5	解約払戻金の支払	○	○	○	○								

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の調査を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給

付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。

- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(管轄裁判所)

第 21 条 この特約における保険金または給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 22 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 23 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が保険金または給付金を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表1 悪性新生物

悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00～D09
性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の	
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

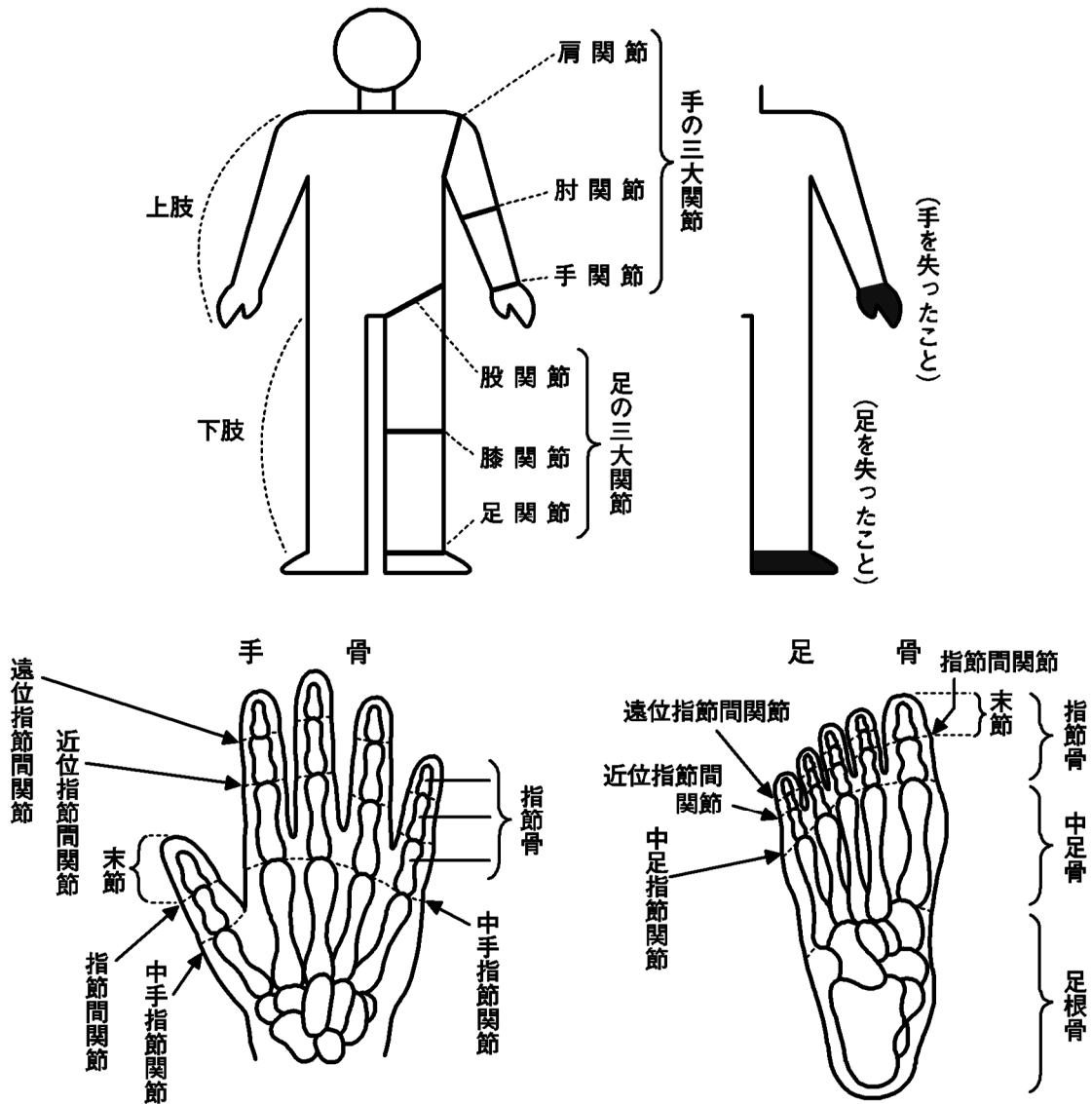
備考

- 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

新手術保障特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 手術給付金の型
- 第4条 給付金の支払
- 第5条 告知義務
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 特約を解除できない場合
- 第8条 重大事由による解除
- 第9条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第10条 特約の失効
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の社員配当金
- 第14条 特約の解約

- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 給付金等の支払金の支払の時期および場所
- 第18条 特約の更新
- 第19条 請求手続
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 給付倍率表

新手術保障特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	給付金の名称
手術	被保険者が不慮の事故による傷害または疾病等により所定の手術を受けたとき。	主契約の入院給付金日額に該当した手術に応ずる給付倍率を乗じて得た金額	手術給付金

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

(特約の責任開始時)

第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。

(手術給付金の型)

第3条 この特約の手術給付金の型はI型およびII型とし、契約者は、この特約締結の際、いずれかの型を指定するものとします。

(給付金の支払)

第4条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。</p> <p>1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>(1) この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ)以後に発生または発病した次のいずれかを直接の原因とし、その治療を直接の目的とした手術であること。</p> <p>(ア) 別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害</p> <p>(イ) 疾病(備考3. に定める薬物依存をのぞきます。以下同じ。)</p> <p>(2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日から起算して1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p> <p>2. その手術が別表2の給付倍率表に定めるいずれかの手術であること。</p> <p>3. その手術が備考4. に定める病院または診療所における手術であること。</p>	手術給付金	手術1回について、主契約の入院給付金日額にその受けた手術に対応する給付倍率(別表2)を乗じて得られる金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

② 次の各号のいずれかに該当する手術は、疾病を直接の原因とした手術とみなして本条の規定を適用します。

1. 不慮の事故以外の外因を直接の原因とした手術
2. 異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための手術。

③ 手術給付金の支払は、通算して主契約の入院給付金日額の 700 倍を限度とします。また、第1項第1号(2)の規定による手術給付金の支払は1回のみとします。

④ 会社は、被保険者が時期を同じくして別表2の給付倍率表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、それらの手術のうち最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。

⑤ 次の各号のいずれかによって手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、手術給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

⑥ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(告知義務)

第5条 この特約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

第6条 契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

② 給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合

には、給付金を支払いません。すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

- ③ 前項の規定にかかわらず、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。

(特約を解除できない場合)

第7条 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による特約の解除を行なうことができません。

1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月以内に解除しなかったとき。
3. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約が解除されるときまたはこの特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって第4条に定める手術をうけたときは、この特約を解除することができます。

(重大事由による解除)

第8条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者もしくは給付金の受取人が給付金(手術給付金をいいます。この場合、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、給付金を支払いません。すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に解除の通知をします。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第9条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。))に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約当日以後末日までにこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第10条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第11条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の社員配当金)

第13条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(特約の解約)

第 14 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。

1. 主契約が保険金または高度障害給付金の支払によって消滅したとき。
 2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合をのぞきます。
- ② この特約の手術給付金の支払が、第4条第3項に定める支払限度に達した場合には、この特約は、その支払限度に達する手術を受けた日の翌日に消滅したものとみなします。

(特約の解約払戻金)

第 16 条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(給付金等の支払金の支払の時期および場所)

第 17 条 主約款に定める保険金等の支払金の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による給付金等の支払金の支払の場合に準用します。

(特約の更新)

第 18 条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第4条(給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものととして取り扱います。

(請求手続)

第 19 条 この特約にもとづく支払等については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		住民票		社 会 所 定 の 診 断 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人		
1	手術給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	会社所定の手術証明書 会社が必要と認めた場合には 住民票にかえて戸籍抄本
2	特約の解約	○	○	○	○							

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
- ③ 給付金の受取人に給付金を請求できない事情がある場合には、給付金の受取人の配偶者(配偶者がいない場合には給付金の受取人と生計を一にする親族)は、その事情を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえ、給付金の受取人のために給付金の受取人に代わって給付金を請求することができます。
- ④ 前項の規定による給付金の請求に対して会社が給付金を給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

(管轄裁判所)

第 20 条 この特約における給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第 21 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 22 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 手術

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、別表2の手術番号1. ～89. を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

4. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとしてします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付倍率表

手術番号	手術の種類	給付倍率	
		I型	II型
§ 皮膚・乳房の手術			
1.	植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	10	20
2.	乳房切断術	10	20
§ 筋骨の手術(抜釘術は除く。)			
3.	骨移植術	10	20
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	10	20
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	10	20
6.	鼻骨観血手術(鼻中隔彎曲症手術を除く。)	5	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	10	20
8.	脊椎・骨盤観血手術	10	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	5	10
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	10	20
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	10	20
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	5	10
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	5	10
§ 呼吸器・胸部の手術			
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	5	10
15.	喉頭全摘除術	10	20
16.	気管、気管支、肺、胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	10	20
17.	胸郭形成術	10	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	25	50
§ 循環器・脾の手術			
19.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	10	20
20.	静脈瘤根本手術	5	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	25	50
22.	心膜切開・縫合術	10	20
23.	直視下心臓内手術	25	50
24.	体内用ペースメーカー埋込術	10	20
25.	脾摘除術	10	20
§ 消化器の手術			
26.	耳下腺腫瘍摘出術	10	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	5	10
28.	食道離断術	25	50
29.	胃切除術	25	50

手術番号	手術の種類	給付倍率	
		I型	II型
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	10	20
31.	腹膜炎手術	10	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	10	20
33.	ヘルニア根本手術	5	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	5	10
35.	直腸脱根本手術	10	20
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	10	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	5	10
§ 尿・性器の手術			
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	25	50
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	10	20
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	10	20
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	10	20
42.	陰茎切断術	25	50
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10	20
44.	陰嚢水腫根本手術	5	10
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	25	50
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	5	10
47.	帝王切開娩出術	5	10
48.	子宮外妊娠手術	10	20
49.	子宮脱・膣脱手術	10	20
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	10	20
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	10	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	5	10
§ 内分泌器の手術			
53.	下垂体腫瘍摘除術	25	50
54.	甲状腺手術	10	20
55.	副腎全摘除術	10	20
§ 神経の手術			
56.	頭蓋内観血手術	25	50
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	10	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	25	50
59.	脊髄硬膜内外観血手術	10	20
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)			
60.	眼瞼下垂症手術	5	10
61.	涙小管形成術	5	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	5	10
63.	結膜嚢形成術	5	10
64.	角膜移植術	5	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	5	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	5	10
67.	緑内障観血手術	10	20
68.	白内障・水晶体観血手術	10	20
69.	硝子体観血手術	5	10
70.	網膜剥離症手術	5	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	10	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	10	20
74.	眼筋移植術	5	10
§ 感覚器・聴器の手術			
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	10	20
76.	乳様洞削開術	5	10
77.	中耳根本手術	10	20
78.	内耳観血手術	10	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	25	50
§ 悪性新生物の手術			
80.	悪性新生物根治手術	25	50
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5	10
82.	その他の悪性新生物手術	10	20

手術番号	手術の種類	給付倍率	
		I型	II型
§ 上記以外の手術			
83.	上記以外の開頭術	10	20
84.	上記以外の開胸術	10	20
85.	上記以外の開腹術	5	10
86.	衝撃波による体内結石破碎術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5	10
§ 新生物根治放射線照射			
88.	新生物根治放射線照射(5000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5	10
§ 骨髄幹細胞採取手術			
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	10	20

(備考)

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

新通院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約の復活
- 第5条 給付金の支払
- 第6条 通院給付金の請求手続
- 第7条 通院給付金支払の時期および場所
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 通院給付金日額の減額
- 第10条 特約の解約
- 第11条 特約の消滅とみなす場合
- 第12条 告知義務違反による解除

- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 特約の解約払戻金
- 第15条 特約の更新
- 第16条 社員配当金
- 第17条 主約款の規定の準用
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 通院
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

新通院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が疾病もしくは不慮の事故による傷害により入院した場合で、その退院後に通院したときに、その通院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
 - ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
 - ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
 - ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第8条第2項の規定を準用します。
 - ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

- 第4条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第5条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。 1. この特約の責任開始時(復活、復帰または被保険者の変更が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした主約款に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院(以下「入院」といいます。)をし、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした別表1に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。 2. その通院が別表2に定める病院または診療所への通院であること。 3. その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること。	通院給付金	1回の入院の退院後の通院につき通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

- ② 被保険者が通院中に通院給付金日額が減額された場合は、会社は、通院日各日現在の通院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、主約款の規定により1回の入院とみなされる入院については次のとおり取り扱います。
- 最終の入院(1回の入院の入院給付金の支払限度をこえる場合には、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日を第1項に定める退院日とします。
 - 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する通院期間中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している通院はこの特約の有効中の通院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
- この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって第11条第1号の規定によりこの特約が消滅したとき。
 - 主契約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅したとき。
- ⑤ 被保険者が、入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
- ⑥ 会社は、被保険者が、第1項に定める入院を開始したときに異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。この場合、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
- ⑦ この特約により通院給付金が支払われる限度は次のとおりです。
- 1回の入院(主約款の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。)の退院後の通院についての支払限度は、支払日数(通院給付金を支払う日数。以下同じ。)30日とします。
 - 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑧ 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第6項の規定により通院給付金が支払われるときにはそれぞれの事由による通院についての支払日数は、30日をもって限度とします。
- 不慮の事故による傷害を事由とした入院中に、異なる不慮の事故による傷害を事由とした入院を開始したとき。
 - 不慮の事故による傷害を事由とした入院と、疾病を事由とした入院(不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院を含みます。以下同じ。)が重複したとき。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、

健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、通院給付金は重複して支払いません。
1. 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)
 2. 被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。
- ⑫ 被保険者が次の各号のいずれかにより通院した場合で、その原因により通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その程度に応じて、通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(通院給付金の請求手続)

第6条 被保険者が、前条に規定する通院給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する通院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して通院給付金を請求して下さい。
1. 通院給付金請求書
 2. 会社の指定した書式による医師の診断書
 3. 会社所定の書式による通院した病院の入院証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(通院給付金支払の時期および場所)

第7条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による通院給付金の支払の場合に準用します。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第8条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(通院給付金日額の減額)

第9条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の通院給付金日額を減額することができます。この場合、減額分については解約したものと取り扱います。

- ② 主契約の入院給付金日額が減額されたときは、この特約の通院給付金日額は、会社の定める範囲内で減額されます。

(特約の解約)

第10条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第11条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
2. 主約款に規定される疾病入院給付金または災害入院給付金のいずれかが通算の支払限度に達したとき。
3. 第5条第7項第2号の規定により、この特約の通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

(告知義務違反による解除)

第12条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 通院給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。ただし、被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。

2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第5条に定める通院を開始したときを除きます。

⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第13条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 通院給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。すでに通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第14条 特約の失効(第3条)、解約(第10条)、または解除(第12条および第13条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第11条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の更新)

第15条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときは、主契約とともにこの特約も更新されたものとし

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第5条(給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(社員配当金)

第16条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(主約款の規定の準用)

第17条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(管轄裁判所)

第18条 この特約における通院給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第19条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした通院

治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

別表1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老

人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略していません。

新災害通院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約の復活
- 第5条 災害通院給付金の支払
- 第6条 災害通院給付金の請求手続
- 第7条 災害通院給付金の支払の時期および場所
- 第8条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第9条 災害通院給付金日額の減額
- 第10条 特約の解約
- 第11条 特約の消滅とみなす場合
- 第12条 告知義務違反による解除

- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 特約の解約払戻金
- 第15条 特約の更新
- 第16条 社員配当金
- 第17条 主約款の規定の準用
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 通院
- 別表3 病院または診療所
- 別表4 解約払戻金額例表

新災害通院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として通院した場合に、通院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
 - ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
 - ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
 - ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による災害通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
 - ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第8条第2項の規定を準用します。
 - ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

- 第4条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(災害通院給付金の支払)

第5条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院を除きます。 1. 責任開始時(復活または被保険者の変更が行なわれた場合には最後の復活または被保険者変更の際の責任開始時、復帰が行なわれた場合の特約の増額分については最後の復帰の際の責任開始時。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)を直接の原因とする別表2に定める通院(往診を含み、以下「通院」といいます。)であること。 2. 不慮の事故の日を含めて180日以内の期間の通院であること。 3. 治療を目的とした別表3に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。)への通院であること。	災害通院給付金	災害通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 原因の如何を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの

- ② 被保険者が通院中に災害通院給付金日額が減額された場合は、会社は、通院日各日現在の災害通院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 会社は、いかなる場合においても、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、災害通院給付金を支払いません。
- ④ この特約による災害通院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 - 1. 同一の不慮の事故による通院についての支払限度は、災害通院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)90日分とします。
 - 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日分とします。
- ⑤ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、災害通院給付金は重複して支払いません。
 - 1. 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)
 - 2. 被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。
- ⑥ 次の各号のいずれかによって通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、災害通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 - 1. 地震、噴火または津波
 - 2. 戦争その他の変乱

(災害通院給付金の請求手続)

第6条 契約者または被保険者は、前条に規定する災害通院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する災害通院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して災害通院給付金を請求して下さい。
 - 1. 災害通院給付金請求書
 - 2. 会社の所定の様式による医師の診断書
 - 3. 不慮の事故を証する書類
 - 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 - 5. 契約者の戸籍抄本
 - 6. 契約者の印鑑証明書
 - 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは事実の確認を行なうことがあります。

(災害通院給付金の支払の時期および場所)

第7条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による災害通院給付金の支払の場合に準用します。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第8条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による災害通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了す

る日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(災害通院給付金日額の減額)

第9条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の災害通院給付金日額を減額することができます。

② 前項の規定によって、災害通院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第10条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第11条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
2. 第5条第4項第2号の規定により、この特約の災害通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

(告知義務違反による解除)

第12条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。

③ 災害通院給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。すでに災害通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。ただし、被保険者の通院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき。
2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第5条に定める通院を開始したときを除きます。

⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第13条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

② 災害通院給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。すでに災害通院給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第14条 特約の失効(第3条)、特約の解約(第10条)、または解除(第12条および第13条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表4に例示します。)を契約者に払い戻します。

② 第11条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の更新)

第15条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第5条(災害通院給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(社員配当金)

第 16 条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。ただし、主契約の社員配当金が払済増加保険の一時払保険料に充当される場合には、この特約の社員配当金も同時に主契約の払済増加保険の一時払保険料に充当するものとします。

(主約款の規定の準用)

第 17 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(管轄裁判所)

第 18 条 この特約における災害通院給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 19 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活、復帰もしくは被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表3に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略していません。

入院一時給付特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 給付金の支払
- 第4条 告知義務
- 第5条 告知義務違反による解除
- 第6条 特約を解除できない場合
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の社員配当金
- 第13条 特約の解約

- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 入院一時給付金の支払の時期および場所
- 第17条 入院一時給付金額の減額
- 第18条 特約の更新
- 第19条 請求手続
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表 解約払戻金額例表

入院一時給付特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、次の給付を行なうことを主な内容とします。

保険事故	支払事由	支払額	給付金の名称
入院	被保険者が不慮の事故による傷害または疾病を原因として5日以上継続して入院したとき	入院1回につき所定の金額	入院一時給付金

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の責任開始時)

第2条 この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前条第2項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の支払は、次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>被保険者がこの特約の保険期間(保険契約が更新される場合には、更新後の保険期間を含みます。以下本条において同じ。)中に、次のいずれにも該当する入院をしたとき。</p> <p>1. 次のいずれかに該当する入院</p> <p>(1) この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合は、最後の復活の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の日に開始した入院</p> <p>(2) この特約の責任開始時以後に発病した疾病(備考4.に定める薬物依存を除きます。)を直接の原因とする入院</p> <p>2. 主約款に定める病院または診療所における治療を目的とする入院</p> <p>3. 5日以上継続した入院</p>	入院一時給付金	入院1回につき(不慮の事故による傷害を直接の原因とする入院の場合は、同一の不慮の事故による入院1回につき)、入院一時給付金額	契約者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. 被保険者の犯罪行為</p> <p>3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故</p> <p>6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

- ② 次の各号のいずれかに該当する入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなして本条の規定を適用します。
- 責任開始時以後に生じた不慮の事故以外の外因を直接の原因とする入院
 - 責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院
 - 異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。
- ③ 被保険者が入院一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因とする場合は、1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。ただし、入院一時給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、新たな疾病による入院とみなします。
- ④ 被保険者が入院一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院が同一の不慮の事故による傷害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院である場合は、1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。
- ⑤ 会社は、被保険者が入院一時給付金の支払事由に該当する入院を開始したときまたはその入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害と異なる不慮の事故による傷害が生じていたときもしくは生じたときまたは疾病を併発していたときもしくは併発したとき。
 - その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したときまたは不慮の事故による傷害が生じていたときまたは生じたとき。
- ⑥ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院一時給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により入院一時給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑨ 被保険者が入院中に入院一時給付金が減額された場合は、会社は、支払事由に該当した日現在の入院一時給付金額を入院一時給付金として支払います。

- ⑩ 被保険者が第1項、第3項および第4項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
1. この特約の保険期間が満了したとき。
 2. 主約款に定める高度障害給付金を支払うことにより第14条第1項第1号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑪ 次の各号のいずれかによって入院一時給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、入院一時給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(告知義務)

第4条 この特約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面によって告知してください。ただし、会社指定の医師に告知するときはその医師に口頭で告知してください。

(告知義務違反による解除)

- 第5条** 契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ② 入院一時給付金の支払事由が発生した後においても、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、入院一時給付金を支払いません。すでに入院一時給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
 - ③ 前項の規定にかかわらず、入院一時給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、契約者または被保険者が証明したときは、入院一時給付金を支払います。
 - ④ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
 - ⑤ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約を解除できない場合)

- 第6条** 会社は、次のいずれかの場合には、前条の規定による特約の解除を行なうことができません。
1. 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
 2. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 3. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、主契約が解除されるときまたはこの特約の責任開始時の属する日から起算して2年以内に被保険者が解除の原因となる事実によって第3条に定める入院を開始したときを除きます。

(重大事由による解除)

- 第7条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(この場合、他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号に掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 入院一時給付金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院一時給付金の支払をすでに行なっていたときでも、その返還を請求することができます。
 - ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者に解除の通知をします。
 - ④ 本条の規定によってこの特約を解除した場合には、会社は、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第8条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一時払の場合も同様とします。
 - ③ 前項の保険料がその保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(主約款に定める保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
 - ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院一時給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
 - ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
 - ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込

の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、契約者は、この特約の解約払戻金を請求することができます。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中にこの特約による入院一時給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約の復活)

第11条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の社員配当金)

第12条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(特約の解約)

第13条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の消滅とみなす場合)

第14条 次の各号のいずれかに該当した場合には、この特約も同時に消滅したものとみなします。

1. 主契約が保険金または高度障害給付金の支払によって消滅したとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、前号の規定により主契約が消滅した場合を除きます。
- ② 前項第2号の場合には、この特約の解約払戻金を契約者に支払います。ただし、主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の解約払戻金)

第15条 この特約の解約払戻金は、保険料払込中の特約についてはその保険料を、払い込んだ年月数により、その他の特約については、その経過した年月数によりそれぞれ計算します。

② この特約の解約払戻金額は、別表に例示します。

(入院一時給付金の支払の時期および場所)

第16条 主約款に定める保険金等の支払金の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による入院一時給付金の支払の場合に準用します。

(入院一時給付金額の減額)

第17条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の入院一時給付金額を減額することができます。

- ② 主約款の規定によって主契約の入院給付金日額が減額された場合には、この特約の入院一時給付金額も同時に同じ割合で減額されたものとします。
- ③ 前2項の規定によってこの特約の入院一時給付金額が減額された場合には、その減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約払戻金を契約者に支払います。

(特約の更新)

第18条 この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されたものとします。

- ② 前項の規定によってこの特約が更新された場合に、第3条(給付金の支払)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。
- ③ この特約の更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- ④ 前項の規定によりこの特約が更新されないときは、契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定める他の特約を更新時に付加します。この場合、第3条(給付金の支払)の規定の適用に際しては、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

(請求手続)

第19条 この特約にもとづく支払については、次の表に定める書類を提出して請求してください。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		住民票		会社所定の診断書	会社所定の入院証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人	被保険者	受取人			
1	入院一時給付金の支払	○	○	○		○		○	○		○	○	不慮の事故であることを証明する書類 会社は必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	入院一時給付金の減額	○	○	○	○								
3	責任準備金の支払	○	○	○	○								
4	解約払戻金の支払	○	○	○	○								

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の調査を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第20条 この特約における入院一時給付金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第21条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第22条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結または復活が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結または復活した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(主約款に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため主約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

3. 治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院した場合は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

4. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2

分類項目	細分類項目	基本分類コード
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

5年ごと利差配当付定期保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始日
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払
- 第7条 特約保険金支払の時期および場所
- 第8条 特約保険料の払込免除
- 第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第10条 特約保険金の増額
- 第11条 特約保険金の減額
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除

- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第18条 特約の復帰
- 第19条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第20条 社員配当金
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第23条 管轄裁判所
- 第24条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 解約払戻金額例表

5年ごと利差配当付定期保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡または高度障害となったときは、この特約の保険金を特約死亡保険金または特約高度障害給付金として支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始日)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第9条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(保険料の自動貸付)

- 第4条** 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。
- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

- 第5条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払)

- 第6条** 被保険者が、この特約の保険期間中に死亡または高度障害となり主約款の規定によって主契約の死亡保険金または高度障害給付金が支払われるときは、それぞれ、主約款の死亡保険金または高度障害給付金の支払に関する規定を準用して、会社は、この特約の保険金(以下「特約保険金」といいます。)を特約死亡保険金または特約高度障害給付金として主契約の保険金受取人または契約者に支払います。ただし、この特約の責任開始日から起算して1年以内に被保険者が自殺したときは、特約死亡保険金を支払いません。
- ② 被保険者が、主約款に定める高度障害の状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに特約高度障害給付金を支払います。

(特約保険金支払の時期および場所)

- 第7条** 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の特約死亡保険金および特約高度障害給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第8条** 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第9条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険金の増額)

- 第10条** 契約者は、この特約の締結後、会社の承諾を得て、将来に向かって、特約保険金を増額することができます。
- ② 契約者は、特約保険金を増額する場合には、会社所定の特約保険金増額申込書を提出して下さい。
- ③ 会社が特約保険金の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、会社は、特約保険金増額日から特約上の責任を負います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、会社は、第3項に規定する金額を特約保険金増額日前に受け取った場合には、当該金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から特約保険金増額日の前日までの間に保険事故が発生したときは、その保険事故が特約保険金増額日に発生したものとみなして、特約上の責任を負います。
- ⑥ 第6条の規定にかかわらず、被保険者が次の各号に該当した場合には、特約保険金の増額分について特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払いません。
1. 特約保険金増額日から1年以内に被保険者が自殺したとき。
 2. 特約保険金増額日以前の傷害または疾病によって、被保険者が主約款の規定による高度障害となったとき。
- ⑦ 第14条(告知義務違反による解除)の規定は、本条の規定による特約保険金の増額分について準用します。この場合には、第14条の「締結」は「特約保険金増額」と読み替えます。

(特約保険金の減額)

- 第11条** 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金を減額することができます。
- ② 前項の規定によって、特約保険金が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第 12 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 13 条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第 14 条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または高度障害が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 15 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
3. その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(特約の解約払戻金)

第 16 条 特約の失効(第3条)、解約(第12条)、または解除(第14条および第15条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第13条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 第6条ただし書の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 17 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、前条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第 18 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとし、

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 19 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

(社員配当金)

第 20 条 この特約の社員配当金は、会社の定める方法により主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(主約款の規定の準用)

第 21 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 22 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
2. 第13条第1号、第17条および第18条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 主契約が延長保険に変更されるときは、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、
主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の保険金額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとし、

(管轄裁判所)

第 23 条 この特約における特約死亡保険金、特約高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第 24 条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、特約保険金額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金および給付金の支払
- 第3条 特約特定疾病給付金の支払による特約の消滅
- 第4条 特約の消滅とみなす場合
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 保険料の自動貸付
- 第12条 特約の復活
- 第13条 社員配当金
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 保険金および給付金の支払の時期および場所
- 第17条 特約保険金額の増額
- 第18条 特約保険金額の減額
- 第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第20条 特約の復帰
- 第21条 指定代理請求人の変更指定

- 第22条 他の保険種類への加入
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則
- 第25条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第27条 主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の特則
- 第28条 請求手続
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第31条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 身体障害表
- 別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
- 別表3 解約払戻金額例表
- 別表4 病院または診療所
- 別表5 公的医療保険制度
- 別表6 医科診療報酬点数表

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡したときまたは所定の高度障害になられたときに特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うほか、被保険者が特定の疾病(悪性新生物(ガン)、急性心筋梗塞、脳卒中)に罹患し、所定の事由に該当されたときに特約特定疾病給付金を支払うことを主な内容とする特約です。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(保険金および給付金の支払)

第2条 この特約の特約死亡保険金、特約高度障害給付金および特約特定疾病給付金(以下「保険金および給付金」といいます。)の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合または特約保険金額の増額が行なわれた場合の特約保険金額の増額分については、最後の復活または特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日(以下「責任開始日」といいます。)から起算して1年以内の被保険者の自殺 2. 被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 契約者の故意
2. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病(責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失
3. (1) 被保険者が責任開始時以後、この特約の保険期間中に初めて別表2に定める悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。) (2) (1)に該当した場合でも、責任開始日からその日を含めて90日以内に乳房の悪性新生物(別表2のA. に定める乳房の悪性新生物。以下同じ。)に罹患し、医師によって診断確定されたときは、特約特定疾病給付金を支払いません。ただし、その後(乳房の悪性新生物については責任開始日を含めて90日経過後)、保険期間中に、被保険者が新たに悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたときは、特約特定疾病給付金を支払います。	特約特定疾病給付金	特約保険金額	契約者	—

保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
	名称	支払額		
<p>4. 被保険者が責任開始時以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に次のいずれかの事由に該当したとき。</p> <p>(1) 別表2に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の作業では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>(2) 別表2に定める急性心筋梗塞を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(イ) 別表4に定める病院または診療所における手術</p> <p>(ウ) 別表5に定める公的医療保険制度に基づく別表6に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>(3) 別表2に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。</p> <p>(4) 別表2に定める脳卒中を発病し、次のいずれにも該当する手術を受けたとき</p> <p>(ア) その疾病の治療を直接の目的とする手術</p> <p>(イ) 別表4に定める病院または診療所における手術</p> <p>(ウ) 別表5に定める公的医療保険制度に基づく別表6に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術</p>	特約特定疾病給付金	特約保険金額	契約者	—

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ この特約の保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に、被保険者が第1項第4号の(1)または(3)に定める特約特定疾病給付金の支払事由に該当した場合には、保険期間中に該当したものと第1項の規定を適用します。
- ④ 特約特定疾病給付金の受取人である被保険者（主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されている場合）が特約特定疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第21条（指定代理請求人の変更指定）の規定により変更指定した次の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が第28条に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約特定疾病給付金の受取人の代理人として特約特定疾病給付金を請求することができます。ただし、特約特定疾病給付金の受取人が法人である場合を除きます。
1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ⑤ 前項の規定により、会社が特約特定疾病給付金を特約特定疾病給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複して特約特定疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑥ 被保険者が、別表1に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに特約高度障害給付金を支払います。
- ⑦ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払う前に特約特定疾病給付金の請求を受け、特約特定疾病給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払いません。
- ⑧ 特約死亡保険金を支払った後は、特約高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払った後は、特約特定疾病給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑨ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金を契約者に払い戻します。ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑩ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になった被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うこと

があります。

- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金または別表2に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中による特約特定疾病給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約特定疾病給付金の支払による特約の消滅)

第3条 会社が特約特定疾病給付金を支払った場合は、被保険者が特約特定疾病給付金の支払事由に該当した時にこの特約は消滅したものとみなします。

(特約の消滅とみなす場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約保険料の払込免除)

第5条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(告知義務違反による解除)

第6条 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実によって主約款に定める身体障害の状態に該当したときまたは特約特定疾病給付金の支払事由に規定する状態に該当したときを除きます。
- ⑤ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金、特約特定疾病給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ この特約の重大事由による解除の通知については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第11条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第12条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(社員配当金)

第13条 この特約の社員配当金は、会社の定める方法により主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(特約の解約)

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

第15条 特約の失効(第9条)、解約(第14条)または解除(第6条および第7条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第4条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(保険金および給付金の支払の時期および場所)

第16条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の保険金および給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険金額の増額)

第17条 契約者は、会社の定める方法により被保険者の同意を得て、特約保険金額を増額することができます。

- ② 契約者は、特約保険金額を増額する場合には、会社所定の特約保険金増額申込書を提出して下さい。
- ③ 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、会社は、特約保険金増額日から特約上の責任を負います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、会社は、第3項に規定する金額を特約保険金増額日前に受け取った場合には、当該金額を

受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から特約保険金増額日の前日までの間に保険事故が発生したときは、その保険事故が特約保険金増額日に発生したものとみなして、特約上の責任を負います。

- ⑥ 第2条の規定にかかわらず、被保険者が次の各号に該当した場合には、特約保険金額の増額分について特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払いません。
 1. 特約保険金増額日から1年以内に被保険者が自殺したとき。
 2. 特約保険金増額日以前の傷害または疾病によって、被保険者が主約款の規定による高度障害となったとき。
- ⑦ 第6条(告知義務違反による解除)の規定は、本条の規定による特約保険金額の増額分について準用します。この場合には、第6条の「締結」は「特約保険金額の増額」と読み替えます。

(特約保険金額の減額)

第18条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、第15条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

第20条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第4条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(指定代理請求人の変更指定)

第21条 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(他の保険種類への加入)

第22条 契約者から主契約の保険料払込期間満了の日の2カ月前までに申出があったときは、この特約の被保険者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険その他類似の保険種類に加入することができます。

- ② 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、本条の取扱を行いません。
 1. 主契約およびこの特約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、会社の定める条件を満たすときは取り扱うことがあります。
 2. 主契約の保険料の払込が免除されているとき。
- ③ 本条の取扱が行なわれた場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 加入後の保険種類の責任開始日(以下「変更日」といいます。)は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日とします。
 2. 変更日の前日にこの特約の保険期間が満了しないときは、この特約の保険期間は、変更日の前日までの期間に変更の請求があったものとして扱います。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則)

第24条 この特約の付加された主契約に無配当災害割増特約、無配当傷害特約、無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性医療特約および無配当通院特約が付加されている場合、特約特定疾病給付金の支払により主契約(5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付増定定期保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約および5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約を含みます。)の保険金の一部が減額されたときでも、各特約は、減額の取扱をせずに継続するものとして扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。

この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

- 第4条第1号、第19条および第20条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
- 主契約が延長保険に変更されるときはの保険金額の取扱
主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の保険金額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。
- 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第26条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときは、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
- 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
- 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第2条(保険金および給付金の支払)および第5条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の特則)

第27条 この特約の付加された主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合、リビング・ニーズ特約の指定代理請求人が指定されていて、かつ、この特約の指定代理請求人を指定するときは、この特約の指定代理請求人は、リビング・ニーズ特約の指定代理請求人と同一とします。

(請求手続)

第28条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		戸籍抄本		被保険者の住民票	会社所定の診断書	会社所定の手術証明書	その他の書類
					契約者	受取人	被保険者	受取人				
1	特約特定疾病給付金の支払	○	○	○		○		○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	責任準備金の支払	○	○	○	○							
3	解約払戻金の支払	○	○	○	○							
4	特約保険金額の増額	○	○	○	○							会社所定の告知書
5	特約保険金額の減額	○	○	○	○							
6	特約特定疾病給付金の指定代理請求	○	○	○					○	○	○	(1) 指定代理請求人の戸籍抄本 (2) 指定代理請求人の住民登録票と印鑑証明書 (3) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
7	指定代理請求人の変更指定	○	○		○							

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定した医師に診断を求めることがあります。
- ③ 前項の事実の確認に際し、契約者、被保険者または保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払金を支払わず、保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱います。

(管轄裁判所)

第29条 この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第 30 条 会社は、別表5に定める公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を別表5に定める公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

- ② 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条において「支払事由変更日」といいます。)から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- ③ 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- ④ 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、次の各号のいずれかの方法を指定してください。
 1. 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 2. 支払事由変更日の前日に解約する方法
- ⑤ 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

(特約の取消および無効)

第 31 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

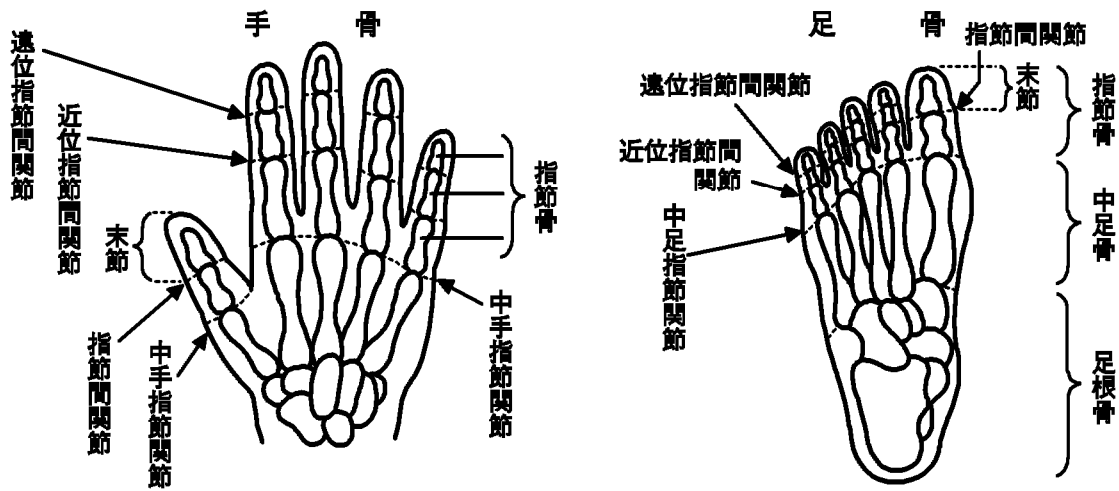
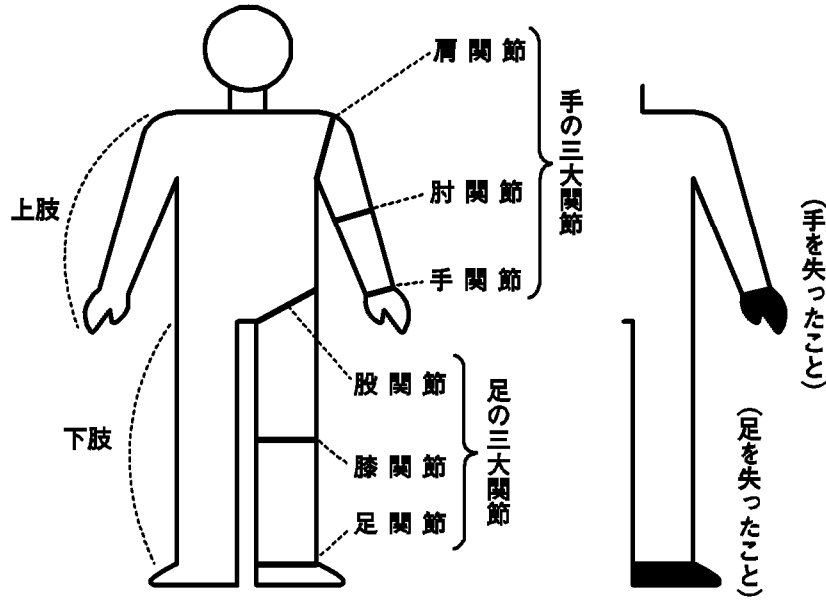
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96

分類項目	基本分類コード
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1.において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」(診断確定された時点における最新版とします。)で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I21
脳卒中	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または診療所(介護保険法に定める介護療養型医療施設を除き、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
1. の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表5 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済組合法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表6 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金および給付金の支払
- 第3条 特約重度慢性疾患給付金の支払による特約の消滅
- 第4条 特約の消滅とみなす場合
- 第5条 特約保険料の払込免除
- 第6条 告知義務違反による解除
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第9条 特約の失効
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 保険料の自動貸付
- 第12条 特約の復活
- 第13条 社員配当金
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の解約払戻金
- 第16条 保険金および給付金の支払の時期および場所
- 第17条 特約保険金額の増額
- 第18条 特約保険金額の減額
- 第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第20条 特約の復帰

- 第21条 医療技術等の変更に伴う契約内容の変更
- 第22条 他の保険種類への加入
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則
- 第25条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則
- 第27条 請求手続
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎
- 別表2 シェイエ分類
- 別表3 心電図等の異常所見
- 別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)
- 別表5 身体障害表
- 別表6 解約払戻金額例表

5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が死亡されたときまたは所定の高度障害になられたときに保険金または給付金を支払うほか、慢性的な疾患を原因として、回復が困難でありかつ継続的な治療が必要となる身体の重度の状態に至った場合に対して給付金を支払うことを主な内容とする特約です。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(保険金および給付金の支払)

第2条 この特約の保険金および給付金の支払は次のとおりです。

保険金または給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の保険金受取人	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活が行なわれた場合または特約保険金額の増額が行なわれた場合の特約保険金額の増額分については、最後の復活または特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日(以下「責任開始日」といいます。)から起算して1年以内の被保険者の自殺 2. 被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 保険金受取人の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その残額を他の受取人に支払います。 4. 契約者の故意

保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
	名称	支払額		
<p>2. 被保険者が次のいずれかに該当したとき。ただし、被保険者が医師による治療を受けていることを要します。</p> <p>(1) 初めて医師の診療を受けた日（以下「初診日」といいます。）が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の高血圧症（以下「高血圧症」といいます。）に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、この特約の保険期間中に、高血圧症が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の硬化性変化または高血圧性変化において3度または4度に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上（同号(2)に定める糖尿病を原因とするものを含めます。）に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>(2) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として別表1の糖尿病（以下「糖尿病」といいます。）に該当したと医師によって診断され、かつそれを原因として、この特約の保険期間中に、糖尿病が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき。</p> <p>イ. 所定の眼の状態 増殖性糖尿病網膜症（新生血管の発生または硝子体出血を伴う網膜症をいいます。）に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ロ. 所定の心臓の状態 次のいずれかに該当したとき</p> <p>a. 心臓の障害の治療を目的として、体内用ペースメーカー埋込術を受けたとき</p> <p>b. 別表3に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上（同号(1)に定める高血圧症を原因とするものを含めます。）に該当したと医師によって診断されたとき</p> <p>ハ. 壊疽による所定の状態 下肢に壊疽が生じ、その治療を目的として1足の1足指以上（第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上をいいます。）の切断術を受けたとき</p> <p>ニ. 継続的なインスリン治療を要する状態 血糖値上昇を抑制するため、医師の指示によりインスリン治療（妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。）を開始し、その治療が初めてインスリン治療を受けた日から起算して6か月以上継続したと医師によって診断されたとき。ただし、経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りります。</p> <p>(3) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、この特約の保険期間中に、この特約の保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、その治療を目的として、この特約の保険期間中に医師の指示により永続的に行なう人工透析療法を開始したとき。</p> <p>(4) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、この特約の保険期間中に、この特約の保険期間の開始前を含めて初めて別表1の肝硬変に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準（方法）に基づき医師が認めた場合に限りります。</p> <p>(5) 初診日が責任開始時以後である疾病を原因として、この特約の保険期間中に、この特約の保険期間の開始前を含めて初めて別表1の慢性膵炎に罹患したと医師によって診断されたとき。ただし、別表4に定める診断基準（方法）に基づき医師が認めた場合に限りります。</p>	特約 重度 慢性 疾患 給付 金	特約 保険 金額	契約者	—

保険金または給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	保険金・給付金		受取人	支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
	名称	支払額		
3. 被保険者が責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病によってこの特約の保険期間中に別表5に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態（以下「高度障害」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生または発病した傷害または疾病（責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者または被保険者の故意または重大な過失

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、初診日がこの特約の責任開始時前である疾病を直接の原因として第1項に定める特約重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した場合であっても、この特約の締結時に、会社が告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾したときは、その承諾した範囲内で特約重度慢性疾患給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- ④ 被保険者が、別表5および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに特約高度障害給付金を支払います。
- ⑤ 特約死亡保険金を支払う前に特約高度障害給付金の請求を受け、特約高度障害給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金を支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払う前に特約重度慢性疾患給付金の請求を受け、特約重度慢性疾患給付金が支払われるときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払いません。
- ⑥ 特約死亡保険金を支払った後は、特約高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。また、特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払った後は、特約重度慢性疾患給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。
- ⑦ 第1項の規定によって特約死亡保険金を支払わない場合は、会社は、責任準備金を契約者に払い戻します。ただし、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、これを払い戻しません。
- ⑧ 戦争その他の変乱によって死亡したまたは高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、この特約の保険金または給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

（特約重度慢性疾患給付金の支払による特約の消滅）

第3条 会社が特約重度慢性疾患給付金を支払った場合は、被保険者が特約重度慢性疾患給付金の支払事由に該当した時にこの特約は消滅します。

（特約の消滅とみなす場合）

第4条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

- 払済保険または延長保険に変更されたとき。
- 解約その他の事由によって消滅したとき。

（特約保険料の払込免除）

第5条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込免除がされた場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(告知義務違反による解除)

第6条 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社はその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ この特約の保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、この特約の保険金および給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の保険金および給付金の支払事由ならびに保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金、特約重度慢性疾患給付金および保険料の払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類もしくは保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
3. その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、保険金もしくは給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに保険金もしくは給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除の通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第8条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料払込の猶予期間中に、この特約の保険金または給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(保険料の自動貸付)

第11条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

- 第12条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(社員配当金)

- 第13条** この特約の社員配当金は、会社の定める方法により主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(特約の解約)

- 第14条** 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の解約払戻金)

- 第15条** 特約の失効(第9条)、解約(第14条)、または解除(第6条および第7条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表6に例示します。)を契約者に払い戻します。
- ② 第4条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(保険金および給付金の支払の時期および場所)

- 第16条** 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の保険金および給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険金額の増額)

- 第17条** 契約者は、この特約の締結後、会社の承諾を得て、将来に向かって、特約保険金額を増額することができます。
- ② 契約者は、特約保険金額を増額する場合には、会社所定の特約保険金増額申込書を提出して下さい。
- ③ 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、会社は、特約保険金増額日から特約上の責任を負います。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、会社は、第3項に規定する金額を特約保険金増額日前に受け取った場合には、当該金額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から特約保険金増額日の前日までの間に保険事故が発生したときは、その保険事故が特約保険金増額日に発生したもののみならず、特約上の責任を負います。
- ⑥ 特約保険金額の増額分については、第2条(保険金および給付金の支払)の規定を適用します。
- ⑦ 第6条(告知義務違反による解除)の規定は、本条の規定による特約保険金額の増額分について準用します。この場合、第6条の「締結」は「特約保険金額の増額」と読み替えます。

(特約保険金額の減額)

- 第18条** 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金額を減額することができます。
- ② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

- 第19条** 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、第15条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主約款の規定を適用します。

(特約の復帰)

- 第20条** 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第4条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。
- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(医療技術等の変更に伴う契約内容の変更)

- 第21条** この特約の給付にかかわる医療技術等が将来変更されたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の内容を変更することがあります。

(他の保険種類への加入)

- 第22条** 契約者から主契約の保険料払込期間満了の日の2カ月前までに申出があったときは、この特約の被保険者は、会社の承諾を得て、会社の定める方法により、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険その他類似の保険種類に加入することができます。
- ② 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、本条の取扱を行いません。
1. 主契約およびこの特約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、会社の定める条件を満たすときは取り扱うことがあります。

2. 主契約の保険料の払込が免除されているとき。
- ③ 本条の取扱が行なわれた場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 1. 加入後の保険種類の責任開始の日(以下「変更日」といいます。)は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日とします。
 2. 変更日の前日にこの特約の保険期間が満了しないときは、この特約の保険期間は、変更日の前日までの期間に変更の請求があったものとみなします。

(主約款の規定の準用)

第 23 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に無配当災害割増特約等が付加されている場合の特則)

第 24 条 この特約の付加された主契約に無配当災害割増特約、無配当傷害特約、無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約、無配当女性医療特約および無配当通院特約が付加されている場合、特約重度慢性疾患給付金の支払により主契約(5年ごと利差配当付定期保険特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約および5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約を含みます。)の保険金の一部が減額されたときでも、各特約は、減額の取扱をせず継続するものとします。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 25 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の保険料払込によるこの特約の保険期間満了後にこの特約が更新される場合にはこの特約の更新時に払い込むべきこの特約の保険料の全額を払い込むことを要します。
 - (5) (3)および(4)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第4条第1号、第19条および第20条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 主契約が延長保険に変更されるときは保険金額の取扱
主契約が延長保険に変更される場合には、主約款の定めにかかわらず、会社の定める範囲内でこの特約の保険金額を加算して延長保険の保険金額を定めるものとします。
4. 第1号(2)ないし(4)の規定により前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

第 26 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第8条にかかわらず会社の定める範囲内で定めます。
2. 主契約とこの特約の保険期間が異なる場合、この特約の保険期間満了の日の翌日にこの特約は更新されるものとします。ただし、更新日が主契約の保険期間満了の日を超えないときに限ります。
 - (1) 更新後の特約の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。
 - (2) 本号ただし書により更新後の特約の保険期間が同一とならない場合は、会社の定める保険期間で更新させるものとします。
3. 主契約が更新される場合には、この特約も同時に更新されるものとします。
4. 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳を超える場合には、更新後の特約の保険期間は、被保険者の契約年齢が80歳に達する日の前日までの期間で会社の定める期間とします。
5. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
6. 第2号および第3号の規定により、この特約が更新された場合に第2条(保険金および給付金の支払)および第5条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(請求手続)

第 27 条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		受 取 人 の 戸 籍 抄 本	被 保 険 者 の 住 民 票	会 社 所 定 の 診 断 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人				
1	特約重度慢性疾患給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	(1) 心電図(所定の心臓の状態の場合) (2) 眼底写真(所定の眼の状態の場合) (3) 会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2	責任準備金の支払	○	○	○	○					
3	解約払戻金の支払	○	○	○	○					
4	特約保険金額の減額	○	○	○	○					
5	特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。また、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

③ 前項の事実の確認に際し、契約者、被保険者または保険金等の受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払金を支払わず、保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときも、同様に取り扱います。

(管轄裁判所)

第 28 条 この特約における保険金および給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 29 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医師による治療

医師による診断のための検査のみでは「医師による治療」には該当しません。

2. 初めて医師の診療を受けた日

何らの自他覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは「医師の診療を受けた」ことには該当しません。

別表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎

対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10 準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の定義

疾病名	疾病の定義
1. 高血圧症	複数回にわたる定期的な検査により、拡張期血圧の上昇が認められた症状であり、かつ、血圧が高いことから血管が常に緊張を強いられることにより、血管の弾力性喪失、肥厚等の動脈硬化を起し、それにより臓器障害の所見(少なくとも眼底所見における別表2に定めるシェイエ分類の高血圧性変化1度の所見)が認められるもの
2. 糖尿病	インスリンの欠乏、あるいはインスリンの作用を阻害する諸因子の過剰、またはインスリン作用の発現機構の異常によるインスリン効果の不足が認められる疾患であり、これにより、糖、蛋白、脂肪の代謝等に広範かつ特徴的な異常が認められるもの
3. 慢性腎不全	機能するネフロン数が徐々に減少し、体液の恒常維持に必要な腎臓の機能が十分に果たせなくなるにより、かつ、概ね下記のような状態に該当するもの (1) 糸球体濾過値(GFR)が低下し、蛋白・窒素代謝老廃物を有効に排泄できなくなり徐々に高窒素血症および水・電解質や酸・塩基平衡の異常が出現する。 (2) エリスロポエチン産生が低下し、腎性貧血が見られる。また、活性化ビタミンDが低下し、腎性骨異常栄養症が生じる。 (3) 管理困難な高血圧症を呈する例も少なくない。 (4) 腎機能の廃絶は全身機能に影響を及ぼし、尿毒症に至る。 (5) 症状や検査成績の推移から、疾患が慢性かつ不可逆性である。 (6) 腎の萎縮や皮質の菲薄化等、画像診断からも慢性腎不全に合致した像が見られる。
4. 肝硬変	形態学的には (1) 少なくともある時期、肝細胞の壊死が存在しなくてはならない。 (2) 確実な所見として、肝実質の結節性再生と小葉構造の改築が存在する。 (3) 肝臓の全領域が冒されることが必要であるが、全ての小葉が冒される必要はない。 を概ね満たすもの。 または、臨床像としては、以下の基本的な病変のいずれかまたはその全ての組み合わせが認められるもの。 (1) 肝細胞障害による肝機能の低下 (2) 門脈圧亢進 (3) 門脈-肝静脈間および門脈-大静脈間の短絡形成
5. 慢性膵炎	組織学的には、膵におけるび慢性、または限局性の炎症の持続あるいは炎症の後遺的变化であり、臨床的には膵炎としての臨床像が6カ月以上持続または継続していると思われる病態

表2 対象となる高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1. 高血圧症	高血圧性疾患	I10~I15
2. 糖尿病	糖尿病	E10~E14
3. 慢性腎不全	(1) 高血圧性腎疾患(I12)中の ・腎不全を伴う高血圧性腎疾患	I12.0
	(2) 慢性腎不全	N18
4. 肝硬変	(1) アルコール性肝疾患(K70)中の ・アルコール性肝硬変	K70.3
	(2) 肝線維症および肝硬変(K74)中の ・原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	・続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	・胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
	・その他および詳細不明の肝硬変	K74.6
5. 慢性膵炎	その他の膵疾患(K86)中の ・アルコール性慢性膵炎	K86.0
	・その他の慢性膵炎	K86.1

別表2 シェイエ分類

程度	硬化性変化	高血圧性変化
1度	動脈血柱反射が増強している。軽度の動脈交差現象がみられる。	網膜動脈系に軽度のびまん性狭細化をみるが口径不同は明らかでない。動脈の第2分岐以下では時に高度の狭細化もありうる。

程度	硬化性変化	高血圧性変化
2度	動脈血柱反射の高度増強があり、動静脈交叉現象は中等度となる。	網膜動脈のびまん性狭窄は軽度または高度。これに加えて明白な限局性狭窄も加わって、口径不同を示す。
3度	銅線動脈、すなわち血柱反射増強に加え、色調と輝きも変化して銅線状となる。動静脈交叉現象は高度となる。	動脈の狭細と口径不同はさらに著明(高度)となって、糸のようにみえる。網膜面に出血と白斑のいずれか一方あるいは両方が現れる。
4度	血柱の外観は銀線状(銀線動脈)。時には白線状になる。	第3度の所見に加えて、種々な程度の乳頭浮腫がみられる。

別表3 心電図等の異常所見

表1に定める心電図等の異常所見のうち2つ以上に該当することを要します。この場合、表1に定める心電図等の異常所見のうち、「心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの」については、表2に定める心電図の異常所見のうちのいずれかに該当するものであることを要します。

表1

<ul style="list-style-type: none"> ・胸部X線所見で心胸郭係数60%以上のもの ・心電図で、陈旧性心筋梗塞所見のあるもの ・心電図で、I、II、aVL、aVF、VI～V6誘導のいずれかで、ST-J下降が0.1mV以上あり、ST部が水平または下り坂のもの ・心電図で、I、II、V2～V6誘導のいずれか、あるいはR波が0.5mV以上あればaVL誘導、QRS波が主に上向きであればaVF誘導で、T波が陰性で、-0.5mV以上あるもの、またはT波が陰性もしくは二相性(正-負もしくは負-正)で、陰性相が少なくとも-0.1mVあり、-0.5mVに達しないもの ・心電図で、完全(3度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、部分(2度)房室ブロック所見のあるもの ・心電図で、完全左脚ブロック所見のあるもの ・心電図で、記録した拍動数の10%以上の、頻発する心房性、結節性、または心室性期外収縮の所見のあるもの ・心電図で、100回/分以上の心室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心房細動または粗動所見のあるもの ・心電図で、100回/分以上の上室性の頻拍所見のあるもの ・心電図で、心室性(心室固有)調律(100回/分まで)の所見のあるもの

表2

<ul style="list-style-type: none"> ・心電図で、I、II、aVL、V2～V6誘導のいずれかで、振幅の比Q/Rが1/3以上で、かつQ波の幅が0.03秒以上あるもの ・心電図で、I、II、VI～V6誘導のいずれかで、Q波の幅が0.04秒以上あるもの ・心電図で、aVL誘導で、Q波の幅が0.04秒以上で、かつR波の高さが0.3mV以上あるもの ・心電図で、III誘導で、Q波の幅が0.05秒以上で、かつaVF誘導で、少なくとも0.1mVのQ波があるもの ・心電図で、aVF誘導で、Q波の幅が0.05秒以上あるもの ・心電図で、V2～V6誘導のいずれかで、胸壁右上寄りの誘導にR波が認められるときのQS型のもの ・心電図で、VI～V4、VI～V5またはVI～V6のすべての誘導で、QS型のもの

別表4 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変および慢性膵炎の診断基準(方法)は、表1に定めるところによるものとします。この場合、慢性膵炎の具体的な診断基準は、表2に定める日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」の細則によるものとします。

表1 肝硬変・慢性膵炎の診断基準(方法)

肝硬変	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。 (1) 病理組織学的所見(肝生検)による診断 (2) 「腹部超音波等による画像所見」および「血液検査」による診断
慢性膵炎	次のいずれかの診断基準を満たすことを要します。ただし、次のいずれかの診断基準を満たす場合であっても、膵領域腫瘍およびそれに随伴する病変は除くものとします。 (1) 膵組織像に確診所見があること。 (2) 膵に確実な石灰化像があること。 (3) 膵外分泌に確実な機能障害があること。 (4) 膵管像または膵画像に確診所見があること。 (5) 膵酵素逸脱を伴う上腹部痛・圧痛が6カ月以上持続または継続し、かつ、膵機能・膵管像・膵画像あるいは膵組織像に異常所見があること。

表2 日本消化器病学会慢性膵炎検討委員会案「慢性膵炎の臨床診断基準(1983年)」細則

<p>1. 慢性膵炎の病理組織学的診断基準</p> <p>A. 慢性膵炎の病理組織学的特徴</p> <p>膵小葉内、小葉間あるいは膵管周囲における炎症の持続あるいは反復による不規則な実質の脱落と線維化を特徴とし、炎症性細胞浸潤、膵管系の不規則拡張、小膵管の増生・集簇、膵管上皮の化生、仮性嚢胞、膵石・石灰化、実質壊死、脂肪壊死、膵島の孤立、あるいは脂肪置換を伴う。</p> <p>B. 生検材料における慢性膵炎の病理組織学的診断基準</p> <p>1) 確認所見</p> <p>(1) 小葉内、小葉間の不規則な線維化に a)～c) のいずれかを伴うもの</p> <p>a) 実質の壊死、脱落</p> <p>b) 実質の壊死、脱落の後遺・続発性変化</p> <p>① 小葉内膵管の集簇</p> <p>② 小葉間膵管の不規則拡張・増生・多分岐</p> <p>③ 仮性嚢胞</p> <p>④ 膵島の孤立</p> <p>⑤ 脂肪置換</p> <p>c) 結石を伴う膵管拡張</p> <p>(2) 小葉内、小葉間の線維化に炎症性細胞浸潤を伴うもの</p> <p>(3) 膵管周囲の線維化に実質の壊死、脱落を伴うもの</p> <p>2) 異常所見</p> <p>(1) 実質の壊死、脱落および炎症性細胞浸潤を伴わない小葉内、小葉間、膵管周囲の線維化</p> <p>(2) 炎症性細胞浸潤</p> <p>(3) 腺房間の浮腫、腺房構造の乱れを伴う実質脱落</p> <p>(4) 実質壊死、脂肪壊死</p> <p>2. 膵の確実な石灰化像</p> <p>膵の石灰化像であることを確実に診断するためには、腹部単純X線撮影に加えてCT、US、ERCPを施行することが望ましい。診断にあたっては、血管やリンパ節の石灰化などを除外する必要がある。</p> <p>3. 膵機能検査による慢性膵炎の診断基準</p> <p>A. 確認所見</p> <p>CCK-PZ, secretin 刺激を用いた十二指腸液検査(PST)において重碳酸塩濃度の低下に加えて膵酵素量あるいは液量の減少がある。</p> <p>B. 異常所見</p> <p>1) PSTにおいて、重碳酸塩濃度のみの低下、あるいは液量と膵酵素量の減少がある。</p> <p>2) PFD試験において、尿中PABA排泄率の70%以下の低下がある。</p> <p>注1. PSTにおける正常下限値は、重碳酸塩濃度でM-2SD、膵酵素量および液量でM-SDの値とする。また、液量、膵酵素量および重碳酸塩量の正常上限値はいずれもM+2SDの値とする。</p> <p>注2. 機能障害を認めた場合、その再現性を確認することが望ましい。</p> <p>注3. PFD試験の判定にあたっては、腸管吸収障害、肝機能障害、腎機能障害、残尿および採尿不良による修飾を除外する。</p> <p>4. ERCPによる慢性膵炎の診断基準</p> <p>A. 確認所見</p> <p>1) 主膵管・分枝・微細膵管の不整拡張</p> <p>2) 膵石</p> <p>3) 異常所見に(1)(2)のいずれかを伴うもの</p> <p>(1) 主膵管レベルの膵嚢胞</p> <p>(2) 主膵管の閉塞</p> <p>B. 異常所見</p> <p>1) 分枝・微細膵管のみの不整拡張</p> <p>2) 分枝レベルの膵嚢胞</p> <p>3) 主膵管の限局性狭窄</p> <p>4) 分枝・微細膵管の閉塞または狭窄</p> <p>5) プラッグまたは非陽性膵石</p> <p>5. CTによる慢性膵炎の診断基準</p> <p>A. 確認所見</p> <p>1) 膵石灰化</p> <p>2) 主膵管の拡張と膵嚢胞</p> <p>3) 主膵管の拡張と膵の萎縮または限局性腫大</p> <p>B. 異常所見</p> <p>1) 主膵管の拡張</p> <p>2) 膵嚢胞</p> <p>注1. 主膵管の拡張とは、CT上主膵管が確認されるだけでなく、主膵管の明らかな拡張または不整拡張をいう。</p> <p>注2. 膵の前後径が椎体の横径1/3以下を萎縮、椎体の横径3/4以上を腫大とする。</p>
--

6. USによる慢性膵炎の診断基準

A. 確診所見

- 1) 膵石
- 2) 膵管拡張(3mm 以上)に(1)～(3)のいずれかを伴うもの
 - (1) 膵管壁の不整または断続的高エコーレベル像
 - (2) 膵嚢胞に連続する像
 - (3) 膵の萎縮または限局性腫大

注 膵石とは膵内の音響陰影を伴う点状または孤状の高エコー像をいう。

B. 異常所見

- 1) 膵管拡張(3mm 以上)
- 2) 膵嚢胞

注 膵の萎縮または限局性腫大は膵の長軸および短軸の2方向の断層像で判定し、膵の前後径が 10mm 以下を萎縮、膵の前後径が 30mm 以上を腫大とする。

別表5 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

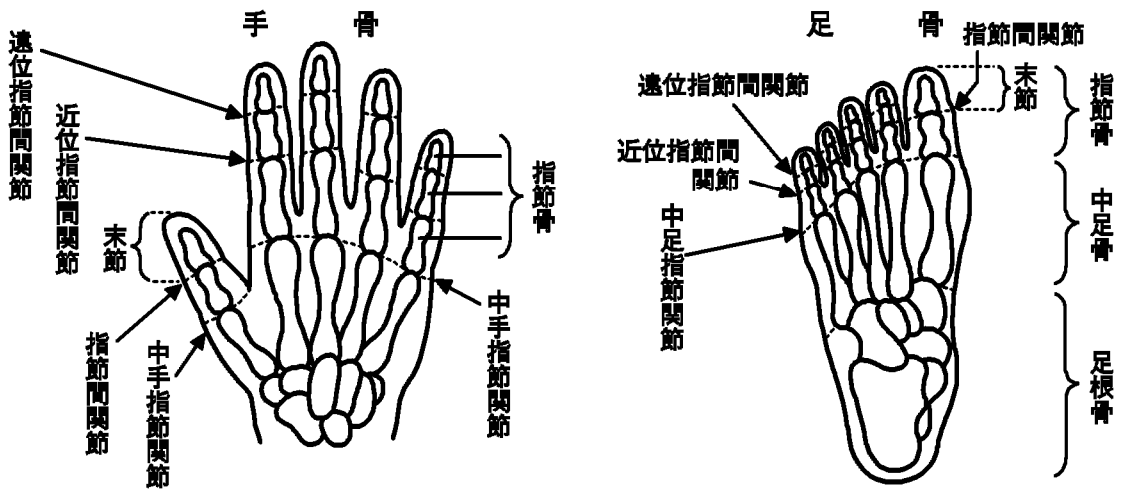
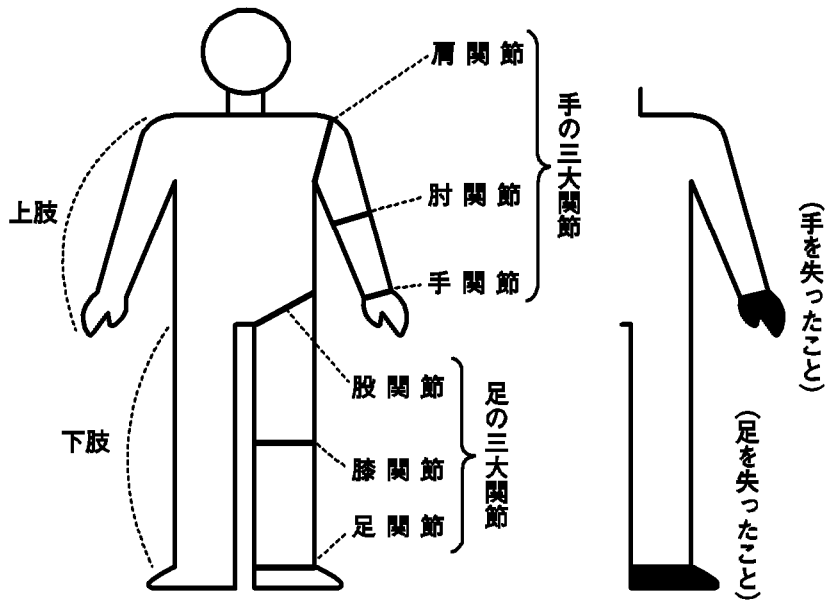
3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表6 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

5年ごと利差配当付家族定期保険特約(妻型)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の資格の得喪
- 第3条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第4条 特約の失効
- 第5条 保険料の自動貸付
- 第6条 特約の復活
- 第7条 特約保険金の支払
- 第8条 特約高度障害給付金の支払による特約の消滅
- 第9条 特約保険金支払の時期および場所
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険金額の増額
- 第13条 特約保険金額の減額
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 告知義務違反による解除

- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の払戻金
- 第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第20条 特約の復帰
- 第21条 社員配当金
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第24条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第25条 請求手続
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 身体障害表
- 別表2 解約払戻金額例表

5年ごと利差配当付家族定期保険特約(妻型)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻が死亡または高度障害となったときは、この特約の特約保険金を特約死亡保険金または特約高度障害給付金として支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
 - ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の資格の得喪)

- 第2条 この特約の被保険者は、特約の締結の際、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(以下「妻」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
 - ② この特約の締結後に戸籍上の異動により妻に該当しなくなった者については、その異動のあった時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - ③ 前項の場合、妻がこの特約の被保険者でなくなったときは、契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社へ通知してください。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第3条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
 - ② この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
 - ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うときは主契約の被保険者)に払い戻します。
 - ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額

から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第11条第2項の規定を準用します。

⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第4条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(保険料の自動貸付)

第5条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第6条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約保険金の支払)

第7条 この特約において支払う保険金および給付金(以下「特約保険金」といいます。)は次のとおりです。

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	特約保険金			支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額	受取人	
1. この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合は最後の復活もしくは復帰の際の責任開始時とし、特約保険金額の増額が行なわれた場合は最後の特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して1年以内のこの特約の被保険者の自殺 2. この特約の被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 契約者または主契約の被保険者の故意
2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病(この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の故意または重大な過失

② この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。

③ この特約の被保険者が、別表1および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに特約高度障害給付金を支払います。

④ 特約死亡保険金を支払った後は、特約高度障害給付金の請求があっても、会社は、これを支払いません。

⑤ 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないかまた

はその金額を削減して支払うことがあります。

- ⑥ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知るができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

（特約高度障害給付金の支払による特約の消滅）

第8条 会社がこの特約の特約高度障害給付金を支払った場合は、この特約の被保険者が高度障害になった時にこの特約は消滅します。

（特約保険金支払の時期および場所）

第9条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の特約死亡保険金および特約高度障害給付金の支払の場合に準用します。

（特約保険料の払込免除）

第10条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

（猶予期間中の保険事故と保険料の取扱）

第11条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

（特約保険金額の増額）

第12条 契約者は、この特約の締結後、会社の承諾を得て、将来に向かって、特約保険金額を増額することができます。

② 契約者は、特約保険金額を増額する場合には、会社所定の特約保険金額増額申込書を提出して下さい。

③ 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。

④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、会社は、特約保険金額増額日から特約上の責任を負います。

⑤ 前項の規定にかかわらず、会社は、第3項に規定する金額を特約保険金額増額日前に受け取った場合には、当該金額を受け取った時（この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時）から特約保険金額増額日の前日までの間に保険事故が発生したときは、その保険事故が特約保険金額増額日に発生したものとみなして、特約上の責任を負います。

⑥ 第7条の規定にかかわらず、この特約の被保険者が次の各号に該当した場合には、特約保険金額の増額分について特約死亡保険金および特約高度障害給付金を支払いません。

1. 特約保険金額増額日から1年以内にこの特約の被保険者が自殺したとき。
2. 特約保険金額増額日前の傷害または疾病によって、この特約の被保険者が第7条第1項の規定による高度障害となったとき。

⑦ 第16条（告知義務違反による解除）の規定は、本条の規定による特約保険金額の増額分について準用します。この場合には、第16条中「締結」とあるのは「特約保険金額増額」に読み替えます。

（特約保険金額の減額）

第13条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金額を減額することができます。

② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分だけこの特約が解約されたものとして取り扱います。

（特約の解約）

第14条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

第15条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

- ② この特約の被保険者が第2条第2項の規定によってこの特約の被保険者の資格を喪失したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

(告知義務違反による解除)

第16条 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の承諾前に、この特約の被保険者に書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の被保険者の死亡または高度障害が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により高度障害になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第17条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
 - ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に解除の通知をします。

(特約の払戻金)

第18条 特約の失効(第4条)、解約(第14条)または解除(第16条および第17条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表2に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第15条第1項第2号または同条第2項の規定によって特約の消滅とみなす場合には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の保険金、高度障害給付金または責任準備金を支払う場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 第7条(特約保険金の支払)の規定により、特約死亡保険金を支払わない場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。ただし、契約者または主契約の被保険者の故意による場合には払い戻しません。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第19条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、前条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えます。

(特約の復帰)

第20条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第15条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

第 21 条 この特約の社員配当金は、会社の定める方法により主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(主約款の規定の準用)

第 22 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 23 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
3. 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第7条(特約保険金の支払)および第 10 条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 24 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第 15 条第1項第1号、第 19 条および第 20 条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(請求手続)

第 25 条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類				印鑑証明書		戸籍抄本		会社所定の診断書	その他の書類
	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	契約者	受取人	この特約の被保険者	受取人			
1 特約死亡保険金の支払	○	○	○		○	○	○	○		
2 特約高度障害給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○		
3 解約払戻金の支払	○	○	○	○						
4 責任準備金の支払	○	○	○	○						
5 特約保険金額の増額	○	○	○	○					会社所定の告知書	
6 特約保険金額の減額	○	○	○	○						

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(管轄裁判所)

第 26 条 この特約における特約死亡保険金、特約高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 27 条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

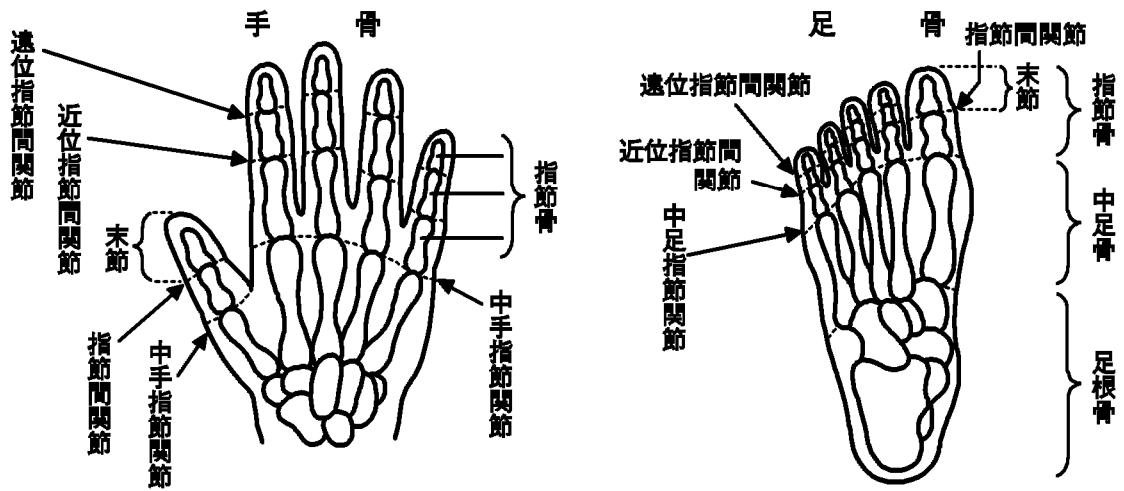
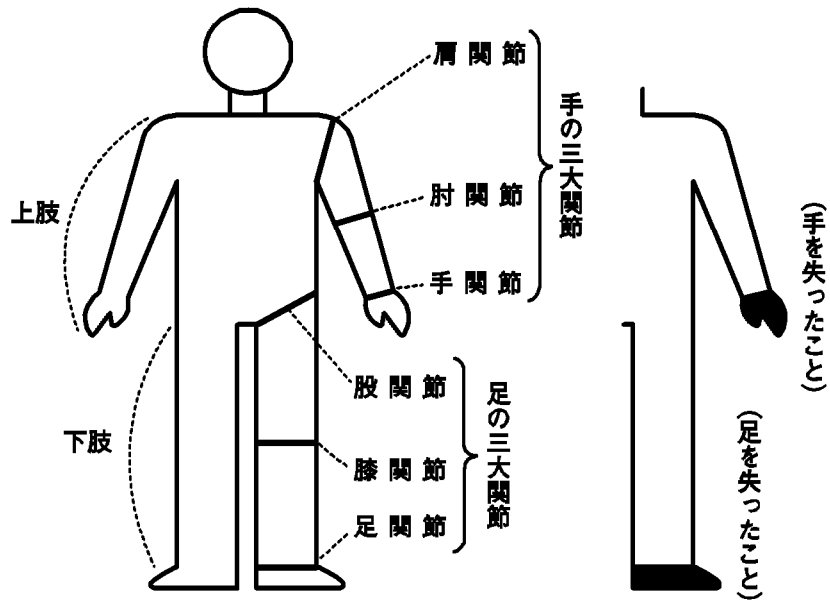
3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表2 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

5年ごと利差配当付家族定期保険特約(子型)条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の被保険者の資格の得喪
- 第3条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第4条 特約の失効
- 第5条 保険料の自動貸付
- 第6条 特約の復活
- 第7条 特約保険金の支払
- 第8条 同時死亡または高度障害状態の取扱
- 第9条 特約保険金支払の時期および場所
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第12条 特約保険金額の増額
- 第13条 特約保険金額の減額
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅とみなす場合
- 第16条 告知義務違反による解除
- 第17条 重大事由による解除
- 第18条 特約の被保険者の追加加入

- 第19条 特約の被保険者の脱退
- 第20条 特約の払戻金
- 第21条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱
- 第22条 特約の復帰
- 第23条 社員配当金
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第26条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第27条 請求手続
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表1 身体障害表

別表2 解約払戻金額例表

5年ごと利差配当付家族定期保険特約(子型)条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の子が死亡または高度障害となったときは、この特約の特約保険金を特約死亡保険金または特約高度障害給付金として支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の資格の得喪)

- 第2条 この特約の被保険者は、この特約の締結の際、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている出生日の翌日から起算して30日以上満年齢20歳未満の者のうち、契約者の申出によって定められた者(以下「子」といいます。)とし、この特約の締結時にこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者は、第18条(特約の被保険者の追加加入)の規定による場合のほかは、この特約の被保険者となることはありません。
 - 1. この特約の締結の際に、前項に規定する子に該当していたがこの特約の被保険者とならなかった者
 - 2. この特約の締結後に前項に規定する子に該当することとなった者
- ③ この特約の締結後、次の各号のいずれかの事由がこの特約の被保険者に生じたときは、その事由に該当した時からこの特約の当該被保険者はこの特約の被保険者としての資格を喪失します。
 - 1. 戸籍上の異動により子に該当しなくなったとき。
 - 2. 子について第3条第2項に規定する保険期間の終期が到来したとき。
 - 3. 子が第7条第1項に規定する高度障害に該当したとき。ただし、特約高度障害給付金が支払われた場合に限りです。
- ④ 前項第1号の規定により、この特約の被保険者としての資格を喪失した者が生じた場合、契約者は、その事実を証する書類を添えて、すみやかに会社に通知してください。
- ⑤ 前項の通知を受けた場合、会社の定める方法により、その被保険者についての責任準備金があるときはこれを支払い、その被保険者が資格を喪失したとき以後の将来の保険料を更正します。
- ⑥ 第3項第2号および第3号の規定により、この特約の被保険者としての資格を喪失した者が生じた場合、その被保険者が

資格を喪失したとき以後の将来の保険料を更正します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第3条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた保険期間中に子が満年齢 20 歳に達する時は、その子についての保険期間はこの特約の責任開始時からその子が満年齢 20 歳に達する日の直後の主契約の年単位の契約応当日の前日までの期間とします。
- ③ この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ④ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合(第2条第3項の規定により子がこの特約の被保険者の資格を喪失したときを含みます。)には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金を支払うときは主契約の被保険者)に払い戻します。
- ⑤ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑥ 前項の未払込保険料の払込については、第 11 条第2項の規定を準用します。
- ⑦ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第4条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(保険料の自動貸付)

第5条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款に定める保険料の自動貸付の規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

- ② この特約の保険料の払込方法が一時払のときで、主契約において保険料の自動貸付を行なう場合は、主契約の解約払戻金にこの特約の解約払戻金を加算して取り扱います。

(特約の復活)

第6条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約保険金の支払)

第7条 この特約において支払う保険金および給付金(以下「特約保険金」といいます。)は次のとおりです。

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	特約保険金			支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額	受取人	
1. この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。	特約死亡保険金	その被保険者について定めた特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 当該被保険者について定められたこの特約の責任開始時(復活もしくは復帰が行なわれた場合は最後の復活もしくは復帰の際の責任開始時とし、特約保険金額の増額が行なわれた場合は最後の特約保険金額の増額の際の責任開始時とします。以下同じ。)の属する日から起算して1年以内のこの特約の当該被保険者の自殺 2. この特約の当該被保険者の犯罪行為または死刑の執行 3. 契約者または主契約の被保険者の故意

特約保険金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	特約保険金			支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額	受取人	
2. この特約の被保険者がこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病によってこの特約の保険期間中に別表1に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態にこの特約の責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病(この特約の責任開始時にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。)を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも含まれます。	特約高度障害給付金	その被保険者について定めた特約保険金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. この特約の当該被保険者の犯罪行為または自殺行為 2. 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の当該被保険者の故意または重大な過失

- ② この特約の被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、第1項の規定を適用して特約死亡保険金を支払います。
- ③ この特約の被保険者が、別表1および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、特約高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに特約高度障害給付金を支払います。
- ④ 同一被保険者が高度障害になった後に死亡した場合、会社は、当該被保険者について特約高度障害給付金または特約死亡保険金のいずれかを支払い、特約高度障害給付金および特約死亡保険金を重複して支払うことはありません。
- ⑤ 特約死亡保険金または特約高度障害給付金が支払われた場合は、その被保険者が死亡したまたは高度障害になった時から当該被保険者を除き、将来の保険料を更正します。ただし、当該被保険者以外に被保険者がいないときは、この特約は消滅します。
- ⑥ 戦争その他の変乱によって死亡したまたは高度障害になったこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、特約死亡保険金または特約高度障害給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑦ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に特約高度障害給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(同時死亡または高度障害状態の取扱)

第8条 この特約の被保険者と主契約の被保険者が死亡したまたは高度障害状態となり、かつ、その死亡したまたは高度障害になった時が異なっている事実について十分な証明が得られないときは、この特約の被保険者が先に死亡したまたは高度障害状態になったものとして取り扱います。

(特約保険金支払の時期および場所)

第9条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の特約死亡保険金および特約高度障害給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第10条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 11 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による特約死亡保険金または特約高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険金額の増額)

第 12 条 契約者は、この特約の締結後、会社の承諾を得て、将来に向かって、この特約の被保険者について定めた特約保険金額を増額することができます。

② 契約者は、特約保険金額を増額する場合には、会社所定の特約保険金額増額申込書を提出して下さい。

③ 会社が特約保険金額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。

④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、会社は、特約保険金額増額日から特約上の責任を負います。

⑤ 前項の規定にかかわらず、会社は、第3項に規定する金額を特約保険金額増額日前に受け取った場合には、当該金額を受け取った時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から特約保険金額増額日の前日までの間に保険事故が発生したときは、その保険事故が特約保険金額増額日に発生したものとみなして、特約上の責任を負います。

⑥ 第7条の規定にかかわらず、この特約の被保険者が次の各号に該当した場合には、特約保険金額の増額分について特約死亡保険金および特約高度障害給付金を支払いません。

1. 特約保険金額増額日から1年以内にこの特約の当該被保険者が自殺したとき。

2. 特約保険金額増額日前の傷害または疾病によって、この特約の当該被保険者が第7条第1項の規定による高度障害となったとき。

⑦ 第16条(告知義務違反による解除)の規定は、本条の規定による特約保険金額の増額分について準用します。この場合には、第16条中「締結」とあるのは「特約保険金額増額」に読み替えます。

(特約保険金額の減額)

第 13 条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約保険金額を減額することができます。

② 前項の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、その減額分だけこの特約が解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第 14 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 15 条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。

2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

② 第2条(特約の被保険者の資格の得喪)第3項の規定によってすべての子がこの特約の被保険者の資格を喪失したときには、その時にこの特約は消滅したものとみなします。

(告知義務違反による解除)

第 16 条 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の承諾前に、この特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

② 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社はその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。

③ 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の被保険者の死亡または高度障害が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。

④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。

2. この特約が、当該被保険者について定めたこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、当該被保険者について定めたこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の当該被保険者が解除の原因となる事実により高度障害になったときを除きます。

⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 17 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または特約保険金の受取人が保険金(特約死亡保険金、特約高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに特約死亡保険金もしくは特約高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者に解除の通知をします。

(特約の被保険者の追加加入)

第 18 条 契約者は、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている出生日の翌日から起算して 30 日以上満年齢 20 歳未満の者のうち、この特約の被保険者となっていない者について、会社の定める範囲内で、新たにこの特約の被保険者とする追加加入の申込をすることができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、特約の被保険者の追加加入は取り扱いません。
1. 追加加入後におけるこの特約の被保険者の人数が会社の定める人数をこえるとき。
 2. この特約の残余保険期間が1年に満たないとき。
 3. この特約の保険料の払込が免除されているとき。
 4. 主契約の保険料払込期間が満了しているとき。
- ③ 特約の被保険者の追加加入を承諾した場合には、会社は、その被保険者について次の各号のいずれかに該当した時からこの特約上の責任を負います。
1. 会社がこの特約の被保険者の追加加入を承諾した後に、その被保険者についての第1回保険料を受け取った場合には、その第1回保険料を受け取った時
 2. その被保険者の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がその被保険者の追加加入を承諾した場合には、その被保険者の第1回保険料相当額を受け取った時(その被保険者に関する告知の前に受け取った場合にはその告知の時)
- ④ 追加加入した被保険者についての保険期間は、前項に規定する責任開始の日からこの特約の保険期間の満了する日までとします。

(特約の被保険者の脱退)

第 19 条 契約者は、いつでも、将来に向かってこの特約の被保険者の一部の者を脱退させることができます。

- ② 前項の規定による特約の被保険者の脱退が行なわれた場合は、会社は、この特約の解約払戻金のうちその被保険者についての部分があるときは、これを契約者に支払います。

(特約の払戻金)

第 20 条 特約の失効(第4条)、解約(第14条)または解除(第16条および第17条)の場合には、会社は、保険料一時払の特約についてはその経過した年月数により計算した解約払戻金(別表2に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第15条第1項第2号の規定によって特約の消滅とみなす場合には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の保険金、高度障害給付金または責任準備金を支払う場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 第7条(特約保険金の支払)の規定により、特約死亡保険金を支払わない場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。ただし、契約者または主契約の被保険者の故意による場合には払い戻しません。

(主契約が払済保険または延長保険に変更された場合の取扱)

第 21 条 主契約が払済保険または延長保険に変更された場合には、前条の規定によるこの特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えます。

(特約の復帰)

第 22 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第15条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

第 23 条 この特約の社員配当金は、会社の定める方法により主約款の社員配当金に関する規定を準用して支払います。

(主約款の規定の準用)

第 24 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

- 第 25 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
 2. 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
 3. 第1号の規定によりこの特約が更新された場合に、第7条(特約保険金の支払)および第 10 条(特約保険料の払込免除)の規定を準用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

- 第 26 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 2. 第 15 条第1項第1号、第 21 条および第 22 条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(請求手続)

第 27 条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の 請求 書	保 険 証 券	最 終 の 保 険 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		会 社 所 定 の 診 断 書	其 他 の 書 類
					契 約 者	受 取 人	こ の 特 約 の 当 該 被 保 険 者	受 取 人		
1 特約死亡保険金の支払		○	○	○		○	○	○	○	
2 特約高度障害給付金の支払		○	○	○		○	○	○	○	
3 解約払戻金の支払		○	○	○	○					
4 責任準備金の支払		○	○	○	○					
5 特約保険金額の増額		○	○	○	○					会社所定の告知書
6 特約保険金額の減額		○	○	○	○					
7 特約の被保険者の追加加入		○	○	○						会社所定の告知書
8 特約の被保険者の脱退		○	○	○						

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(管轄裁判所)

第 28 条 この特約における特約死亡保険金、特約高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 29 条 契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または特約保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(特約保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または特約保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

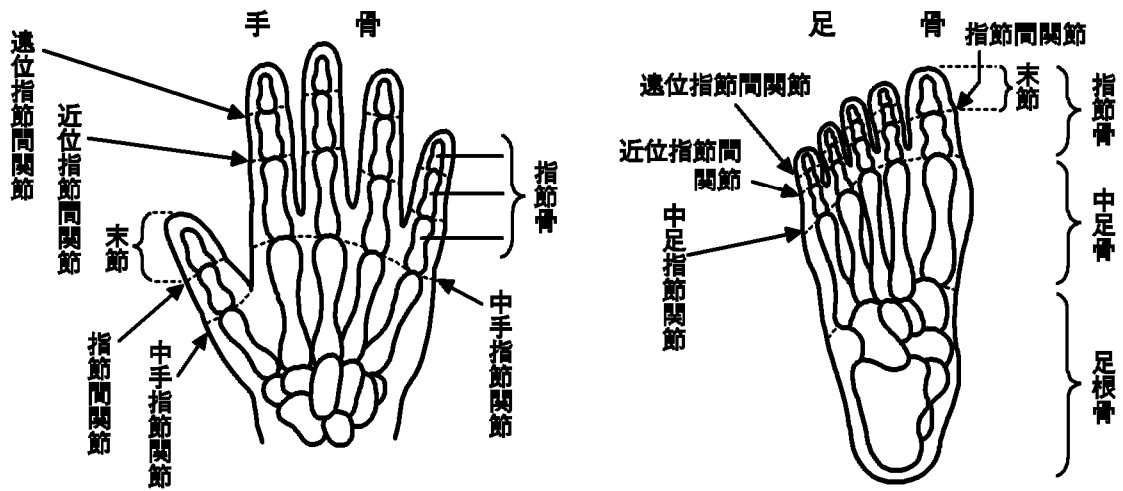
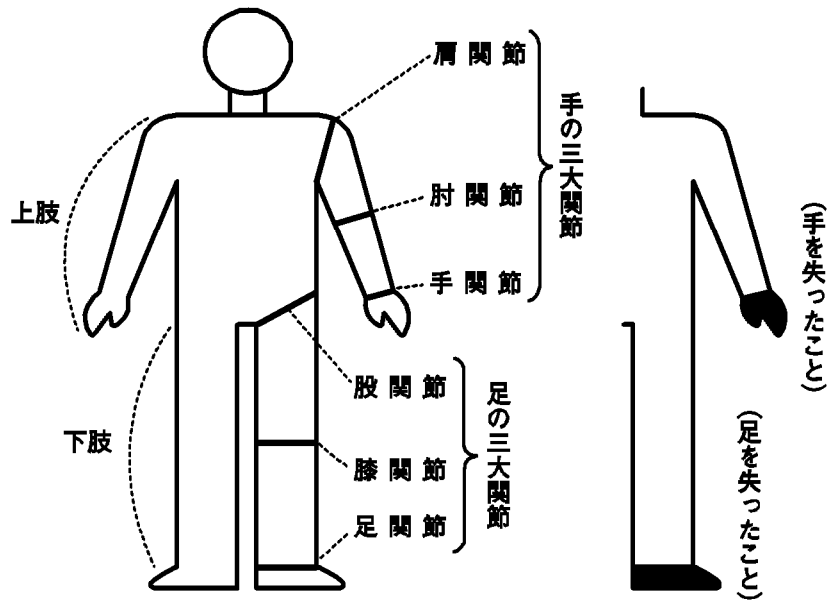
3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障害の図解



別表2 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

5年ご利息差配当付家族定期保険特約(子型)条項

特約

無配当災害割増特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始日
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 災害割増保険金の支払
- 第7条 災害割増保険金の請求手続
- 第8条 災害高度障害給付金の支払
- 第9条 災害高度障害給付金の請求手続
- 第10条 災害割増保険金等支払の時期および場所
- 第11条 特約保険料の払込免除
- 第12条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第13条 災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払わない場合
- 第14条 災害割増保険金の増額
- 第15条 災害割増保険金の減額
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の消滅とみなす場合
- 第18条 告知義務違反による解除
- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 特約の解約払戻金

- 第21条 特約の復帰
- 第22条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第23条 社員配当金
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付通増定期保険特約付契約に付加する場合の特則
- 第26条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第27条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 身体障害表
- 別表3 解約払戻金額例表
- 別表4 感染症

無配当災害割増特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害または感染症によって死亡または高度障害となったときに、災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始日)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による災害割増保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による災害割増保険金または災害高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第12条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(災害割増保険金の支払)

第6条 会社は、次の各号の場合に、災害割増保険金を主契約の保険金受取人に支払います。

1. 被保険者が、この特約の責任開始日(復活、復帰または被保険者の変更の取扱が行なわれた後は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始日とします。以下同様とします。)以後に別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき。
2. 被保険者が、この特約の責任開始日以後に発病した別表4に定める感染症(以下「感染症」といいます。)を直接の原因としてこの特約の保険期間中に死亡したとき。

(災害割増保険金の請求手続)

第7条 契約者または災害割増保険金の受取人は、前条に規定する災害割増保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

② 災害割増保険金の受取人は、被保険者が死亡したことを知った日から2カ月以内に、次の書類を提出して災害割増保険金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。

1. 災害割増保険金請求書
2. 不慮の事故であることを証する書類

③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは事実の確認を行なうことがあります。

(災害高度障害給付金の支払)

第8条 会社は、次の各号の場合に、災害割増保険金と同額の災害高度障害給付金を契約者に支払います。

1. 被保険者が、この特約の責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態(以下「高度障害」といいます。)に該当したとき。この場合、この特約の責任開始日前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも同様とします。
 2. 被保険者が、この特約の責任開始日以後に発病した感染症を直接の原因としてこの特約の保険期間中に高度障害に該当したとき。この場合、この特約の責任開始日前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始日以後に発病した感染症を原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害に該当したときも同様とします。
- ② 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、災害高度障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに災害高度障害給付金を支払います。
- ③ 第6条に規定する災害割増保険金を支払った後は、第1項による災害高度障害給付金の請求があっても、会社はこれを支払いません。

(災害高度障害給付金の請求手続)

第9条 被保険者が、前条の高度障害となったときは、契約者または被保険者は、直ちに会社に通知して下さい。

② 契約者は、前条に規定する災害高度障害給付金の支払事由が生じたことを知った日から2カ月以内に次の書類を提出して災害高度障害給付金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。

1. 災害高度障害給付金請求書
2. 不慮の事故であることを証する書類

③ 第7条第3項の規定は、災害高度障害給付金の請求手続の場合に準用します。

(災害割増保険金等支払の時期および場所)

第10条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による災害割増保険金および災害高度障害給付金支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第 11 条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 12 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による災害割増保険金または災害高度障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払わない場合)

第 13 条 会社は、被保険者が次の各号によって第6条(災害割増保険金の支払)または第8条(災害高度障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、災害割増保険金または災害高度障害給付金を支払いません。

1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 災害割増保険金に関しては、災害割増保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
 3. 被保険者の犯罪行為によるとき。
 4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 8. 地震・噴火または津波によるとき。
 9. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第8号または第9号の事由による死亡または高度障害の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、災害割増保険金または災害高度障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(災害割増保険金の増額)

第 14 条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の災害保険金を増額することができます。

- ② 会社が災害保険金の増額を承諾したときは、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ③ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始日)、第6条(災害割増保険金の支払)および第18条(告知義務違反による解除)の規定を適用します。

(災害割増保険金の減額)

第 15 条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の災害割増保険金額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって災害割増保険金が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第 16 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 17 条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第 18 条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または高度障害が解除の原因となった事実によらなかったことを、災害割増保険金の受取人、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。

2. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2に定める1. から7. までのいずれかの身体障害の状態になったときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 19 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金(災害割増保険金、災害高度障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 保険金の請求に関し、保険金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. その他この特約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害割増保険金および災害高度障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに災害割増保険金もしくは災害高度障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(特約の解約払戻金)

第 20 条 特約の失効(第3条)、解約(第16条)、または解除(第18条および第19条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第17条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

第 21 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 22 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

(社員配当金)

第 23 条 この特約に対する社員配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

第 24 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付通増定期保険特約付契約に付加する場合の特則)

第 25 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付通増定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第14条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(5年ごと利差配当付定期保険特約の特約保険金および5年ごと利差配当付通増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 26 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了し、かつ、主契約が更新される場合には、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の災害割増保険金は更新前の災害割増保険金と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(災害割増保険金の支払)、第8条(災害高度障害給付金の支払)および第11条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 27 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
2. 第 17 条第 1 号および第 21 条第 1 項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(管轄裁判所)

第 28 条 この特約における災害割増保険金、災害高度障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第 29 条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、災害割増保険金の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(災害割増保険金の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、災害割増保険金を増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

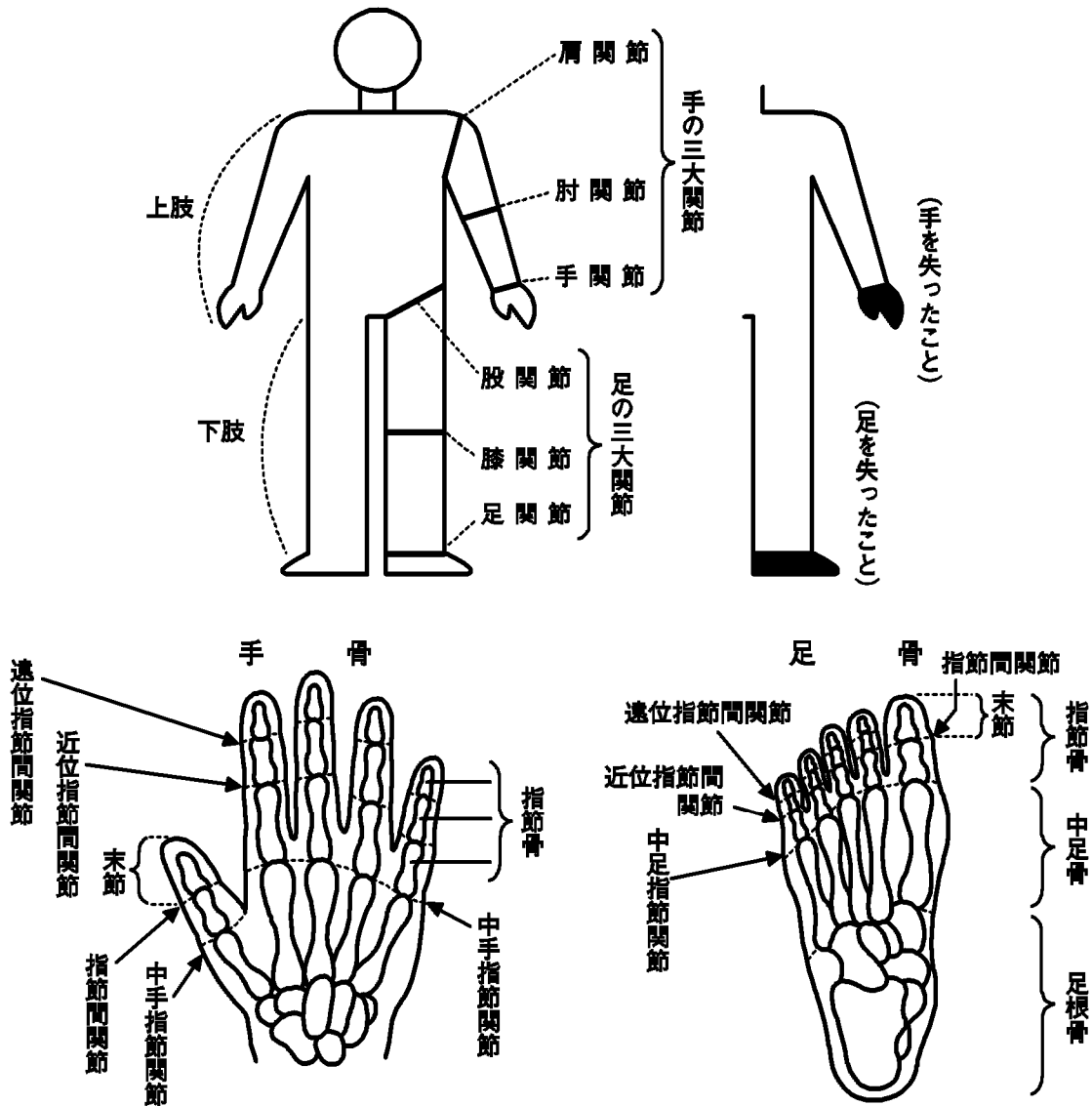
別表2 身体障害表

身体障害
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

- 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)
 - 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはそしゃくの障害
 - 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込がない場合をいいます。
- 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

障 害 の 図 解



別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表4 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4

分類項目	基本分類コード
痘瘡 重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。) (新型コロナウイルス感染症に関する特則)	B03 U04

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当傷害特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始日
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 災害保険金の支払
- 第7条 災害保険金の請求手続
- 第8条 障害給付金の支払
- 第9条 障害給付金額
- 第10条 障害給付金の請求手続
- 第11条 災害保険金等の支払の時期および場所
- 第12条 特約保険料の払込免除
- 第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第14条 災害保険金または障害給付金を支払わない場合
- 第15条 災害保険金の増額
- 第16条 災害保険金の減額
- 第17条 特約の解約
- 第18条 特約の消滅とみなす場合
- 第19条 告知義務違反による解除
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 特約の解約払戻金

- 第22条 特約の復帰
- 第23条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第24条 社員配当金
- 第25条 主約款の規定の準用
- 第26条 5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付増定期保険特約付契約に付加する場合の特則
- 第27条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第28条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 給付割合表
- 別表3 身体の同一部位
- 別表4 解約払戻金額例表
- 別表5 感染症

無配当傷害特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故によって死亡または身体に障害を受けた場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始日)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者(この特約による災害保険金を支払うときは主契約の保険金受取人)に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以

下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(災害保険金の支払)

第6条 会社は、次の各号の場合に、災害保険金を主契約の保険金受取人に支払います。

1. 被保険者が、この特約の責任開始日(復活、復帰または被保険者の変更の取扱が行なわれた後は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始日とします。以下同様とします。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき。
 2. 被保険者が、この特約の責任開始日以後に発病した別表5に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき。
- ② 会社は、前項の規定によって災害保険金を支払う場合に、第8条に規定する障害給付金について次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する各号の給付金の合計額を災害保険金から差し引きます。ただし、災害保険金を減額した保険契約については、支払時の災害保険金額にその該当する各号の給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害保険金から差し引きます。
1. 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき。
 2. 災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき。
- ③ 第1項の規定によって災害保険金が支払われた場合には、その支払後に災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(災害保険金の請求手続)

第7条 契約者または災害保険金の受取人は、前条に規定する災害保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 災害保険金の受取人は、被保険者が死亡したことを知った日から2カ月以内に、次の書類を提出して災害保険金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。
1. 災害保険金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めたときは事実の確認を行なうことがあります。

(障害給付金の支払)

第8条 会社は、被保険者がこの特約の責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2の給付割合表(以下「給付割合表」といいます。)に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合には、第9条に定める金額の障害給付金を契約者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、この特約による障害給付金(災害保険金を減額した保険契約については、災害保険金額に給付割合を乗じた金額とします。)を通算して災害保険金額の10割をもって限度とします。
- ③ 被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、障害給付金を支払います。

(障害給付金額)

第9条 会社が前条第1項により支払う障害給付金の額は、次の各号に定めるとおりとします。

1. 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみ該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額。
 2. 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと[ただし、別表3に定める身体の同一部位(以下「身体の同一部位」といいます。)に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目とします。]に前号の規定を適用して得られる金額の合計額。
- ② 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害(本項において「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からその前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位

の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

(障害給付金の請求手続)

第10条 契約者または被保険者は、第8条に規定する障害給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、被保険者が第8条に規定する障害の状態になった日から2カ月以内に、次の書類を提出して障害給付金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。
1. 障害給付金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
 3. 会社所定の様式による医師の診断書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めるときは事実の確認を行なうことがあります。

(災害保険金等の支払の時期および場所)

第11条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による災害保険金および障害給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第12条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第13条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による災害保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(災害保険金または障害給付金を支払わない場合)

第14条 会社は、被保険者が次の各号によって第6条(災害保険金の支払)または第8条(障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、災害保険金または障害給付金を支払いません。

1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額を他の受取人に支払います。
 3. 被保険者の犯罪行為によるとき。
 4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 8. 地震、噴火または津波によるとき。
 9. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第8号または第9号の事由により死亡または身体障害の状態となった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(災害保険金の増額)

第15条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の災害保険金を増額することができます。

- ② 会社が災害保険金の増額を承諾したときは、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ③ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始日)、第6条(災害保険金の支払)および第19条(告知義務違反による解除)の規定を適用します。

(災害保険金の減額)

第16条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の災害保険金額を減額することができます。

- ② 本条の規定によって災害保険金が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第 17 条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 18 条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第 19 条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社はその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害保険金もしくは障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の死亡または身体障害が解除の原因となった事実によらなかつたことを、災害保険金の受取人、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかつたとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2の給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 20 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(災害保険金、障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であつて、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがある場合
4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 災害保険金もしくは障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、災害保険金もしくは障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに災害保険金もしくは障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないません。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(特約の解約払戻金)

第 21 条 特約の失効(第3条)、解約(第17条)、または解除(第19条および第20条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表4に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第18条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

第 22 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があつた場合には、別段の申出がない限り、第18条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があつたものとして扱います。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 23 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

(社員配当金)

第 24 条 この特約に対する社員配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

第 25 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付増定期保険特約付契約に付加する場合の特則)

第 26 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付増定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第 15 条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(5年ごと利差配当付定期保険特約の特約保険金および5年ごと利差配当付増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 27 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了し、かつ、主契約が更新される場合には、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の災害保険金は更新前の災害保険金と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(災害保険金の支払)、第8条(障害給付金の支払)および第 12 条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 28 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第 18 条第1号および第 22 条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(管轄裁判所)

第 29 条 この特約における災害保険金、障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 30 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、災害保険金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(災害保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、災害保険金額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の 13. から 15. までまたは第4級の 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%

等級	身体障害	給付割合
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーージオメータで行ないます。

- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 70 デシベル以上(40cm を超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
(2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
(3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
(3) 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

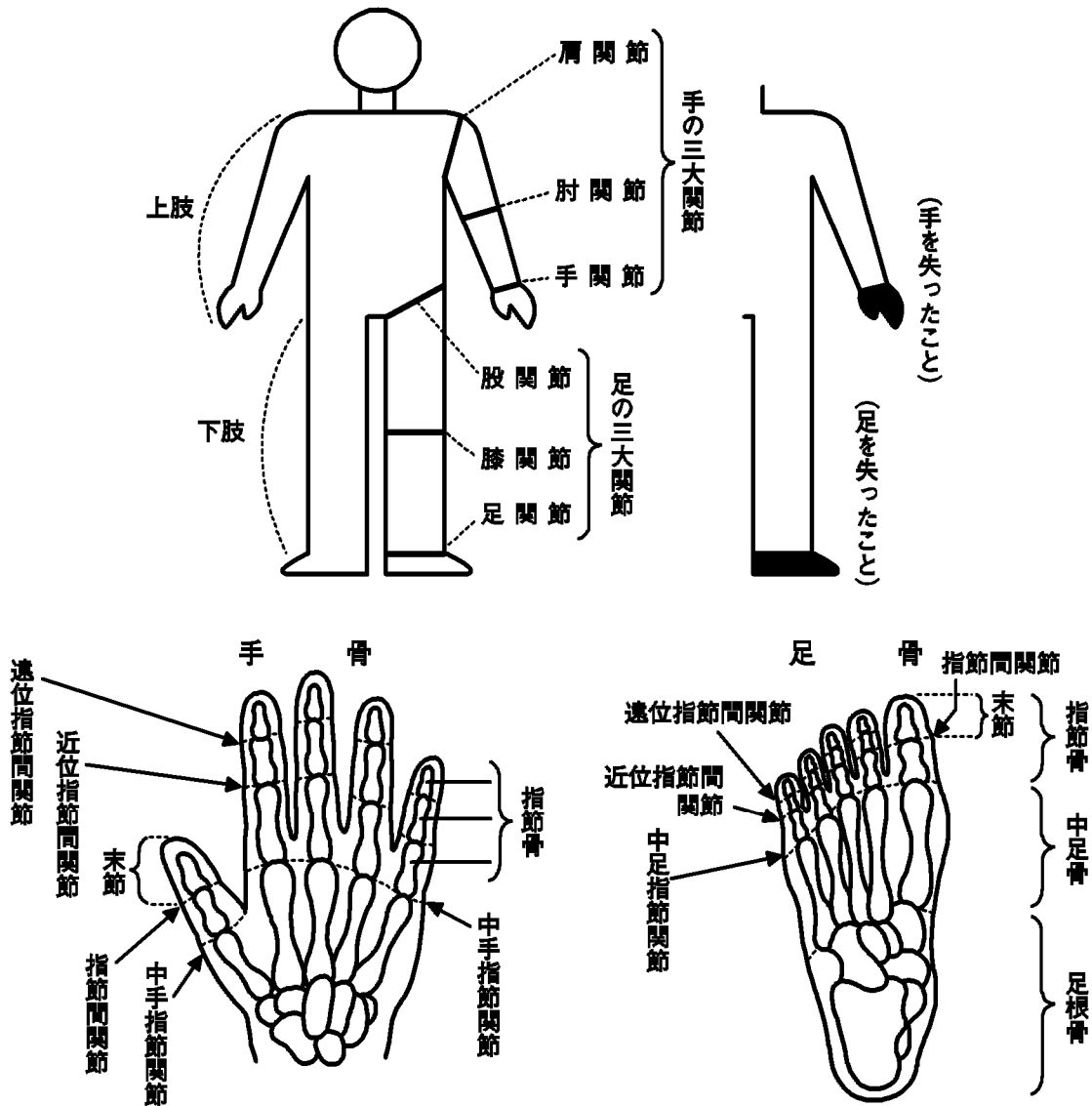
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
(2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障 害 の 図 解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表2の第1級の4.、5.、6.、もしくは7.、第2級の8.、9.、もしくは10.、第3級の16.、または第4級の26.の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢、1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表5 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1

分類項目	基本分類コード
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当災害入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 入院給付金の請求手続
- 第8条 入院給付金の支払の時期および場所
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 入院給付金日額の増額
- 第12条 入院給付金日額の減額
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 重大事由による解除
- 第17条 特約の解約払戻金
- 第18条 特約の復帰
- 第19条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第20条 社員配当金

- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付増定期保険特約付契約に付加する場合の特則
- 第23条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第24条 この特約を無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則
- 第25条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

無配当災害入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活、復帰または被保険者の変更が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること 3. その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること 4. その入院が5日以上継続した入院であること 5. その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
 - 1. この特約の保険期間が満了したとき。
 - 2. 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第14条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑤ この特約による入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 - 1. 同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 - 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑥ 被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかによって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、入院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

(入院給付金の請求手続)

第7条 契約者または被保険者は、前条に規定する入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して入院給付金を請求して下さい。
 1. 入院給付金請求書
 2. 会社所定の様式による医師の診断書
 3. 会社所定の様式による入院した病院の入院証明書
 4. 不慮の事故を証する書類
 5. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 6. 契約者の戸籍抄本
 7. 契約者の印鑑証明書
 8. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは事実の確認を行なうことがあります。

(入院給付金の支払の時期および場所)

第8条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による入院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第9条 会社は、主契約について保険料の払込免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(入院給付金日額の増額)

第11条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。

- ② 会社が入院給付金日額の増額を承諾したときは、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ③ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第15条(告知義務違反による解除)および第16条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(入院給付金日額の減額)

第12条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の入院給付金日額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第13条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第14条 主契約が次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第15条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除す

ことができます。この場合には、会社は、入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。

- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第16条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第17条 特約の失効(第3条)、解約(第13条)、または解除(第15条および第16条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第14条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

第18条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第19条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた入院給付金の支払日数は第6条(給付金の支払)第5項に規定する入院給付金の通算の支払限度の計算に含めるものとします。

(社員配当金)

第20条 この特約に対する社員配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

第21条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付通増定期保険特約付契約に付加する場合の特則)

第22条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付通増定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第11条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(5年ごと利差配当付定期保険特約の特約保険金および5年ごと利差配当付通増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第23条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときは、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。

3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(この特約を無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則)

第24条 無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額が無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約または無配当女性医療特約のそれぞれの入院給付金日額(無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の入院給付金が重複して支払われるときは、それぞれの特約の入院給付金日額の合計額)に満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第6条の規定にかかわらず、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額が無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約または無配当女性医療特約のそれぞれの入院給付金日額(無配当疾病入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約の入院給付金が支払われるときは、それぞれの特約の入院給付金日額の合計額)と同額かまたはそれより大きい場合は、この特約の入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後の不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとして扱います。
2. 第14条第1号および第18条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(管轄裁判所)

第26条 この特約における入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第27条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

無配当疾病入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 疾病入院給付金の請求手続
- 第8条 疾病入院給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 入院給付金日額の増額または減額
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 特約の復帰
- 第18条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第19条 社員配当金

- 第20条 主約款の規定の準用
- 第21条 5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付増定期保険特約付契約に付加する場合の特則
- 第22条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第23条 この特約を無配当災害入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の疾病入院給付金支払の特則
- 第24条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 解約払戻金額例表
- 別表3 対象となる不慮の事故

無配当疾病入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が疾病により入院した場合に、入院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
 ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活、復帰または被保険者の変更が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病(備考3.に定める薬物依存を除きます。以下同じ。)を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が疾病の治療を目的とする入院であること 3. その入院が5日以上継続した入院であること 4. その入院が別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	疾病入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、会社は、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
- この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第13条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑤ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ この特約による疾病入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
- 1回の入院についての支払限度は、疾病入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 - 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。
- この特約の責任開始時以後に生じた、別表3に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)以外の外因を直接の原因とする入院。
 - この特約の責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院。
 - この特約の責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるも

のとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。

1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑩ 次の各号のいずれかによって入院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、疾病入院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(疾病入院給付金の請求手続)

第7条 被保険者が、前条に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する疾病入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して疾病入院給付金を請求して下さい。
1. 疾病入院給付金請求書
 2. 会社の指定した書式による医師の診断書
 3. 会社所定の書式による入院した病院の入院証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(疾病入院給付金支払の時期および場所)

第8条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による疾病入院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第9条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(入院給付金日額の増額または減額)

第11条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。

- ② 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の入院給付金日額を減額することができます。この場合、減額分については解約したものとして取り扱います。
- ③ 第1項の規定によって入院給付金日額が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ④ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第14条(告知義務違反による解除)および第15条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(特約の解約)

第12条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

- 第 14 条** 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。
- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

- 第 15 条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

- 第 16 条** 特約の失効(第3条)、解約(第12条)、または解除(第14条および第15条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表2に例示します。)を契約者に払い戻します。
- ② 第13条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の復帰)

- 第 17 条** 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。
- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

- 第 18 条** 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。
- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた疾病入院給付金の支払日数は第6条(給付金の支払)第6項に規定する疾病入院給付金の通算の支払限度の計算に含めるものとします。

(社員配当金)

- 第 19 条** この特約に対する社員配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

- 第 20 条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付増定期保険特約付契約に付加する場合の特則)

第 21 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付増定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第 11 条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(5年ごと利差配当付定期保険特約の特約保険金および5年ごと利差配当付増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 22 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第2条の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
4. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(この特約を無配当災害入院特約、無配当成人病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の疾病入院給付金支払の特則)

第 23 条 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する疾病入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額(無配当成人病入院特約の入院給付金および無配当女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が無配当災害入院特約の入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第6条の規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定によりその入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の疾病入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の疾病入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額(無配当成人病入院特約の入院給付金および無配当女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が無配当災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合は、この特約の疾病入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後に疾病の治療を開始したときは、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 24 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第 13 条第1号および第 17 条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における疾病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 26 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、たとえば、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、正常分娩などにより入院している場合のことをいいます。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

4. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

無配当女性医療特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 入院給付金または自宅療養給付金支払の時期および場所
- 第8条 特約保険料の払込免除
- 第9条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第10条 入院給付金日額の増額
- 第11条 入院給付金日額の減額
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の払戻金
- 第17条 特約の復帰
- 第18条 社員配当金
- 第19条 主約款の規定の準用

第20条 5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付増定期保険特約付契約に付加する場合の特則

第21条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則

第22条 この特約を無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約および無配当成人病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則

第23条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則

第24条 請求手続

第25条 管轄裁判所

第26条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

別表1 対象となる特定疾病

別表2 病院または診療所

別表3 解約払戻金額例表

無配当女性医療特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の所定の女性特有の疾病等による入院により本人および家族の経済的負担が急増する場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払い、また、所定の日数の入院の後退院したときには自宅療養給付金を支払うことにより、その経済的負担を軽減することを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の被保険者が女性の場合に限り、主契約締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。

③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。

④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金または自宅療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。

⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第9条第2項の規定を準用します。

⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		
	名称	支払額	受取人
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活または復帰が行なわれた場合は、最後の復活または復帰の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める特定疾病(以下「特定疾病」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること (2) その入院が特定疾病の治療を目的とする入院であること (3) その入院が5日以上継続した入院であること (4) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者
2. 被保険者が次のいずれにも該当したとき。ただし、その入院が、第6項第2号に規定する入院給付金の通算支払限度に達したことにより入院給付金が支払われないこととなる入院の場合を除く。 (1) 前1に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院が30日以上継続した後に退院していること (2) 退院のとき生存していること	自宅療養給付金	入院1回につき、支払事由に該当した入院の退院日における入院給付金日額に10を乗じて得られる金額	契約者

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、次のとおり取り扱います。
- 入院給付金については、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
 - 自宅療養給付金については、その支払事由発生日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
- ③ 被保険者が同一の特定疾病(これと医学上重要な関係がある特定疾病を含みます。)を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
- この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第13条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑤ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる特定疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった特定疾病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑥ この特約による入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
- 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、入院給付金を支払う日数(以下本項および第13条第4号において「支払日数」といいます。)120日とします。
 - 通算の入院給付金の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑦ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 被保険者が、責任開始時前に発病した特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した特定疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その特定疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その特定疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されなかった場合。ただし、その特定疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑩ 被保険者が特定疾病以外の疾病または傷害の治療を目的とする入院中に特定疾病を併発し、その特定疾病の治療を開始した場合には、その特定疾病の治療を開始した日からその特定疾病の治療を目的として入院したもとして本条の規定を適用します。

(入院給付金または自宅療養給付金支払の時期および場所)

第7条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約の入院給付金または自宅療養給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第8条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第9条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による入院給付金または自宅療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(入院給付金日額の増額)

第10条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。

- ② 会社が、入院給付金日額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第14条(告知義務違反による解除)および第15条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(入院給付金日額の減額)

第11条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の入院給付金日額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、その減額分だけこの特約が解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第12条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. 主契約が主約款の規定によって、被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更されたとき。
4. 入院給付金の支払日数が通算して700日になったとき。

(告知義務違反による解除)

第14条 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の承諾前に、被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。

1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 15 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求したまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の払戻金)

第 16 条 特約の失効(第3条)、解約(第12条)、または解除(第14条および第15条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第13条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の復帰)

第 17 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

第 18 条 この特約に対する社員配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

第 19 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付通増定期保険特約付契約に付加する場合の特則)

第 20 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付通増定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第10条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(5年ごと利差配当付定期保険特約の特約保険金および5年ごと利差配当付通増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 21 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第2条の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
4. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第8条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(この特約を無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約および無配当成人病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則)

第 22 条 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額(無配当疾病入院特約の疾病入院給付金および無配当成人病入院特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が無配当災害入院特約の入院給付金日額と同額かまたは

それに満たない場合は、次のとおりとします。

- (1) 第6条の規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定によりその入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の入院給付金の支払額は、第6条（給付金の支払）第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額（無配当疾病入院特約の疾病入院給付金および無配当成人病入院特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額）が無配当災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合は、この特約の入院給付金の支払額は、第6条（給付金の支払）第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
- (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後特定疾病の治療を開始したときは、特定疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に特定疾病の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

（5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則）

第23条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとして扱います。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとして扱います。
2. 第13条第1号および第17条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

（請求手続）

第24条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社所定の請求書	保険証券	最終の保険料領収証	印鑑証明書		受取人の戸籍抄本	被保険者の住民票	会社所定の診断書	会社所定の入院証明書	その他の書類
					契約者	受取人					
1 入院給付金の支払		○	○	○		○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
2 自宅療養給付金の支払		○	○	○		○	○	○	○	○	会社が必要と認めた場合には住民票にかえて戸籍抄本
3 入院給付金日額の増額		○	○	○	○						
4 入院給付金日額の減額		○	○	○	○						
5 解約払戻金の支払		○	○	○	○						
6 責任準備金の支払		○	○	○	○						

- ② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における入院給付金もしくは自宅療養給付金の支払または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 26 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または入院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または入院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、たとえば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、治療処置を伴わない人間ドック検査などにより入院している場合のことをいいます。

2. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表1 対象となる特定疾病

対象となる特定疾病の範囲は、平成 21 年3月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる特定疾病に含めることがあります。

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物(D00～D09)中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頸(部)の上皮内癌	D06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・陰茎	D07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
	・その他および部位不明の上皮内癌	D09
	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・真正赤血球増加症<多血症>	D45
	・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の		
・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
・本態性(出血性)血小板血症	D47.3	
○血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の		
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の		
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0	
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物(D10～D36)中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・甲状腺の良性新生物	D34
	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の	
	・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39
	・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D48)中の	
・乳房	D48.6	
血液の疾患	○栄養性貧血	D50～D53
	○溶血性貧血(D55～D59)中の	
	・後天性溶血性貧血	D59
	○無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害 (E00～E07) 中の	
	・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	・その他の甲状腺機能低下症 (E03) 中の	
	・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症	E03.0
	・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E03.2
	・感染後甲状腺機能低下症	E03.3
	・甲状腺萎縮 (後天性)	E03.4
	・粘液水腫性昏睡	E03.5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E03.8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E03.9
	・その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	・甲状腺中毒症 [甲状腺機能亢進症]	E05
	・甲状腺炎	E06
	・その他の甲状腺障害	E07
	○その他の内分泌腺障害 (E20～E35) 中の	
	・卵巣機能障害	E28
○代謝障害 (E70～E90) 中の		
・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの (E89) 中の		
・治療後甲状腺機能低下症	E89.0	
・治療後卵巣機能不全 (症)	E89.4	
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害 (M05～M14) 中の	
	・血清反応陽性関節リウマチ	M05
	・その他の関節リウマチ	M06
	・若年性関節炎	M08
	・他に分類される疾患における若年性関節炎	M09
	・その他の明示された関節障害 (M12) 中の	
・リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー<Jaccoud>病]	M12.0	
生殖器系の疾患	○乳房の障害	N60～N64
	○女性骨盤臓器の炎症性疾患	N70～N77
	○女性生殖器の非炎症性障害 (N80～N98) 中の	
	・子宮内膜症	N80
	・女性性器脱	N81
	・女性性器を含む瘻	N82
	・卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害	N83
	・女性性器のポリープ	N84
	・子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸 (部) を除く	N85
	・子宮頸 (部) のびらんおよび外反 (症)	N86
	・子宮頸 (部) の異形成	N87
	・子宮頸 (部) のその他の非炎症性障害	N88
	・膣のその他の非炎症性障害	N89
	・外陰および会陰のその他の非炎症性障害	N90
	・無月経、過少月経および希発月経	N91
	・過多月経、頻発月経および月経不順	N92
	・子宮および膣のその他の異常出血	N93
	・女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態	N94
	・閉経期およびその他の閉経周辺期障害	N95
	・習慣流産	N96
・女性不妊症	N97	
○腎尿路生殖器系のその他の障害	N99	

特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>	○流産に終わった妊娠	O00～O08
	○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
	○分娩の合併症	O60～O75
	○分娩(O80～O84)中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81
	・帝王切開による単胎分娩	O82
	・その他の介助単胎分娩	O83
	・多胎分娩	O84
	○主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99
	○その他の細菌性疾患(A30～A49)中の	
・産科的破傷風	A34	

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

無配当成人病入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 入院給付金または長期療養給付金の請求手続
- 第8条 入院給付金または長期療養給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 入院給付金日額の増額
- 第12条 入院給付金日額の減額
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 重大事由による解除
- 第17条 特約の解約払戻金
- 第18条 特約の復帰
- 第19条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱

- 第20条 社員配当金
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付通増定期保険特約付契約に付加する場合の特則
- 第23条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第24条 この特約を無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則
- 第25条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 対象となる成人病
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

無配当成人病入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が所定の成人病により入院した場合には入院日数に応じて入院給付金を支払い、また、その入院が長期にわたった場合には長期療養給付金を支払うことを主な内容とし、家族の生活安定をはかる保険であります。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		
	名称	支払額	受取人
1. 被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 (1) その入院がこの特約の責任開始時(復活、復帰または被保険者の変更が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した別表1に定める成人病(以下「成人病」といいます。)を直接の原因として開始した入院であること (2) その入院が成人病の治療を目的とする入院であること (3) その入院が5日以上継続した入院であること (4) その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	入院給付金	入院1回につき、入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	契約者
2. 前1に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院が継続して270日以上になったとき。	長期療養給付金	入院給付金日額に100日乗じて得られる金額	契約者

- ② 被保険者が入院中に入院給付金日額が減額された場合は、次のとおり取り扱います。
- 入院給付金については、入院日各日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
 - 長期療養給付金については、その支払事由発生日現在の入院給付金日額を基準として計算します。
- ③ 第1項の規定によって入院給付金を支払った日数が通算して600日を超えている場合、長期療養給付金の支払額は、第1項の支払額の規定にかかわらず、入院給付金日額に100日からその越えた日数を減じた日数を乗じて得られる金額とします。
- ④ 被保険者が同一の成人病(これと医学上重要な関係がある成人病を含みます。)を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- ⑤ 被保険者が第1項および第4項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第4項の規定を適用します。
- この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第14条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
- ⑥ 会社は、被保険者が、第1項に規定する入院を開始したときに異なる成人病を併発していた場合、またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑦ この特約による入院給付金および長期療養給付金の支払限度は、次のとおりとします。
- 1回の入院についての入院給付金の支払限度は、入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 - 長期療養給付金の支払は1回に限るものとします。
 - 通算の入院給付金の支払限度は、支払日数(長期療養給付金の支払額の計算において入院給付金日額に乗ずる日数を支払日数に含めます。以下同じ。)を通算して700日とします。
- ⑧ 被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑨ 被保険者が、責任開始時前に発病した成人病の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した成人病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その成人病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その成人病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その成人病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されることがない場合。ただし、その成人病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(入院給付金または長期療養給付金の請求手続)

第7条 被保険者が、前条に規定する入院給付金または長期療養給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する入院給付金または長期療養給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して入院給付金または長期療養給付金を請求して下さい。
 1. 会社所定の請求書
 2. 会社の指定した書式による医師の診断書
 3. 会社所定の書式による入院した病院の入院証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(入院給付金または長期療養給付金支払の時期および場所)

第8条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による入院給付金または長期療養給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第9条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による入院給付金または長期療養給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(入院給付金日額の増額)

第11条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の入院給付金日額を増額することができます。

- ② 会社が、入院給付金日額の増額を承諾したときは、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第15条(告知義務違反による解除)および第16条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(入院給付金日額の減額)

第12条 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の入院給付金日額を減額することができます。

- ② 前項の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第13条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第14条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

3. 支払日数が通算して700日分になったとき。

(告知義務違反による解除)

- 第15条** 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。
- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
 - ③ 入院給付金もしくは長期療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金もしくは長期療養給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の入院給付金もしくは長期療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
 - ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める入院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
 - ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

- 第16条** 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 入院給付金もしくは長期療養給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、入院給付金もしくは長期療養給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求しまたは払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 - ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

- 第17条** 特約の失効(第3条)、解約(第13条)、または解除(第15条および第16条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。
- ② 第14条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の復帰)

- 第18条** 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。
- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

- 第19条** 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。
- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた入院給付金の支払日数は第6条(給付金の支払)第7項に規定する入院給付金の通算の支払限度の計算に含めるものとします。

(社員配当金)

- 第20条** この特約に対する社員配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

- 第21条** この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付増定期保険特約付契約に付加する場合の特則)

第 22 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付増定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第 11 条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(5年ごと利差配当付定期保険特約の特約保険金および5年ごと利差配当付増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 23 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第2条の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の入院給付金日額は更新前の入院給付金日額と同額とします。
4. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(この特約を無配当災害入院特約、無配当疾病入院特約および無配当女性医療特約とあわせて主契約に付加した場合の入院給付金支払の特則)

第 24 条 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の入院給付金日額(無配当疾病入院特約の疾病入院給付金および無配当女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が無配当災害入院特約の入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第6条の規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定によりその入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の入院給付金日額(無配当疾病入院特約の疾病入院給付金および無配当女性医療特約の入院給付金も支払われるときは、その特約の入院給付金日額との合計額)が無配当災害入院特約の入院給付金日額より大きい場合は、この特約の入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後成人病の治療を開始したときは、成人病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に成人病の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 25 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第 14 条第1号および第 18 条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(管轄裁判所)

第 26 条 この特約における入院給付金、長期療養給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 27 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、入院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査、正常分娩などにより入院している場合のことをいいます。

別表1 対象となる成人病

この特約の対象となる成人病の範囲は、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版) 準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる成人病に含めることがあります。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物	D00～D09
糖尿病	○性状不詳または不明の新生物(D37～D48)中の ・真正赤血球増加症<多血症>	D45
	・骨髄異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその 他の新生物(D47)中の ・慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	・本態性(出血性)血小板血症	D47.3
	○血液および造血器のその他の疾患(D70～D77)中の ・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の ・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
糖尿病	○糖尿病	E10～E14
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	○虚血性心疾患	I20～I25
	○肺性心疾患および肺循環疾患	I26～I28
	○その他の型の心疾患	I30～I52
	○循環器系のその他および詳細不明の障害(I95～I99)中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの(I97)中の ・心(臓)切開後症候群	I97.0
・心臓手術に続発するその他の機能障害	I97.1	
高血圧性疾患	○高血圧性疾患	I10～I15
脳血管疾患	○挿間性および発作性障害(G40～G47)中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群(G45)中の ・椎骨脳底動脈症候群	G45.0
	・頸動脈症候群(半球性)	G45.1
	・多発性および両側性脳(実質)外動脈症候群	G45.2
	・一過性全健忘	G45.4
	・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群	G45.8
	・一過性脳虚血発作、詳細不明	G45.9
	○脳血管疾患	I60～I69

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

無配当成人病入院特約条項

特約

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

無配当手術特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 手術給付金の請求手続
- 第8条 手術給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 手術給付金の給付限度
- 第12条 手術保険金の増額または減額
- 第13条 特約の解約
- 第14条 特約の消滅とみなす場合
- 第15条 告知義務違反による解除
- 第16条 重大事由による解除
- 第17条 特約の解約払戻金
- 第18条 特約の復帰

- 第19条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第20条 社員配当金
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付増定期保険特約付契約に付加する場合の特則
- 第23条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第24条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 給付割合表
- 別表3 解約払戻金額例表

無配当手術特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きします。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。 1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること (1) この特約の責任開始時(復活、復帰または被保険者の変更が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病(備考3.に定める薬物依存を除きます。以下同じ。)または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因とし、その疾病または傷害の治療を直接の目的とする手術であること (2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること 2. その手術が別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)において受けた手術であること 3. その手術が別表2に定めるいずれかの種類の手術であること	手術給付金	手術1回につき、所定の手術保険金額に別表2に定める給付割合を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 会社は、被保険者が、時期を同じくして別表2の給付割合表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、それらの手術のうち最も給付割合の多いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。

③ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

④ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。)を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

2. その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

⑤ 次の各号のいずれかによって手術を受けた被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、手術給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波

2. 戦争その他の変乱

(手術給付金の請求手続)

第7条 被保険者が、前条に規定する手術給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。

- ② 契約者は、前条に規定する手術給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して手術給付金を請求して下さい。
1. 手術給付金請求書
 2. 会社の指定した書式による医師の診断書
 3. 会社所定の書式による手術を受けた病院の手術証明書
 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 5. 契約者の戸籍抄本
 6. 契約者の印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行なうことがあります。

(手術給付金支払の時期および場所)

第8条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による手術給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第9条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第10条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(手術給付金の給付限度)

第11条 この特約による手術給付金(手術保険金を減額した保険契約については、手術保険金額に給付割合を乗じて得た金額とします。)は、通算して手術保険金額の10割をもって限度とします。また、第6条(給付金の支払)第1項第1号(2)の規定による手術給付金の支払は1回のみとします。

- ② 前項の規定によって手術給付金が通算して手術保険金額の10割に達した場合には、それ以後第2条(特約の保険期間および保険料の払込)の規定にかかわらず、この特約は消滅するものとします。

(手術保険金の増額または減額)

第12条 契約者は、主契約の保険金を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の手術保険金を増額することができます。

- ② 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の手術保険金額を減額することができます。この場合、減額分については解約したものと取り扱います。
- ③ 第1項の規定によって手術保険金が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ④ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第15条(告知義務違反による解除)および第16条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(特約の解約)

第13条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第14条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第15条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを

告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。ただし、会社はその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。

- ③ 手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の手術が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により別表2の「給付割合表」に定めるいずれかの手術を受けたときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 16 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第 17 条 特約の失効(第3条)、解約(第13条)、または解除(第15条および第16条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第14条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

第 18 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第14条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 19 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

- ② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた手術給付金の給付割合は第11条(手術給付金の給付限度)第1項に規定する手術給付金の通算の給付限度の計算に含めるものとします。

(社員配当金)

第 20 条 この特約に対する社員配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

第 21 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険特約および5年ごと利差配当付通増定期保険特約付契約に付加する場合の特則)

第 22 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険特約または5年ごと利差配当付通増定期保険特約付の主契約に付加する場合には、第12条第1項中「主契約の保険金」とあるのを「主契約の保険金(5年ごと利差配当付定期保険特約の特約保険金および5年ごと利差配当付通増定期保険特約の基本保険金を含みます。)」に読み替えます。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 23 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間については、第2条の規定にかかわらず、会社の定める範囲内で定めます。
2. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
3. 更新後のこの特約の手術保険金は更新前の手術保険金と同額とします。
4. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 24 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第14条第1号および第18条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(管轄裁判所)

第 25 条 この特約における手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第 26 条** 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、手術保険金額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(手術保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、手術保険金額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 手術

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、別表2の手術番号1.～89.を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2

分類項目	細分類項目	基本分類コード
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 給付割合表

手術 番号	手術の種類	手術保険金・家族手術保険金に対する給付割合(%)
§ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術(25 cm ² 未満は除く。)	10
2.	乳房切断術	10
§ 筋骨の手術(抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術	10
4.	骨髄炎・骨結核手術(膿瘍の単なる切開は除く。)	10
5.	頭蓋骨観血手術(鼻骨・鼻中隔を除く。)	10
6.	鼻骨観血手術(鼻中隔湾曲症手術を除く。)	5
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	10
8.	脊椎・骨盤観血手術	10
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	5
10.	四肢切断術(手指・足指を除く。)	10
11.	切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの。)	10
12.	四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指を除く。)	5
13.	筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	5
§ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	5
15.	喉頭全摘除術	10
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術(開胸術を伴うもの。)	10
17.	胸郭形成術	10
18.	縦隔腫瘍摘出術	20
§ 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術(血液透析用外シャント形成術を除く。)	10
20.	静脈瘤根本手術	5
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	20
22.	心膜切開・縫合術	10
23.	直視下心臓内手術	20
24.	体内用ペースメーカー埋込術	10
25.	脾摘除術	10
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	10
27.	顎下腺腫瘍摘出術	5
28.	食道離断術	20
29.	胃切除術	20
30.	その他の胃・食道手術(開胸・開腹術を伴うもの。)	10
31.	腹膜炎手術	10
32.	肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術	10
33.	ヘルニア根本手術	5
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	5
35.	直腸脱根本手術	10
36.	その他の腸・腸間膜手術(開腹術を伴うもの。)	10
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術(根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	5
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術(受容者に限る。)	20
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
40.	尿道狭窄観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
41.	尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作は除く。)	10
42.	陰茎切断術	20
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	10
44.	陰嚢水腫根本手術	5

手術 番号	手術の種類	手術保険金・家族手 術保険金に対する給 付割合(%)
45.	子宮広汎全摘除術(単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	20
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	5
47.	帝王切開娩出術	5
48.	子宮外妊娠手術	10
49.	子宮脱・膣脱手術	10
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	10
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	10
52.	その他の卵管・卵巣手術	5
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	20
54.	甲状腺手術	10
55.	副腎全摘除術	10
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	20
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	10
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	20
59.	脊髄硬膜内外観血手術	10
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)		
60.	眼瞼下垂症手術	5
61.	涙小管形成術	5
62.	涙嚢鼻腔吻合術	5
63.	結膜嚢形成術	5
64.	角膜移植術	5
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	5
66.	虹彩前後癒着剥離術	5
67.	緑内障観血手術	10
68.	白内障・水晶体観血手術	10
69.	硝子体観血手術	5
70.	網膜剥離症手術	5
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
72.	眼球摘除術・組織充填術	10
73.	眼窩腫瘍摘出術	10
74.	眼筋移植術	5
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	10
76.	乳様洞削開術	5
77.	中耳根本手術	10
78.	内耳観血手術	10
79.	聴神経腫瘍摘出術	20
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術	20
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
82.	その他の悪性新生物手術	10
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	10
84.	上記以外の開胸術	10
85.	上記以外の開腹術	5
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	10
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
§ 新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射(5000 ラド以上の照射で、施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
§ 骨髄幹細胞採取手術		
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	10

(備考)

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

無配当通院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第3条 特約の失効
- 第4条 特約保険料の自動貸付
- 第5条 特約の復活
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 通院給付金の請求手続
- 第8条 通院給付金支払の時期および場所
- 第9条 特約保険料の払込免除
- 第10条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第11条 通院給付金日額の増額または減額
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の解約払戻金
- 第17条 特約の復帰

- 第18条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第19条 社員配当金
- 第20条 主約款の規定の準用
- 第21条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第22条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第23条 管轄裁判所
- 第24条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 通院
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

無配当通院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者が疾病もしくは不慮の事故による傷害により入院した場合で、その退院後に通院したときに、その通院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、無配当災害入院特約および無配当疾病入院特約(以下「主特約」といいます。)とあわせて主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第2条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、前条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料(主契約に付加されている主特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第10条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第3条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第4条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

第5条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
 ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。 1. この特約の責任開始時(復活、復帰または被保険者の変更が行なわれた場合は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした主特約の特約条項に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院(以下「入院」といいます。)をし、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした別表1に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。 2. その通院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)への通院であること。 3. その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること。	通院給付金	1回の入院の退院後の通院につき通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	契約者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. 被保険者の犯罪行為 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 被保険者の薬物依存

- ② 被保険者が通院中に通院給付金日額が減額された場合は、会社は、通院日毎日現在の通院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。
- ③ 被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる入院については次のとおり取り扱います。
- 最終の入院(1回の入院の入院給付金の支払限度をこえる場合には、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日を第1項に定める退院日とします。
 - 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。
- ④ 被保険者が第1項および第3項に規定する通院期間中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している通院はこの特約の有効中の通院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
- この特約の保険期間が満了したとき。
 - 主約款に定める高度障害状態に該当したことによって第13条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
 - 主特約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅したとき。
- ⑤ 被保険者が、入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
- ⑥ 会社は、被保険者が、第1項に定める入院を開始したときに異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めるときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。この場合、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
- ⑦ この特約により通院給付金が支払われる限度は次のとおりです。
- 1回の入院(主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。)の退院後の通院についての支払限度は、支払日数(通院給付金を支払う日数。以下同じ。)30日とします。
 - 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑧ 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第6項の規定により通院給付金が支払われるときにはそれぞれの事由による通院についての支払日数は、30日をもって限度とします。
- 不慮の事故による傷害を事由とした入院中に、異なる不慮の事故による傷害を事由とした入院を開始したとき。
 - 不慮の事故による傷害を事由とした入院と、疾病を事由とした入院(不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後

に開始した入院を含みます。以下同じ。)が重複したとき。

- ⑨ 被保険者が、責任開始時に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 - 1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - 2. その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑪ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、通院給付金は重複して支払いません。
 - 1. 被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなして取り扱います。)
 - 2. 被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。
- ⑫ 被保険者が次の各号のいずれかにより通院した場合で、その原因により通院した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その程度に応じて、通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 - 1. 地震、噴火または津波
 - 2. 戦争その他の変乱

(通院給付金の請求手続)

- 第7条** 被保険者が、前条に規定する通院給付金の支払事由に該当した場合には、契約者または被保険者は直ちに会社に通知して下さい。
- ② 契約者は、前条に規定する通院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して通院給付金を請求して下さい。
 - 1. 通院給付金請求書
 - 2. 会社の指定した書式による医師の診断書
 - 3. 会社所定の書式による通院した病院の入院証明書
 - 4. 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)
 - 5. 契約者の戸籍抄本
 - 6. 契約者の印鑑証明書
 - 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
 - ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(通院給付金支払の時期および場所)

- 第8条** 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による通院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第9条** 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第10条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(通院給付金日額の増額または減額)

- 第11条** 契約者は、主契約に付加されている主特約の入院給付金日額を増額する場合に限り、会社の承諾を得て、この特約の通院給付金日額を増額することができます。
- ② 前項の規定によって通院給付金日額が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
 - ③ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第1条(特約の締結および責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第14条(告知義務違反による解除)および第15条(重大事由による解除)の規定を適用します。
 - ④ 契約者は、会社所定の範囲内でこの特約の通院給付金日額を減額することができます。この場合、減額分については解

約したものと取り扱います。

- ⑤ 主契約に付加されている主特約の入院給付金日額が減額されたときは、この特約の通院給付金日額は、会社の定める範囲内で減額されます。

(特約の解約)

第 12 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. 主契約に付加されている主特約のいずれかが消滅したときまたは通算の支払限度に達したとき。
4. 第6条第7項第2号の規定により、この特約の通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

(告知義務違反による解除)

第 14 条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める通院を開始したときまたは主約款に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 15 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合。
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合。
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第 16 条 特約の失効(第3条)、解約(第12条)、または解除(第14条および第15条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第13条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(特約の復帰)

第 17 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第13条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第 18 条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、この特約も同時に、被保険者の夫を被保険者とする特約に変更されたものとして取り扱います。

② 前項の規定によってこの特約の被保険者の変更が行なわれたときは、変更前に支払われた通院給付金の支払日数は第6条(給付金の支払)第7項第2号に規定する通院給付金の通算の支払限度に含めるものとします。

(社員配当金)

第 19 条 この特約に対する社員配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

第 20 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 21 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の通院給付金日額は更新前の通院給付金日額と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第9条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものととして取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 22 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第13条第1号および第17条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。
3. 保険料の払込満了と同時に前納された特約保険料は、その特約の保険期間中に保険料払込免除事由に該当した場合には、残額を契約者に払い戻します。

(管轄裁判所)

第 23 条 この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 24 条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰、通院給付金日額の増額または被保険者の変更が行なわれた場合は、会社はこの特約(通院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰、通院給付金日額の増額または被保険者を変更した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした通院

治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

別表1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略していません。

無配当家族傷害特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の被保険者の範囲
- 第3条 特約の被保険者資格の得喪
- 第4条 特約の責任開始日
- 第5条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第6条 特約の失効
- 第7条 特約保険料の自動貸付
- 第8条 特約の復活
- 第9条 家族災害保険金額
- 第10条 家族災害保険金の支払
- 第11条 家族災害保険金の請求手続
- 第12条 家族障害給付金の支払
- 第13条 家族障害給付金額
- 第14条 家族障害給付金の請求手続
- 第15条 家族災害保険金等の支払の時期および場所
- 第16条 特約保険料の払込免除
- 第17条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第18条 家族災害保険金または家族障害給付金を支払わない場合
- 第19条 家族災害保険金の増額または減額

- 第20条 特約の解約
- 第21条 特約の消滅とみなす場合
- 第22条 告知義務違反による解除
- 第23条 重大事由による解除
- 第24条 特約の解約払戻金
- 第25条 特約の復帰
- 第26条 社員配当金
- 第27条 主約款の規定の準用
- 第28条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第29条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第30条 管轄裁判所
- 第31条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 給付割合表
- 別表3 身体の同一部位
- 別表4 解約払戻金額例表
- 別表5 感染症

無配当家族傷害特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻子が不慮の事故によって死亡または身体に障害を受けた場合に所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、無配当傷害特約とあわせて主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始日後、契約者は会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の被保険者の範囲)

- 第2条 この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)およびその子として記載されている満20歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第3条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始日に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者はその該当した日に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動または満20歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その日にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(特約の責任開始日)

- 第4条 この特約の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とします。ただし、第1条第2項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第5条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なる場合は保険料払込期間)中、主契約の保険料(主契約に付加されている無配当傷害特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族災害保険金または家族障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第17条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

- 第6条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

- 第7条** 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

- 第8条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(家族災害保険金額)

- 第9条** この特約による各被保険者の家族災害保険金額は、主契約の被保険者について定められた無配当傷害特約の災害保険金額の6割とします。

(家族災害保険金の支払)

- 第10条** 会社は、次の各号の場合に、家族災害保険金を主契約の被保険者に支払います。
1. この特約の被保険者が、この特約の責任開始日(復活、復帰または被保険者の変更の取扱が行なわれた後は、最後の復活、復帰または被保険者の変更の際の責任開始日とします。以下同様とします。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に死亡したとき。
2. この特約の被保険者が、この特約の責任開始日以後に発病した別表5に定める感染症を直接の原因として、この特約の保険期間中に死亡したとき。
- ② 会社は、前項の規定によって家族災害保険金を支払う場合に、第12条に規定する家族障害給付金について次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その該当する各号の給付金の合計額を家族災害保険金から差し引きます。ただし、主契約の被保険者について定められた災害保険金を減額した保険契約については、支払時のその被保険者の家族災害保険金額に、その該当する各号の給付割合を乗じて得た金額の合計額を家族災害保険金から差し引きます。
1. 家族災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故によりその被保険者にかかわる家族障害給付金をすでに支払っているとき。
2. 家族災害保険金の支払事由となった同一の不慮の事故によりその被保険者にかかわる家族障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき。
- ③ 第1項の規定によって家族災害保険金が支払われた場合には、その支払後にその被保険者にかかわる家族障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

(家族災害保険金の請求手続)

- 第11条** 契約者または家族災害保険金の受取人は、前条に規定する家族災害保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。
- ② 家族災害保険金の受取人は、この特約の被保険者が死亡したことを知った日から2カ月以内に、次の書類を提出して家族災害保険金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。
1. 家族災害保険金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
 3. 会社所定の様式による医師の診断書
 4. この特約の被保険者の戸籍抄本
 5. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書

6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めるときは事実の確認を行なうことがあります。

(家族障害給付金の支払)

- 第 12 条** 会社は、この特約の被保険者が、この特約の責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180 日以内で、かつ、この特約の保険期間中に別表2の給付割合表(以下「給付割合表」といいます。)に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、次条に定める金額の家族障害給付金を主契約の被保険者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、この特約による家族障害給付金(家族災害保険金を減額した保険契約については、家族災害保険金額に給付割合を乗じた金額とします。)の支払は、同一被保険者について通算して家族災害保険金額の 10 割をもって限度とします。
- ③ この特約の被保険者が、別表2および備考に規定する状態に該当しているにもかかわらず、この特約の保険期間満了時に、その回復の見込がないことが明らかでないことにより、その時点では、家族障害給付金が支払われない場合においても、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときに家族障害給付金を支払います。

(家族障害給付金額)

- 第 13 条** 会社が前条第1項により支払う家族障害給付金の額は、次の各号に定めるとおりとします。
1. 身体障害の状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、家族災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額。
 2. 身体障害の状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する各種目ごと(ただし、別表3に定める身体の同一部位(以下「身体の同一部位」といいます。))に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目とします。)に前号の規定を適用して得られる金額の合計額。
- ② 前項各号の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障害のあった身体の同一部位に生じた身体障害については、すでにあった身体障害(本項において「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合からその前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

(家族障害給付金の請求手続)

- 第 14 条** 契約者または家族障害給付金の受取人は、第 12 条に規定する家族障害給付金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに会社に通知して下さい。
- ② 家族障害給付金の受取人は、この特約の被保険者が、第 12 条に規定する障害の状態になった日から2カ月以内に、次の書類を提出して家族障害給付金を請求して下さい。ただし、正当の事由がある場合には、その期間内に提出できなくても差しつかえありません。
1. 家族障害給付金請求書
 2. 不慮の事故であることを証する書類
 3. 会社所定の様式による医師の診断書
 4. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
 5. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めるときは事実の確認を行なうことがあります。

(家族災害保険金等の支払の時期および場所)

- 第 15 条** 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による家族災害保険金および家族障害給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第 16 条** 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第 17 条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族災害保険金または家族障害給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(家族災害保険金または家族障害給付金を支払わない場合)

第 18 条 会社は、この特約の被保険者が次の各号によって第 10 条(家族災害保険金の支払)または第 12 条(家族障害給付金の支払)の規定に該当した場合には、家族災害保険金または家族障害給付金を支払いません。

1. 契約者または主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 2. 家族災害保険金に関しては、家族災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
 3. 第 10 条または第 12 条の規定に該当したこの特約の被保険者(以下本条において「当該被保険者」といいます。)の犯罪行為によるとき。
 4. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき。
 5. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 6. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 7. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 8. 地震、噴火または津波によるとき。
 9. 戦争その他の変乱によるとき。
- ② 前項第8号または第9号の事由により死亡または身体障害の状態となったこの特約の被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、家族災害保険金または家族障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(家族災害保険金の増額または減額)

第 19 条 この特約の家族災害保険金のみ増額または減額は取り扱いません。

- ② 無配当傷害特約の規定によって、災害保険金が増額または減額された場合には、この特約による被保険者の家族災害保険金も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。
- ③ 前項の規定によって家族災害保険金が増額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。
- ④ 前2項の規定によって家族災害保険金が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に対する保険料を払い込むことを要します。
- ⑤ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第4条(特約の責任開始日)、第10条(家族災害保険金の支払)および第22条(告知義務違反による解除)の規定を適用します。

(特約の解約)

第 20 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約もしくは無配当傷害特約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第 22 条 会社が、この特約の締結または復活、復帰もしくは被保険者の変更の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または主契約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または主契約の被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 家族災害保険金もしくは家族障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族災害保険金もしくは家族障害給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行っていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の被保険者の死亡または身体障害が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。
- ただし、この特約の責任開始日から起算して2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により死亡したときまたは第12条に定める身体障害の状態になったときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 23 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金の受取人が給付金(家族災害保険金、家族障害給付金および払込を免除される特約保険料をいいます。この場合、他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反す

る状態がもたらされるおそれがある場合

4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

- ② 家族災害保険金もしくは家族障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族災害保険金もしくは家族障害給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。すでに家族災害保険金もしくは家族障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ③ 本条の特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、会社は、主契約の被保険者、この特約の被保険者または主契約の保険金受取人に解除の通知をします。

(特約の解約払戻金)

第24条 特約の失効(第6条)、解約(第20条)、または解除(第22条および第23条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表4に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第21条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

第25条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第21条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとして扱います。

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

第26条 この特約に対する社員配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

第27条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第28条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了し、かつ、主契約が更新される場合には、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の家族災害保険金は更新前の家族災害保険金と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第10条(家族災害保険金の支払)、第12条(家族障害給付金の支払)および第16条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第21条第1号および第25条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(管轄裁判所)

第30条 この特約における家族災害保険金、家族障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 31 条 契約者または主契約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族災害保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族災害保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が保険金または給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に保険金または給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族災害保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為 (Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y40～Y59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y70～Y82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の 13. から 15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の 13. から 15. までまたは第4級の 21. から 25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%

等級	身体障害	給付割合
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が70デシベル以上(40cmを超えると話声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきょう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈、および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱(頸椎を除く)の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

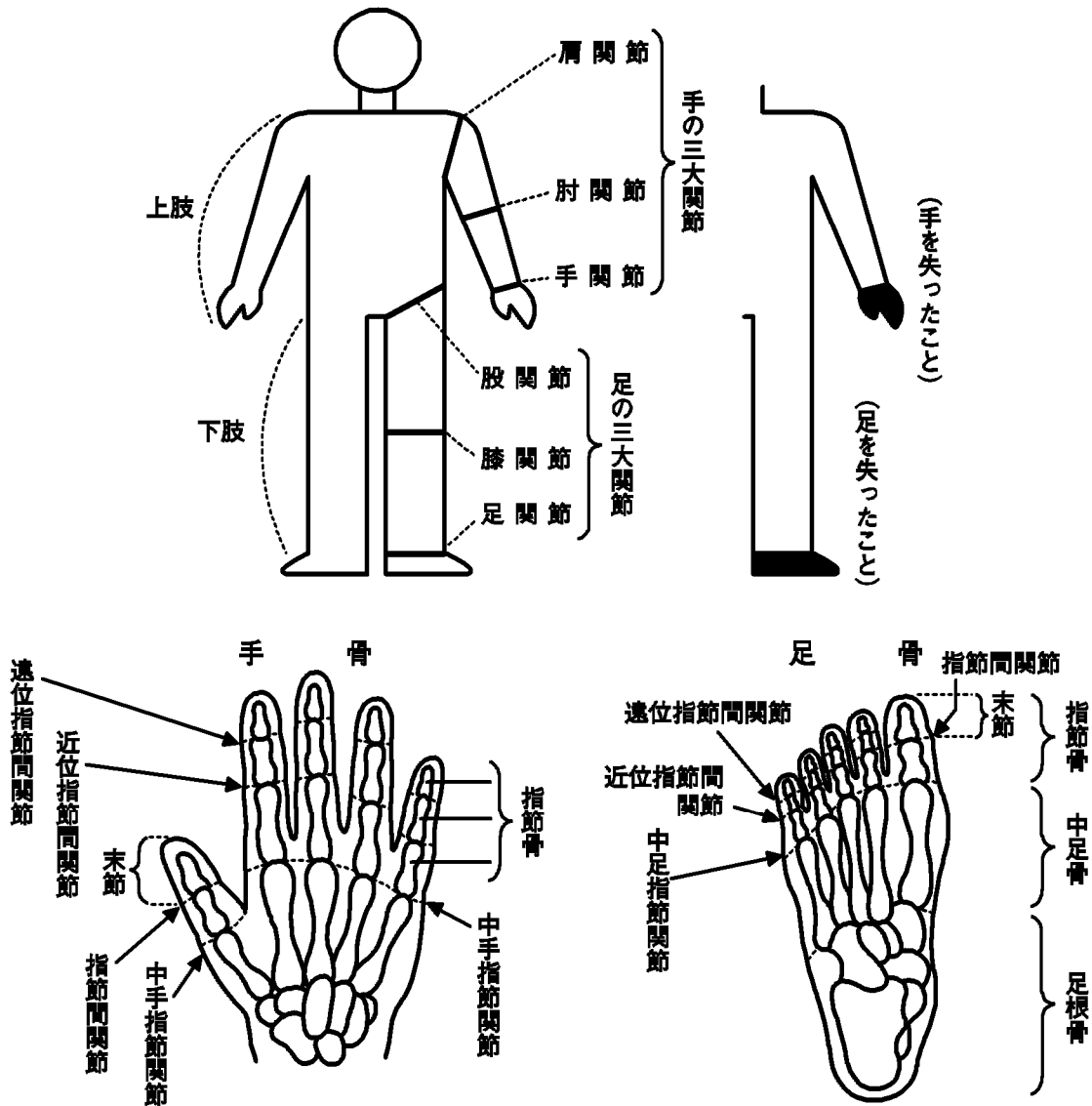
9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

障 害 の 図 解



別表3 身体の同一部位

- (1) 1上肢については、肩関節以下をすべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下をすべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表2の第1級の4.、5.、6.、もしくは7.、第2級の8.、9.、もしくは10.、第3級の16.、または第4級の26.の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢、1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表4 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表5 感染症

「感染症」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0

分類項目	基本分類 コード
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

無配当家族災害入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の被保険者の範囲
- 第3条 特約の被保険者資格の得喪
- 第4条 特約の責任開始時
- 第5条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第6条 特約の失効
- 第7条 特約保険料の自動貸付
- 第8条 特約の復活
- 第9条 家族入院給付金日額
- 第10条 給付金の支払
- 第11条 家族入院給付金の請求手続
- 第12条 家族入院給付金支払の時期および場所
- 第13条 特約保険料の払込免除
- 第14条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第15条 家族入院給付金日額の増額または減額
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の消滅とみなす場合
- 第18条 告知義務違反による解除

- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 特約の解約払戻金
- 第21条 特約の復帰
- 第22条 社員配当金
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第25条 この特約を無配当家族疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の家族入院給付金支払の特則
- 第26条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 別表1 対象となる不慮の事故
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

無配当家族災害入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻子が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、保険契約締結の際、無配当災害入院特約とあわせて主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の被保険者の範囲)

- 第2条 この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)およびその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第3条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始の時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者はその該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動または満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その日にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(特約の責任開始時)

- 第4条 この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、第1条第2項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第5条** この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている無配当災害入院特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第14条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第7条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

- 第8条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定により請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(家族入院給付金日額)

第9条 この特約による各被保険者の家族入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた無配当災害入院特約の入院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第10条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。 1. その入院がこの特約の責任開始時(復活または復帰が行なわれた場合は、最後の復活または復帰の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発生した別表1に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)による傷害を直接の原因として開始した入院であること 2. その入院が不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること 3. その入院が不慮の事故による傷害の治療を目的とする入院であること 4. その入院が5日以上継続した入院であること 5. その入院が別表2に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること	家族入院給付金	同一の不慮の事故による入院1回につき、家族入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	次のいずれかによって支払事由に該当したとき。 1. 契約者または主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者の故意または重大な過失 2. 支払事由に該当したこの特約の被保険者(以下本条において「当該被保険者」といいます。)の犯罪行為 3. 当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

② 当該被保険者が入院中に家族入院給付金日額が減額された場合は、会社は、各日現在の家族入院給付金日額を基準として計算された金額を支払います。

③ この特約の同一の被保険者が家族入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、その事故の日か

らその日を含めて180日以内に開始した入院に限りです。

- ④ この特約の被保険者が第1項および第3項に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生した時から継続している入院はこの特約の有効中の入院とみなして第1項および第3項の規定を適用します。
 1. この特約の保険期間が満了したとき。
 2. 主契約の被保険者が死亡または主約款に定める高度障害状態に該当したことによって、第17条第2号の規定によりこの特約が消滅したとき。
 3. この特約の被保険者である子が満20歳の年齢に達したことによって、この特約の被保険者でなくなったとき。
- ⑤ この特約による入院給付金の支払限度は、この特約の同一の被保険者について、次のとおりとします。
 1. 同一の不慮の事故による入院についての支払限度は、家族入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
 2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
- ⑥ この特約の同一の被保険者が2以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故(以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。)に対する家族入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故(以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。)に対する家族入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により家族入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により家族入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する家族入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- ⑦ 当該被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めるときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
- ⑧ 次の各号のいずれかによって入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、家族入院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。
 1. 地震、噴火または津波
 2. 戦争その他の変乱

(家族入院給付金の請求手続)

- 第11条** 契約者または家族入院給付金の受取人は、前条に規定する家族入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。
- ② 家族入院給付金の受取人は、前条に規定する家族入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して家族入院給付金を請求して下さい。
 1. 家族入院給付金請求書
 2. 会社所定の書式による入院した病院の入院証明書
 3. 不慮の事故であることを証する書類
 4. 会社所定の様式による医師の診断書
 5. この特約の被保険者の戸籍抄本
 6. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
 7. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
 - ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは事実の確認を行なうことがあります。

(家族入院給付金支払の時期および場所)

- 第12条** 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による家族入院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

- 第13条** 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。
- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

- 第14条** 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(家族入院給付金日額の増額または減額)

- 第15条** この特約の家族入院給付金日額のみが増額または減額は取り扱いません。
- ② 無配当災害入院特約の規定によって、入院給付金日額が増額または減額された場合には、この特約による各被保険者の家族入院給付金日額も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。
 - ③ 前項の規定によって家族入院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。
 - ④ 第2項の規定によって家族入院給付金日額が増額された場合には、契約者は会社の指定した日までに、その増額分に

に対する保険料を払い込むことを要します。

- ⑤ 前項の保険料が払い込まれた場合には、増額分については、第4条(特約の責任開始時)、第10条(給付金の支払)、第18条(告知義務違反による解除)および第19条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(特約の解約)

第16条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第17条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約もしくは無配当災害入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第18条 会社が、この特約の締結または復活もしくは復帰の承諾前に、書面で告知を求めた事項について、契約者または主契約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または主契約の被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 家族入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の被保険者の入院が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第10条に定める入院を開始したときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第19条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 家族入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の解約払戻金)

第20条 特約の失効(第6条)、解約(第16条)、または解除(第18条および第19条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。

- ② 第17条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありませぬ。

(特約の復帰)

第21条 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとし、

- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

第 22 条 この特約に対する社員配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

第 23 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 24 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の家族入院給付金日額は更新前の家族入院給付金日額と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第10条(給付金の支払)および第13条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(この特約を無配当家族疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の家族入院給付金支払の特則)

第 25 条 この特約の同一の被保険者について、無配当家族疾病入院特約の規定により家族疾病入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する家族入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の家族入院給付金日額が無配当家族疾病入院特約の家族疾病入院給付金日額に満たない場合は、次のとおりとします。
 - (1) 第10条の規定にかかわらず、無配当家族疾病入院特約の規定によりその家族疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の家族入院給付金は支払いません。
 - (2) 無配当家族疾病入院特約の規定により家族疾病入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の家族入院給付金の支払額は、第10条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当家族疾病入院特約の規定により家族疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
2. この特約の家族入院給付金日額が無配当家族疾病入院特約の家族疾病入院給付金日額と同額かまたはそれより大きい場合は、この特約の家族入院給付金の支払額は、第10条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後には不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
 - (2) 疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、疾病の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に家族入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 26 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
2. 第17条第1号および第21条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における家族入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 28 条 契約者または主契約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族入院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族入院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。)で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故(V01～V99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因(W00～X59)	
・転倒・転落(W00～W19)	
・生物によらない機械的な力への曝露(W20～W49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露(W42) ・振動への曝露(W43)
・生物による機械的な力への曝露(W50～W64)	
・不慮の溺死および溺水(W65～W74)	
・その他の不慮の窒息(W75～W84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引>(W78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引>(W79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引>(W80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露(W85～W99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露(W94)(高山病など)
・煙、火および火炎への曝露(X00～X09)	
・熱および高温物質との接触(X10～X19)	
・有毒動植物との接触(X20～X29)	
・自然の力への曝露(X30～X39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露(X30)(日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

無配当家族疾病入院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 特約の被保険者の範囲
- 第4条 特約の被保険者資格の得喪
- 第5条 家族疾病入院給付金日額
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 特約消滅後入院の特別取扱
- 第8条 家族疾病入院給付金の請求手続
- 第9条 家族疾病入院給付金支払の時期および場所
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 告知義務
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第15条 特約の失効
- 第16条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第17条 特約保険料の自動貸付
- 第18条 特約の復活
- 第19条 特約の解約
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 特約の解約払戻金

- 第22条 社員配当金
- 第23条 家族疾病入院給付金日額の増額または減額
- 第24条 特約の復帰
- 第25条 主約款の規定の準用
- 第26条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第27条 この特約を無配当家族災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の家族疾病入院給付金支払の特則
- 第28条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 解約払戻金額例表
- 別表3 対象となる不慮の事故

無配当家族疾病入院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または満 20 歳未満の子が、疾病の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて家族疾病入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、無配当家族疾病入院特約とあわせて主契約に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の責任開始時)

- 第2条 この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、第1条第2項により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。

② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の範囲)

- 第3条 この特約の被保険者は、次の各号に定める者としてします。
 1. 主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)
 2. 主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第4条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者は、その該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動または子が満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その時にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(家族疾病入院給付金日額)

第5条 この特約による各被保険者の家族疾病入院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた無配当疾病入院特約の入院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金は、次のとおりです。

支払事由	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する入院をしたとき。</p> <p>1. その入院が、この特約の責任開始時(復活または復帰の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復帰の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病(備考3.に定める薬物依存を除きます。以下同じ。)を直接の原因として開始した入院であること</p> <p>2. その入院が、疾病の治療を目的とする入院であること</p> <p>3. その入院が5日以上継続した入院であること</p> <p>4. その入院が、別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)における入院であること</p>	家族疾病入院給付金	入院1回につき、家族疾病入院給付金日額に入院日数(入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数とします。)を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. この特約の当該被保険者の犯罪行為</p> <p>3. この特約の当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. この特約の当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. この特約の当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. この特約の当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

(同一の疾病による入院の取扱)

② この特約の同一の被保険者が同一の疾病(これと医学上重要な関係がある疾病を含みます。)を直接の原因として、家族疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、1回の入院とみなして入院日数を通算します。ただし、家族疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後開始した入院については、新たな入院として前項の規定を適用します。

(異なる疾病の併発の取扱)

③ 会社は、この特約の同一の被保険者が第1項に規定する入院を開始した時に異なる疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして第1項に規定する家族疾病入院給付金を支払います。

(家族疾病入院給付金の支払限度)

④ この特約による家族疾病入院給付金の支払限度は、この特約の同一の被保険者について次のとおりとします。

- 1回の入院についての支払限度は、家族疾病入院給付金を支払う日数(以下「支払日数」といいます。)120日とします。
- 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。

(転入院または再入院の取扱)

⑤ この特約の被保険者が転入院または再入院をした場合、退院日の翌日から起算して31日以内の転入院または再入院であり、かつ、入院の直接の原因が同一であると会社が認めたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。

(入院中に家族疾病入院給付金日額が減額された場合の取扱)

⑥ この特約の被保険者の入院中に家族疾病入院給付金日額の減額があった場合には、家族疾病入院給付金の支払額は各日現在の家族疾病入院給付金日額に応じて計算します。

(家族疾病入院給付金の削減支払)

⑦ 次の各号のいずれかにより入院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、家族疾病入院給付金を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波
2. 戦争その他の変乱

(疾病による入院とみなす場合)

⑧ 次の各号のいずれかに該当する入院は、本条に規定する疾病を直接の原因とする入院とみなして、本条の規定を適用します。

1. この特約の責任開始時以後に生じた、別表3に定める不慮の事故(以下「不慮の事故」といいます。)以外の外因を直接の原因とする入院。
2. この特約の責任開始時以後に生じた不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院。
3. この特約の責任開始時以後に開始した、異常分娩(分娩のうち公的医療保険制度の法律に定める「療養の給付」の対象となるもの。以下同じ。)のための入院。
4. この特約の責任開始時以後に妻が分娩した主契約の被保険者の子について、その子の出生に際しての入院。この場合、家族疾病入院給付金の計算上、入籍の日前の入院(入籍の日を含んで継続している場合に限り)も、この特約

約の被保険者となった後の入院とみなします。

(責任開始時前に発病した疾病を保障する取扱)

- ⑨ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に家族疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。ただし、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院により家族疾病入院給付金の支払事由に該当した場合を除きます。
1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社を知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または主契約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(特約消滅後入院の特別取扱)

第7条 この特約の被保険者が前条に規定する入院中に次の各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして前条の規定を適用します。

1. この特約の保険期間が満了したとき。
2. 主契約の被保険者が死亡または主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態に該当したことによって、第20条の規定によりこの特約が消滅したとき。
3. この特約の被保険者である子が満20歳の年齢に達したことによって、この特約の被保険者でなくなったとき。

(家族疾病入院給付金の請求手続)

第8条 契約者または家族疾病入院給付金の受取人は、第6条に規定する家族疾病入院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

- ② 家族疾病入院給付金の受取人は、第6条に規定する家族疾病入院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して家族疾病入院給付金を請求して下さい。
1. 家族疾病入院給付金請求書
 2. 会社の指定した書式による医師の診断書
 3. 会社所定の書式による入院した病院の入院証明書
 4. この特約の被保険者の戸籍抄本
 5. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
 6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類
- ③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは事実の確認を行なうことがあります。

(家族疾病入院給付金支払の時期および場所)

第9条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による家族疾病入院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第10条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(告知義務)

第11条 会社が、この特約の責任開始時にこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または主契約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第12条 契約者または主契約の被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 会社は、家族疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、すでに家族疾病入院給付金を支払っていたときでもその返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、この特約の被保険者の入院が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、家族疾病入院給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める入院を開始したときを除きます。

- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 13 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 家族疾病入院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族疾病入院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第 14 条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中主契約の保険料(主契約に付加されている無配当疾病入院特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第 16 条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 15 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 16 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族疾病入院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込んで下さい。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 17 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

- 第 18 条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の解約)

第 19 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約または無配当疾病入院特約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約の解約払戻金)

第21条 特約の解除(第12条および第13条)、失効(第15条)または解約(第19条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表2に例示します。)を契約者に払い戻します。

② 前条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(社員配当金)

第22条 この特約に対する社員配当金はありません。

(家族疾病入院給付金日額の増額または減額)

第23条 この特約の家族疾病入院給付金日額のみ増額または減額は取り扱いません。

② 無配当疾病入院特約の規定によって、入院給付金日額が増額または減額された場合には、この特約による各被保険者の家族疾病入院給付金日額も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。

③ 前項の規定によって家族疾病入院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約したもとして取り扱います。

④ 第2項の規定によって家族疾病入院給付金日額が増額された場合には、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込んで下さい。

⑤ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第2条(特約の責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第11条(告知義務)、第12条(告知義務違反による解除)および第13条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(特約の復帰)

第24条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第20条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。

② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主約款の規定の準用)

第25条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第26条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。

2. 更新後のこの特約の家族疾病入院給付金日額は更新前の家族疾病入院給付金日額と同額とします。

3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第10条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したもとして取り扱います。

(この特約を無配当家族災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の家族疾病入院給付金支払の特則)

第27条 この特約の同一の被保険者について、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる入院中にこの特約に規定する家族疾病入院給付金の支払事由が生じた場合、次のとおり取り扱います。

1. この特約の家族疾病入院給付金日額が無配当家族災害入院特約の家族入院給付金日額と同額かまたはそれに満たない場合は、次のとおりとします。

(1) 第6条の規定にかかわらず、無配当家族災害入院特約の規定によりその家族入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の家族疾病入院給付金は支払いません。

(2) 無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間が終了したときは、この特約の家族疾病入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、無配当家族災害入院特約の規定により家族入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に家族疾病入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

2. この特約の家族疾病入院給付金日額が無配当家族災害入院特約の家族入院給付金日額より大きい場合は、この特約の家族疾病入院給付金の支払額は、第6条(給付金の支払)第1項の支払額に関する規定にかかわらず、次のとおりとします。

(1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した後に疾病の治療を開始したときは、疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に家族疾病入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したときは、不慮の事故による傷害の治療のための入院を開始した日からその日を含めて4日経過した後の入院日数に家族疾病入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 28 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第 14 条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、かつ、主約款に定める保険料払込の猶予期間中に前納することを要します。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、かつ、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、かつ、主約款に定める保険料払込の猶予期間中に前納することを要します。
2. 第 20 条第 1 号および第 24 条第 1 項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(管轄裁判所)

第 29 条 この特約における家族疾病入院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第 30 条** 契約者または主契約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族疾病入院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族疾病入院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族疾病入院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

2. 治療を目的としない入院

「治療を目的としない入院」とは、たとえば、治療を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、正常分娩などにより入院している場合のことをいいます。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

4. 入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等(病院以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

別表3 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）

分類項目(基本分類コード)	除外項目等
<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露(X40～X49) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの <ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒(ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒)およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・無理ながんばり、旅行および欠乏状態(X50～X57) 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動(X50)中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動(X51)(乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在(X52) ・食糧の不足(X53) ・水の不足(X54)
<ul style="list-style-type: none"> ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露(X58～X59) 	
3. 加害にもとづく傷害および死亡(X85～Y09)	
4. 法的介入および戦争行為(Y35～Y36)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑(Y35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症(Y40～Y84)	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
<ul style="list-style-type: none"> ・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤(Y40～Y59)によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
<ul style="list-style-type: none"> ・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故(Y60～Y69) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具(Y70～Y82)によるもの 	
<ul style="list-style-type: none"> ・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの(Y83～Y84) 	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

無配当家族手術特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の被保険者の範囲
- 第3条 特約の被保険者資格の得喪
- 第4条 特約の責任開始時
- 第5条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第6条 特約の失効
- 第7条 特約保険料の自動貸付
- 第8条 特約の復活
- 第9条 家族手術保険金額
- 第10条 給付金の支払
- 第11条 家族手術給付金の支払の時期および場所
- 第12条 特約保険料の払込免除
- 第13条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第14条 家族手術給付金の給付限度
- 第15条 家族手術保険金額の増額または減額
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の消滅とみなす場合
- 第18条 告知義務違反による解除

- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 特約の払戻金
- 第21条 特約の復帰
- 第22条 社員配当金
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第25条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 請求手続
- 第27条 管轄裁判所
- 第28条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 病院または診療所
- 別表2 給付割合表
- 別表3 解約払戻金額例表

無配当家族手術特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または満 20 歳未満の子が所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、無配当手術特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の被保険者の範囲)

- 第2条 この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)およびその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)とします。

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第3条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始の時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者はその該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動または満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その時にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(特約の責任開始時)

- 第4条 この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、第1条第2項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の保険期間および保険料の払込)

- 第5条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合は、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。
- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料(主契約に付加されている無配当手術特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料

前納の場合も同様とします。

- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第13条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約保険料の自動貸付)

第7条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

- 第8条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(家族手術保険金額)

第9条 この特約による各被保険者の家族手術保険金額は、主契約の被保険者について定められた無配当手術特約の手術保険金額の6割とします。

(給付金の支払)

第10条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金			支払事由に該当しても給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額	受取人	
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する手術を受けたとき。</p> <p>1. その手術が次のいずれかに該当する手術であること</p> <p>(1) この特約の責任開始時(復活または復帰の取扱が行なわれた後は、最後の復活または復帰の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病(備考3.に定める薬物依存を除きます。以下同じ。)または発生した不慮の事故その他の外因による傷害を直接の原因とし、その疾病または傷害の治療を直接の目的とする手術であること</p> <p>(2) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始時の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行なわれた骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)であること</p> <p>2. その手術が別表1に定める病院または診療所(以下「病院」といいます。)において受けた手術であること</p> <p>3. その手術が別表2に定めるいずれかの種類の手術であること</p>	家族手術給付金	手術1回につき所定の家族手術保険金額に別表2に定める給付割合を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または主契約の被保険者もしくはこの特約の当該被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. この特約の当該被保険者の犯罪行為</p> <p>3. この特約の当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. この特約の当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. この特約の当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. この特約の当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p>

- ② 会社は、この特約の同一の被保険者が、時期を同じくして別表2の給付割合表に定める2種類以上の手術を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、それらの手術のうち最も給付割合の多いいずれか1種類の手術についてのみ家族手術給付金を支払います。
- ③ この特約の同一の被保険者が、責任開始時に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として手術を受けた場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- ④ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時に発病した疾病(不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。)を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に家族手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
- その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - その疾病について、この特約の責任開始時に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または主契約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ⑤ 次の各号のいずれかによって手術を受けたこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、会社は、その程度に応じて、家族手術給付金の全額を支払わないかまたはその金額を削減して支払うことがあります。
- 地震、噴火または津波
 - 戦争その他の変乱

(家族手術給付金の支払の時期および場所)

第11条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による家族手術給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第 12 条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

- ② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 13 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族手術給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(家族手術給付金の給付限度)

第 14 条 この特約による家族手術給付金(家族手術保険金額を減額した保険契約については、家族手術保険金額に給付割合を乗じて得た金額とします。)の支払は、同一被保険者について通算して家族手術保険金額の 10 割をもって限度とします。また、第 10 条(給付金の支払)第 1 項第 1 号(2)の規定による家族手術給付金の支払は同一の被保険者について 1 回のみとします。

(家族手術保険金額の増額または減額)

第 15 条 この特約の家族手術保険金額のみの増額または減額は取り扱いません。

- ② 無配当手術特約の規定によって、手術保険金額が増額または減額された場合には、この特約による被保険者の家族手術保険金額も同時に同じ割合で増額または減額するものとします。
- ③ 前項の規定によって家族手術保険金額が減額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。
- ④ 第 2 項の規定によって家族手術保険金額が増額された場合には、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算された金額を払い込むことを要します。
- ⑤ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第 4 条(特約の責任開始時)、第 10 条(給付金の支払)、第 18 条(告知義務違反による解除)および第 19 条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(特約の解約)

第 16 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当したときには、この特約は消滅したものとみなします。

1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約または無配当手術特約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(告知義務違反による解除)

第 18 条 会社が、この特約の締結、復活または復帰の承諾前に、この特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または主契約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または主契約の被保険者が前項の告知の際、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。ただし、会社がその事実を知っていた場合または過失のため知らなかった場合には、解除することができません。
- ③ 家族手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。ただし、この特約の被保険者の手術が解除の原因となった事実によらなかつたことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
1. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して 1 カ月以内に解除しなかつたとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて 2 年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて 2 年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により別表 2 の給付割合表に定めるいずれかの手術を受けたときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 19 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、主契約の被保険者、この特約の被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金を含み、保険種類および給付金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合

3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② 家族手術給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族手術給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
 - ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の払戻金)

- 第20条** 特約の失効(第6条)、解約(第16条)または解除(第18条および第19条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。
- ② 第17条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。
 - ③ 前2項の規定にかかわらず、特約の保険料払込期間と保険期間が同一の場合、この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

(特約の復帰)

- 第21条** 払済保険または延長保険に変更された主契約について、原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第17条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとしします。
- ② 会社が、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(社員配当金)

第22条 この特約に対する社員配当金はありません。

(主約款の規定の準用)

第23条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

- 第24条** この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとしします。
 2. 更新後のこの特約の家族手術保険金額は更新前の家族手術保険金額と同額とします。
 3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第10条(給付金の支払)および第12条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

- 第25条** この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第5条の規定にかかわらず、次のとおりとします。
 - (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとしします。
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。
 2. 第17条第1号および第21条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(請求手続)

第 26 条 この特約に基づく支払および変更については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

項目	提出書類	会社 所定 の請 求書	保 險 証 券	最 終 の 保 險 料 領 収 証	印鑑 証明書		戸籍 抄本		会 社 所 定 の 診 断 書	会 社 所 定 の 手 術 証 明 書	その他の書類
					契 約 者	受 取 人	こ の 特 約 の 被 保 険 者	受 取 人			
1	家族手術給付金の支払	○	○	○		○	○	○	○	○	
2	解約払戻金の支払	○	○	○	○						
3	責任準備金の支払	○	○	○	○						
4	家族手術保険金額の増額	○	○	○	○						会社所定の告知書
5	家族手術保険金額の減額	○	○	○	○						

② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(管轄裁判所)

第 27 条 この特約における家族手術給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

第 28 条 契約者または主契約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族手術保険金額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族手術保険金額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。

② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族手術保険金額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 手術

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、別表2の手術番号1. ～89. を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術(避妊のための手術)、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表2 給付割合表

手術 番号	手術の種類	手術保険金・家族 手術保険金に対す る給付割合 (%)
§ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術 (25 cm ² 未満は除く。)	10
2.	乳房切断術	10
§ 筋骨の手術 (抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術	10
4.	骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く。)	10
5.	頭蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く。)	10
6.	鼻骨観血手術 (鼻中隔湾曲症手術を除く。)	5
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く。)	10
8.	脊椎・骨盤観血手術	10
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	5
10.	四肢切断術 (手指・足指を除く。)	10
11.	切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの。)	10
12.	四肢骨・四肢関節観血手術 (手指・足指を除く。)	5
13.	筋・腱・靭帯観血手術 (手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。)	5
§ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	5
15.	喉頭全摘除術	10
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術 (開胸術を伴うもの。)	10
17.	胸郭形成術	10
18.	縦隔腫瘍摘出術	20
§ 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く。)	10
20.	静脈瘤根本手術	5
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの。)	20
22.	心膜切開・縫合術	10
23.	直視下心臓内手術	20
24.	体内用ペースメーカー埋込術	10
25.	脾摘除術	10
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	10
27.	顎下腺腫瘍摘出術	5
28.	食道離断術	20
29.	胃切除術	20
30.	その他の胃・食道手術 (開胸・開腹術を伴うもの。)	10
31.	腹膜炎手術	10
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	10
33.	ヘルニア根本手術	5
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	5
35.	直腸脱根本手術	10
36.	その他の腸・腸間膜手術 (開腹術を伴うもの。)	10
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術 (根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。)	5
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術 (受容者に限る。)	20
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術 (経尿道的操作は除く。)	10
40.	尿道狭窄観血手術 (経尿道的操作は除く。)	10
41.	尿瘻閉鎖観血手術 (経尿道的操作は除く。)	10
42.	陰茎切断術	20
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10
44.	陰嚢水腫根本手術	5
45.	子宮広汎全摘除術 (単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。)	20

手術 番号	手術の種類	手術保険金・家族 手術保険金に対する 給付割合(%)
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	5
47.	帝王切開娩出術	5
48.	子宮外妊娠手術	10
49.	子宮脱・膣脱手術	10
50.	その他の子宮手術(子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。)	10
51.	卵管・卵巣観血手術(経膈的操作は除く。)	10
52.	その他の卵管・卵巣手術	5
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	20
54.	甲状腺手術	10
55.	副腎全摘除術	10
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	20
57.	神経観血手術(形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。)	10
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	20
59.	脊髄硬膜内外観血手術	10
§ 感覚器・視器の手術(視力矯正を直接の目的とする手術を除く。)		
60.	眼瞼下垂症手術	5
61.	涙小管形成術	5
62.	涙嚢鼻腔吻合術	5
63.	結膜嚢形成術	5
64.	角膜移植術	5
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	5
66.	虹彩前後癒着剥離術	5
67.	緑内障観血手術	10
68.	白内障・水晶体観血手術	10
69.	硝子体観血手術	5
70.	網膜剥離症手術	5
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
72.	眼球摘除術・組織充填術	10
73.	眼窩腫瘍摘出術	10
74.	眼筋移植術	5
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	10
76.	乳様洞削開術	5
77.	中耳根本手術	10
78.	内耳観血手術	10
79.	聴神経腫瘍摘出術	20
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術	20
81.	悪性新生物温熱療法(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
82.	その他の悪性新生物手術	10
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	10
84.	上記以外の開胸術	10
85.	上記以外の開腹術	5
86.	衝撃波による体内結石破砕術(施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	10
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術(検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
§ 新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射(5000 ラド以上の照射で、施術の開始日から 60 日の間に1回の給付を限度とする。)	5
§ 骨髄幹細胞採取手術		
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。)	10

(備考)

視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害(近視、遠視、老眼等)に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクIOL等が含まれます。

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

無配当家族通院特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始時
- 第3条 特約の被保険者の範囲
- 第4条 特約の被保険者資格の得喪
- 第5条 家族通院給付金日額
- 第6条 給付金の支払
- 第7条 特約消滅後の通院の特別取扱
- 第8条 家族通院給付金の請求手続
- 第9条 家族通院給付金支払の時期および場所
- 第10条 特約保険料の払込免除
- 第11条 告知義務
- 第12条 告知義務違反による解除
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 特約の保険期間および保険料の払込
- 第15条 特約の失効
- 第16条 猶予期間中の保険事故と保険料の取扱
- 第17条 特約保険料の自動貸付
- 第18条 特約の復活

- 第19条 特約の解約
- 第20条 特約の消滅とみなす場合
- 第21条 特約の解約払戻金
- 第22条 社員配当金
- 第23条 家族通院給付金日額の増額または減額
- 第24条 特約の復帰
- 第25条 主約款の規定の準用
- 第26条 5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則
- 第27条 5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則
- 第28条 管轄裁判所
- 第29条 特約の取消および無効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

備考

- 別表1 通院
- 別表2 病院または診療所
- 別表3 解約払戻金額例表

無配当家族通院特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約の被保険者の妻または満 20 歳未満の子が疾病もしくは不慮の事故による傷害により入院した場合で、その退院後に通院したときに、その通院日数に応じて所定の給付を行なうことを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、無配当家族災害入院特約および無配当家族疾病入院特約(以下「主特約」といいます。)ならびに無配当通院特約とあわせて主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の責任開始時)

- 第2条 この特約の責任開始の時(以下「責任開始時」といいます。)は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、第1条第2項により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、契約者が、会社の定める方法により計算された金額を払い込んだ時(この特約の被保険者の健康状態に関する告知前に払い込んだ場合には、その告知の時)からこの特約上の責任を負います。
- ② この特約の締結後、この特約の被保険者の資格を取得した者については、取得した時からこの特約上の責任を負います。

(特約の被保険者の範囲)

- 第3条 この特約の被保険者は、次の各号に定める者とします。
1. 主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「妻」といいます。)
 2. 主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満 20 歳未満の者(この特約の締結後にその戸籍に記載されるに至った者を含みます。以下「子」といいます。)

(特約の被保険者資格の得喪)

- 第4条 この特約の締結時に前条の規定に該当している者は、この特約の責任開始時に、この特約の締結後に前条の規定に該当するに至った者は、その該当した時に、それぞれこの特約の被保険者の資格を取得します。
- ② この特約の締結後に戸籍上の異動または子が満 20 歳になったことにより、前条の規定に該当しなくなった者は、その時にこの特約の被保険者の資格を喪失します。

(家族通院給付金日額)

第5条 この特約による各被保険者の家族通院給付金日額は、主契約の被保険者について定められた無配当通院特約の通院給付金日額の6割とします。

(給付金の支払)

第6条 この特約の給付金の支払は次のとおりです。

給付金を支払う場合(以下「支払事由」といいます。)	給付金		受取人	給付金を支払わない場合(以下「免責事由」といいます。)
	名称	支払額		
<p>この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次のいずれにも該当する通院をしたとき。</p> <p>1. この特約の責任開始時(復活または復帰の取扱が行なわれた場合は、最後の復活または復帰の際の責任開始時とします。以下同じ。)以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とした主特約の特約条項に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院(以下「入院」といいます。)をし、その入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故による傷害の治療を目的とした別表1に定める通院(往診を含みます。以下同じ。)をしたとき。</p> <p>2. その通院が別表2に定める病院または診療所への通院であること。</p> <p>3. その通院が第1号に定める入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間(以下「通院期間」といいます。)における通院であること。</p>	家族通院給付金	1回の入院の退院後の通院につき家族通院給付金日額に通院日数を乗じて得られる金額	主契約の被保険者	<p>次のいずれかによって支払事由に該当したとき。</p> <p>1. 契約者または主契約の被保険者もしくはこの特約の被保険者の故意または重大な過失</p> <p>2. この特約の当該被保険者の犯罪行為</p> <p>3. この特約の当該被保険者の精神障害の状態を原因とする事故</p> <p>4. この特約の当該被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</p> <p>5. この特約の当該被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故</p> <p>6. この特約の当該被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</p> <p>7. この特約の当該被保険者の薬物依存</p>

(同一事由による入院の取扱)

② この特約の同一の被保険者が同一の事由により2回以上入院した場合で、主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる入院については次のとおり取り扱います。

1. 最終の入院(1回の入院の給付金の支払限度をこえる場合には、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じ。)の退院日を第1項に定める退院日とします。
2. 前号の場合、最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。

(入院給付金の支払対象となる日に通院した場合の取扱)

③ この特約の同一の被保険者が、その被保険者について入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であると否にかかわらず家族通院給付金は支払いません。

(異なる事由の併発の取扱)

④ 会社は、この特約の同一の被保険者が第1項に規定する入院を開始した時に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる不慮の事故による傷害または疾病を併発した場合で、それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めたときは、その併発事由の治療を目的とする通院を第1項の通院に含めます。この場合、その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。

(家族通院給付金の支払限度)

⑤ この特約による家族通院給付金の支払限度は、この特約の同一の被保険者について次のとおりとします。

1. 1回の入院(主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。)の退院後の通院についての支払限度は、支払日数(家族通院給付金を支払う日数。以下同じ。)30日とします。
2. 通算の支払限度は、支払日数を通算して700日とします。

⑥ 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合において、第4項(異なる事由の併発の取扱)の規定により家族通院給付金が支払われるときにはそれぞれの事由による通院についての支払日数は、30日をもって限度とします。

1. 不慮の事故による傷害を事由とした入院中に、異なる不慮の事故による傷害を事由とした入院を開始したとき。
2. 不慮の事故による傷害を事由とした入院と、疾病を事由とした入院(不慮の事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院を含みます。以下同じ。)が重複したとき。

(通院中に家族通院給付金日額が減額された場合の取扱)

⑦ この特約の被保険者の通院中に家族通院給付金日額が減額があった場合には、家族通院給付金の支払額は各日現在の家族通院給付金日額に応じて計算します。

(家族通院給付金の削減支払)

⑧ この特約の被保険者が次の各号のいずれかにより通院した場合で、その原因により通院したこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、その程度に応じて、家族通院給付金の全額を支払わないか、またはその金額を削減して支払うことがあります。

1. 地震、噴火または津波

2. 戦争その他の変乱

(責任開始時以後の原因とみなす入院)

⑨ この特約の被保険者が、責任開始時前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、責任開始時の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

(責任開始時前に発病した疾病を保障する取扱)

⑩ 次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約の被保険者がこの特約の責任開始時前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後に家族通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始時以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。

1. その疾病について、この特約の締結、復活、復帰または保険金額等の増額等の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
2. その疾病について、この特約の責任開始時前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常(要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。)を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について契約者または主契約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(この特約の被保険者とみなす場合)

⑪ この特約の責任開始時以後に妻が分娩した主契約の被保険者の子について、その子の出生に際しての入院の場合、家族通院給付金の計算上、入籍の日前の入院(入籍の日を含んで継続している場合に限りです。)も、この特約の被保険者となった後の入院とみなして本条の規定を適用します。

(通院が重複した場合の取扱)

⑫ 次の各号のいずれかに該当する通院をした場合には、家族通院給付金は重複して支払いません。

1. この特約の同一の被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたとき(この場合、1回の通院とみなします。)
2. この特約の同一の被保険者が、2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき。

(特約消滅後の通院の特別取扱)

第7条 この特約の被保険者が前条に規定する通院期間中に次の各号に定める事由が発生した時から継続している通院はこの特約の有効中の通院とみなして前条の規定を適用します。

1. この特約の保険期間が満了したとき。
2. 主契約の被保険者が死亡または主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める高度障害状態に該当したことによって第20条の規定によりこの特約が消滅したとき。
3. 主特約の入院給付金が給付限度に達したことにより、この特約が消滅したとき。
4. この特約の被保険者である子が、満20歳の年齢に達したことによって、この特約の被保険者でなくなったとき。

(家族通院給付金の請求手続)

第8条 契約者または家族通院給付金の受取人は、第6条に規定する家族通院給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、直ちに会社に通知して下さい。

② 家族通院給付金の受取人は、第6条に規定する家族通院給付金の支払事由に該当した場合には、すみやかに次の書類を提出して家族通院給付金を請求して下さい。

1. 家族通院給付金請求書
2. 会社の指定した書式による医師の診断書
3. 会社所定の書式による通院した病院の入院証明書
4. この特約の被保険者の戸籍抄本
5. 主契約の被保険者の戸籍抄本および印鑑証明書
6. 保険証券および最終の保険料払込を証する書類

③ 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師に診断を行なわせることがあります。

(家族通院給付金支払の時期および場所)

第9条 主約款に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による家族通院給付金の支払の場合に準用します。

(特約保険料の払込免除)

第10条 会社は、主契約について保険料払込の免除が行なわれた場合には、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、同時にこの特約の保険料の払込を免除します。

② 前項の規定によって保険料の払込が免除された場合には、その保険料は免除事由の発生後の払込期月内の契約当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

(告知義務)

第 11 条 会社がこの特約の責任開始時にこの特約の被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、契約者または主契約の被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第 12 条 契約者または主契約の被保険者が、前項の告知の際、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。

- ② 会社は、家族通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、すでに家族通院給付金を支払っていたときでも返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、この特約の被保険者の入院が解除の原因となった事実によらないことを、契約者、主契約の被保険者またはこの特約の被保険者が証明したときは、家族通院給付金を支払います。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が解除の原因を知った日の翌日からその日を含めて1カ月以内に解除しなかったとき。
 2. この特約が、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて2年以内に、この特約の被保険者が解除の原因となる事実により第6条に定める通院を開始したときを除きます。
- ⑤ 主約款に定める告知義務違反による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(重大事由による解除)

第 13 条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、この特約の被保険者または給付金の受取人が給付金(他の保険契約の給付金等を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。以下、本項において同じ。)を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合。
2. 給付金の請求に関し、給付金の受取人の詐欺行為があった場合。
3. 他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態もたらされるおそれがある場合。
4. その他この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- ② 家族通院給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、会社は、家族通院給付金の支払または保険料の払込免除をすでに行なっていたときでも、その返還を請求または払込を免除した保険料の払込がなかったものとみなして取り扱います。
- ③ 主約款に定める重大事由による解除通知に関する規定は、本条の場合に準用します。

(特約の保険期間および保険料の払込)

第 14 条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。ただし、第1条第2項の規定によりこの特約を付加した場合には、この特約の責任開始時から主契約の保険期間の満了する日までとします。

- ② この特約の保険料は、前項の保険期間(保険期間と保険料払込期間が異なるときは保険料払込期間)中、主契約の保険料(主契約に付加されている主特約および通院特約の保険料を含みます。以下同じ。)とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- ③ 前項の保険料が、その保険料の払込期月内の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅した場合には、会社は、その払い込まれたこの特約の保険料を契約者に払い戻します。
- ④ 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないまま、その保険料の払込期月内の契約応当日以後末日までにこの特約による家族通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、その支払うべき金額が未払込保険料に不足するときは、契約者は、その未払込保険料を払い込んで下さい。
- ⑤ 前項の未払込保険料の払込については、第16条第2項の規定を準用します。
- ⑥ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(特約の失効)

第 15 条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中の保険事故と保険料の取扱)

第 16 条 保険料の払込猶予期間中に、この特約による家族通院給付金の支払事由が発生した場合には、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

- ② 前項の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

(特約保険料の自動貸付)

第 17 条 主契約の保険料とこの特約の保険料が払い込まれないままで主約款に定める保険料払込の猶予期間を経過したときは、主約款に保険料の自動貸付の規定がある場合には、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、その規定を適用します。ただし、主契約に月払に関する特約が付加されている場合には、その特約の定めによります。

(特約の復活)

第 18 条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の解約)

第 19 条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。
1. 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき。
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
3. 主契約に付加されている主特約および無配当通院特約のいずれかが消滅したときまたは通算の支払限度に達したとき。
4. 第6条第5項第2号の規定により、この特約の家族通院給付金の支払日数が通算の支払限度に達したとき。

(特約の解約払戻金)

第 21 条 特約の解除(第 12 条および第 13 条)、失効(第 15 条)または解約(第 19 条)の場合には、会社は、保険料払込中の特約についてはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の特約についてはその経過した年月数によりそれぞれ計算した解約払戻金(別表3に例示します。)を契約者に払い戻します。
② 前条の規定によって特約の消滅とみなす場合(主約款の規定により主契約の保険金または高度障害給付金を支払う場合を除きます。)には、前項の規定を準用して取り扱います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を契約者に払い戻します。

(社員配当金)

第 22 条 この特約に対する社員配当金はありません。

(家族通院給付金日額の増額または減額)

第 23 条 この特約の家族通院給付金日額のみ増額または減額は取り扱いません。
② 無配当通院特約の規定によって、通院給付金日額が増額または減額された場合には、この特約による各被保険者の家族通院給付金日額も同時に同じ割合で、増額または減額するものとします。
③ 前項の規定によって家族通院給付金日額が減額された場合には、減額分については解約したものと取り扱います。
④ 第2項の規定によって家族通院給付金日額が増額された場合には、契約者は、会社の指定した日までに、その増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込んで下さい。
⑤ 前項に規定する金額が払い込まれた場合には、増額分については、第2条(特約の責任開始時)、第6条(給付金の支払)、第 11 条(告知義務)、第 12 条(告知義務違反による解除)および第 13 条(重大事由による解除)の規定を適用します。

(特約の復帰)

第 24 条 払済保険または延長保険に変更された主契約について原保険契約への復帰の請求があった場合には、別段の申出がない限り、第 20 条の規定によって消滅したこの特約も同時に復帰の請求があったものとみなします。
② 会社が、前項の規定によって請求された復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用してこの特約の復帰の取扱をします。

(主約款の規定の準用)

第 25 条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合の特則)

第 26 条 この特約を5年ごと利差配当付定期保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の保険期間が満了した場合、主契約が更新されたときには、主約款の規定を準用して、会社の定める範囲内で主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
2. 更新後のこの特約の家族通院給付金日額は更新前の家族通院給付金日額と同額とします。
3. 第1号の規定により、この特約が更新された場合に、第6条(給付金の支払)および第 10 条(特約保険料の払込免除)の規定を適用するときは、更新前の保険契約の保険期間と更新後の保険契約の保険期間は継続したものと取り扱います。

(5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合の特則)

第 27 条 この特約を5年ごと利差配当付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。
1. この特約の保険期間および保険料の払込については、第 14 条の規定にかかわらず、次のとおりとします。

- (1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の定める範囲内で定めます。
 - (2) この特約の保険料は、保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。ただし、主契約の保険料払込方法が一時払の場合で、かつ、この特約の保険料払込方法が一時払でないときには、主契約の保険料の払込の際に、この特約の保険料払込期間中に払い込むべきこの特約の保険料の全額を前納することを要します。
 - (3) 主契約の保険期間と保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべきこの特約の保険料の全額を、主契約の保険料払込期間中に前納することを要します。この場合、この特約の保険料が前納されないときは、この特約は、主約款に定める保険料払込の猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとし、
 - (4) (3)の規定にかかわらず、契約者は、会社の定める方法により、この特約の年払保険料を払い込むことができます。この場合、主約款に定める保険料払込の猶予期間の規定を準用するものとし、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれていないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
2. 第20条第1号および第24条第1項中「払済保険」とあるのは「払済終身保険」に読み替えます。

(管轄裁判所)

第28条 この特約における通院給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(特約の取消および無効)

- 第29条** 契約者または主契約の被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活、復帰または家族通院給付金日額の増額が行なわれた場合は、会社はこの特約(家族通院給付金日額の増額の場合には、その際の増額部分。)を取り消すことができます。この場合、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を払い戻しません。
- ② 契約者が給付金(保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ)を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活、復帰または家族通院給付金日額を増額した場合は、その特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

備考

1. 治療を目的とした通院

治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入・受取のみの通院は、「治療を目的とした通院」には該当しません。

別表1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等(別表2に定める病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療が困難なため、別表2に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表2 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表3 解約払戻金額例表

※東邦生命保険相互会社より承継した契約のため、別表での解約払戻金額の例示は省略しております。

リビング・ニーズ特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金の支払
- 第3条 保険金の支払の時期および場所
- 第4条 指定代理請求人の変更
- 第5条 保険金を支払わない場合
- 第6条 告知義務および告知義務違反
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の解約
- 第11条 特約の解約払戻金
- 第12条 特約の復帰
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 社員配当金
- 第15条 請求手続
- 第16条 管轄裁判所
- 第17条 主約款の規定の準用
- 第18条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則
- 第19条 新定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則
- 第20条 特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則
- 第21条 新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則
- 第22条 主契約の払済増加保険、終身買増保険、生存買増保険または一時払特殊養老保険の取扱
- 第23条 主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則
- 第24条 主契約に質権が設定される場合の特則
- 第25条 主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則
- 第26条 特約の取消および無効
- 第27条 受取人の変更
- 第28条 遺言による受取人の変更
- 第29条 受取人による主契約の存続
- 第30条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

リビング・ニーズ特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断されたときに、死亡保険金額の全部または一部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、会社の定める範囲内で、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、承諾の日とします。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金の支払)

- 第2条 会社は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、会社の定める範囲内で、主契約の死亡保険金額の一部または全部(以下「この特約の保険金」といいます。)を被保険者に支払います。ただし、主契約において契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、会社の定める範囲内で、この特約の保険金を法人に支払うことができます。
- ② 被保険者は、第15条(請求手続)に規定する必要書類を提出して、前項の保険金を請求して下さい。ただし、この特約の保険金の請求日(第15条に定める請求書類が会社の本社に到達した日をいいます。以下同じ。)が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合にも会社はこの特約の保険金を支払いません。
- ③ 被保険者がこの特約による保険金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4条(指定代理請求人の変更)の規定により変更した次の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、第15条(請求手続)に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、この特約の保険金の受取人の代理人としてこの特約の保険金の請求をすることができます。ただし、この特約の保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 前項の規定により、会社がこの特約の保険金を受取人の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求

を受けても、会社はこれを支払いません。

- ⑤ 主契約の保険金の全部が支払われた場合、この特約の保険金の請求日にさかのぼって主契約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合、請求保険金額と同額の主契約の保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。ただし、その消滅分または減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。この場合、この特約の保険金の支払日以降、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金または高度障害給付金（以下「主約款に定める保険金」といいます。）の請求を受けても、本条により支払った保険金額については支払いません。
- ⑥ この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。
- ⑦ 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、この特約の保険金を支払いません。
- ⑧ この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により計算した、この特約の保険金の請求日から6カ月間の請求保険金額に対応する利息および保険料を、また、主約款に規定する貸付金がある場合には、その元利合計額を差し引いて支払います。
- ⑨ 主契約の保険金の全部が支払われたときに、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約はこの特約の保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、消滅する特約に解約払戻金があってもこれを支払いません。なお、災害入院特約、無配当災害入院特約、疾病入院特約、無配当疾病入院特約、成人病入院特約、無配当成人病入院特約、女性医療特約、無配当女性医療特約、通院特約、無配当通院特約、家族災害入院特約、無配当家族災害入院特約、家族疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、家族通院特約および無配当家族通院特約の消滅分については、各特約に規定する特約の保険期間満了の規定を準用します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合には、各特約は減額の取扱をせずに継続するものとします。

（保険金の支払の時期および場所）

第3条 この特約の保険金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第7条（重大事由による解除）第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者もしくは被保険者の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または指定代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

（指定代理請求人の変更）

第4条 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

（保険金を支払わない場合）

第5条 次のいずれかの事由によって被保険者が第2条第1項の規定に該当したときは、この特約の保険金を支払いません。

1. 契約者、被保険者または指定代理請求人の故意

2. 被保険者の犯罪行為
 3. 戦争その他の変乱
- ② 前項の規定にかかわらず、戦争その他の変乱によって第2条第1項の規定に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。

(告知義務および告知義務違反)

第6条 この特約の締結、復活または復帰の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、この特約の保険金の支払をすでに行なっていたときでも、その返還を請求します。ただし、被保険者が支払事由に該当したことが解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結、復活または復帰の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人がこの特約の保険金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、この特約の保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者またはこの特約の保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくはこの特約の保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、保険金の支払をしません。すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ この特約の重大事由による解除の通知については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の解約)

第10条 契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第15条(請求手続)に規定する必要書類を提出して下さい。

(特約の解約払戻金)

第11条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(特約の復帰)

第12条 主契約の復帰請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用して、この特約の復帰の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 第2条(保険金の支払)に規定するこの特約の保険金を支払ったとき。
2. 主契約が延長保険に変更されたとき。
3. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(社員配当金)

第14条 この特約に対しては、社員配当金はありません。

(請求手続)

第15条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

	項目	提出書類
1	保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終保険料の払込を証する書類
2	保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券 (7) 最終保険料の払込を証する書類
3	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4	指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の同意書 (3) 保険証券

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
③ 第1項の2の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第16条 この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第17条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則)

第18条 定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、災害倍額保障付定期保険特約、遡増定期保険特約、5年ごと利差配当付遡増定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約が主契約に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、災害倍額保障付定期保険特約、遡増定期保険特約、5年ごと利差配当付遡増定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約について、各特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間は、本特則を適用しません。

1. 第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、災害倍額保障付定期保険特約、遡増定期保険特約、5年ごと利差配当付遡増定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とします。
 2. 契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条第1項の規定にかかわらず、主契約および定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、災害倍額保障付定期保険特約、遡増定期保険特約、5年ごと利差配当付遡増定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約の請求日の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
 3. 第2条第5項ないし第8項の規定は本条の場合に適用します。
- ② 自動更新付生存給付特約または5年ごと利差配当付自動更新付生存給付特約が主契約に付加されている場合で、第2条第5項の規定により、主契約の保険金の一部が支払われて主契約の保険金額が減額される場合には、第2条第9項の規定にかかわらず、主契約の減額に応じて、自動更新付生存給付特約または5年ごと利差配当付自動更新付生存給付特約の生存給付金額も同じ割合で減額されるものとします。この場合、その減額分に解約払戻金があってもこれを支払いしません。

(新定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

第19条 この特約を新定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。

1. 主契約の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
2. 前号の規定によってこの特約が更新された場合、第2条(保険金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続しているものとして取り扱いいます。
3. 主契約が更新される場合には、第2条第1項中、「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」に読み替えます。

(特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則)

第20条 この特約を特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。

1. 第2条(保険金の支払)第5項中、「死亡保険金または高度障害給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。）」とあるのを「死亡保険金、高度障害給付金または特定疾病給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。）」に読み替えます。
2. 第2条第3項および第4条(指定代理請求人の変更)の規定にかかわらず、この特約の指定代理請求人は主契約の指定代理請求人とします。
3. 特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
4. 前号の規定によってこの特約が更新された場合、第2条(保険金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続しているものとして取り扱いいます。
5. 第3号の規定によって主契約が更新される場合には、第2条第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」に読み替えます。

(新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則)

第21条 この特約を新終身年金保険または終身年金保険に付加する場合には、定期保険特約、遡増定期保険特約または養老保険特約の付加を要するものとし、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。

1. 新終身年金保険および終身年金保険の死亡給付金は、第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金には含めません。
2. 第13条(特約の消滅とみなす場合)中、第2号を削除し、以下1号繰り上げます。

(主契約の払済増加保険、終身買増保険、生存買増保険または一時払特殊養老保険の取扱)

第22条 主契約(新定期保険ならびに5年ごと利差配当付定期保険を除きます。)に払済増加保険、終身買増保険、生存買増保険または一時払特殊養老保険がある場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。

1. 払済増加保険または終身買増保険がある場合
 - (1) 第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に払済増加保険または終身買増保険の死亡保険金額を合算した額とします。

- (2) 契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条第1項の規定にかかわらず主契約および払済増加保険または終身買増保険の請求日の保険金額のそれぞれの割合に応じて、この特約の保険金を支払うものとします。
 - (3) 第2条第5項ないし第8項の規定は本号の場合に適用します。
2. 生存買増保険がある場合
- (1) 第2条第9項の規定により、主契約の保険金の全部が支払われて主契約が消滅する場合には、生存買増保険は消滅します。ただし、生存買増保険に解約払戻金があってもこれを支払いません。
 - (2) 第2条第5項の規定により、主契約の保険金の一部が支払われて主契約の保険金額が減額される場合には、主契約の減額に応じて生存買増保険の保険金額が減額されます。ただし、その減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。
 - (3) 一時払特殊養老保険がある場合、第2条第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に一時払特殊養老保険の死亡保険金額を合算した額とし、主契約の保険金の全部が支払われて、主契約が消滅する場合に限り、この特約の保険金として支払います。

(主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則)

第23条 特別条件付取扱特約が主契約に付加されていて、その条件が保険金の削減支払の場合には、この特約の保険金は、この特約の保険金に請求日における削減割合を乗じた金額を支払います。

(主契約に質権が設定される場合の特則)

第24条 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。

② この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

(主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)

第25条 この特約の付加された主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人が指定されていて、かつ、この特約の指定代理請求人を指定するときは、この特約の指定代理請求人は、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人と同一とします。

(特約の取消および無効)

第26条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復帰が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。

② 契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復帰した場合は、その特約は無効とします。

(受取人の変更)

第27条 この特約の保険金の受取人については、第2条(保険金の支払)第1項に定める被保険者または法人とし、その範囲内で、この特約の保険金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、この特約の保険金の受取人を変更することができます。この場合、この特約の保険金の受取人を法人に変更するときは、被保険者の同意を得るものとします。

② 第1項の通知が会社に到達した場合には、この特約の保険金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前のこの特約の保険金の受取人に特約の保険金を支払ったときは、その支払後に変更後のこの特約の保険金の受取人から特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第28条 契約者は、遺言によっても、この特約の保険金の受取人を、被保険者以外の者に変更することはできません。

(受取人による主契約の存続)

第29条 契約者以外の者で主契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による主契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にこの特約の保険金の受取人である被保険者は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の保険金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、この特約の保険金の受取人に支払います。

(時効)

第30条 この特約の保険金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面

に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

個人年金保険料税制適格特約条項 目次

(この特約の趣旨)

第1条 特約の締結

第2条 税制適格のための特別取扱

第3条 特約の消滅

第4条 特約の解約

個人年金保険料税制適格特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、新終身年金保険契約(終身年金保険契約を含みます。以下同じ。)に付加することにより、付加された新終身年金保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

なお、付加されている新配偶者年金特約(配偶者年金特約を含みます。以下同じ。)以外の特約の保険料は「個人年金保険料」に該当しません。

(特約の締結)

第1条 この特約は、新終身年金保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際または締結後に、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約および新配偶者年金特約に付加して締結します。ただし、主契約および主契約に付加されている新配偶者年金特約が次のいずれも満たす場合に限り、

1. 年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること。ただし、主契約に新配偶者年金特約を付加する場合には、契約者に限ります。
2. 年金受取人は被保険者と同一人であること
3. 配偶者年金受取人は契約者の配偶者と同一人であること
4. 保険料払込期間が10年以上であること
5. 年金の種類が確定年金、有期年金および保証期間付有期年金の場合は、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

(税制適格のための特別取扱)

第2条 この特約が付加されている主契約および新配偶者年金特約については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)および新配偶者年金特約条項(配偶者年金特約条項を含みます。以下同じ。)の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

1. 年金の一時支払の取扱

保証期間付終身年金または保証期間付有期年金の保証期間内および確定年金の残余年金支払期間内の未払年金については、その一部の一時支払を請求することはできません。

2. 年金支払開始日前に割り当てられた社員配当金の取扱

主約款および新配偶者年金特約条項の規定により、主契約の年金支払開始日前に割り当てられた社員配当金は、割当を行なった次の事業年度における年単位の契約応当日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金支払開始日前に主契約が消滅したときは契約者(死亡給付金を支払うべきときには死亡給付金受取人)に支払い、主契約の年金支払開始日まで主契約が継続したときは、主契約の年金支払開始日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、主約款第24条および新配偶者年金特約条項第19条に定めるところによります。ただし、年金の支払が確定年金の場合は主約款第51条の定めるところにより、有期年金または保証期間付有期年金の場合は主約款第61条の定めるところによります。

3. 年金支払開始日以後に割り当てられた社員配当金の取扱

(1) 保証期間付終身年金の場合で、保証期間内の未払年金の一時支払が行なわれたときは、年金支払開始日以後に割り当てられた社員配当金は、一時支払された保証期間中、割当を行なった次の事業年度における年単位の契約応当日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金または配偶者年金とともに支払う代わりに、保証期間経過直後の年単位の契約応当日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、主約款第24条および新配偶者年金特約条項第19条に定めるところによります。

(2) 保証期間付有期年金の場合で、保証期間中の未払年金の一時支払が行なわれたときは、年金支払開始日以後に割り当てられた社員配当金は、一時支払された保証期間中、割当を行なった次の事業年度における年単位の契約応当日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金とともに支払う代わりに、保証期間経過直後の年単位の契約応当日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、主約款第61条に定めるところによります。

4. 解約払戻金その他の払戻金の取扱

会社が支払うべき次の金銭がある場合は、これを支払うべき日から会社の定める利率で計算した利息をつけて会社に積み立てておき、主契約の年金支払開始日前に主契約が消滅したときは契約者(死亡給付金を支払うべきときには死亡給付金受取人)に支払い、主契約の年金支払開始日まで主契約が継続したときは、主契約の年金支払開始日に年金額の増額にあてます。この場合、年金額の増額の方法については、第2号の規定を準用します。

- (1) 主契約の内容の変更が行なわれた場合に支払うべき金銭

- (2) 主契約に付加されている新配偶者年金特約の年金支払開始日前の配偶者の死亡に対して支払うべき配偶者死亡給付金
 - (3) 主契約に付加されている新配偶者年金特約の解約その他の場合に支払うべき払戻金
 - (4) 保険料の前納期間が終了した場合または主契約が払済年金保険に変更された場合に支払うべき前納保険料の残額
5. 貸付金が年金支払開始日前に返済されない場合の取扱
- 主約款に定める貸付金があるままで主契約の年金支払開始日が到来した場合は、契約者の申出により、次のいずれかの方法で貸付金の返済を取り扱います。ただし、貸付金の元利金がかの定める金額を超える場合は、保険契約は主契約の年金支払開始日の前日に解約されたものとして取り扱います。
- (1) 貸付金の元利金を会社が支払うべき年金の全部または一部から差し引く方法。この場合の返済金額は会社の定める範囲内で契約者の申出により定めます。
 - (2) 保証期間付終身年金、保証期間付有期年金および確定年金の場合、保証期間内または残余年金支払期間内の未払年金の一時支払を請求し、貸付金の元利金を支払額から差し引く方法。
6. 保険契約の内容の変更等の取扱
- 主契約および新配偶者年金特約の内容の変更等については、次のとおり取り扱います。
- (1) 第1条(特約の締結)第2号および第4号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなる主契約および新配偶者年金特約の内容の変更等は取り扱いません。
 - (2) 契約の日から10年間は、払済年金保険への変更は取り扱いません。
 - (3) 主契約および新配偶者年金特約の内容の変更等を行なう場合は、支払うべき金銭から貸付金の元利金を差し引かないものとし、主契約および新配偶者年金特約の内容の変更等により貸付金の元利金が解約払戻金額を超えることとなる場合は、主契約および新配偶者年金特約の内容の変更等は取り扱いません。

(特約の消滅)

第3条 次のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 主契約が消滅したとき。
 2. 保険料の払込免除の事由が生じたとき。
 3. 契約者が変更され、第1条(特約の締結)第1号および第3号に定めるこの特約の締結時の条件に反することとなったとき。
- ② 前項第2号または第3号によりこの特約が消滅した場合、前条第4号の規定により会社に積み立てられた金銭があるときは、これを契約者に支払います。

(特約の解約)

第4条 契約者は、主契約を解約する場合に限り、この特約を解約することができます。

年金特約条項(平成8年4月2日改正) 目次

(この特約の趣旨)

第1条 特約の締結

第2条 年金基金

第3条 年金受取人

第4条 確定年金

第5条 保証期間付終身年金

第6条 年金支払証書

第7条 年金支払開始日および年金支払日

第8条 年金支払方法

第9条 年金の請求手続

第10条 一時金の請求

第11条 解約

第12条 年金受取人の死亡

第13条 年金受取人の変更

第14条 支払方法等の変更

第15条 特約の消滅とみなす場合

第15条の2 重大事由による解除

第16条 社員配当金

第17条 年金受取人の代表者

第18条 時効

第19条 特約の更新

第20条 年金額の計算

第21条 変額保険に付加した場合の特則

第22条 管轄裁判所

第23条 年金支払期間および保証期間

第24条 年金支払の時期および場所

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

年金特約条項(平成8年4月2日改正)

(この特約の趣旨)

この特約は、主契約の保険金または給付金(主契約の保険金または給付金とともに支払われる特約の保険金または給付金を含みます。以下、「保険金等」といいます。)を年金の方法により支払い、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とします。

(特約の締結)

第1条 保険金等の支払事由発生前は、保険契約者からの申出により、また、保険金等の支払事由発生後は、保険金等の受取人からの申出によって、会社は、会社の定める範囲内で、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加してこの特約を締結します。

② この特約を締結したときは、保険金等を、一時払に代えて、年金の方法により支払います。年金の種類は次のいずれかとなります。ただし、法人が保険金等の受取人の場合には、第2号の保証期間付終身年金は選択できません。

1. 確定年金

2. 保証期間付終身年金

③ この特約を付加したときは、会社はこの特約の保険証券は発行しません。

④ 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

(年金基金)

第2条 この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が発生した時(保険金等の受取人がこの特約を締結したときは締結の時)に、保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。ただし、保険金等の受取人は、会社の定める範囲内で、年金基金を追加することができます。

(年金受取人)

第3条 この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人となります。

(確定年金)

第4条 確定年金においては、年金基金を一定額の年金に分割して年金受取人に支払います。

(保証期間付終身年金)

第5条 保証期間付終身年金においては、保証期間中および保証期間経過後年金受取人が生存している間、一定金額の年金を年金受取人に支払います。

(年金支払証書)

第6条 会社は、第2条(年金基金)の規定によって年金基金が設定されたときは、年金支払証書を年金受取人に交付します。年金支払証書には、次の各号に定める事項を記載します。

1. 年金の種類

2. 年金支払開始日

3. 年金額

4. 年金受取人
5. 年金支払方法

(年金支払開始日および年金支払日)

第7条 第1回の年金支払日(以下「年金支払開始日」といいます。)は、この特約の締結の際、会社の定める範囲内で、年金基金設定日の翌年以降の年の応当日に定めることができます。

- ② 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の毎年の応当日とします。

(年金支払方法)

第8条 年金は、毎年1回支払います。ただし、年金受取人の請求があった場合には、会社の定める方法により、1年分の年金額を等分して支払います。

- ② 前項ただし書の規定によって年金額を等分して支払う場合には、会社の定める利率により計算した利息を支払います。

(年金の請求手続)

第9条 年金受取人は、次の書類を提出して年金を請求して下さい。

1. 年金支払請求書
 2. 年金受取人の戸籍抄本
 3. 年金受取人の印鑑証明書
 4. 年金支払証書
- ② 会社は、前項の書類のほか、特に必要と認めた書類の提出を請求することがあります。また、前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(一時金の請求)

第10条 年金受取人は、年金基金設定後年金支払開始日前においては、一時金請求時における年金基金の価額を一時に請求することができます。

- ② 年金受取人は、年金支払期間中(保証期間付終身年金においては保証期間中)その後の支払を取りやめて未払年金の現価(保証期間付終身年金においては残存保証期間中の未払年金の現価)を一時に請求することができます。
- ③ 確定年金においては、前2項の金額を支払った場合には、この特約は消滅します。また、保証期間付終身年金においては第1項の金額を支払った場合には、この特約は消滅し、前項の金額を支払った場合には、保証期間後の終身年金は、保証期間経過後第5条(保証期間付終身年金)の規定によって支払います。
- ④ 前条の規定は、本条の場合に準用します。

(解約)

第11条 保険契約者は、主契約継続中に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

(年金受取人の死亡)

第12条 年金受取人が、年金基金設定後年金支払開始日前に死亡した場合は、死亡時における年金基金の価額をその相続人に支払います。

- ② 年金受取人が年金支払期間中(保証期間付終身年金においては保証期間中)に死亡した場合は、その後の支払を取りやめて、第10条(一時金の請求)第2項の金額をその相続人に支払います。
- ③ 第9条(年金の請求手続)の規定は、本条の場合に準用します。

(年金受取人の変更)

第13条 年金受取人は、年金基金設定後年金支払開始日前においては、会社の定める範囲内で、会社に対する通知により、その権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金については、年金額を変更しません。

- ② 前項の通知が会社に到達した場合には、年金受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に第1回年金を支払ったときは、その支払後、変更後の年金受取人から第1回年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(支払方法等の変更)

第14条 保険契約者は、主契約継続中に限り、支払方法その他、年金支払の内容を変更することができます。

- ② 年金受取人は、年金基金設定後年金支払開始日前においては、会社の定める範囲内で、支払方法その他年金支払の内容を変更することができます。

(特約の消滅とみなす場合)

第15条 主契約が保険金等の支払事由以外の事由によって消滅したときは、この特約は、消滅したものとみなします。

(重大事由による解除)

第15条の2 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

- ② 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の一時金の請求を受けたものとして計算した金額を年金受取人に支払います。

(社員配当金)

第 16 条 年金基金設定後この特約について剰余金が生じたときは、会社の定める方法により、社員配当金の割当およびその支払を行いません。

(年金受取人の代表者)

第 17 条 年金受取人の相続人が2人以上あるときは、代表者1人を定めて下さい。この場合、その代表者は他の相続人を代理するものとします。

② 前項の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明である場合に、会社が相続人の1人に対してなした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

(時効)

第 18 条 年金、一時金その他の金額を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(特約の更新)

第 19 条 主契約が主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定によって更新されたときは、この特約も更新されるものとします。

(年金額の計算)

第 20 条 この特約の年金額の計算は、年金基金設定時の会社の定める率によって行いません。

(変額保険に付加した場合の特則)

第 21 条 この特約を変額保険に付加した場合には、この特約に定める年金基金に充当された保険金等については、特別勘定による運用はしません。

(管轄裁判所)

第 22 条 この特約における年金、一時金その他の金額の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(年金支払期間および保証期間)

第 23 条 この特約の締結の際、保険契約者(保険金等の受取人がこの特約を締結するときは保険金等の受取人)の申出によって、会社の定める範囲内で、年金支払期間または保証期間を定めることができます。

(年金支払の時期および場所)

第 24 条 年金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内または年金支払日の翌日から起算して5営業日以内のいずれか遅い日までに会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

② 年金を支払うための年金基金に充当される保険金等について確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、第1回年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日または年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。

1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

支払事由に該当する事実の有無

2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合

保険金等の支払事由が発生した原因

3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

4. 主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が主約款に定める重大事由による解除規定の第1項第4号に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、第1回年金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日または年金支払開始日の翌日から起算して5営業日を経過する日のいずれか遅い日とします。

1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日

2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日

3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号

に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、年金を請求した者に、その旨を通知します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

終身保険移行特約条項 目次

(この特約の趣旨)

第1条 特約の締結

第2条 定期保険特約を主契約に移行する場合の取扱

第3条 特約の解約

第4条 主約款の規定の適用

終身保険移行特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、終身保険に付加されている定期保険特約の全部または一部を、終身保険に移行することを主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、終身保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、移行する特約とあわせて主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(定期保険特約を主契約に移行する場合の取扱)

第2条 契約者は、会社の定める範囲内で、被保険者の同意を得て、被保険者の健康状態にかかわらず、主契約に付加されている定期保険特約の保険金額の範囲内で、定期保険特約の全部または一部を主契約に移行すること(以下「移行」といいます。)ができます。この場合、主契約の保険金額の増額として取り扱います。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、移行の取扱を行いません。

1. 定期保険特約の保険料が払込免除になっているとき。
2. 第4項に規定する移行日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
3. 第4項に規定する移行日から主契約の保険料払込期間満了時までの期間が会社の定める期間に満たないとき。
4. 第4項に規定する移行日が、定期保険特約の締結の日から起算して2年以内であるとき。
5. 主契約または定期保険特約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。
- ② 会社が移行の請求を承諾した場合には、契約者は、会社の指定した日までに、移行による主契約の保険金額の増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社は、前項に規定する金額を受け取った時から移行による主契約の保険金額の増額分の責任を負います。
- ④ 前項に規定する移行による主契約の保険金額の増額分の責任開始の日を移行日とします。
- ⑤ 移行が行なわれた場合には、定期保険特約は、移行日の前日に解約(定期保険特約の一部を移行するときは、その部分に対応する保険金額を減額)されたものとします。ただし、移行日が定期保険特約の更新の日の場合には、定期保険特約は、その更新の日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。
- ⑥ 移行が行なわれた場合には、移行による主契約の保険金額の増額分について次のいずれかの事由が生じたときは、それぞれに規定するところにより取り扱います。
 1. 被保険者が定期保険特約の責任開始時の属する日から起算して1年以上経過し、かつ、移行日から起算して1年以内に自殺したとき。
終身保険普通保険約款(以下「主約款」といいます。)第2条(保険金および給付金の支払)第1項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払わない場合の規定は適用しません。
 2. 被保険者が定期保険特約の責任開始時以後移行日前に発生した傷害または発病した疾病により、主約款に規定する高度障害になったとき。
移行日以後に発生した傷害または発病した疾病により主約款に規定する高度障害になったものとして、主約款第2条(保険金および給付金の支払)第1項の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が定期保険特約の責任開始時以後移行日前に発生した傷害により主約款に規定する保険料の払込免除事由に該当したときは、移行はなかつたものとして取り扱います。

(特約の解約)

第3条 この特約のみの解約はできません。

(主約款の規定の適用)

第4条 移行による主契約の保険金額の増額分については、主約款の規定を適用します。

5年ごと利差配当付終身保険移行特約条項 目次

(この特約の趣旨)

第1条 特約の締結

第2条 5年ごと利差配当付定期保険特約を主契約
に移行する場合の取扱

第3条 特約の解約

第4条 主約款の規定の適用

5年ごと利差配当付終身保険移行特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、5年ごと利差配当付終身保険に付加されている5年ごと利差配当付定期保険特約の全部または一部を、5年ごと利差配当付終身保険に移行することを主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、5年ごと利差配当付終身保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、5年ごと利差配当付定期保険特約とあわせて主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、契約者は、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(5年ごと利差配当付定期保険特約を主契約に移行する場合の取扱)

第2条 契約者は、会社の定める範囲内で、被保険者の同意を得て、被保険者の健康状態にかかわらず、主契約に付加されている5年ごと利差配当付定期保険特約の保険金額の範囲内で、5年ごと利差配当付定期保険特約の全部または一部を主契約に移行すること(以下「移行」といいます。)ができます。この場合、主契約の保険金額の増額として取り扱います。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、移行の取扱を行いません。

1. 5年ごと利差配当付定期保険特約の保険料が払込免除になっているとき。
2. 第4項に規定する移行日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲を超えるとき。
3. 第4項に規定する移行日から主契約の保険料払込期間満了時までの期間が会社の定める期間に満たないとき。
4. 第4項に規定する移行日が、5年ごと利差配当付定期保険特約の締結の日から起算して2年以内であるとき。
5. 主契約または5年ごと利差配当付定期保険特約に特別条件付取扱特約が付加されているとき。
- ② 会社が移行の請求を承諾した場合には、契約者は、会社の指定した日までに、移行による主契約の保険金額の増額分に対する会社の定める方法により計算した金額を払い込むことを要します。
- ③ 会社は、前項に規定する金額を受け取った時から移行による主契約の保険金額の増額分の責任を負います。
- ④ 前項に規定する移行による主契約の保険金額の増額分の責任開始の日を移行日とします。
- ⑤ 移行が行なわれた場合には、5年ごと利差配当付定期保険特約は、移行日の前日に解約(5年ごと利差配当付定期保険特約の一部を移行するときは、その部分に対応する保険金額を減額)されたものとします。ただし、移行日が5年ごと利差配当付定期保険特約の更新の日の場合には、5年ごと利差配当付定期保険特約は、その更新の日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。
- ⑥ 移行が行なわれた場合には、移行による主契約の保険金額の増額分について次のいずれかの事由が生じたときは、それぞれに規定するところにより取り扱います。
 1. 被保険者が5年ごと利差配当付定期保険特約の責任開始時の属する日から起算して1年以上経過し、かつ、移行日から起算して1年以内に自殺したとき。
5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款(以下「主約款」といいます。)第2条(保険金および給付金の支払)第1項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払わない場合の規定は適用しません。
 2. 被保険者が5年ごと利差配当付定期保険特約の責任開始時以後移行日前に発生した傷害または発病した疾病により、主約款に規定する高度障害になったとき。
移行日以後に発生した傷害または発病した疾病により主約款に規定する高度障害になったものとして、主約款第2条(保険金および給付金の支払)第1項の規定を適用します。
- ⑦ 被保険者が5年ごと利差配当付定期保険特約の責任開始時以後移行日前に発生した傷害により主約款に規定する保険料の払込免除事由に該当したときは、移行はなかったものとして取り扱います。

(特約の解約)

第3条 この特約のみの解約はできません。

(主約款の規定の適用)

第4条 移行による主契約の保険金額の増額分については、主約款の規定を適用します。

保険料口座振替特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、当該保険契約に適用します。

② この特約を適用する保険契約は、次のすべての条件を満たすことを要します。

1. 保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること
2. 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座(提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座)へ保険料の口座振替(以下「保険料口座振替」といいます。)を委託すること
3. 保険料が会社の定める金額以上であること

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

② 前項の規定にかかわらず、災害倍額貯蓄保険契約および昭和 60 年4月1日以前に締結された生存給付金付定期保険契約の保険料率は、普通保険約款にもとづく保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期月内の会社の定めた日(以下「振替日」といいます。)に保険料口座振替により払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合には、その日に次ぐ営業日に保険料口座振替を行ないます。

② 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

④ 保険契約者はあらかじめ払い込むべき保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

(保険料の口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に保険料口座振替が不能となった場合には、会社は、次のとおり取り扱います。

1. 月払の保険契約の場合

翌月分の保険料の振替日に再度翌月分の保険料とあわせて保険料口座振替を行ないます。

2. 半年払または年払の保険契約の場合

振替日の翌月の応当日に再度保険料口座振替を行ないます。

② 前項の規定による保険料口座振替が不能な場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める保険料払込の猶予期間内に、払込期月を過ぎた保険料(月払の保険契約の場合には、払込期月の保険料を含みます。)を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(指定口座または提携金融機関等の変更等)

第7条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。

② 保険契約者が保険料口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択してください。

③ 保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等が保険料口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、新たに他の提携金融機関等に保険料口座振替を委

託するか、他の払込方法を選択してください。

- ④ 会社は、会社または保険契約者から保険料口座振替を委託された提携金融機関等のやむを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- ⑤ 指定口座または提携金融機関等の変更の際に、その変更の処理が行なわれなまま保険料口座振替が不能となった場合には、第5条の規定に準じて取り扱います。

(特約の消滅)

第8条 保険契約が次のいずれかの事由に該当した場合には、この特約は消滅します。

1. 解約その他の事由によって消滅したときまたは効力を失ったとき
2. 保険料の払込を要しなくなったとき
3. 他の保険料の払込方法<経路>に変更されたとき
4. 第1条第2項に該当しなくなったとき

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といいます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と集団取扱協約を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員またはその同居親族もしくは使用人であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

団体特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 官公署、会社、工場、組合その他の団体(以下「団体」といいます。)に勤務または所属し、その団体から毎月俸給(役員報酬を含みます。)等給与の支払を受ける者またはその同居親族もしくは扶養親族を被保険者とする保険契約の被保険者または被保険者の人数が、次のいずれかの条件を満たす場合には、会社は、その団体と団体特別取扱協約を締結し、その団体に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. その団体に勤務または所属する保険契約者が、年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であるとき。
2. その団体の代表者を保険契約者とし、その団体に勤務または所属する者を被保険者とする事業保険契約の被保険者数が年払の場合は10人以上、半年払または月払の場合は20人以上であるとき。
3. その団体に勤務または所属する保険契約者と事業保険契約の被保険者が、半年払または月払で20人以上であるとき。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行わない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する半年払契約および月払契約には特別の保険料率を適用します。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、団体特別取扱協約により、団体と会社が取決めた日までに団体を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、団体から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 団体代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を団体代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、会社の定める範囲内で取扱います。

- ② この特約を適用する半年払契約および月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(社員配当金の支払)

第7条 社員配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の社員配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず、契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、団体代表者を経由して、現金で支払います。ただし、社員配当金の支払について特に団体との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者(事業保険契約の保険契約者は除きます。)が死亡し、または団体を脱退したとき。
2. 保険契約が払済保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 団体代表者と会社との間に締結された団体特別取扱協約が解除されたとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

集団特別取扱特約条項

(特約の適用)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といいます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と集団特別取扱協約を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員またはその同居親族もしくは扶養親族であること。
2. 年払、半年払または月払契約の保険契約者もしくは被保険者のいずれかが10人以上であること。
3. 各保険契約者の払い込むべき第2回以後の保険料は、集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日の特例)

第2条 この特約の適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行わない保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定にもとづいて契約日を定めることができます。

(保険料率)

第3条 この特約を適用する月払契約の保険料率は集団特別取扱の保険料率とします。

(保険料の払込)

第4条 第2回以後の保険料は、集団特別取扱協約により、集団と会社を取り決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団から会社に払い込まれたときに、その保険料の払込があったものとします。

(領収証の発行)

第5条 集団代表者から一括払込を受けた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の保険契約者に対しては別に領収証を発行しません。

(保険料の前納および自動貸付)

第6条 この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の前納に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準として、会社の定める率で割り引きます。

- ② この特約を適用する月払契約について、普通保険約款に定める保険料の自動貸付に関する規定を適用するときは、普通保険約款にもとづく保険料率を基準とします。

(社員配当金の支払)

第7条 社員配当金の支払方法として保険料と相殺する方法を選択した月払契約の社員配当金は、普通保険約款に定めた支払方法の規定にかかわらず契約日が4月から9月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する11月に、10月から3月までの保険契約に対しては、年単位の契約応当日の直後に到来する5月に、集団代表者を経由して、現金で支払います。ただし、社員配当金の支払について特に集団との取りきめがあるときは、その方法により支払います。

(特約が効力を失う場合)

第8条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき。
2. 保険契約が払済保険、延長保険または保険料の払込免除になったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団特別取扱協約が解除されたとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

ガン倍額医療保障付定期保険集団取扱特約条項

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といいます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団とガン倍額医療保障付定期保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員またはその同居親族もしくは使用人であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

第4条 この保険契約については、ガン倍額医療保障付定期保険集団取扱特約保険料率を適用します。

② 前項の保険料率は被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

新ガン倍額医療保障付定期保険集団取扱特約条項

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といいます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団とガン倍額医療保障付定期保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員またはその同居親族もしくは使用人であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

第4条 この保険契約については、新ガン倍額医療保障付定期保険集団取扱特約保険料率を適用します。

② 前項の保険料率は被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

医療保障付定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といいます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と医療保障付定期保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員またはその同居親族もしくは使用人であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、医療保障付定期保険集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

新医療保障付定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といいます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者となる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と新医療保障付定期保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員または同居家族もしくは使用人であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、新医療保障付定期保険集団取扱特約保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は、被保険者数の増減に応じて毎年の契約当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んでください。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

5年ごと利差配当付定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といいます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と5年ごと利差配当付定期保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員またはその同居親族もしくは使用人であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、5年ごと利差配当付定期保険集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱特約条項

(取扱の範囲)

第1条 官公署、会社、工場、組合、連合会、同業団体その他の集団(以下「集団」といいます。)に勤務または所属する者(以下「所属員」といいます。)を保険契約者(集団の代表者が保険契約者になる場合を含みます。)とし、次の条件を満たす場合には、会社は、その集団と5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱協約(以下「集団取扱協約」といいます。)を締結し、その集団に属する保険契約者について、この特約条項を適用します。

1. 被保険者は集団の所属員またはその同居親族もしくは使用人であること。
2. 保険契約者または被保険者のいずれかが20人以上であること。
3. 第2回以後の保険料は集団代表者においてこれを取りまとめ一括して払い込むこと。

(契約日)

第2条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料相当額を受け取った日(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の日。以下同じ。)の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間その他この保険契約における期間の計算は、その日を基準として計算します。ただし、第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者の健康状態に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時)から契約日の前日までの間に発生した保険事故に対しても保険契約上の責任を負います。

- ② 前項ただし書の保険事故が発生した場合には、第1回保険料相当額を受け取った日を契約日として年齢の再計算を行ない、保険料に過不足があれば支払金額と精算します。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、会社が特に認めたときは、普通保険約款の規定に基づいて契約日を定めることができます。

(保険期間)

第3条 この特約を付加した保険契約(以下「この保険契約」といいます。)の保険期間満了の日は、集団を通じて同一であることを要します。ただし、保険契約締結の際、保険契約者から申出があればこれと異なる取扱をします。

(保険料率)

第4条 この保険契約については、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険集団取扱の保険料率を適用します。

- ② 前項の保険料率は被保険者数の増減に応じて毎年の契約応当日に変更します。

(保険料払込方法)

第5条 保険料の払込方法<回数>は、年払、半年払または月払とします。ただし、集団を通じて同一であることを要します。

(保険料の払込)

第6条 第2回以後の保険料は、集団取扱協約により、集団代表者と会社が決めた日までに集団を経由して払い込んで下さい。

- ② 前項の保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた時に保険料の払込があったものとします。

(保険料の前納)

第7条 この特約を付加した保険契約の保険料の前納は、会社の定める範囲内で取扱います。

(保険料領収証)

第8条 集団代表者から払い込まれた保険料については、会社はその総額に対する領収証を集団代表者に交付し、個々の領収証は発行しません。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、この特約は効力を失います。

1. 保険料が会社に払い込まれないままで、第6条第1項に定める払込期日を過ぎたとき。
2. 保険契約者または被保険者が第1条に該当しなくなったとき。
3. 集団代表者と会社との間に締結された集団取扱協約が解除されたとき。
4. 第1条に定める保険契約者および被保険者のいずれもが20人未満となり、6カ月を経過してもなお20人以上とならなかったとき。

(普通保険約款の規定の適用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、普通保険約款の規定を適用します。

給付金の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、給付金の支払事由が発生する前に限り、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した保険契約(主契約に特約が付加されているときは、その特約を含みます。)については、普通保険約款(主契約に特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。)に給付金の受取人は契約者と定められている場合でも、その給付金の受取人は被保険者とします。

(特約の解約)

第3条 契約者は、給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- ② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、家族特約(特約の被保険者が主契約の被保険者の妻または子である特約をいいます。以下同じ。)に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を家族特約に付加することができます。

③ 前項の規定によりこの特約を家族特約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金または給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した家族特約については、家族特約の特約条項に保険金または給付金の受取人は主契約の被保険者と定められている場合でも、その保険金または給付金の受取人は契約者とします。

(特約の解約)

第3条 契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

自動更新特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、主たる保険契約に付加される特約の更新を取り扱うことを目的としたものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加される特約のうち、定期保険特約等会社の定める特約(以下「主特約」といいます。)を締結する際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

② 前項の規定によりこの特約を付加した場合、主特約の規定にかかわらず、主特約の保険期間は会社の定める期間とします。

(主特約の自動更新の取扱)

第2条 保険契約者から主特約の保険期間満了の日の2週間前までに反対の申出がない限り、主特約の保険期間満了の日の翌日(以下「更新日」といいます。)に主特約は更新されるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、更新されません。

1. 更新後の主特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める契約年齢を超えるとき。
2. 更新日が主契約の保険料払込期間満了の日を超えるとき。
3. 主特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき。
4. 特別条件付取扱特約が付加されているとき。ただし、次のいずれかの場合には更新されます。

(1) 特別保険料の領収方法が適用されている場合。この場合、更新前の主特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後の主特約の特別保険料は、更新日における主特約の被保険者の年齢および更新後の主特約の保険期間に基づいて計算します。

(2) 保険金額の削減の支払方法が適用されている場合で、主特約の保険期間満了の前までに保険金削減期間が満了しているとき。この場合、更新後の主特約には更新前の保険金額の削減支払方法は適用されません。

② 更新後の主特約の保険期間は更新前の主特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号および第2号に該当する場合、会社所定の範囲内で主特約の保険期間を短縮すれば前項の条件を満たすこととなるときは、保険期間を短縮して主特約を自動更新するものとします。

③ 次回更新後の主特約の保険期間が前項ただし書により、5年未満となるときは、前項の規定にかかわらず、会社の定める保険期間とします。

④ 第1項第2号の規定にかかわらず、会社の定めた主特約に限り、会社の定める範囲内で、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に更新を行なうことができます。

⑤ 前項の場合、更新後の主特約の保険期間は、被保険者の年齢が80歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。ただし、会社の定める主特約に限り、会社の定める保険期間で更新できるものとします。

⑥ 更新後の主特約の保険料は更新日における被保険者の年齢によって計算します。

⑦ 更新後の主特約の保険金額または給付日額は、更新前の主特約の保険金額または給付日額と同額とします。ただし、保険契約者から主特約の保険期間満了の日の2週間前までに申出がある場合、会社の定める範囲内で、会社の承諾を得て、更新日から主特約の保険金額または給付日額を変更することができます。

⑧ 主特約が更新された場合、保険金および給付金の支払ならびに保険料の払込免除の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは、継続したものとして取り扱います。

⑨ 更新後の主特約の第1回保険料の払込については、更新日の属する月に払い込まれるべき主契約の保険料と同様に取り扱いします。ただし、主特約の保険料の払込方法が一時払の場合には、保険料の自動貸付に関する規定は適用しません。この場合、保険料払込の猶予期間満了日までに主特約の第1回保険料が払い込まれなかったときは、主特約は更新されなかったものとして取り扱いします。

⑩ 主特約の保険料の払込方法が一時払の場合、主契約の保険料の払込が免除されているときは、主特約の保険料を払い込むことにより主特約を更新することができるものとします。

⑪ 主特約の規定により主契約の普通保険約款を準用するときは、「契約締結」を「主特約の更新」に、「契約日」を「更新日」にそれぞれ読み替えます。

⑫ この特約が複数の主特約にそれぞれ付加された場合、これらの主特約の更新日は、会社の定める範囲内で、同一とします。

⑬ 会社は、主務大臣の認可を得て、主特約の特約条項および保険料率を変更することがあります。この場合には、当該変更日以後に更新する主特約については、更新日以後、変更後の主特約の特約条項および保険料率を適用します。

⑭ 更新後の主特約については、本条に定めがある事項を除いて主特約の規定を適用します。

(特約の解約)

第3条 この特約のみの解約はできません。

(特約の更新)

第4条 主特約の更新に際しては、この特約は主特約とともに更新されます。

指定代理請求特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、給付金等の受取人が給付金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人が請求を行なうことを可能とする内容を主な内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て、契約者から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の対象となる給付金等)

第2条 この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち、次に定めるものとします。ただし、生存給付金、無事故給付金および健康祝金を除きます。

1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(受取人が主契約の被保険者と定められている給付および法人が受け取ることとなる給付を除き、付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)
 2. 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより、被保険者が受け取ることとなる給付
 3. 被保険者と契約者が同一人である場合で、主約款の規定により、受取人が契約者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、契約者が受取人となる給付を含みます。)
 4. 主約款の規定により、受取人が給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人と定められている給付で、契約者がその受取人を被保険者と指定している給付またはその受取人が指定されないことにより被保険者が受取人となることと定められている給付
 5. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ② 主約款に定める次の取扱が行なわれたことにより、前項各号の要件に該当しなくなった給付については、この特約の適用はありません。
1. 給付金の受取人に関する特約が解約されたこと
 2. 契約者、給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人の指定または変更が行なわれたこと
 3. 給付金等の受取人が被保険者から法人である契約者に変更されたこと

(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)

第3条 前条に定める給付金等の受取人が、給付金等を請求できない第2項に定める特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定または第6条(指定代理請求人の変更または撤回)の規定により変更した次の各号に定める範囲内の一人の者(以下「指定代理請求人」といいます。))が、別表に定める書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の3親等内の親族
 3. 被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
 4. 前3号のほか、被保険者のために給付金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- ② 前項に定める特別な事情はつぎのとおりとします。
1. 給付金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 2. 悪性新生物等のため傷病名の告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
 3. その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- ③ 指定代理請求人が第1項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号の範囲内であることを要します。
- ④ 指定代理請求人が第1項に該当しているが第3項に該当しないことにより給付金等を請求できない場合、もしくは第1項および第3項に該当しているが請求できない特別な事情がある場合には、次に定める者(以下「代理請求人」といいます。))は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
1. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
 3. 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 指定代理請求人の指定がない場合に、給付金等の受取人が第2項に定める特別な事情により給付金等の請求ができないときは、前項各号に規定する代理請求人は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

- ⑥ 本条の規定に基づき、会社が指定代理請求人もしくは代理請求人に対して給付金等を支払った場合には、その後重複して給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 本条の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、給付金等の支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

第4条 主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

（特約の解約）

第5条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（指定代理請求人の変更または撤回）

第6条 契約者は、被保険者の同意を得て、第3条（指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求）第1項に定める範囲内で指定代理請求人を変更し、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、契約者は別表に定める書類を提出してください。

② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

（主契約の被保険者が変更された場合の取扱）

第7条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。この場合、契約者は新たな指定代理請求人を指定してください。

（主約款の指定代理請求または代理請求に関する規定の不適用）

第8条 この特約を主契約に付加した場合には、主約款における指定代理請求または代理請求についての規定は適用しません。

（主約款の規定の準用）

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約が無配当愛児成長保険等の場合の特則）

第10条 この特約が、愛児成長保険、新愛児成長保険、自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 第2条（特約の対象となる給付金等）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等（以下「給付金等」といいます。）は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
 - 被保険者が保険金受取人に指定されている養護見舞金および養護年金
 - 契約者が保険金受取人に指定されている養育一時金および養育年金
 - 特約の被保険者が保険金受取人に指定されている特約高度障害給付金
 - 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより被保険者が受け取ることとなる給付
 - 契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除」
- 第2条第2項第2号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「2. 契約者または保険金受取人の変更が行なわれたこと」
- 第1号2. および5. の適用に際しては、第3条（指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求）および第6条（指定代理請求人の変更または撤回）中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替え、第1号3. の適用に際しては、第3条および第6条中、「被保険者」とあるのを「特約の被保険者」と読み替えます。

（主契約が利益配当付こども成長保険等の場合の特則）

第11条 この特約が、ライフサイクル無配当こども成長保険または利益配当付こども成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 第2条（特約の対象となる給付金等）第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等（以下「給付金等」といいます。）は、契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除とします。」
- 前号の適用に際しては、第3条（指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求）および第6条（指定代理請求人の変更または撤回）中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替えます。

（主契約が医療給付金付無配当定期保険(95)等の場合の特則）

第12条 この特約が医療給付金付無配当定期保険または医療給付金付無配当定期保険(95)に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- 第1条（特約の締結）第1項中、「主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）」とあるのは「主契約の主たる被保険者（以下「主たる被保険者」といいます。）」と読み替え、同条第2項、第3条（指定代理請求人または代理請求人による

給付金の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。

2. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
 1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が主たる被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、主たる被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、主たる被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
 2. 主たる被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

(主契約がライフサイクル無配当入院保険(01)の場合の特則)

第13条 この特約がライフサイクル無配当入院保険(01)に付加されている場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。

1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
2. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	提出書類
指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 最終の保険料領収証 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の診断書・証明書 (6) 会社所定の入院・手術証明書 (7) 被保険者と指定代理請求人(代理請求人)の続柄が確認できる戸籍謄本 (8) 指定代理請求人(代理請求人)の住民票と印鑑証明書 (9) 被保険者または指定代理請求人(代理請求人)の健康保険被保険者証の写し (10) 代理請求の場合で、指定代理請求人が請求できない特別な状態のとき、その状態を証明する会社が認めた書類
指定代理請求人の変更または撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 契約者の印鑑証明書
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また、指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ない、または会社の指定する医師の診断を行なわせることがあります。	

特別条件付取扱特約条項

第1条 保険契約(主たる保険契約およびそれに付加される特約をいいます。)申込の際、被保険者の健康状態その他が、会社の定める普通の標準に合わないときは、保険契約にこの特約を付加して締結します。

第2条 この特約で、保険契約に付加する特別条件は、次の各号の1または2とします。

1. 特別保険料の領収

普通の保険料に、会社が定めた特別保険料を加算して払い込むものとします。

2. 契約年齢の年増

被保険者の年齢に、会社の定めた年数を加算した年齢によって、保険契約を締結し、この年齢に基づいて保険料、責任準備金、払戻金等を計算します。

3. 保険金の削減支払

会社は削減期間を定め、この削減期間内に、被保険者が、災害または別表に定める感染症によらないで死亡したときは、保険金に、次表に示す割合を乗じた金額を支払います。

削減期間 保険年度	1年	2年	3年	4年	5年
第1年度	0.50	0.30	0.25	0.20	0.15
第2年度		0.60	0.50	0.40	0.30
第3年度			0.75	0.60	0.45
第4年度				0.80	0.60
第5年度					0.80

第3条 この特約のついた保険契約については、保険期間の延長、払済保険および延長保険への変更は取り扱いません。

第4条 この特約のついた保険契約が効力を失ったときは、失効後1年以内に限り復活の請求をすることができます。この場合には、会社の指定した医師の診査を必要とします。

第5条 この特約が付加されている保険契約の更新については、第2条第3号が適用されている場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、次に定めるところによります。

- 第2条第1号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の保険契約の特別保険料は、更新日における被保険者の年齢および更新後の保険契約の保険期間に基づいて計算します。
- 第2条第3号に定める特別条件が適用されている場合には、普通保険約款にかかわらず、主たる保険契約の保険期間満了の前までに保険金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の保険契約には更新前に付加した特別条件は適用されません。

別表 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10(2003 年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症(ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。)についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。



ジブラルタ生命は
ベルマーク運動に
協賛しています

ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

0120-981-088 **通話料無料**

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）